

平成 30 年版
(2018 年版)

たかさき環境白書

(高崎市第 3 次環境基本計画後期計画 年次報告書)

【平成 29 年度 (2017 年度) 実績】



高崎市

第1章 高崎市の概況

第1節 高崎市の地域特性（1～3ページ）

1	位置及び面積	1
2	気象	2
3	人口及び世帯	2
4	産業	3
5	土地利用	3
6	交通	3

第2章 高崎市環境基本計画について

第1節 環境基本計画の目的・位置づけ（4ページ）

第2節 高崎市の環境の将来像（5ページ）

第3節 環境施策の基本方針（6～7ページ）

第4節 環境基本計画の体系（8ページ）

第5節 計画の推進体制と進行管理（9～10ページ）

1	計画の推進体制	9
2	計画の進行管理	10

第3章 各基本方針に対する施策の展開

第1節 地球環境の保全（11～21ページ）

1	地球温暖化対策	11
---	---------	----

第2節 循環型地域社会の構築（22～34ページ）

1	ごみの減量化と資源化の推進	22
2	廃棄物の適正処理	31

第3節 生活環境の保全（35～52ページ）

1	大気環境の保全、悪臭の防止	35
2	水環境、土壌環境の保全	39
3	騒音・振動の防止	46
4	化学物質による環境汚染の防止	48
5	放射性物質の監視・測定	50

第4節 快適空間の確保（53～63ページ）

1	公園・緑地の整備、歴史的景観の保全	53
2	自然環境の保全	57
3	開発事業等の環境への配慮	59
4	災害への対応	60

第5節 環境まちづくりの推進（64～74ページ）

1	環境教育・環境学習の推進	64
2	市民・市民団体・事業者への支援	71

資料編

第1節 測定データ（75～164ページ）

1	大気	75
2	水質	102
3	騒音・振動	125
4	化学物質	139
5	放射性物質	142

第2節 工場・事業場等に対する規制（165～196ページ）

1	大気・悪臭	165
2	水質・土壌	170
3	騒音・振動	180
4	化学物質	191
5	その他項目	195

第3節 廃棄物処理関係（197～207ページ）

1	ごみ・資源物の収集運搬体制	197
2	廃棄物処理施設	199
3	し尿処理（浄化槽・汲取りによる）	203
4	ごみ処理フロー図	205

第4節 環境行政年表（208～215ページ）

1	条例・計画等	208
2	公害対策関係	210
3	廃棄物関係	213

第5節 用語集（216～221ページ）

第1章 高崎市の概況

第1節 高崎市の地域特性

1 位置及び面積

本市は、群馬県の中西部にあり、東京へ約100km、新幹線で約1時間という地点に位置します。

市域の東は前橋市、玉村町、西は安中市、富岡市、甘楽町、長野県、南は藤岡市、埼玉県、北は渋川市、榛東村、東吾妻町、長野原町とそれぞれ接しており、市の南東部は関東平野の一部を形成する平坦な地形である一方、北西部はゆるやかな丘陵地や山間地を形成しています。

本市の面積は、平成18年1月の倉沢村、箕郷町、群馬町、新町との合併、平成18年10月の榛名町との合併、さらに、平成21年6月の吉井町との合併により、459.16km²となり、群馬県全体の約7.2%を占めています。

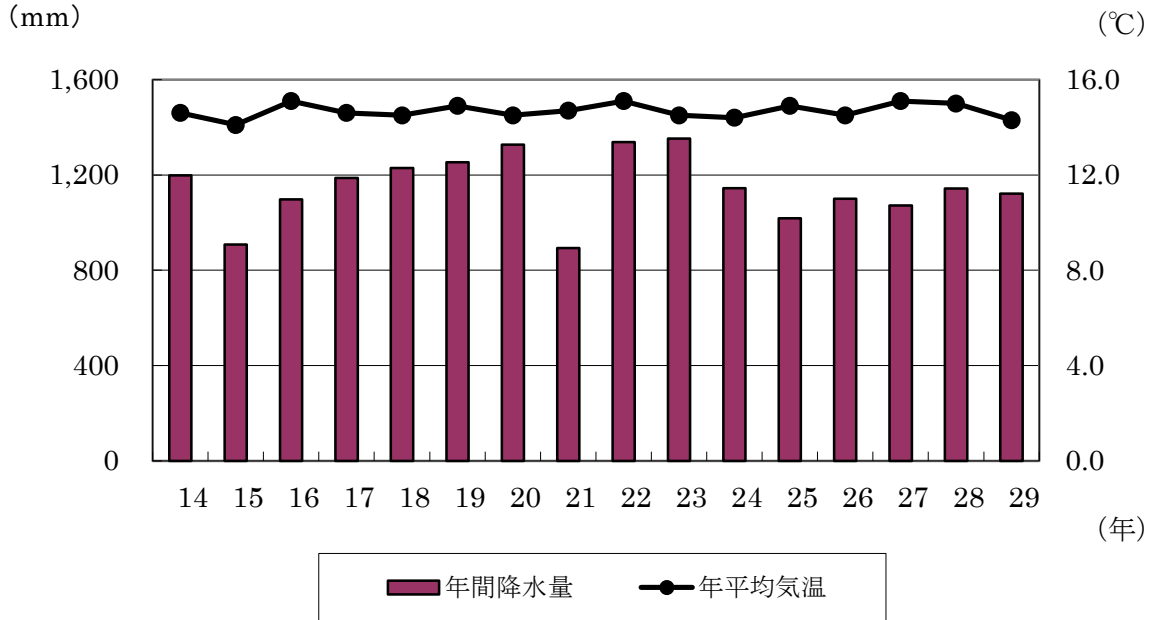


[図] 合併による高崎市の面積変化

2 気象

中央消防署（八千代町）で観測しているデータによると、平成 29 年の年平均気温は 14.3℃、年間降水量は 1,121.0mm、年平均風速は 2.1m/s です。

[表] 年間降水量及び年平均気温の推移

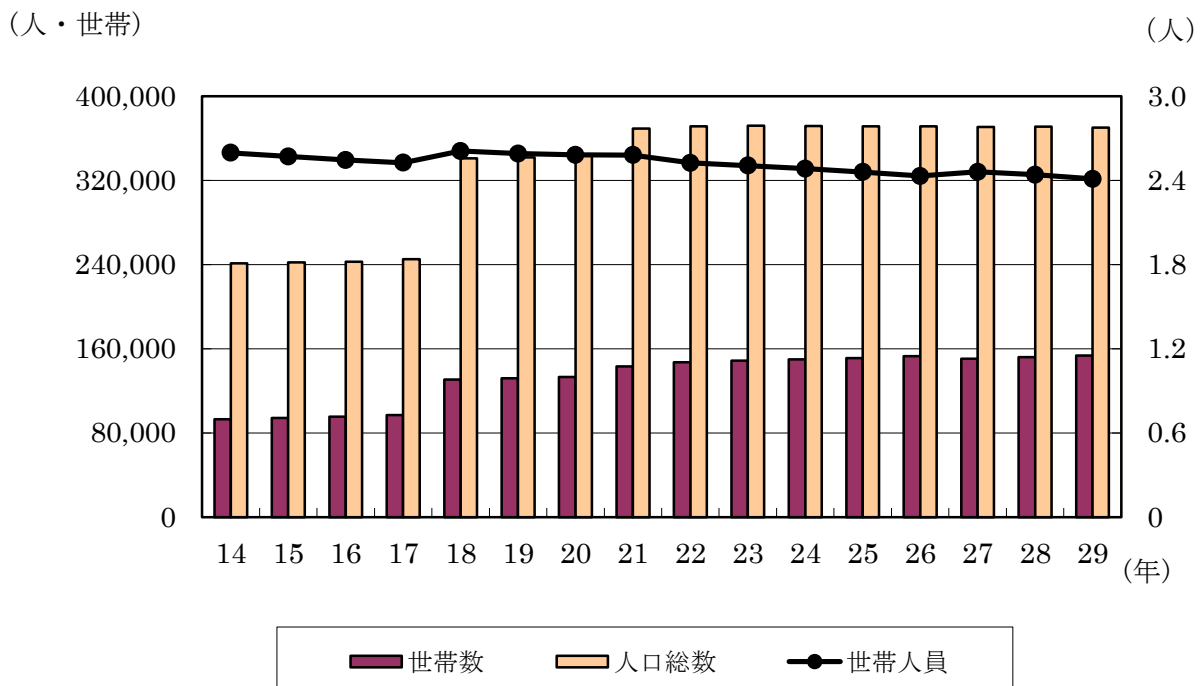


(観測地点：中央消防署（八千代町）)

3 人口及び世帯

本市の人口及び世帯数は、平成 29 年 10 月現在で 370,176 人、153,390 世帯で、一世帯当たりの平均人口は 2.41 人となっています。平成 18 年と平成 21 年の人口増は、市町村合併によるものです。

[表] 人口・世帯数・世帯人員の推移



4 産業

本市の製造業は 656 事業所、従業員数 26,506 人となっており、製造品出荷額等はおよそ 7,711 億円で県内の 8.9%を占めています〔平成 29 年工業統計調査結果より〕。商業は、商店数 3,729 店、従業者数 33,009 人となっており、商品販売額はおよそ 30,570 億円で県内の 43.5%を占めています〔平成 28 年経済センサス - 活動調査結果より〕。農業は、総農家数 6,970 戸（販売農家 3,460 戸、自給的農家 3,510 戸）、販売農家の農業就業者人口が 5,266 人となっており、総農家における経営耕地面積は 3,741ha で県内の 8.2%を占めています〔2015 年農林業センサス群馬県統計書より〕。

5 土地利用

市内の林野面積は、森林面積 209.96km² と森林以外の草生地 3.68km² を合わせた 213.64km² であり、市内総面積の 46.5%を占めています〔2015 年農林業センサス群馬県統計書より〕。都市公園は、平成 30 年 3 月末現在、219 箇所、面積は 8.19km² で市民 1 人当たりの都市公園面積は 21.93m² です。

6 交通

本市は古くから交通の要衝として発展し、新幹線 2 本（上越新幹線、北陸新幹線）、JR 在来線 5 本（高崎線、両毛線、信越本線、上越線、八高線）、私鉄 1 本（上信電鉄）、高速道路 3 本（関越自動車道、上信越自動車道、北関東自動車道）、国道 5 本が集中する全国有数の交通拠点性を有しています。

また、市内の自動車保有台数は、平成 29 年 3 月 31 日現在、311,193 台で、県内の約 17.4%を占めています〔群馬県統計年鑑より〕。



〔図〕 高崎市の交通

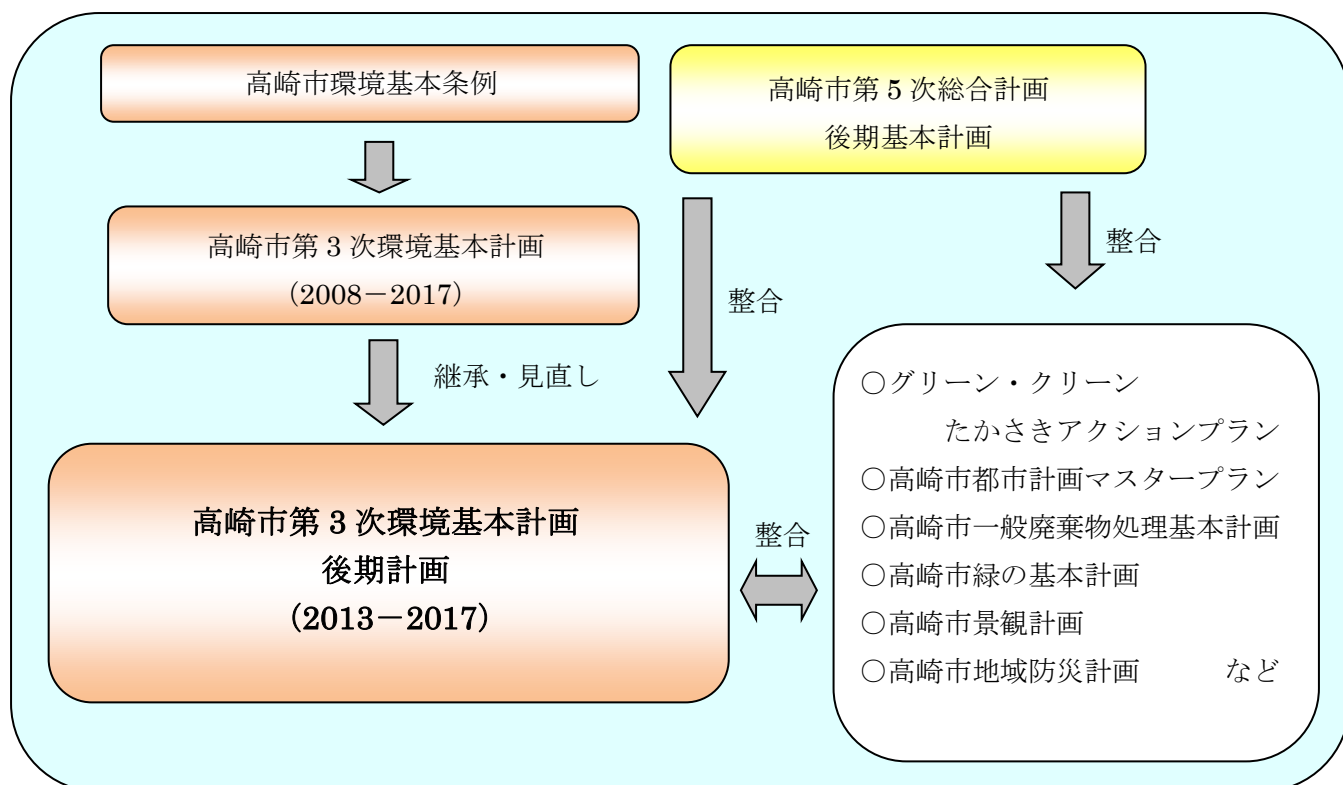
第2章 高崎市環境基本計画について

第1節 環境基本計画の目的・位置づけ

本市の環境基本計画は、高崎市環境基本条例（平成8年3月制定）に基づき、環境施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、市における基本的な構想を踏まえ、良好な環境の保全及び創造に関する基本的な計画として策定しています。

現在の「第3次環境基本計画後期計画（2013-2017）」は、平成20年4月に策定した「第3次環境基本計画」で定めた本市の環境の将来像や基本方針を継承しつつ、東日本大震災以降のエネルギー政策の転換や地域防災体制のあり方などの課題を踏まえ、今日的な視点による計画の見直しを行い、平成25年4月に策定しました。

本計画の位置づけは、以下のとおりです。



[図] 第3次環境基本計画の位置づけ

第2節 高崎市の環境の将来像

◎ 「市民が創造する地球環境都市たかさき」

合併によって広がった新高崎市は、利便性の高い快適な市街地をはじめ、豊かな田園地帯や榛名山系と清流が織りなす美しい自然など、多様な環境を持つ都市です。この高崎市の環境を守り、育み、次の世代に引き継いでいくためには、私たち市民一人ひとりが身近なところから地球規模に至るまで、今一度“環境”について見つめ直し、創造することが必要です。

後期計画においても、現計画の環境の将来像である「市民が創造する地球環境都市たかさき」を継承し、人にも自然にも、そして地球にもやさしい都市（まち）の実現を目指します。

具体的には、以下のことが実現されている都市（まち）になります。

1 地球温暖化防止に積極的に貢献する都市（まち）たかさき

家庭や事業所での省エネルギーの推進により、都市地域で排出される二酸化炭素排出が抑制されるとともに、市内における森林整備の推進により、二酸化炭素吸収源となる森林の健全化が図られています。また、豊富な太陽エネルギー等の資源を活かし、地域で創り地域で使う再生可能エネルギーの導入が進み、化石燃料の消費が抑制されています。

2 循環型地域社会が実現している都市（まち）たかさき

市民は、ごみの排出を抑制するとともに、分別基準を守ることで、資源の循環が徹底されています。事業所においては、資源の有効活用としてごみの発生抑制（リデュース）・再使用（リユース）・再生利用（リサイクル）の3R運動の実施により、廃棄物の発生が抑制されています。

また、ごみ処理についても、効率的で安心・安全・安定した処理が行われています。

3 快適・安全でうるおいのある都市（まち）たかさき

事業活動に伴う大気汚染や水質汚濁などの公害が未然に防止され、良好な環境が保たれ、自然との共生が実現されています。

また、豊かな自然や文化財の保全により、高崎独自の景観が形成され、日常生活にうるおいを与えると同時に、災害に強い安心して暮らせるまちが実現されています。

4 主体的に行動する市民が連携している都市（まち）たかさき

環境教育・環境学習により、多くの市民が環境保全の重要性を認識しており、各自の責任を果たすとともに、環境ボランティアなど必要な行動に積極的に参画しています。市民や事業者の環境活動が有機的に連携し、各主体が持ち味を発揮して地域環境の維持・向上に貢献しています。

第3節 環境施策の基本方針

本市が目指す「環境の将来像」を実現するために、5つの基本方針を定め、その方針に沿った14の施策（基本施策）について目標を掲げ、目標達成に向けた具体的な取り組みを実施します。

1 地球環境の保全

私たちは、化石燃料を大量に消費することで豊かで便利な暮らしを手に入れた一方で、温室効果ガスを大量に排出し、地球温暖化という地球規模での環境問題を引き起こしていると考えられています。また、東日本大震災による電力不足は、経済活動や市民生活に大きな影響を与えています。

これらの課題を解決するために、市民や事業者一人ひとりが日常生活や事業活動において、省エネルギーや節電などの地球環境に配慮した行動を実践するとともに、地域で創り地域で使う再生可能エネルギーの普及促進などにより、低炭素社会の実現を目指します。

【基本施策】

- ① 地球温暖化対策

2 循環型地域社会の構築

限りある資源を有効に利用するためには、今までのような物質的な豊かさや利便性を求めてきた大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会システムの見直しが必要となります。

本市のごみ処理を安定かつ効率的に行うために、ごみの発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）の3Rをさらに推進し、循環型社会の形成を目指します。

【基本施策】

- ② ごみの減量化と資源化の推進
- ③ 廃棄物の適正処理

3 生活環境の保全

大気環境や水環境などの悪化は、市民が健康で安心した生活を送る上で、支障となるもので、未然に防止する必要があります。

そのため、生活環境における汚染状況の監視・測定や工場・事業場等への指導を強化し、環境汚染を未然に防止するとともに、関係機関との連携を図り、正しい情報の共有と対策を進め、私たちを取り巻く生活環境を保全します。

【基本施策】

- ④ 大気環境の保全、悪臭の防止
- ⑤ 水環境、土壌環境の保全
- ⑥ 騒音・振動の防止
- ⑦ 化学物質による環境汚染の防止
- ⑧ 放射性物質の監視・測定

4 快適空間の確保

本市は、市域の中に利便性の高い市街地や豊かな田園地帯、歴史的資産が多く存在する文化地域、それと緑豊かな山々と清流が織りなす美しい自然を有する地域など、多彩な特色を持っています。

この「高崎らしさ」を次の世代に引き継ぐため、本市固有の自然環境や文化財などを保全し、また、市民が自然や歴史とふれあうことのできる空間を整備することにより、市民が住みよい快適な生活空間を確保します。

【基本施策】

- ⑨ 公園・緑地の整備、歴史的景観の保全
- ⑩ 自然環境の保全
- ⑪ 開発事業等の環境への配慮
- ⑫ 災害への対応

5 環境まちづくりの推進

本市の環境の将来像を実現するためには、市民一人ひとりが環境について考え、環境に配慮した生活様式や事業活動を主体的に行うことが大切です。

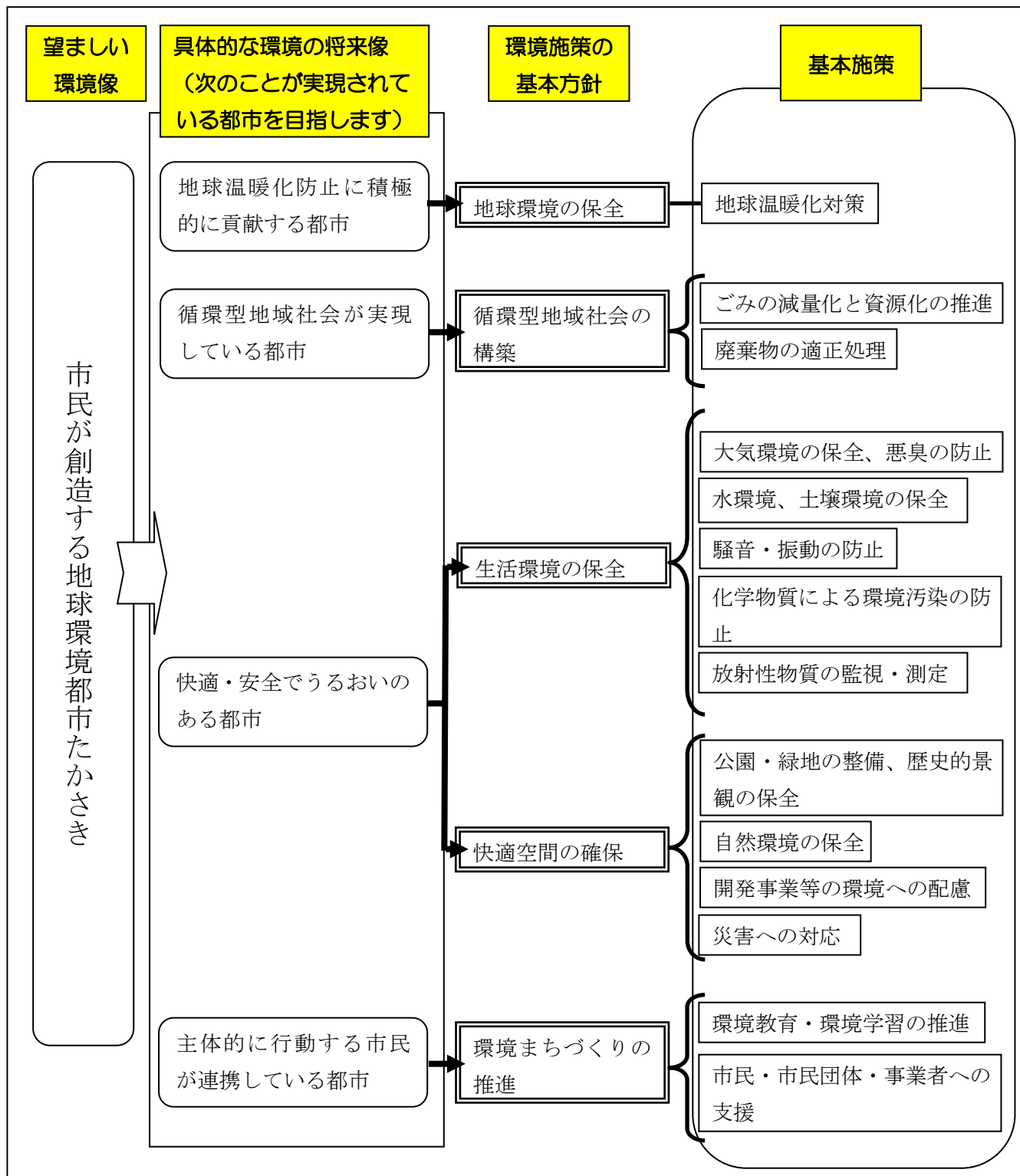
そのため、市民・市民団体・事業者の各主体が、環境保全活動に対する意識を高め、積極的に行動できるよう、環境教育・環境学習の推進を図るとともに、情報提供の充実などを含めた支援を行い、各主体が一体となって環境保全活動に取り組む、環境まちづくりを推進します。

【基本施策】

- ⑬ 環境教育・環境学習の推進
- ⑭ 市民・市民団体・事業者への支援

第4節 環境基本計画の体系

第2節で示した環境の将来像、第3節で示した環境施策の基本方針及び基本施策の体系を以下に示します。

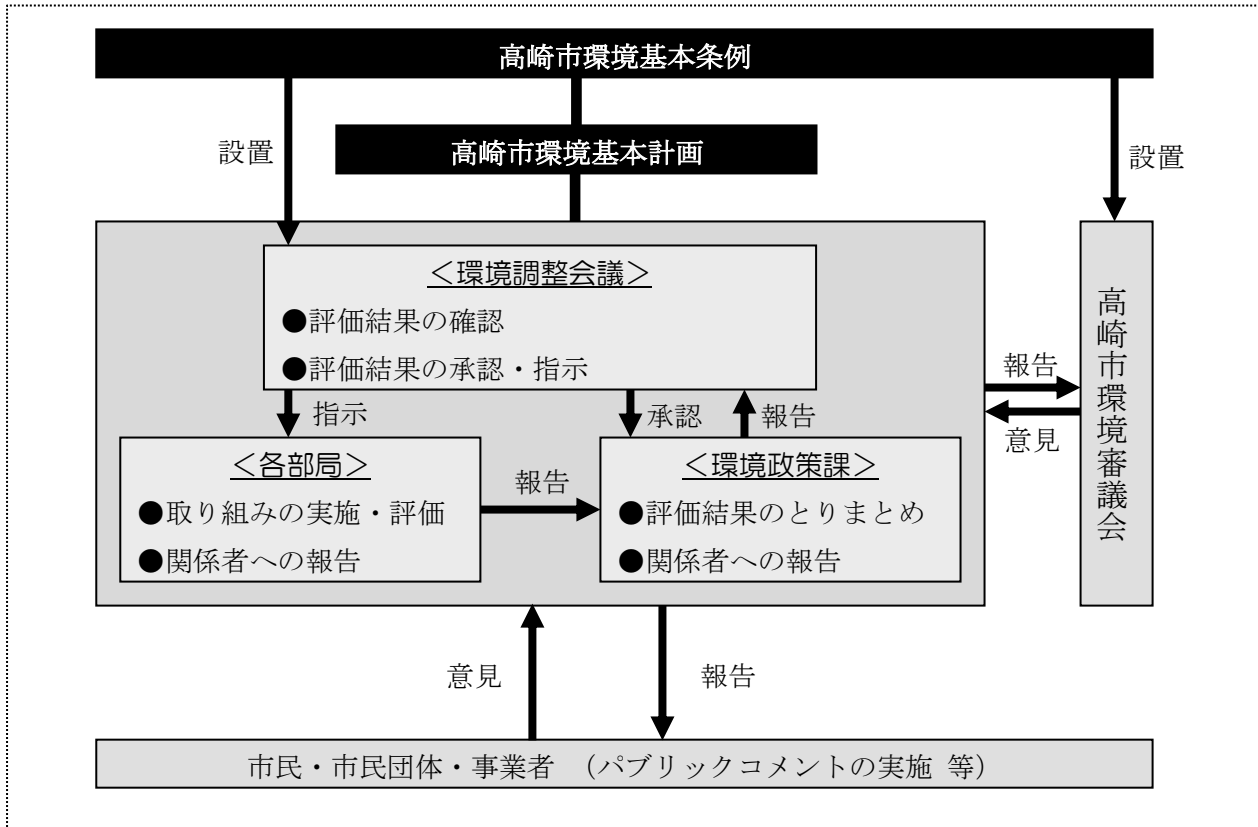


[図] 計画の体系

第5節 計画の推進体制と進行管理

1 計画の推進体制

第2節で示した環境の将来像を実現するためには、本計画に示された取り組みが効果的に推進されるための体制づくりが重要となります。そのため、以下に示すような推進体制をとります。



[図] 計画の推進体制

①高崎市環境審議会

環境審議会は、高崎市環境基本条例第11条に基づき設置し、学識経験者、市議会議員、関係行政機関の職員、公募した市民などで組織され、良好な環境の保全及び創造に関する基本的事項を調査・審議します。

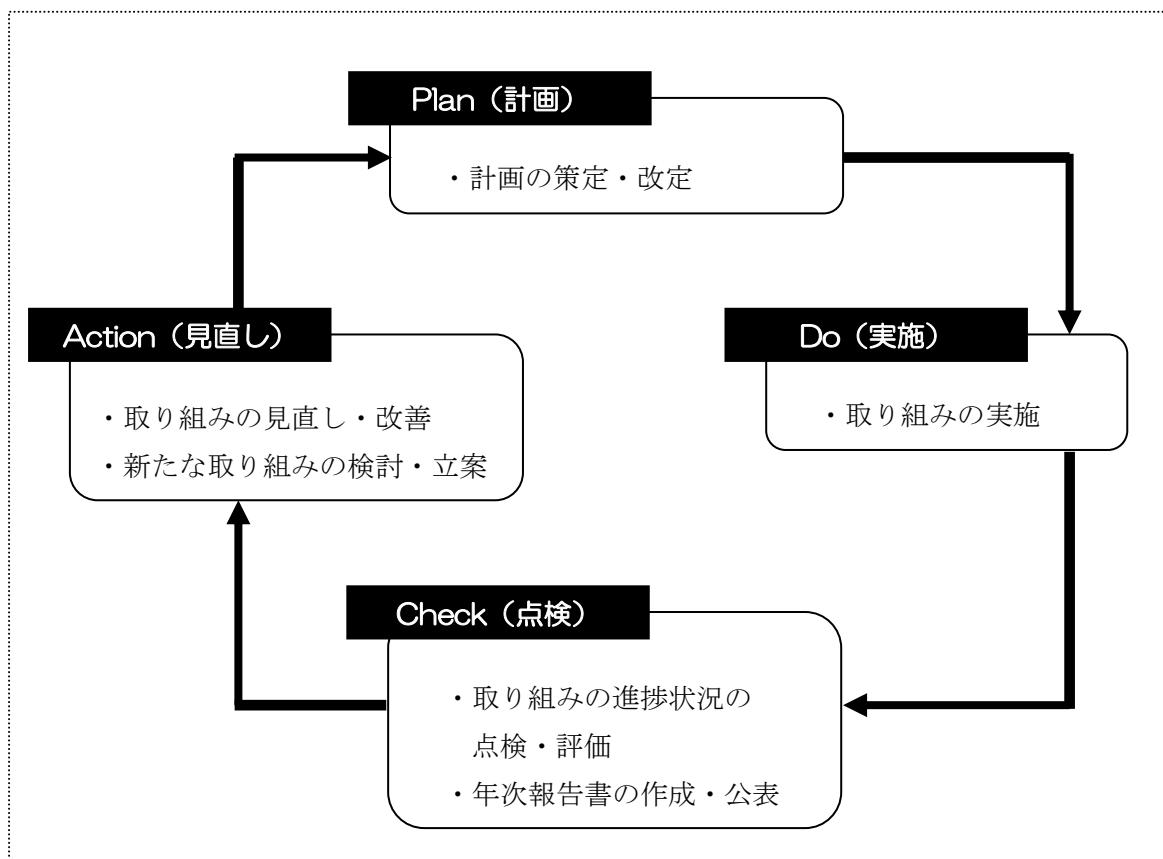
②環境調整会議

環境調整会議は、環境基本条例第15条第1項に基づき設置した市の庁内組織で、環境施策の実効的かつ体系的な推進を図るため、総合的な調整を行います。

2 計画の進行管理

本計画を確実に実行し、効果的な進行管理を行うために、環境マネジメントシステムの考え方に基づく PDCA サイクルにより、環境施策の点検・評価を行い、その結果については、年次報告書やホームページで公表します。

本計画の進行管理体制は、以下のとおりです。



[図] 進行管理体制 (PDCA サイクル)

「第 3 章 各基本方針に対する施策の展開」(11～74 ページ) では、本計画で掲げている 14 の施策の進捗状況及び環境関連事業の実施状況等の平成 29 年度実績を掲載しています。

第3章 各基本方針に対する施策の展開

第1節 地球環境の保全

1 地球温暖化対策

【目標】

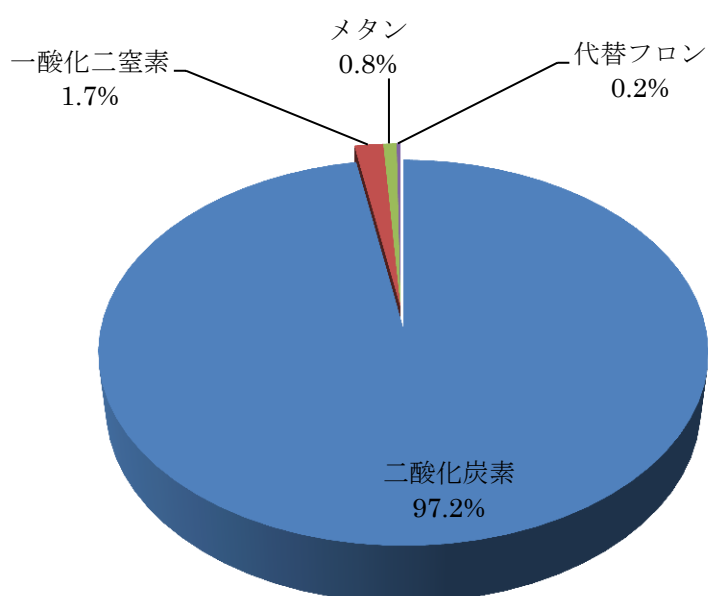
地域の特性に見合った再生可能エネルギーの導入や省エネルギーの推進などにより、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出削減に努めます。

指標名	現状 (※ ₁)	実績 (※ ₂)	目標 (※ ₃)
市内の温室効果ガス排出量	2,625,990 t- CO ₂ (平成 22 年度)	2,843,258t- CO ₂ (平成 27 年度)	2,130,000 t-CO ₂ (平成 32 年度)

(※₁) 現状の値は、高崎市第3次環境基本計画後期計画策定時の値です。

(※₂) 市内の温室効果ガス排出量について、算定の際に用いる国及び群馬県等の統計データなどが2～3年程度遅れて公表されるため、最新の市内の温室効果ガス排出量は、平成27年度の実績となります。

(※₃) 目標(2,130,000 t-CO₂ : 平成32年度)は、「グリーン・クリーンたかさきアクションプラン(2011年3月)」に記載のある温室効果ガス排出量目標値です。



[図] 高崎市の温室効果ガス排出量の内訳 (平成 27 年度)

○地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

平成 20 年 6 月の地球温暖化対策の推進に関する法律の一部改正に伴い、市域全体の温暖化対策の指針となる計画の策定が都道府県並びに指定都市、中核市及び特例市に新たに義務づけられました。これを踏まえ、「グリーン・クリーンたかさきアクションプラン」（高崎市地球温暖化対策実行計画（区域施策編））を平成 23 年 3 月に策定しました。

本実行計画では、「高崎市域から排出される温室効果ガスの総排出量を 2003 年度（平成 15 年度）比で、中期目標年次の 2020 年度（平成 32 年度）に 23%、長期目標年次の 2050 年度（平成 62 年度）に 70～75%削減」を目指しています。

平成 27 年度に本市で排出された温室効果ガスの総量は約 2,850,000t-CO₂ で、そのうち約 97%を二酸化炭素が占めています。平成 26 年度と比較して、全体的に減少していますが、自動車部門等で若干増加しています。今後の地球温暖化防止対策推進にあたっては、引き続き家庭及び事業所における省エネルギーや節電の奨励と合わせて、公共交通の利用促進等が必要と考えられます。

東日本大震災に伴う原子力発電所の事故を受け、火力発電所の稼働率が上昇したことから、電気の二酸化炭素排出係数が悪化しており、エネルギー起源の二酸化炭素排出量が増加しています。特に、二酸化炭素排出量の約 70%を占める製造業と民生部門では、使用するエネルギーのうち電気が占める割合が大きいため、年ごとの排出量は電気の二酸化炭素排出係数（t-CO₂/kWh）の変動に大きく影響されます。なお、電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量は、電気使用量（kWh）に電気の二酸化炭素排出係数を乗じて算出します。

市域における温室効果ガス排出量の推移は、次ページに示した、年度別温室効果ガス排出量の推移のとおりです。

[表] 年度別温室効果ガス排出量の推移 (平成 24～27 年度)

(単位: t-CO₂)

	【基準年度】 平成 15 年度 (2003)	平成 24 年度 (2012)	平成 25 年度 (2013)	平成 26 年度 (2014)	平成 27 年度 (2015)
二酸化炭素 (CO ₂) 部門別計	2,685,537	2,848,343	2,923,440	2,808,977	2,764,058
自動車	705,362	674,758	677,215	681,970	686,833
鉄道	19,265	21,166	20,571	19,496	19,355
製造業	813,853	903,263	948,746	933,065	908,609
建設・鉱業	54,362	48,687	43,757	47,326	52,566
農業	22,701	22,967	18,381	1,975	2,032
民生家庭	465,317	455,923	441,352	478,370	434,421
民生業務	548,395	665,834	731,161	609,520	620,814
廃棄物	56,282	55,744	42,257	37,256	39,430
その他の温室効果ガス計	76,552	76,171	75,825	75,550	79,200
メタン (CH ₄)	25,017	27,093	26,797	26,466	23,056
一酸化二窒素 (N ₂ O)	44,945	42,488	42,438	42,494	49,554
代替フロン 3 物質	6,590	6,590	6,590	6,590	6,590
温室効果ガス 総計	2,762,089	2,924,514	2,999,265	2,884,527	2,843,258

(※) 端数処理のため、一部合計が合致しない箇所があります。

(※) 基準年度のメタン・一酸化二窒素・代替フロン 3 物質の排出量については、平成 20 (2008) 年度の値を使用しています。

(※) 代替フロン 3 物質の排出量の推計については、環境省のマニュアルでは「都道府県レベルでは活動量の把握が困難な場合が多い」とされています。推計方法についても具体的な手順等は記載されていませんので、最も確からしいデータとして環境自治体会議による推計値 (2003) を用い、この値 (CO₂換算で 6,590t) を各年度に採用しています。

○地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

平成 11 年 4 月に「地球温暖化対策の推進に関する法律」が施行され、自治体に対して温室効果ガスの排出量を削減する計画の策定・実行が義務づけられたことから、平成 12 年 12 月に同法に基づく実行計画を策定し、市役所の事務事業に伴って排出される温室効果ガスの排出の抑制に積極的に取り組んでいます。

3 度の合併を経て現在の高崎市となり、社会的状況の変化や市有施設の増加等を踏まえ、平成 23 年 3 月に実行計画の改定を行いました。計画期間が終了したため、平成 28 年 3 月に新たな地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（以下、新実行計画という。）を策定しました。

新実行計画は、市役所の事務事業から排出される温室効果ガスの排出量を算定して目標を定め、節電、自動車の効率的な使用、ごみの発生抑制など職員ができる現実的な取り組みを着実に実施していくことで温室効果ガスの排出量を抑制し、地球温暖化防止につなげるものです。

平成 29 年度の市役所の事務事業に伴って排出された温室効果ガスの排出量は、平成 28 年度と比較して増加しました。

要因としては、ごみに含まれる廃プラスチックの割合が増えたことや、日常業務で使用する電気について、二酸化炭素排出係数が高い電力会社から調達する割合が増えたことなどが挙げられます。

平成 25 年度から平成 29 年度の排出量は、以下に示した年度別温室効果ガス排出量の推移のとおりです。

[表] 年度別温室効果ガス排出量の推移（※1）（単位：t-CO₂）

温室効果ガスの種類（排出につながる活動）（※2）	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
① 高浜及び吉井クリーンセンターの一般廃棄物焼却による二酸化炭素排出量	42,257	37,258	39,430	37,875	48,265
② 上記の二酸化炭素排出量を除く、高崎市役所が排出する温室効果ガスすべて	55,663	53,344	52,658	48,625	52,416
合 計	97,920	90,602	92,088	86,500	100,681

（※1）平成 28 年 3 月に新実行計画を策定した際に、指定管理者が管理する市有施設を算定対象に含めることとしたため、平成 25 年度まで遡り算定を行いました。

（※2）一般廃棄物焼却による二酸化炭素排出量は、総量に占める割合や年度ごとの変動が大きいため、その推移を別に示す必要があることから、①の二酸化炭素排出量には、一般廃棄物焼却によるメタンや一酸化二窒素を含めず、②の温室効果ガスに含めています。

【目標達成に向けた取組】

(1) 再生可能エネルギー、省エネルギーの推進

①再生可能エネルギーの推進

○住宅用太陽光発電システム導入補助制度

地球温暖化対策の推進及び再生可能エネルギーの普及促進を図ることを目的として、平成 21 年度から住宅用太陽光発電システムを設置した市民に補助金を交付しています。

補助制度による平成 29 年度までの累計交付件数は 7,772 件、累計出力は約 34 MW(メガワット)、累計二酸化炭素排出削減量(※)は約 16,680t-CO₂となります。



[表] 住宅用太陽光発電システム導入補助実績(平成 25~29 年度)

	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
交付件数(件)	1,432	894	646	637	413
出力合計(MW)	6.41	4.16	3.08	3.14	2.12
年間発電量(万 kWh)	641	416	308	314	212

平成 29 年度の補助金交付件数は 413 件で、出力合計は約 2.12MW に上り、太陽光発電システム 1kW あたりの年間発電量を 1,000kWh と仮定した場合、年間発電量は 2,120,000kWh、二酸化炭素排出削減量(※)は、約 1,030t-CO₂となります。

(※) 二酸化炭素排出削減量は、東京電力(株)の平成 28 年度実排出係数 0.000486 t-CO₂/kWh で算出

○事業者用太陽光発電設備導入支援助成金

再生可能エネルギーの普及促進と市内産業振興を図るため、市内事業所に太陽光発電設備を設置しようとする事業者(法人)に対して、費用の一部を助成します。

平成 29 年度は、申請件数が 1 件、助成金合計額が 3,913,000 円でした。

○市有施設における再生可能エネルギー・省エネルギー設備等の導入

本市では、市有施設の新築や改築の際に、自家消費型の太陽光発電設備を導入しています。

吉井福祉センター、中央小学校、新町第一小学校には災害対策用蓄電システムを備えた太陽光発電システムを導入しています。

平成 29 年度には新たに、高崎アリーナ及び高南中学校に太陽光発電設備が導入されました。



[表] 市有施設における太陽光発電設備の主な導入状況

施設名	出力 (kW)	導入開始年	付帯設備
倉渕中学校	10.00	平成 17 年	
高崎市総合保健センター	30.00	平成 23 年	
吉井支所	30.00	平成 23 年	
高崎市市民活動センター	15.00	平成 23 年	
佐野中学校	20.00	平成 24 年	
東部公民館	10.00	平成 25 年	
塚沢小学校	10.00	平成 25 年	
東部小学校	10.00	平成 26 年	
吉井福祉センター	30.00	平成 26 年	蓄電池 30kWh
中央小学校	20.00	平成 27 年	蓄電池 30kWh
新町第一小学校	20.00	平成 27 年	蓄電池 30kWh
箕郷文化会館	10.00	平成 27 年	
第一中学校	10.00	平成 28 年	
高崎市斎場	45.00	平成 28 年	
中室田小学校	10.00	平成 28 年	
並榎中学校	10.00	平成 29 年	
高崎アリーナ	50.00	平成 29 年	
高南中学校	20.00	平成 30 年	

(※) 10kW 以上の設備を記載

また、若田浄水場及び白川浄水場においては、小水力発電設備を稼動しています。二酸化炭素抑制効果をもたらし、環境負荷の低減に貢献しています。

若田浄水場では浄水場集中監視システムにより、各支所地域を含め 29 箇所の浄水場のデータを受け一括監視することで、施設の制御や異常発生時にいち早く対応でき、良質な水道水の安定供給を図ることができました。



その他、総合保健センター・中央図書館においては、テラスの屋上緑化や立体駐車場の壁面緑化、避難誘導灯等の LED 照明、高効率給湯器を導入しています。

[表] 小水力発電設備稼働実績（平成 25～29 年度）

		25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
若田 浄水場	年間発電量 (kWh)	524,770	617,250	642,190	636,911	623,958
	年間 CO ₂ 削減量 (t)	275	327	324	318	319
白川 浄水場	年間発電量 (kWh)	(※) 415,547	470,666	468,721	421,279	463,087
	年間 CO ₂ 削減量 (t)	217	249	236	210	237

(※) 白川浄水場では施設改修(平成 26 年 3 月中)のため、小水力発電設備を停止しました。

南陽台第七公園、榛名ふれあい公園、三ツ寺公園では、風力発電と太陽光発電と蓄電池を組み合わせたハイブリッド公園灯を設置しています。

省エネルギー設備では、高崎市役所本庁舎と高崎市総合保健センターに、地中熱を利用した地域冷暖房を導入しています。



②省エネルギー施策の推進

○市有施設への電気自動車用急速充電器の整備

本市は、自動車から排出される温室効果ガスの割合が、全国に比べて高い状況にあります。

電気自動車等の次世代自動車を普及し、自動車から排出される温室効果ガスの削減を図るため、市有施設 9 箇所に電気自動車用急速充電器を設置し、無料で充電サービスを実施しています。



高崎市役所本庁舎は平成 24 年 10 月 28 日より、その他の施設は平成 26 年 4 月 1 日より供用を開始しました。平成 29 年度の利用者数は 3,194 件でした。

[表] 電気自動車急速充電器設置場所（市有施設 9 箇所）及び利用件数

施設名	受付時間	平成 29 年度 利用件数（件）
高崎市役所本庁舎	午前 8 時 30 分～午後 4 時 45 分 (利用時間は午後 5 時 15 分まで)	989
倉渕支所		267
箕郷支所		451
群馬支所		404
新町支所		417
榛名支所		252
吉井支所		233
はまゆう山荘	午前 8 時から午後 7 時 30 分 (利用時間は午後 8 時まで)	56
榛名湖温泉ゆうすげ		125
合計		3,194

○街路灯設置事業

犯罪防止と交通安全を図ることを目的とし、町内会が設置する街路灯について、設置費用の一部を補助しています。

平成 29 年度実績としては、新設 496 灯、改修 202 灯、計 698 灯であり、補助金合計額は 12,632,300 円でした。

○省エネルギー型街路灯整備事業

エネルギー対策と商店街の電気料負担の軽減を図るため、商店街団体の LED 街路灯の設置等について、費用の一部を補助しています。

平成 29 年度は、新設が 57 基、交換が 25 基で、補助金合計額は 20,730,000 円でした。

(2) 地域環境の整備

①交通運輸対策

○市内循環バス「ぐるりん」運行事業

エネルギーや環境問題に対応するため、環境への負荷が少ない公共交通の利用を推進しています。

平成 29 年度において、「ぐるりん」都心循環線、少林山線、高経大線、大八木線、京ヶ島線、群馬の森線、倉賀野線、観音山線、岩鼻線及び支所地域の「ぐるりん」新町線、こうづけ国分寺線、かみつけの里線、白川線、生原線、松原線、柏木沢線、榛名線、倉渕線の 18 路線で運行し、674,756 人(前年比 12,523 人の増)の利用がありました。

また、各地域の実情に応え、新町地域と箕郷地域では小型車両で運行しています。



○榛名地域循環バス「はるバス」運行事業

エネルギーや環境問題に対応するため、環境への負荷が少ない公共交通の利用促進を図るとともに榛名地域の交通空白地域における市民の交通手段を確保するために、「はるバス」を運行しています。

平成 29 年度は、齊渡中北線、宮沢白岩線の 2 路線を平日 13 便運行し、年間 8,420 人の利用がありました。

○自家用有償バス運行事業

エネルギーや環境問題に対応するため、環境への負荷が少ない公共交通の利用促進を図るとともに、交通空白地域における市民の交通手段を確保するために、坂口・奥平線、東谷・西吉井線、多比良・小串線、南陽台・馬庭線、吉井・藤岡線の 5 路線を平日 1 日 29 便運行し、年間 23,446 人の利用がありました。



○バス交通対策事業

交通弱者の日常生活に必要な公共交通手段の確保、公共施設の利用促進として市内循環バス「ぐるりん」と民間バスや鉄道との乗り換えなど連携を重視した運行支援を行いました。

また、民間バスの撤退後に地域の要望に応じて運行している代替バス路線について補助金を交付し、地域住民の移動手手段の確保維持に努めました。

○鉄道網整備事業

交通弱者の日常生活に必要な公共交通である鉄道網の維持・促進を図るために、上信電鉄沿線の市町村、県によって構成されている上信電鉄沿線市町村連絡協議会を設置しており、上信電鉄に対しての経営再建計画策定のための協議を行い、鉄道網の維持、利便性の向上のための修繕等に対し、補助金を交付しました。

また、上信電鉄が主催するイベント等に協議会を通じて協力・協賛し、利用促進を図りました。

○自転車等駐車場管理運営事業

本事業は、放置自転車等により歩行困難による歩行者環境への安全性、車両通行（消防車・救急車等）の妨害を排除することで、良好な都市景観を確保し、明るく快適なまちづくりを目的としています。

JR 駅周辺に市営自転車駐車場が有料 8 箇所（井野駅東口・西口、群馬八幡駅、高崎駅西口、倉賀野駅南口、北高崎駅、高崎問屋町駅貝沢口・問屋口）、無料 5 箇所（倉賀野駅北口、新町駅東・西、新町駅南第 1・第 2）の計 13 箇所あります。

[表] 自転車駐車場（有料 8 箇所）契約台数（平成 25～29 年度）（単位：台）

	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
月ぎめ	40,392	46,290	44,191	43,722	43,384
日ぎめ	117,698	115,705	108,197	109,168	114,769

○レンタサイクル事業

観光・名所旧跡などの施設巡りや、サイクリング・買物などを目的として幅広く利用してもらうために、放置自転車を再利用したレンタサイクルを市営自転車駐車場7箇所にて無料で貸し出ししています。身分を証明するものをお持ちであれば、どなたでもご利用いただけます。

[表] レンタサイクル貸し出し実績 (平成 25～29 年度) (単位: 台)

	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
群馬八幡駅前	95	108	116	110	108
倉賀野駅南口	311	395	328	350	368
高崎駅西口	1,497	1,740	1,413	1,509	1,477
北高崎駅	145	163	136	126	123
井野駅西口	147	123	139	166	184
問屋町駅貝沢口	466	580	554	539	526
問屋町駅問屋口	576	727	614	608	659
合 計	3,237	3,836	3,300	3,408	3,445

○高崎まちなかコミュニティサイクルの実施

道路空間を活用し、JR 高崎駅の利用者や郊外から車でまちなかを訪れる人々などの中心市街地での「新たな足」として、まちなかの回遊性向上と賑わい創出、そしてまちなかの CO₂ 削減につなげていくため、コミュニティサイクル事業を実施しています。

高崎駅から市役所・図書館を結ぶシンフォニーロードと、高島屋とスズランを結ぶ慈光・大手前通りに囲まれたエリアを中心にサイクルポートを設置し、無料(100円デポジット方式)貸出自転車を配置しています。

平成 29 年度末現在、サイクルポート 16 箇所(うち 1 箇所は仮設)を設置し、150 台の自転車を配置しています。

②森林整備による吸収源対策

○間伐促進事業

森林を守り、森林の有する国土保全の維持、水源涵養等の公益的機能の高度発揮、森林資源の質的充実に向けた森林環境の整備及び健全な森林造成を促進するため、間伐促進事業補助金により森林所有者の間伐費用を補助しています。

[表] 間伐促進事業補助面積 (平成 25～29 年度) (単位: ha)

	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
補助面積	69.24	63.54	37.05	54.52	34.96

○美しい森林づくり基盤整備事業

森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法が施行されたことに伴い、同法第5条の特定間伐等促進計画の実施及び地球温暖化防止をはじめとする森林の多面的機能の維持増進のため、間伐や林道整備に対し国庫補助が適用されます。

本市は、国庫補助金を財源とする補助金を、間伐等を行う森林所有者に対して補助しています。平成29年度の補助対象間伐面積は9.88ha、補助金額は690,000円でした。

[表] 美しい森林づくり基盤整備事業 補助面積（平成25～29年度）（単位：ha）

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
補助面積	15.17	16.46	26.92	14.06	9.88

○市有林管理事業

市有林を適正に維持するため、間伐や枝打ち、下刈り等、市有林の管理を実施しています。

[表] 市有林間伐面積（平成25～29年度）（単位：ha）

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
間伐面積	6.12	13.46	10.30	9.60	10.26

○森林広葉樹林化推進事業

住民のふる里となるべき自然豊かな森林環境を創造し次世代に引き継いでいくため、また、森林の持つ多様な公益的機能を保全・活用するため、吉井地域南部の市有林で平成17年度から24年度までの間に、針葉樹林の間伐した山林に、広葉樹を植林しました。

平成29年度は、植林した広葉樹林の管理として、下草刈り7.50ha、補植1,560本の保育管理作業及びシカ獣害防除6.81haを行いました。

(3) その他の地球温暖化対策

○使用済自動車の再資源化等に関する法律に関する事務

使用済自動車は、廃棄物処理法上の廃棄物に該当しますが、個別に法律を定め、関連事業者に対しては廃棄物処理法の処理業許可を不要にし、使用済自動車の円滑な資源化、適正処理を図っています。

本市における平成29年度の関連事業者の登録数は87件（引取業65件、フロン類回収業22件）、許可数は16件（解体業13件、破砕業3件）であり、また、関連事業者に対して、延べ40回の立入検査・指導を行いました。

建設工事に伴って廃棄されるアスファルト・コンクリート塊及び建設発生木材の建設廃棄物は、昭和40年代の建築物が建替え期を迎え、廃棄物の発生量の増大による最終処分場のひっ迫から、廃棄物不適正処理等の問題の深刻化を解決することと建設廃棄物の再資源化を行い有効な利用を確保することを目的とし、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）が平成12年5月に制定されました。

本市では、建設リサイクル法の届出がされた市内の解体現場を中心に立入検査をし、産業廃棄物の適正処理及び再資源化義務について指導を行っています。平成29年度のパトロールによる立入検査・指導等は建築指導課と合同で5月と10月に行いました。

第2節 循環型地域社会の構築

1 ごみの減量化と資源化の推進

【目標】

市民及び事業者と一体となって、ごみの発生抑制（リデュース）・再使用（リユース）・再生利用（リサイクル）を推進し、ごみの減量及び資源化に努めます。

[表]

指標名	現状（※ ₁ ）	実績	目標（※ ₂ ）
1人1日当たりのごみ排出量	1,046 g/人日 （平成 22 年度）	967g/人日 （平成 29 年度）	940 g/人日 （平成 33 年度）
資源化率	14.6% （平成 22 年度）	12.9% （平成 29 年度）	22%以上 （平成 33 年度）

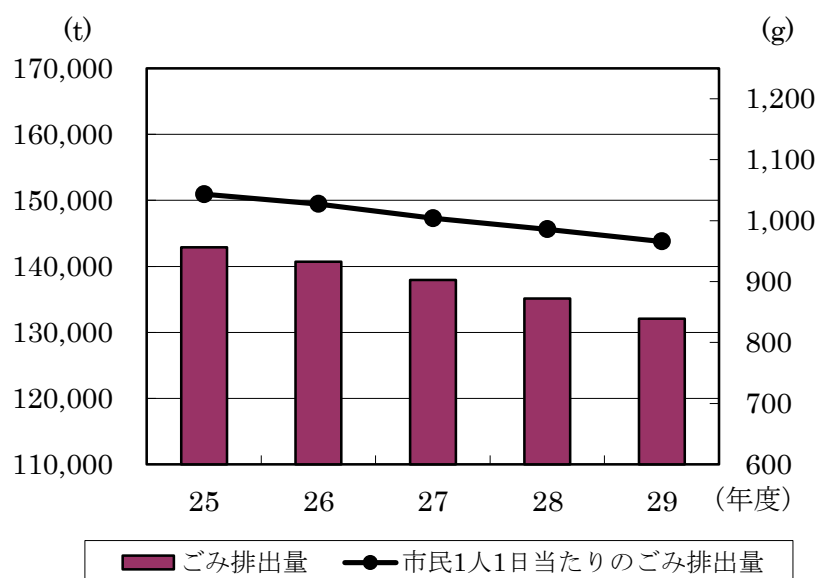
（※₁）現状の値は、高崎市第3次環境基本計画後期計画策定時の値です。

（※₂）目標は、「高崎市一般廃棄物処理基本計画（平成 24 年 10 月）」に基づく。

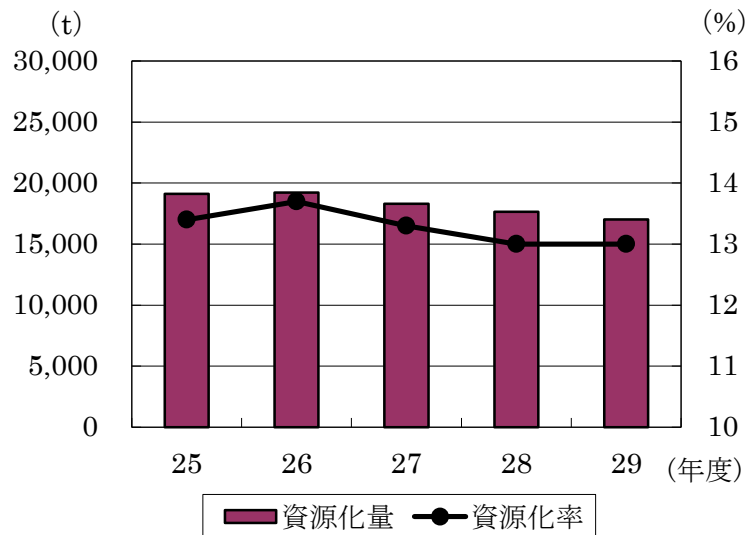
○一般廃棄物処理基本計画

本市では、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条第1項に基づき、「高崎市一般廃棄物処理基本計画」を策定し、ごみの適正処理及び減量化を推進しています。平成 24 年度には、計画の見直しを行い、本市の今後 10 年間の一般廃棄物の処理・処分に関する計画を策定しました。

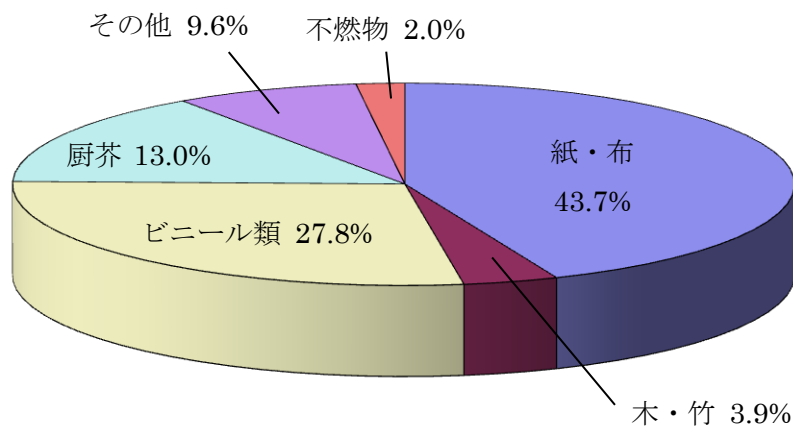
本計画では、基本方針の1つとして「市民・事業者・市の連携によるごみの減量化・資源化の推進」を掲げており、市民1人1日当たりの排出量や資源化率の項目について目標を定め、目標達成に向けた施策（3R）を推進しています。



[図] ごみ排出量及び市民1人1日当たりのごみ排出量の推移（平成 25～29 年度）



〔図〕 資源化量及び資源化率の推移（平成 25～29 年度）



（※）組成分析は高浜クリーンセンターにおいて、乾燥処理した後の水分が除かれたもので行っています。

〔図〕 燃やせるごみの組成（平成 29 年度）

【目標達成に向けた取組】

（1）リデュース及びリユースの推進

①リデュースの推進

○学校給食残渣生ごみの堆肥化事業

給食残渣の堆肥化は、平成 15 年 9 月から試行し、平成 29 年度は 62 校園と 3 給食センターで実施しました。

堆肥は、NTT 東日本一関信越が、週 2 回、各学校給食残渣等を回収し、自社において 1 次発酵、2 次発酵を行うことで製品化されています。また、群成舎も週 2 回、各センター及び学校給食残渣等を回収し、高崎食品リサイクルループ協議会が製品化し、その堆肥は各学校に戻され、環境教育の一環として、花壇や畑で利用しています。



平成 29 年度の学校給食残渣等の回収量は約 326t でした。

[表] 学校給食残渣等回収量 (平成 25～29 年度)

(単位 : t)

	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
回収量	359	353	383	304	326

○生ごみ処理機器購入費補助金交付事業

ごみの減量化及び生活環境の保全を目的として、平成 5 年度から生ごみ処理機等の購入費 (税抜き) の一部を補助し、生ごみの堆肥化等によるごみの減量化を図っています。

補助対象は、コンポスト容器、EM ボカシ容器、電動式生ごみ処理機になります。

平成 29 年度は、コンポスト容器 29 基、EM ボカシ容器 0 基、電動式生ごみ処理機 33 基、合計 62 基が導入され、堆肥化などによりごみ減量に貢献しました。

[表] 生ごみ処理機器購入費補助実績 (平成 25～29 年度)

	コンポスト		EM ボカシ		電 動 式		合 計	
	申請 基数 (基)	補助金 総額 (円)	申請 基数 (基)	補助金 総額 (円)	申請 基数 (基)	補助金 総額 (円)	申請 基数 (基)	補助金 総額 (円)
25 年度	137	374,400	64	101,300	36	715,200	237	1,190,900
26 年度	136	396,300	41	67,600	42	1,077,700	219	1,541,600
27 年度	118	337,700	50	80,400	50	1,251,000	218	1,669,100
28 年度	122	347,400	37	60,800	40	986,600	199	1,394,800
29 年度	29	72,900	0	0	33	758,600	62	831,500

②リユースの推進

○リサイクルバザーの実施

環境に優しい生活の実践を促し、環境意識の高揚と啓発を図ることを目的として、市民団体等によるリサイクルバザーを実施しました。

平成 29 年度は、6 団体が参加し約 3,200 点の品物が出品され、必要な人に引渡しました。



○粗大ごみリユース事業

粗大ごみの再利用を促進し循環型社会に貢献する目的で、平成 12 年 9 月から年に 2、3 回リユースセンターを開設し、市が回収した粗大ごみのうち再利用可能な良品を希望者へ無料で引き渡すための公開展示を行っています。

平成 29 年度は 6 月 17～18 日、11 月 11～12 日の 2 回開催し 929 人の来場があり、130 点が再利用希望者に引渡されました。



[表] リユースセンター公開状況（平成 25～29 年度）

	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
開催回数（回）	2	2	2	2	2
展示数	162	134	158	155	164
再利用希望点数	131	109	129	126	130
来場者数（人）	1,460	1,376	1,279	1,180	929
投票者数（人）	813	742	858	858	678

（2）リサイクルの推進

①資源物の分別推進

○ごみの分別収集

ごみの分別収集は、循環型社会の構築と生活環境の保全、公衆衛生の向上を図ることを目的として、高崎市一般廃棄物処理基本計画に基づいて実施しています。「燃やせるごみ」「燃やせないごみ」「粗大ごみ」「資源物」「危険物」の 5 種類に区分し、さらにそのうち資源物などを 15 品目（新町地域は白色トレイを加えた 16 品目）に細分化して分別収集を行っています。「粗大ごみ」は粗大ごみ処理券により委託業者が戸別収集を行っています。それ以外のごみ集積所収集を行っています。

平成 29 年度の収集量は「燃やせるごみ」108,283t、「燃やせないごみ」6,107t、「粗大ごみ」678t、「資源物」8,591t、「危険物」86t が収集されています。

[表] ごみの収集量（平成 25～29 年度）（単位：t）

	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
燃やせるごみ	116,115	112,978	112,289	110,500	108,283
燃やせないごみ	6,620	6,601	6,067	6,109	6,107
粗大ごみ	736	733	674	678	678
資源物	8,706	8,617	8,504	8,425	8,591
危険物	103	106	99	95	86
直接埋立（t）	1,925	2,842	2,306	1,586	1,408

○有価物集団回収事業

市長の承認を受けた町内会及び市民で構成された非営利団体が、再生利用可能な有価物を回収し、その再利用とごみ排出量の減少を図ること及び資源を有効回収することを目的として、昭和52年から実施しています。

回収する有価物は、市内の家庭から出された古紙類、繊維類、金属・非鉄金属類、生きびん（リターナブルびん）等とし、この総量（びんに関しては本数に0.8を乗じて重さを算出）に対して1kgにつき8円を乗じて得た額を奨励金として実施団体に支給しています。

平成29年度は502団体が延べ2,526回実施し、7,141tの回収がありました。

また、回収実績上位の優良10団体を表彰しています。



[表] 有価物集団回収実績（平成25～29年度）

		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
実施団体数		518	511	511	501	502	
実施回数		2,547	2,608	2,529	2,506	2,526	
回収品目 (kg)	びん類	98,762	95,325	81,058	76,985	68,710	
	金属・スチール	27,538	27,091	22,192	22,206	21,288	
	アルミ	147,922	155,609	150,517	153,180	147,919	
	古紙類	古新聞	5,746,312	5,675,328	5,126,438	4,875,015	4,507,988
		雑がみ(+シュレッター)	5,962	12,758	10,358	9,954	10,627
		古雑誌	1,445,391	1,510,691	1,381,718	1,290,751	1,160,091
		ダンボール	1,177,708	1,261,749	1,195,301	1,174,408	1,154,408
		牛乳パック	36,327	35,002	32,834	37,334	31,466
	古着・古布	8,891	44,279	41,838	42,269	37,276	
その他	375	634	672	1,035	1,160		
回収量 (kg)		8,695,188	8,818,465	8,042,925	7,683,137	7,140,933	
奨励金額 (円)		69,550,490	70,536,030	64,333,890	61,454,870	57,112,470	

(※) 四捨五入の関係で、合計欄の値と内訳の合計が一致しない場合があります。

○古紙の分別収集によるリサイクルの推進

古紙の分別回収は、循環型社会の構築と生活環境の保全を図ることを目的に、高崎市一般廃棄物処理基本計画に基づいて実施しています。

古紙は、新聞紙、段ボール、雑誌・その他の紙類、紙パックの4品目に細分化し、倉渚地域は月1回の資源物の収集日に、新町地域は週2回の燃やせるごみ・古紙類の収集日に、吉井地域は資源物（紙類・ペットボトル）の収集日に、その他の地域は月2回の資源物の収集日に回収しています。

また、資源物を有効に回収するため、町内会や市民で構成する団体で、資源物の回収活動を行おうとする団体を有価物集団回収実施団体として承認し、その活動を奨励しています。

古紙類の分別収集は平成10年度から開始していますが、まだ「燃やせるごみ」の中に雑がみが混入しています。雑がみの分別排出を推進し、「燃やせるごみ」を減量する目的で環境フェアや出前講座等で市民に啓発し協力を呼びかけました。古紙の分別意識を向上させることでごみに対して関心を持たせることにより、ごみ減量につなげていきたいと考えています。

○使用済小型家電の回収

小型家電には、貴金属、アルミ、鉄、レアメタルなど貴重な資源が含まれています。これらの資源を有効利用するため、小型家電リサイクル法の施行に伴い、市内13箇所に回収ボックスを設置し回収を実施しました。

併せて、環境フェア開催時やリユースセンター事業にて3回のイベント回収と、年間を通して市処理施設に運び込まれたものからのピックアップ回収を行いました。



平成29年度はボックス回収6.8t、イベント回収2.4t、ピックアップ回収344.8tの合計354tの小型家電が回収され金属リサイクル業者に引き渡しました。

○容器包装に係る分別収集・再資源化

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）により、容器包装に係る分別収集及び再商品化の推進、循環型社会の形成を目的として、ペットボトル、無色びん、茶色びん、その他のびんを分別収集し、容器包装リサイクルルートで再資源化に取り組んでいます。また、リサイクルセンターで処理しきれないペットボトル及び飲料缶、古紙は独自ルートで再資源化しています。さらに、新町地域においては、白色トレイを分別収集し、再資源化を実施しています。

平成29年度の容器包装は、ペットボトル715t、ガラスびん2,214t、飲料缶330t、飲料用紙パック32t、段ボール1,422t、白色トレイ0.3tが分別収集され再資源化されています。

[表] 市内のごみ資源化の状況（平成 25～29 年度）

（単位：t）

	紙類 (※)	紙パック	金属類	ガラス 類	ペット ボトル	白色 トレイ	布類	合計
25 年度	13,903 (段ボール 2,728)	104	2,666 (缶 413)	1,843	583 (収集 665)	1	9	19,109
26 年度	13,927 (段ボール 2,849)	100	2,617 (缶 382)	1,949	593 (収集 640)	1	47	19,233
27 年度	13,021 (段ボール 2,795)	107	2,515 (缶 347)	2,054	574 (収集 633)	1	43	18,315
28 年度	12,498 (段ボール 2,578)	109	2,508 (缶 514)	1,926	551 (収集 617)	1	43	17,636
29 年度	12,085 (段ボール 2,576)	108	2,426 (缶 412)	1,834	538 (収集 715)	1	39	17,031

(※) 紙パック分は除きます。

②リサイクルの推進

○リサイクルに関する情報の提供

個々の製品がリサイクルの対象になるなど、循環型社会構築に向けて制度も年々整備されてきており、広報やホームページを通じて周知するとともに、住民や事業者と協力を図りながら更なる廃棄物のリサイクルを推進しています。

○給食の牛乳パックリサイクル事業

牛乳パックのリサイクルは、平成 9 年 5 月、八幡小学校の 5、6 年生を中心に始まりました。その後、当時の文部省より学校のごみ焼却炉の廃止、ごみ減量化やリサイクル推進についての通知が出されたことを受け、同年 9 月には給食用牛乳パックリサイクル検討委員会が発足し、各学校でリサイクルが試行されました。



翌 10 年 4 月には、リサイクルセンターが稼動し、毎週金曜日に資源ごみを回収する仕組みが出来たことにより、全小・中学校及び公立幼稚園において、本格的に牛乳パックリサイクルが実施されました。

平成 29 年度末現在では、倉渕、箕郷、群馬、新町、吉井地域においても、指定処理業者で同様の処理を行っています。

○建設リサイクル法に関する事務

建設資材の適正処理と再資源化の促進を目的に、平成 14 年 5 月 30 日から「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）」が本格施行され、特定建設資材を用いた一定規模以上の工事を実施する場合、工事の発注者に分別解体等の計画を工事に着手する日の 7 日前までに届出をすることが義務づけられました。

本市でも、建設廃棄物の適正処理と再資源化を図ることにより、建設廃棄物の最終処分量を抑制するため、平成 14 年度から届出の受付を実施しています。

平成 29 年度は、民間工事 904 件、公共工事 340 件の受付をしました。

[表] 対象建設工事一覧

対象建設工事の種類	規模の基準
建築物の解体工事	床面積の合計 80m ² 以上
建築物の新築・増築工事	床面積の合計 500m ² 以上
建築物の修繕・模様替え等工事（リフォーム等）	請負代金の額 1 億円以上
建築物以外の工作物の工事（土木工事等）	請負代金の額 500 万円以上

また、建設リサイクル法の届出がなされた市内の解体工事を中心に立入検査し、産業廃棄物の適正処理及び再資源化義務について指導を行っています。

平成 29 年度は、パトロールによる立入検査・指導等を 5 月と 10 月に行いました。

○麦わらの焼却防止対策

麦わらの圃場へのすきこみ、園芸利用、畜産利用を推進すると共に、広報車の巡回による焼却防止の啓発・広報活動を実施し、大気汚染抑制、リサイクル化の意識向上に努めています。

○ごみ焼却熱活用事業

高浜クリーンセンターでは、ごみ焼却熱エネルギーの有効利用を図るため、可燃ごみの焼却熱を利用して得た蒸気を隣接する県発電所へ送り、効率の良い蒸気タービン発電を行っています。

平成 29 年度は、254,382t を隣接する県発電所へ送りました。

[表] 県発電所への蒸気供給量

(単位：t)

	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
蒸気販売量	273,087	251,933	254,382	236,550	254,382

○市の事務事業におけるグリーン購入の推進

環境負荷の低減及び循環型社会の構築を目指すことを目的に、国等による環境物品等の調達推進等に関する法律（グリーン購入法）に基づき、平成13年5月から毎年、調達方針を策定しています。本市は、この方針に基づいて物品購入を推進しています。

平成29年度本市行政事務におけるグリーン購入率は、99.9%でした。

[表] 本市行政事務における品目別グリーン購入実績（平成29年度）

品目	グリーン購入率	前年度比
コピー用紙・印刷用紙	98.5%	0.6%減
外注印刷物	99.9%	0.2%増
衛生用紙	100.0%	0.1%増
文具	99.5%	1.2%増
OA機器	96.7%	1.2%減
繊維・被服等	99.6%	0.2%減
電気器具類	97.2%	2.0%減
日用品類	99.0%	0.2%増
その他	96.8%	0.2%増

(※) 調達目標については、「環境配慮物品購入基準表」に掲げる物品について、購入基準を原則100%満たすものとし、それ以外の物品についても可能な限り環境配慮物品を選択することとしています。

2 廃棄物の適正処理

【目標】

ごみの分別や排出のルールについて周知や指導を継続することにより、ごみの適正な排出・収集・運搬、そして焼却・埋立処分を継続していきます。また、ごみ処理施設については老朽化が進むことから、今後の整備計画に向けた検討を進め、安定かつ効率的なごみ処理を行います。

【目標達成に向けた取組】

○産業廃棄物の適正処理の推進

産業廃棄物処理業者に対しては定期的に立入検査を実施しており、処理基準及び委託基準の遵守状況や処理施設の維持管理状況について確認するとともに、必要に応じて適切な指導を行うことで、産業廃棄物の適正処理確保に努めています。

<平成 29 年度 立入検査の実施状況>

- ・ 抜打立入検査：23 件
- ・ 通告立入検査：8 件
- ・ 定期検査：2 件
- ・ その他の立入検査：20 件

(1) 収集・運搬の適正な運用

①排出ルール遵守の徹底

○ごみの排出方法の周知・啓発

本市では、「ごみかわら版」を全戸に配布し、ごみの排出方法を周知するとともに、広報紙へごみ減量等の特集記事を掲載し、市民の意識向上に努めています。また、回覧でもごみの排出方法の啓発を行っています。

[表] 平成 29 年度広報高崎 主な掲載記事

発行月日	掲載内容
4 月 15 日号	・リサイクル対象家電の指定引取場所について
5 月 15 日号	・リユースセンター関連イベントについて
10 月 15 日号	・リユースセンター関連イベントについて
12 月 1 日号	・年末年始のごみ収集等について
2 月 15 日号	・事業系ごみの適正処理について
3 月 1 日号	・リサイクル対象家電の指定引取場所について

○ごみステーション見守りカメラ設置事業

快適で住み良い生活環境を確保するため、ごみの不法投棄や資源ごみの持ち去り等の行為が頻発するごみ集積場所に、平成 27 年度からごみステーション見守りカメラを設置し、集積場所での不正行為の抑止、ごみの適正な分別排出及びステーション利用時のマナーアップを促進しています。



平成 29 年度は、149 台設置し、延べ 463 台となりました。

[表] ごみステーション見守りカメラ設置実績

	27年度	28年度	29年度	合計
設置台数	63台	251台	149台	463台

○環境パトロールの実施

ごみ集積所の適正な管理ときれいな街づくりの推進を目的とし、春と秋に環境保健協議会の協力を得て、パトロールを実施しました。

平成29年度は、延べ31回、569人が参加しました。

○不法投棄防止対策事業

不法投棄予防のためのパトロール班を設け、ごみステーションなどを巡回し、排出ルールの徹底、指導を行っています。

また、廃家電等を投棄されやすい山間部や河川沿いなどについても、不法投棄を防止し地域の環境保全に努めるためパトロールを行いました。

[表] ごみステーション不法投棄物（家電4品目）回収実績（平成25～29年度）（単位：台）

品目	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
冷蔵（凍）庫	59	51	45	45	24
エアコン	0	4	0	3	5
テレビ	395	307	301	228	155
洗濯機（乾燥機）	35	46	41	34	14

○廃タイヤ・廃バッテリーの有料回収

ごみの適正処理意識の向上と不法投棄防止の目的で、家庭で処分に困っている廃タイヤ、廃バッテリー等を有料で回収しています。

平成29年度は、高崎地域2日、群馬地域1日、箕郷地域1日、榛名地域1日、吉井地域1日の6日間、回収イベントを実施し、タイヤ1,660本、バッテリー127個、ホイール879本、タイヤチェーン78本、消火器167本を回収しました。

[表] 廃タイヤ・廃バッテリーの回収実績（平成25～29年度）

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
実施回（日）数	6	6	6	5	6
タイヤ（本）	1,450	1,521	1,980	1,715	1,660
ホイール（本）	765	793	1,108	1,037	879
バッテリー（個）	120	111	178	109	127
消火器（本）	192	145	252	182	167

○産業廃棄物の不法投棄に関する事務

産業廃棄物不法投棄等を撲滅し、市民が安心して暮らせる環境を守るには、未然防止対策のほか、不法投棄等の早期発見・早期対応・早期是正に取り組むことが不可欠であり、本市では、当該年度に発生した案件の年度内解決に努めています。

また、不法投棄等の不適正処理防止キャンペーンとして、関係機関との連携による不法投棄監視活動及び啓発も実施しています。

<不法投棄等の不適正処理取締りの実施状況（平成 29 年度）>

・年間パトロール	:	244 日
・委託業者による休日等監視パトロール	:	97 日
・行政職員による休日監視パトロールの実施	:	5 日
・調査・指導件数	:	延べ 160 件
・排出事業者指導	:	62 件
・県警ヘリコプターによるスカイパトロールの実施	:	6 回
・産廃スクラム 32 による一斉路上調査の実施	:	

②適正な収集・運搬

○一般廃棄物処理業の許可申請

本市では、一般廃棄物収集運搬業許可業者に対し、許可の更新時及び年に一度の会議において、廃棄物排出事業者へ廃棄物の適正排出及び適正処理について説明を行うよう指導しています。平成 29 年度は 11 月 29 日に説明会を開催し、許可事業者数 103 社中 93 社が出席しました。

また、高浜クリーンセンター及び吉井クリーンセンター（一般廃棄物中間処理施設）に廃棄物を搬入する際にも同様の指導を行うと共に、事業者から排出される廃棄物の適正処理についてのパンフレットを作成し啓発を行っています。

○産業廃棄物処理業の許可等に関する事務

産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処理業及び産業廃棄物処理施設の設置許可を行いました。

<平成 29 年度実績>

・新規許可	: 1 件	・変更許可	: 1 件	・更新許可	: 14 件
・施設設置許可	: 7 件	・廃止または失効	: 1 件		

（平成 29 年度末現在、処理業許可業者 47 社）

○廃棄物処理施設の設置許可等に関する事務

廃棄物処理施設の設置、構造若しくは規模の変更、協議対象施設において処理する廃棄物の種類の追加等をしようとする場合は、廃棄物処理法に基づく手続（設置許可申請や変更許可申請）に先立ち、施設設置の計画を進める際の紛争予防及び適正な廃棄物処理施設の設置を行うため、「高崎市廃棄物処理施設等の事前協議等に関する規程（事前協議規程）」に基づく手続が必要です。

平成 29 年度は、中間処理施設 1 件の事前協議を行いました。

(2) ごみ処理施設の整備

○高浜クリーンセンター建替事業

本市のごみ処理の大半を担っている高浜クリーンセンターの老朽化が進み、さらに、社会情勢の変化に伴うごみ処理への対応が可能な規模や能力を備えた施設の整備が求められています。

このことから、本市が将来にわたり安定的かつ効率的なごみ処理体制を構築し、循環型社会形成推進に係る社会的要請への対応やごみ処理に伴う環境負荷の更なる低減を図るために、老朽化した高浜クリーンセンターの建替えを進めています。

平成 29 年度は、高浜クリーンセンターの建替えについて地元関係者との意見交換会を 2 回開催し、事業の進捗状況、周辺施設の対応、道路等の周辺環境の整備及び今後のスケジュールについて説明を行いました。また、プラント設備工事において、本市が求める性能や各種条件を満たし、安全なごみ処理の継続や地域の発展等に寄与する新規施設の設計及び工事に最も適したプラント設備工事業者を選定するため、公募型プロポーザルを実施しました。



第3節 生活環境の保全

1 大気環境の保全、悪臭の防止

【目標】

大気汚染物質の監視・測定体制の充実を図るとともに、大気汚染及び悪臭の発生源対策を推進し、大気環境を良好に保ちます。

指標名	現状（※）	実績	目標
大気環境基準達成率	94.4% (平成 22 年度)	90.5% (平成 29 年度)	95% (平成 30 年度)

（※）現状の値は、高崎市第3次環境基本計画後期計画策定時の値です。

[表] 一般環境／自動車排出ガスに係る環境基準達成状況（達成地点／有効測定地点）
(平成 25～29 年度)

	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
二酸化硫黄 (SO ₂)	2/2	3/3	3/3	2/2	2/2
二酸化窒素 (NO ₂)	2/2	2/2	2/2	2/2	2/2
一酸化炭素 (CO)	1/1	1/1	1/1	1/1	1/1
光化学オキシダント (Ox)	0/2	0/2	0/2	0/2	0/2
浮遊粒子状物質 (SPM)	2/2	3/4	4/4	4/4	4/4
微小粒子状物質 (PM2.5)	0/0	1/2	2/2	2/2	2/2
光化学オキシダント 注意報発令回数	2	4	6	1	6

（※）平成 25 年度は、中央体育館局の二酸化硫黄 (SO₂) 及び浮遊粒子状物質 (SPM) の測定機を榛名局へ移設したこと並びに台新田局の浮遊粒子状物質 (SPM) 測定機の故障により、二酸化硫黄 (SO₂) 1 地点及び浮遊粒子状物質 (SPM) 2 地点について有効な測定結果が得られませんでした。また、微小粒子状物質 (PM2.5) の測定を開始しましたが、評価できる測定時間に達しませんでした。

（※）平成 28 年度は、二酸化硫黄 (SO₂) 測定機 1 台（榛名局）を故障に伴い廃止

[表] 有害大気汚染物質に係る環境基準達成状況（達成地点／測定地点）
(平成 25～29 年度)

	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
ベンゼン	2/2	2/2	2/2	2/2	2/2
トリクロロエチレン	2/2	2/2	2/2	2/2	2/2
テトラクロロエチレン	2/2	2/2	2/2	2/2	2/2
ジクロロメタン	2/2	2/2	2/2	2/2	2/2

【目標達成に向けた取組】

(1) 大気汚染対策

①大気環境の監視・測定

○一般環境大気／自動車排出ガスの測定

本市における代表となる地域や自動車の排出ガスの影響を受ける地域の大気環境の実態を把握し、汚染の未然防止を図るため、市内5地点で二酸化硫黄(SO₂)や二酸化窒素(NO₂)などの大気汚染物質について監視・測定を実施しています。

平成29年度は、大気汚染物質である二酸化硫黄(SO₂)、二酸化窒素(NO₂)、一酸化炭素(CO)、光化学オキシダント(Ox)、浮遊粒子状物質(SPM)及び微小粒子状物質(PM2.5)の常時監視を実施しました。

常時監視を実施した地点及び環境基準の達成状況は以下のとおりで、光化学オキシダント(Ox)を除き、環境基準を達成していました。

これらの大気汚染物質が高濃度になり人の健康に影響を与えるおそれがあると判断される場合には、群馬県より注意報が発令されます。平成29年度は、光化学オキシダント注意報が6回発令されました。



[表] 測定地点及び環境基準達成状況一覧(平成29年度)

測定地点	区分	SO ₂	NO ₂	CO	Ox	SPM	PM2.5
並榎測定局 (並榎町)	一般局	○	—	—	—	○	○
台新田測定局 (台新田町)	一般局	○	○	—	×	○	—
箕郷測定局 (箕郷町生原)	一般局	—	—	—	×	○	—
榛名測定局 (上里見町)	一般局	—	—	—	—	○	○
城南自排局 (下和田町)	自排局	—	○	○	—	—	—

(※) ○：環境基準達成地点 ×：環境基準未達成地点 —：測定していない地点

測定結果等の詳細については、「資料編 第1節測定データ 1大気」(75~96ページ)をご参照ください。

○有害大気汚染物質の測定

有害大気汚染物質とは、継続的に摂取される場合に人の健康を損なうおそれのある物質で、大気汚染の原因となるものをいいます。有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質は248物質あり、その中でも有害性の程度や大気環境の状況等に鑑み健康リスクがある程度高いと考えられている優先取組物質として23物質が指定されています。

平成29年度は、環境基準が設定されている4物質は、全て基準を達成していました。

測定結果等の詳細については、「資料編 第1節測定データ 1大気」(97～98ページ)をご参照ください。

○酸性雨の調査測定

大気中の硫黄酸化物や窒素酸化物が原因となって生じる酸性雨の実態を調査するため、降水の監視・測定を実施しています。

平成27年度までは、雨量を定量的に測定できなかったことから、並榎局と併せて市役所本庁舎2Fデッキテラスにおいても降水採取を行っていましたが、平成28年度より、並榎局に雨量計を設置し、全ての項目に対して並榎局のみで対応できるようになったため、市役所本庁舎2Fデッキテラスでの降水採取を廃止しています。

[表] 降水の調査結果 (平成25～29年度)

	市役所本庁舎2Fデッキテラス・並榎局			並榎局	
	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
降水のpH	4.7	5.4	5.0	5.2	5.3
降水の導電率(μS/m)	3700	2200	2400	1772	2782
降水の硫酸イオン(μmol/L)	51	25	38	21	29
降水の硝酸イオン(μmol/L)	58	37	41	46	55

測定結果等の詳細については、「資料編 第1節測定データ 1大気」(100～101ページ)をご参照ください。

②工場・事業場排出源対策

○ばい煙発生施設等を設置している工場・事業場への立入検査

大気汚染物質の排出を抑制するため、大気汚染防止法の規定に基づくばい煙発生施設等を設置している工場・事業場について、立入検査を行っています。

平成29年度は54の工場・事業場に対して立入検査を実施し、届出内容や施設の実態及び自主測定の実施状況の確認等を行いました。立入検査の結果、届出書類未提出等の件で20の工場・事業場に対して指導を行いました。

立入検査等の詳細については、「資料編 第2節工場・事業場等に対する規制 1大気・悪臭」(165～167ページ)をご参照ください。

○大気汚染苦情への対応

大気汚染に関する苦情が寄せられた場合には、適正管理のための改善を指導しています。
平成 29 年度は、大気汚染に関する新たな苦情は 14 件ありました。その他、野焼き行為等の発生防止に向け、広報高崎や市ホームページ等を通じて、啓発を行いました。

③自動車交通対策

自動車からの排出ガスなどによる大気汚染を防止するため、市内循環バス「ぐるりん」や自家用有償バスの運行などの事業を実施しました。

平成 29 年度の実施事業及び実績等につきましては、18～20 ページの『第 3 章第 1 節 1 地球温暖化対策 (2) 地域環境の整備 ①交通運輸対策』をご参照ください。

(2) 悪臭対策

①工場・事業場の悪臭対策

○工場・事業場への立入検査

工場・事業場から発生する悪臭については、立入検査を行い、必要に応じて臭気測定を実施するなど、悪臭防止対策についての指導を行っています。

平成 29 年度は、新たに 13 件の苦情があり、臭気低減対策等による改善の指導を行いました。

②畜産業の悪臭対策

○畜産複合環境対策事業

畜産と他部門との複合的な排せつ物処理により、畜産経営環境の保全と畜産経営の健全な発展を図るため、家畜の排せつ物処理及び利用施設の設置に対して助成を行いました。

平成 29 年度は、3 組合に助成しました。

○畜産環境対策事業

畜舎周辺の環境保全のため、消臭効果のある飼料添加物や薬剤の使用、クリーンネットフェンスの設置等に助成を行いました。

平成 29 年度は、54 戸の農家に対し助成を行いました。

○麦わらの焼却防止対策

平成 29 年度の実施事業及び実績等につきましては、29 ページの『第 3 章第 2 節 1 ごみの減量化と資源化の推進 (2) リサイクルの推進 ②リサイクルの推進 ○麦わらの焼却防止対策』をご参照ください。

悪臭の規制地域・基準等の詳細については、「資料編 第 2 節工場・事業場等に対する規制 1 大気・悪臭」(168～169 ページ)をご参照ください。

2 水環境、土壌環境の保全

【目標】

河川、湖沼及び地下水における水質汚濁物質の監視・測定をはじめ、家庭や工場・事業場からの排水対策や啓発活動などを推進し、大切な水資源となる河川等の水環境を良好に保ちます。

指標名	現状 (※ ₁)	実績	目標
水質環境基準達成率 (河川 BOD75%値、湖沼 COD75%値)	89.5% (平成 22 年度)	94.7% (平成 29 年度)	90% (平成 30 年度)
地下水質環境基準達成率	66.7% (平成 22 年度)	82.3% (平成 29 年度)	90% (平成 30 年度)
汚水衛生処理率 (※ ₂)	77% (平成 22 年度)	80% (平成 29 年度)	90% (平成 33 年度)

(※₁) 現状の値は、高崎市第 3 次環境基本計画後期計画策定時の値です。

(※₂) 汚水衛生処理率とは、『汚水衛生処理人口』÷総人口×100』で算出。

『汚水衛生処理人口』は、下水道・農業集落排水施設・浄化槽等の各処理施設接続人口のことです。

[表] 河川及び地下水における環境基準達成状況 (達成地点/測定地点)

(平成 25～29 年度)

	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
河川の BOD 75%値	16/18	14/18	17/18	16/18	17/18
河川の pH	17/18	18/18	17/18	16/18	17/18
河川の DO	18/18	18/18	18/18	18/18	18/18
河川の SS	18/18	18/18	18/18	18/18	18/18
河川の大腸菌群数	0/14	4/14	0/14	2/14	0/14
地下水の健康項目 (28 項目)	17/17	17/18	13/17	16/18	14/17

【目標達成に向けた取組】

(1) 水質汚濁対策

①河川・湖沼・地下水の監視・測定

○河川等の監視・測定

本市は利根川上流域に位置しており、利根川に流入する烏川とその支川である碓氷川、井野川、鐺川等の中小河川が流れています。

湖沼については、環境基準の類型指定を受けている榛名湖において測定を実施しました。代表的な水質指標である COD (75%値) でみると、環境基準を達成していませんでした。

[表] 湖沼における環境基準達成状況 (平成 29 年度)

湖沼名	調査地点名	環境基準達成状況 (※ ₂)							
		pH	COD (75%値) (※ ₁)	SS	DO	大腸菌 群数	全亜鉛	全磷	有害物質
榛名湖	湖心	○	×	○	○	○	○	×	○

(※₁) COD 75%値：COD の環境基準の達成状況を評価する方法で、年間の日間平均値のデータを小さいほうから並べ、 $(0.75 \times n)$ 番目 (n は日間平均値のデータ数) の数値を 75%水質値といいます。

(※₂) 「○」：環境基準達成地点 「×」：環境基準未達成地点

○地下水の測定

水質汚濁防止法に基づき、群馬県が策定した地下水質測定計画により、市内の地下水を調査しています。また、過去の調査において汚染が判明した井戸は、継続的な監視を行っています。

<概況調査>

市内を 4km×4km の区画に区切り、全体的な地下水質の概況を把握するための調査を実施しました。

平成 29 年度は 17 地点で調査を実施したところ、3 地点において硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の環境基準を超過しました。

<継続監視調査>

平成 3 年度概況調査で片岡地区においてテトラクロロエチレンによる地下水汚染が、平成 6 年度概況調査で豊岡地区においてトリクロロエチレンによる地下水汚染が確認されたため、両地区の 6 地点で 4 月及び 10 月に調査を実施しました。両地区とも汚染物質の濃度は低下傾向にありますが、季節変動も見られます。

また、平成 22 年度概況調査で柳川町、平成 23 年度概況調査で鼻高町において硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素による地下水汚染が確認されたため、両地点で 11 月に調査を実施したところ、鼻高町において環境基準を超過していました。

このほか、平成 6 年度、平成 17 年度概況調査で倉賀野町において確認された、自然由来の砒素による地下水汚染について、3 地点で調査を実施したところ、1 地点において環境基準を超過していました。

いずれの調査も長期的な監視が必要であるため、今後も継続的に監視を行っていきます。

測定結果等の詳細については、「資料編 第 1 節測定データ 2 水質」(102~124 ページ) をご参照ください。

②工場・事業場対策

○特定施設を設置している工場・事業場への立入検査

公共用水域の汚濁防止を図るため、特定施設を設置している工場・事業場の排水調査を実施し、排水基準の遵守に努めるよう指導を行っています。

平成 29 年度は市内 459 事業場中、排水基準が適用されている事業場に対して延べ 147 件の立入検査を実施し、うち 5 件が排水基準に適合していませんでした。排水基準不適合の主な原因は排水処理施設の維持管理が不十分であったことによるものであり、適切に行うよう指導しました。

また、排水基準の適用されていない事業場に対しても随時立入検査を実施し、特定施設の使用状況や排水処理施設の維持管理状況の確認を行っています。

立入検査等の詳細については、「資料編 第 2 節工場・事業場等に対する規制 2 水質・土壌」(170～175 ページ) をご参照ください。

③生活排水対策

○下水道（污水）整備事業

家庭から排出される生活排水による水質汚濁を防止することを目的に、下水道計画区域内の下水道（污水）管渠の未布設区域に下水道（污水）管渠を布設しました。

平成 29 年度は、市域全体で以下のとおり布設しました。

- ・内径 350mm : 22.6m
- ・内径 300mm : 227.3m
- ・内径 250mm : 1,431.5m
- ・内径 200mm : 13,599.7m
- ・内径 150mm : 625.5m
- ・内径 100mm : 15.4m
- ・内径 75mm : 377.0m

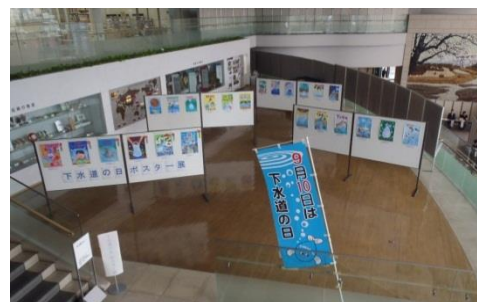
なお、平成 29 年度末現在、公共下水道の整備面積は 6,654.09ha、公共下水道使用可能市民数は 273,766 人（外国人含む）、普及率は 73.3%となっています。

○下水道普及促進事業

公共下水道が整備された区域内の公共用水域の水質保全と環境保護のため、より一層の水洗化率向上を目的として下水道普及促進事業を行っています。区域内の未水洗家屋を戸別訪問し接続の依頼を行うことにより、早期の公共下水道接続を図っています。

平成 29 年度は 3,563 戸の戸別訪問を行い、水洗化率は 94.73%となりました。

また、下水道の日に併せて下水道 PR のため、下水道ポスター展を 10 月 19 日～24 日にかけて開催しました。市内の小学 4 年生を対象に募集し、応募があった 656 作品のうち最優秀賞 1 作品、優秀賞 5 作品、優良賞 40 作品を中 2 階ロビーで展示し、たくさんの市民にご鑑賞いただきました。



○浄化槽設置推進事業

本市の水洗化率は平成 29 年度末日現在 94.7%超、下水道普及率は 73.3%となっています。下水道未整備区域では、農業集落排水施設や浄化槽、汲取りによる処理となっています。このうち浄化槽については、平成 12 年の浄化槽法改正（平成 13 年 4 月 1 日施行）以降、し尿のみを処理する単独処理浄化槽の新設は禁止となり、合併処理浄化槽の設置が義務づけられています。単独処理浄化槽では、生活排水を処理することができず、未処理のまま水路や河川等に流入し、水質汚濁の一因となっています。

公共水域の保全を図るため、高崎市浄化槽設置事業費補助金交付要綱に基づく補助事業（昭和 63 年 4 月開始）により、単独処理浄化槽等から合併処理浄化槽への転換を促進しています。

[表] 浄化槽設置事業費補助金対象浄化槽 設置状況（平成 25～29 年度）

	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
5 人槽	279	227	226	212	203
7 人槽	111	97	83	56	52
10 人槽	8	8	5	1	7
合計	398	332	314	269	262
補助金交付 金額（円）	88,889,000	73,300,000	67,590,000	58,410,000	52,520,000

○し尿の適正処理

し尿の適正処理を図るとともに市民負担の軽減措置として、し尿汲取り許可業者に対して、一般家庭の汲取り 1 人 1 日につき 4 円の補助を実施しています。

[表] し尿汲取り事業補助金実績（平成 25～29 年度）（単位：円）

	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
補助額	8,368,372	7,899,600	6,833,056	5,870,984	4,938,480

また、し尿汲取り許可業者に対しては、し尿汲取り、し尿車購入、カバー架装に対する補助金を交付し、円滑な汲取り業務が実施できるように努めています。

このうち、し尿車購入及びカバー架装への補助については平成 17 年度から補助制度を一本化し、カバー架装を含むし尿車購入補助としています。

[表] し尿車購入状況（平成 25～29 年度）

	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
補助台数（台）	1	0	1	1	1
補助金額（円）	2,490,000	0	2,566,000	2,566,000	2,388,540

(※) 昭和 37 年度からし尿収集車購入の車両購入価格の 40%を補助しています。

○移動トイレ貸出事業

広場や河川敷を利用して行う町内運動会など、不定期に多数の人が集まる場所においてトイレを利用できるよう、昭和 56 年から移動トイレを無料で貸出しています。

[表] 移動トイレの貸出・使用状況（平成 25～29 年度）

	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
貸出日数（日）	40	32	22	49	56
使用人員（人）	36,100	34,520	26,700	82,390	90,615

○農業集落排水管理運営事業

本事業は、農業振興地域を対象に、農業用水の水質保全や農業用排水施設の適正な機能維持、農村における生活環境の改善のほか、併せて公共用水域の水質保全を目的として実施しています。事業の実施を通じて、高生産性農業の実現と活力ある農村社会の形成がなされるよう支援しています。公共下水道と異なる点として、工場排水や畜産排水などは受け入れず、生活排水だけが対象であること、下水道法ではなく浄化槽法の適用を受けるなどの特徴があります。

農業集落排水への加入促進については、住民の意思の調整、協力体制が必要であるため、地元の町内会役員をもって構成される組合を組織して、促進しています。

[表] 農業集落排水設置状況（平成 25～29 年度）

（単位：人）

	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
農業集落排水設置済人口	3,633	3,600	3,553	3,536	3,539
農業集落排水区域内人口	4,554	4,504	4,482	4,413	4,409

○城南雨水滞水池維持管理事業

高崎処理区の合流式下水道区域では、雨天時に城南水処理センターへ処理能力以上の下水が流入したとき、能力以上の下水が未処理下水として烏川へ放流していました。

そこで、放流回数を削減し、河川の水質汚濁の防止と公衆衛生の保全を図るため、雨水滞水池（容量 15,000t）が建設されました。今まで未処理放流回数は年平均 76 回でしたが、城南雨水滞水池により未処理放流回数が半減しました。

平成 29 年度は、雨水滞水池への流入回数が 67 回で、放流回数は 39 回でした。

○榛名湖特環処理施設等更新事業

県立公園榛名湖の水質保全を目的として、榛名湖水質管理センターの老朽化した汚水処理施設の更新を進めています。

平成 29 年度は、榛名湖水質管理センターにおいて、反応タンク設備、放流ポンプ、し渣脱水機棟電灯分電盤設備の更新を行いました。

(2) 土壤汚染対策

① 土壤汚染に対する啓発

○ 土壤汚染対策法の周知・啓発

土壤の環境保全に対する意識の啓発を図るため、市民及び事業者に対し、土壤汚染対策法に基づく区域指定状況などの情報を市ホームページへ掲載するとともに、窓口で土壤汚染防止法に関するパンフレットの配布を行っています。

② 土壤汚染対策法の円滑な施行

○ 土壤汚染対策法要措置区域等の指定

土壤汚染対策法に基づき、特定有害物質による汚染状況の把握及び汚染による健康被害の防止を目的とし、調査の結果土壤汚染が判明した土地を、健康被害のおそれの有無に応じて、要措置区域又は形質変更時要届出区域に指定しています。

平成 29 年度末現在、高崎市では 4 箇所が形質変更時要届出区域に指定されています。

土壤汚染に関する詳細については、「資料編 第 2 節工場・事業場等に対する規制 2 水質・土壌」(176～179 ページ) をご参照ください。

3 騒音・振動の防止

【目標】

騒音・振動の監視・測定や工場・事業場等の発生源対策を推進し、生活環境を保全します。

指標名	現状（※）	実績	目標
騒音環境基準達成率	73.5% (平成 22 年度)	85.7% (平成 29 年度)	75% (平成 30 年度)

（※）現状の値は、高崎市第 3 次環境基本計画後期計画策定時の値です。

[表] 騒音に係る環境基準達成状況（達成地点／測定地点）（平成 25～29 年度）

	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
昼間（6～22 時）	32／35	34／35	33／35	33／35	35／35
夜間（22～6 時）	28／35	32／35	31／35	30／35	30／35

【目標達成に向けた取組】

（1）騒音・振動対策

①騒音・振動の監視・測定

○騒音の測定

市内の騒音の実態を把握するため、一般地域、道路に面する地域、新幹線鉄道、特定工場等について、測定を実施しています。

環境騒音については、一般地域（22 地点）と道路に面する地域（13 地点）の計 35 地点において、測定を実施しました。

[表] 項目別達成状況（平成 29 年度）

	達成地点／測定地点
騒音に係る環境基準達成状況（6 時～22 時）	35／35
騒音に係る環境基準達成状況（22 時～6 時）	30／35
新幹線鉄道騒音の環境基準達成状況（25m 地点）	5／9

測定結果等の詳細については、「資料編 第 1 節測定データ 3 騒音・振動」（125～138 ページ）をご参照ください。

②工場・事業場等の固定発生源対策

○特定施設を設置している工場・事業場への立入検査

騒音規制法、振動規制法及び群馬県の生活環境を保全する条例に基づき、特定施設設置等の届出の受付を行っています。特定施設を設置している工場・事業場は、事前の届出と規制基準の遵守が義務づけられており、騒音特定施設については 597 事業場、振動特定施設については 544 事業場が届出をしています。

また、随時立入検査を実施し、届出内容と実態との整合性や騒音・振動の発生状況を確認した上で、必要な指導を行っています。

平成 29 年度は、特定施設を保有する 26 事業場に対して立入検査を行った結果、5 事業場に対して届出書に関する指導を行いました。

立入検査等の詳細については、「資料編 第 2 節工場・事業場等に対する規制 3 騒音・振動」(180~188 ページ) をご参照ください。

○原因者に対する防音・防振対策の指導

市民からの苦情等に基づき、原因者に対して必要な防音・防振対策を指導しています。

平成 29 年度の騒音・振動に関する苦情件数は、騒音 35 件、振動 3 件でした。

③自動車・鉄道等の移動発生源対策

○新幹線鉄道騒音の被害緩和対策

新幹線鉄道は重要な交通手段として定着していますが、騒音に係る環境基準を超過している箇所が多いことから、沿線自治体として群馬県から関係機関に対して騒音の低減対策を要望しています。

○拡声機を使用する商業宣伝放送

昭和 48 年 11 月から、商業宣伝を目的として拡声機を使用する場合には、高崎市公害防止条例に基づく届出を義務づけており、使用時間帯・騒音レベル・拡声機数などを規制しています。

平成 29 年度は、23 件の届出がありました。

○自動車交通量の抑制対策

自動車交通量を抑制し、自動車騒音の低減を図るため、公共交通の整備と利用促進、自転車利用の促進等を図っています。

平成 29 年度の実施事業及び実績等につきましては、18~20 ページの『第 3 章第 1 節 1 地球温暖化対策 (2) 地域環境の整備 ①交通運輸対策』をご参照ください。

④建設作業の騒音・振動対策

○特定建設作業に関する事務

作業時に大きな騒音や振動を発生させ、近隣に影響を与える重機等を使用する作業については、騒音規制法、振動規制法及び群馬県的生活環境を保全する条例において、特定建設作業として規定されています。

特定建設作業を実施する場合には、法令に基づき事前の届出を義務づけるとともに、騒音・振動の低減に向けた対策をしています。

平成 29 年度は、合計で 94 件の届出がありました。

届出等の詳細については、「資料編 第 2 節工場・事業場等に対する規制 3 騒音・振動」(188~190 ページ) をご参照ください。

4 化学物質による環境汚染の防止

【目標】

ダイオキシン類に係る汚染状況の監視・測定や化学物質を取り扱う事業者に対する適正な管理指導・啓発を推進し、市民への健康被害を未然に防止します。

指標名	現状（※）	実績	目標
ダイオキシン類に係る環境基準達成率 （大気・河川水・河川の底質・土壌）	100% （平成 22 年度）	100% （平成 29 年度）	100% （平成 30 年度）

（※）現状の値は、高崎市第 3 次環境基本計画後期計画策定時の値です。

[表] ダイオキシン類の環境基準達成状況（達成地点／測定地点）（平成 25～29 年度）

	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
大気	4/4	4/4	4/4	4/4	4/4
河川水	3/3	3/3	3/3	3/3	3/3
河川の底質	3/3	3/3	3/3	3/3	3/3
土壌	4/4	4/4	4/4	4/4	4/4

【目標達成に向けた取組】

（1）化学物質対策

①ダイオキシン類の監視・測定

○ダイオキシン類による汚染状況の監視・測定

本市におけるダイオキシン類の汚染状況を把握し、健康被害を未然に防止するため、大気・河川水・河川の底質・土壌において監視・測定を実施しています。

[表] ダイオキシン類の環境基準達成状況（平成 29 年度）

	測定地点	達成状況
大気	中央公民館、群馬支所、榛名支所、吉井支所	全ての地点で達成
河川水及び 河川の底質	烏川（烏川大橋）、唐沢川（二之沢橋）、牛池川（国分橋）	全ての地点で達成
土壌	倉渕せせらぎ公園、烏川公園、城山中央公園、けやき公園	全ての地点で達成

測定結果等の詳細については、「資料編 第 1 節測定データ 4 化学物質」（139～140 ページ）をご参照ください。

○ダイオキシン類に係る特定施設を設置している工場・事業場への立入検査

ダイオキシン類の大气や水への排出を抑制するため、ダイオキシン類対策特別措置法の規定に基づく特定施設を設置している工場・事業場について、立入検査を行っています。また、これらの工場・事業場は特定施設の自主測定が義務付けられており、その結果の報告を受け付けています。

平成 29 年度は、延べ 3 の工場・事業場に対して立入検査を実施し、届出内容や施設の実態の確認等を行いました。また、延べ 15 の工場・事業場から自主測定の結果を受け付けましたが、規制基準に適合していない工場・事業場はありませんでした。

②化学物質の適正な管理

○化学物質排出移動量届出制度（PRTR 制度）

本制度は、人の健康や生態系に有害なおそれのある化学物質について、事業所から環境（大气、水、土壌）への排出量及び廃棄物としての事業所外への移動量を事業者が自ら把握し、国に対して届け出るとともに、国は届出データに基づき、排出量・移動量を集計し公表するものです。

本制度の目的は、環境の保全に係る化学物質の管理に関する国際的協調の動向に配慮しつつ、化学物質に関する科学的知見及び化学物質の製造、使用その他の取扱いに関する状況を踏まえ、事業者による化学物質の自主的な管理を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止することとしています。

指定されている化学物質を取扱う事業者（製造業、燃料小売業等）は、本市を經由して、主務大臣に届け出なければなりません。

平成 29 年度（平成 28 年度把握分）は、届出要件に該当する延べ 120 の事業所からの届出を受け付けました。

届出等の詳細については、「資料編 第 2 節工場・事業場等に対する規制 4 化学物質」(191～194 ページ) をご参照ください。

③アスベスト（石綿）含有建築物等の解体に関する指導・啓発

○アスベスト含有建築物等の解体等の届出に関する事務

吹付けアスベスト等が使用されている建築物を解体・補修するなどの作業を行う場合には、大気汚染防止法による届出が義務づけられ、作業の際に飛散を防ぐ措置をとることになっています。届出があった場合には、当該建築物等に立入り、適正に作業されているかを確認しています。

平成 29 年度の届出件数は、10 件でした。

5 放射性物質の監視・測定

【目標】

市民が安心して暮らすことができるよう、空間放射線量や放射性物質の測定を実施します。

【目標達成に向けた取組】

(1) 空間放射線量の定点測定

○放射線の定点測定に関する事務

日常における放射線の影響を調査するために、空間放射線量の定点測定を実施しています。定点測定は平成23年6月から実施し、平成24年4月からは市内120箇所に拡充しています。

測定している箇所は、市内全域の放射線量が把握できるように子どもが通う小学校、幼稚園及び保育園等の公共施設を中心としています。測定は、毎月2回（第2週、第4週）実施しており、平成29年度の測定で、国の除染基準（地上1mの高さ、面的測定で毎時0.23マイクロシーベルト以上）に該当する結果は出ていません。



測定結果等の詳細については、「資料編 第1節測定データ 5 放射性物質」（142～151ページ）をご参照ください。

○空間放射線量測定器の無料貸出し事務

本市では、市民が自ら身近な場所の放射線量の測定を行えるよう、空間放射線量測定器の無料貸出しを平成24年4月から行っています。

貸し出している測定器は簡易型の空間放射線量を測定するもので、本庁3台及び各支所1台ずつ、計9台を貸し出しています。

平成29年度の貸出件数は、合計で9件でした。

庁舎ごとの件数は以下のとおりです。



[表] 平成29年度貸出件数

(単位：件)

本庁	倉渕支所	箕郷支所	群馬支所	新町支所	榛名支所	吉井支所
5	1	0	1	0	1	1

(2) 各施設における放射性物質の測定

○焼却施設等における放射性物質の測定

放射性物質汚染対処特措法に基づき、焼却施設など（高浜クリーンセンター、吉井クリーンセンター、エコパーク榛名）の放射性物質の測定を行っています。

本市の焼却施設から排出される焼却灰は、埋立て処分の基準値（8,000Bq/kg）を大きく下回っており、埋め立て処理に支障はなく、排ガスについても放射性物質は検出されていません。

焼却施設の焼却灰と不燃ごみの残渣を埋め立てているエコパーク榛名（最終処分場）の測定でも、水処理施設で浸出水を処理した後の処理水と周縁地下水から放射性物質は検出されていません。

○放射性物質に係る水道水の安全性に関する事務

水道水中の安全性について、本市では若田浄水場、唐松浄水場、岩崎浄水場、及び各支所地域浄水場で毎月、水道水中の放射性物質の検査を実施しています。平成 24 年 4 月 1 日から食品衛生法に基づき、水道水については放射性セシウム（セシウム 134 及び 137 の合計）の管理目標値として 200Bq/kg から 10 Bq/kg へと基準値が変更されました。

なお、放射性ヨウ素（ヨウ素 131）については、半減期が 8 日間と短く周辺環境においても検出されていないことから食品衛生法の規制対象から除外されたため、水道水の検査対象項目からも除外されました。

平成 29 年度においても、検査結果は不検出となっています。

○下水汚泥の測定に関する事務

放射性物質汚染対処特措法及び産業廃棄物処理業者受入基準に基づき、本市の水処理センター等では、下水汚泥の放射性物質（セシウム-134、-137）の測定を実施しています。

平成 29 年度は、阿久津水処理センター（脱水汚泥ほか：21 検体）、榛名湖水質管理センター（脱水汚泥：2 検体）で測定を実施した結果、問題となるような値はありませんでした。

○学校のプール水の放射性物質測定

本市では、東日本大震災の福島第一原発事故を受け、プール水の安全性を確認するため、市内小中学校のプール水の放射性物質の測定を平成 23 年度より開始しました。

平成 29 年度は、小学校 2 校、中学校 1 校を抽出して、6 月 16 日に実施しました。

○公立保育所・幼稚園、小・中学校等における給食放射性物質検査の実施

安心安全な給食の提供に努めるため、また、保護者の皆さんの安心感を高めるため、平成 24 年 1 月から実施しています。

市内を 12 地域に分け、毎週 3 地域ずつ、1 地域につき 1 給食施設を抽出し、順番に検査しています。1 か月（4 週間）で全 12 地域を検査します。

検査については、ゲルマニウム半導体検出器を用いたガンマ線スペクトロメトリーによる核種分析法で実施しています。

平成 29 年度は、市内の保育所（26 検体）・幼稚園（4 検体）・こども園（2 検体）・小学校（46 検体）・中学校（26 検体）・特別支援学校（1 検体）・給食センター（3 検体）を対象に、108 検体を検査しました。

○市内を流通する食品等の放射性物質検査の実施

市内を流通する食品等の安全確認のため、放射性物質の検査を実施しています。検査対象は、小売店に流通している食品のうち、市内で生産・製造された食品を中心に検査を実施しています。

平成 29 年度は、10 件検査し、基準値を上回った食品はありませんでした。

各施設における測定結果等の詳細については、「資料編 第 1 節測定データ 5 放射性物質」
（152～164 ページ） をご参照ください。

第4節 快適空間の確保

1 公園・緑地の整備、歴史的景観の保全

【目標】

各地域の特性を活かした計画的な公園・緑地の整備により、緑化を推進するとともに、文化財の保護・管理により、本市独自の景観の保全に努めます。

指標名	現状（※）	実績	目標
市民1人当たりの都市公園面積	21.2m ² (平成22年度)	21.93m ² (平成29年度)	22.1 m ² (平成30年度)

（※）現状の値は、高崎市第3次環境基本計画後期計画策定時の値です。

○特別緑地保全地区等の指定・管理

都市の無秩序な拡大の防止に資する緑地、都市の歴史的・文化的価値を有する緑地、生態系に配慮したまちづくりのための動植物の生息、生育地となる緑地等の保全を図ることを目的として、特別緑地保全地区や一般緑地の指定・管理を行っています。

平成29年度末現在、特別緑地保全地区は4地区で合計13.6ha、一般緑地は9地区で合計107.31haが指定されています。

[表] 特別緑地保全地区等指定一覧（平成29年度末現在）

	地区名	面積
特別緑地保全地区 (4地区)	八幡八幡宮特別緑地保全地区	2.6ha
	少林山特別緑地保全地区	3.7ha
	慈眼寺特別緑地保全地区	2.0ha
	護国神社特別緑地保全地区	5.3ha
一般緑地 (9地区)	烏川緑地、烏川2号緑地、乗附緑地、中居緑地、城南緑地、六郷緑地、原郷緑地、下滝緑地、大利根緑地	107.31ha

【目標達成に向けた取組】

(1) 都市公園の適正な整備

○街区公園整備事業

身近な公園や緑地について整備を進めていますが、用地の確保が難しい状況であるため、土地区画整理事業等と連動しながら各地区のニーズを考慮し、相対的に不均衡のないように、適正配置に努めています。

平成29年度については、他事業との調整により、街区公園整備事業としての公園整備は行いませんでした。

(2) 緑化意識の高揚

○保存樹木等への補助制度

市民の良好な自然環境を確保し、かつ美観風致を維持する取り組みを支援し、民有地緑化を推進するため、保存樹木に該当する樹木・樹林・生垣の所有者に補助金を交付しました。

平成 29 年度の保存樹木補助金交付件数は、351 件でした。

[表] 保存樹木等指定件数（平成 29 年度末現在）

	件数
保存樹木（本）	270
保存生垣（箇所）	72
保存樹林（箇所）	6

○生垣づくり奨励補助金交付事務

都市部・住宅地での緑化を進めるため、生垣設置の奨励を推進し、生垣は境界や目隠しだけでなく、防災や環境の改善、やすらぎを与える景観づくりなどの機能もあるため、生垣の奨励基準に該当する申請者に補助金を交付しました。

平成 29 年度の補助件数は 18 件で、生垣が 254m 新設されました。

○緑の募金

森林や緑は、おいしい水やきれいな空気、地球温暖化の防止など多くの恵みを私たちに与えてくれます。その恩恵は、現在の私たちだけでなく、将来を生きる子どもたちにももたらされます。本市の緑化運動推進委員会では、群馬県緑化推進委員会の「緑の募金」活動に賛同し、森林や緑の環境保全のため、市内各町内会、団体、企業等の協力のもと、募金活動に努めました。

平成 29 年度は 4 月 15 日～5 月 31 日にかけて実施され、募金額は 4,572,315 円で、集められた募金は、緑を愛し育てる緑の少年団への助成や地域の広場、病院、小中学校などへの苗木配付等の原資となりました。

○花の里親制度

市民参加による道路緑化の推進と啓発を目的に、春と秋の年 2 回、里親に自宅で花苗を 1 か月程育ててもらい、その後生長した花苗をシンフォニーロードのプランターに移植し、管理（通年）をしてもらいました。

平成 29 年度末現在で設置された花の里親プランターは 110 基、花の里親登録者数は 80 名です。

○苗木等の配布事業

スプリングフェスティバルに協賛し、「昭和の日」（4 月 29 日）に、緑化団体との共催で、市民に対して苗木・花鉢・花の種の配布を行っています。

平成 29 年度は、苗木 680 本、花鉢 620 鉢、花の種 1,000 袋を配布しました。

○緑化コンクールの実施

緑化や環境への関心と認識を深めるとともに、広く市民に緑化の啓発、PRを図るため、各種コンクールを開催しました。

<コンクールの開催状況（平成 29 年度）>

- ・「花いっぱいコンクール」：小・中学校、幼稚園、保育所を対象とした花壇等のコンクールで、平成 29 年度は 15 団体が参加しました。
- ・「緑化ポスターコンクール」：小・中学生を対象とした緑化ポスターや風景画のコンクールで、平成 29 年度の応募点数は 533 点でした。



○誕生記念樹木の贈呈事業

緑化意識の高揚のため、平成 28 年 10 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日までの出生児には 5 月に、平成 29 年 4 月 1 日～平成 29 年 9 月 30 日までの出生児には、11 月に記念の樹木を贈呈しました。

贈呈数は、2 回の合計で 1,776 人（対象者数 2,981 人の約 60%）でした。

○公共施設等への植栽

高崎駅西口周辺や街中、公園施設の緑化推進を図るため、以下の事業を実施しました。

<平成 29 年度 事業内容>

- ・高崎駅西口線及びシンフォニー花壇・ハーブの泉プランター植栽工事（前期・後期）
- ・花の里親道路花壇植え付け準備工事（前期・後期）
- ・庁舎前広場円形花壇植栽工事（前期・後期）
- ・シンフォニーガーデン植栽及び土壌改良工事
- ・ケルナー広場管理事務所植栽工事
- ・観音山公園幼児用ケルナー広場植栽工事

○緑化活動団体支援事業

潤いのある快適な環境づくりに寄与することを目的に、緑化推進を図る緑化活動団体等へ支援を行いました。

<平成 29 年度 実績>

- ・高崎市緑化運動推進委員会
- ・緑の少年団（市内全小学校 58 校）
- ・環境緑化推進団体（花苗の配布等）

(3) 文化財の保護・管理

○史跡整備事業

ユネスコ世界の記憶に登録された上野三碑など我が国を代表する歴史的資産を保全するとともに、市内の遺跡や史跡、史跡公園の整備に努めています。

平成 29 年度は国指定史跡日高遺跡の公園整備工事等、箕輪城跡の本丸の土塁の復元工事等を行いました。

○文化財保護普及事業

市内にある遺跡や史跡などについて、広く知ってもらうため、外郭 6 館等を通じて企画展など様々なイベントを開催しました。また、前橋市と連携し、前橋・高崎 2 会場で埋蔵文化財展を行いました。

[表] 主要な文化財イベントの実施状況（平成 29 年度）

イベント名	観覧者及び参加者数
観音塚考古資料館ミニ企画展 (170 日間)	5,634 人
観音塚考古資料館秋季企画展 (49 日間)	2,062 人
観音塚考古資料館体験学習 (29 日間)	1,062 人
前橋高崎連携事業文化財展 (10 日間)	1,123 人
かみつけの里博物館特別展 (88 日間)	3,716 人
かみつけの里博物館夏季企画展 (36 日間)	9,205 人
吉井郷土資料館企画展 (54 日間)	901 人
吉井郷土資料館ミニ企画展 (76 日間)	822 人
吉井郷土資料館体験学習 (3 日間)	130 人
吉井郷土資料館開館 45 周年記念講演会 (1 日間)	85 人
多胡碑記念館企画展 (24 日間)	1,344 人
多胡碑記念館特別展 (48 日間)	5,219 人
多胡碑記念館関連事業 (3 日間)	1,344 人
歴史民俗資料館企画展 (96 日間)	1,409 人
榛名歴史民俗資料館企画事業 (4 日間)	85 人
上野三碑一般公開 (3 日間)	3,503 人

○貴重な動植物の保護育成

天然記念物などの本市を特徴づける貴重種については、保護育成を行っています。

平成 29 年度は、県指定天然記念物「萩原の大笠マツ」の管理を行いました。

2 自然環境の保全

【目標】

市民が自然とふれあい、野生動植物との共生が図れるよう、自然公園や河川緑地などの整備を行うとともに、森林・農地をはじめとする自然環境の保全に努めます。

指標名	現状（※ ₁ ）	実績	目標
森林面積	21,497 ha (平成 22 年度)	21,547ha (平成 29 年度)	維持
農用地区域内 農地（耕地）面積	5,888 ha (平成 21 年度)	5,384.3ha (平成 29 年度)	(※ ₂) 4,980 ha (平成 37 年度)

(※₁) 現状の値は、高崎市第 3 次環境基本計画後期計画策定時の値です。

(※₂) 目標（4,980 ha : 平成 37 年度）は、「確保すべき農用地等の面積の目標の達成状況」に基づく。

【目標達成に向けた取組】

(1) 自然空間の創出

①自然公園の整備

○観音山公園整備事業

カッパピア跡地は観音山公園の一部であり、現況の地形や起伏、樹林等の自然環境を活用した、自然に触れ合える公園作りをコンセプトに、多くの市民が広く交流し、憩える公園として整備するため、平成 22 年度から工事に着手しています。

平成 29 年度も引き続き、施設整備や遊具設置などの工事を行い、整備を完了しました。

②河川緑地の整備

○河川緑地整備事業

本市は、多くの河川が流下し、自然とふれあえる空間として水辺や緑の保全を図るとともに、河川空間を緑地や親水公園などとして有効に活用することにより、市民をはじめ多くの人々に親しまれるよう水辺環境の整備に取り組んでいます。

なお、平成 29 年度の整備箇所はありませんでした。

(2) 森林・農地の保全

○耕作放棄地の再生作業等への助成

荒廃した耕作放棄地の農地利用調整を更に促進し、引き受け手（農業者、農業者組織、農業参入法人等）が、作物生産再開に向けた条件整備に取り組みやすくなるよう、耕作放棄地を再生利用する取り組みを支援するために、実施しています。

なお、平成 29 年度は、助成実績がありませんでした。

○農地利用集積促進奨励金

地域の実情に即した地域農業の構造改善を促進するため、推進体制の整備を図るとともに、農地の流動化の促進や土地利用調整機能の強化等を通じて、農用地の確保及び有効利用と農業の担い手の育成確保を図るため、借り手に対して農地利用集積促進奨励金を交付しています。

平成 29 年度は、延べ 55 人に交付しました。

○中山間地域等直接支払交付事業

中山間地域における条件の悪い農用地に対し、交付金により適切な農業生産活動が継続できるように地域の集落を支援しています。

平成 29 年度は、26 集落へ支援を行いました。

○森林病虫害等防除事業

松くい虫による被害を防止するため、平成 29 年度は下記の対策を行いました。

<平成 29 年度 実績>

- ・ 伐倒駆除（伐倒、玉切り、薬剤散布） 111.50 m³・146 本
- ・ 倒木災害防止（伐倒、整理） 65.93 m³・100 本
- ・ 被害防除（樹幹注入薬剤施用） 95 本

○水源かん養林造成事業

森林の持つ保水能力、水質浄化機能を向上させ、河川流量の安定確保、水質安定維持へとつなげるため、水源かん養林として森林の整備・管理を行っています。

平成 29 年度は、烏川流域森林組合に委託し、現地調査の結果、面積 8.7ha を下刈り、間伐、除伐作業を実施しました。



その他森林に関する施策（間伐促進事業・美しい森林づくり基盤整備事業・森林整備事業・市有林管理事業・森林広葉樹林化推進事業）については、20～21 ページの『第 3 章 第 1 節 1 地球温暖化対策 （2）地域環境の整備 ②森林整備による吸収源対策』をご参照ください。

3 開発事業等の環境への配慮

【目標】

市が実施する一定規模以上の開発事業については、環境への配慮を取り込み、地域の環境特性を考慮した良好な環境の保全及び創造を図ります。

【目標達成に向けた取組】

(1) 環境調査の実施

○高崎市環境調査指針に基づく環境調査の実施

高崎市環境基本条例第 16 条に規定する環境調査の実施について必要な事項を定めた高崎市環境調査指針に基づき、環境に大きな影響を及ぼすおそれのある開発事業等に対して環境調査を実施し、計画の立案段階から環境への配慮を行い、良好な環境の保全に努めています。

平成 29 年度は、環境調査の対象となる開発事業等がありませんでした。

○産業団地整備に係る自主環境調査

本市では、北関東自動車道の全線開通や北陸新幹線の金沢までの延伸など、広域交通ネットワークが形成され、物流や産業などの交流が飛躍的に高まっています。

このような状況の中、既存の交通網をさらに生かすため、高崎玉村スマートインターチェンジが平成 26 年に供用を開始しました。

平成 29 年度は、平成 26 年 6 月に作成した環境影響評価書に基づき、「高崎スマート IC 産業団地」造成事業に対する事後調査を継続して実施しました。

○総合卸売市場周辺造成事業

本市の新たな物流の拠点として位置づけられる高崎玉村スマートインターチェンジ周辺は、東毛広域幹線道路の全線 4 車線化などにより、地域ポテンシャルがいつそう高まっています。

このポテンシャルを発展的に生かすため、高崎玉村スマートインターチェンジから約 2km の東毛広域幹線道路沿線において物流拠点の創出を目指し、今後の事業化に向けた環境影響評価を実施しました。

4 災害への対応

【目標】

災害の発生に備え、未然防止策を講ずるとともに、防災体制の充実や防災基盤の整備に努めます。

【目標達成に向けた取組】

(1) 災害に強いまちづくり

○地域防災計画整備事業

地域防災計画は、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき高崎市防災会議が策定するもので、市、県、指定地方行政機関、指定地方公共機関等がその全機能を有効に発揮し、また相互に協力して、市域における地震、風水害、雪害、火山災害等に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧を実施することにより、市民の生命、身体及び財産を災害から守ることを目的に作成しています。



平成 29 年度は、災害対策基本法の改正に伴い修正を行いました。

○避難場所等整備事業

災害発生時、生命に危険が及ぶような場合は、安全な場所に避難して身の安全を守るため、避難場所等を指定しています。その際、避難が迅速かつ安全に行われるよう、案内板及び表示板を設置しています。



平成 29 年度は、新設 14 箇所、更新 60 箇所、撤去が 13 箇所でした。

○耐震性貯水槽整備事業

耐震性貯水槽は、水道管の途中に設置されている災害時の飲み物を確保するための施設で、市内に 11 箇所あります。通常は水道管の一部として水が流れていますが、地震時には緊急遮断機が作動し、貯水槽内に飲料水や消火用水を確保します。

平成 29 年度は、耐震性貯水槽が設置されている周辺住民に対し、操作体験会を行いました。

[表] 耐震性貯水槽設置場所

公共施設（1 箇所）	群馬音楽センター
小学校（10 箇所）	東小学校、北小学校、南小学校、中居小学校、片岡小学校、倉賀野小学校、塚沢小学校、六郷小学校、豊岡小学校、桜山小学校

○治山事業

事業実施箇所について本市が優先順位をつけて群馬県に依頼し、県が事業主体で設計や工事等を発注しています。県単独治山事業は、工事や保安林リフレッシュ事業等があり、事業費の10分の1以内の額を市が県に負担金として支払っています。

なお、平成29年度は保安林リフレッシュ事業の実施はなく、治山工事は11件実施しました。

○橋梁再整備事業

本市では、市で管理している橋梁において、今後、老朽化する道路橋の増大に対応するため、橋梁の維持管理方法を従来の事後的な修繕・架替えから、予防的な修繕・架替えを行う手法へ転換して行っています。

平成29年度は、入の谷津橋、立石橋の2箇所で行いました。

[表] 橋梁再整備工事概要（平成29年度）

工事名	工事内容
入の谷津橋補修工事（鼻高町）	高欄設置工、防水工、舗装工、伸縮装置取替工
立石橋補修工事（鼻高町）	防水工、舗装工、伸縮装置取替工

○木造住宅耐震診断事業

本市では、地震に対する建築物の安全性に関する意識の向上と耐震改修の促進を図り、もって地震に強い安心・安全なまちづくりを目指すことを目的として、市内にある住宅の耐震診断を希望する所有者等に技術者を派遣して、診断を実施しています。

平成29年度は、10件の診断を行いました。

○緊急耐震対策事業

安全で安心な市民生活を早期に実現することを目的に、地震による住宅の倒壊が居住者への被害にとどまらず、避難、救命及び消火活動の大きな妨げとなることに鑑み、耐震化に資する事業を実施する者に対し、予算の範囲内で補助金を交付しています。

平成29年度の実績は、以下のとおりです。

<平成29年度 事業実績>

・耐震診断	9件	・補強設計	10件	・耐震改修	14件
・屋根改修	52件	・塀除却、改修	22件	・広告塔改修	0件
・擁壁改修	0件			合計	107件

○河川整備事業

高崎市河川整備構想「河川みらい 21」の基本方針である、水に強いまちづくり・水資源の確保・親水機能の創造・住民参加による河川美化意識の高揚・河川管理者との協力体制づくりの推進を図っています。河川は治水・利水・環境という多様な機能を有する公共空間であり、人々の日常生活に密接な関わりを持ち、特に河川災害を防止するため、現在、国の直轄河川である一級河川烏川において国土交通省高崎河川国道事務所が無堤地区の解消に向け、平成 23 年度より堤防の整備を進めています。

平成 29 年度は、寺尾中学校南東付近において延長約 50m の築堤工事を実施し、総延長約 2,020m の堤防が完成しました。

○用排水路整備事業

既設水路・水門等の老朽化や近年の集中豪雨に伴う周辺の宅地や田畑への浸水被害の発生を防止・軽減することを目的として、老朽化した水路・水門等の改修及び新たに水路・水門等を整備しています。

平成 29 年度は金ヶ崎排水路、倉賀野砂押水路、市道 D - 981 号線雨水渠、飯玉排水路、村合水路のほか 7 箇所改修工事を行いました。

[表] 用排水路整備工事概要（平成 29 年度）

工事名	工事内容
金ヶ崎排水路新設工事	<ul style="list-style-type: none"> ・施工延長 L=42.0m ・ボックスカルバート工 L=42.0m ・集水柵工 3 基
倉賀野砂押水路改築工事	<ul style="list-style-type: none"> ・施工延長 L=30.8m ・ボックスカルバート工 L=22.7m
市道 D - 981 号線雨水渠築造工事	<ul style="list-style-type: none"> ・施工延長 L=62.5m ・ボックスカルバート工 L=59.6m ・集水柵工 2 基
飯玉排水路築造工事	<ul style="list-style-type: none"> ・施工延長 L=81.6m ・ボックスカルバート工 L=80.3m
村合水路築造工事	<ul style="list-style-type: none"> ・施工延長 L=76.1m ・U 型水路工 L=74.8m ・集水柵工 1 基

○下水道（雨水）整備事業

大雨等によって生じる浸水の被害を防止することを目的に、下水道計画区域内（雨水）に下水道（雨水）管渠を布設しています。

平成 29 年度は、市域全体で以下のとおり布設しました。

<ボックスカルバート>

- | | |
|----------------------------|----------------------------|
| ・ 1,800mm×1,800mm : 114.6m | ・ 1,500mm×1,500mm : 136.0m |
| ・ 1,300mm×1,300mm : 41.2m | ・ 1,200mm×1,000mm : 78.4m |
| ・ 1,000mm× 1,000mm : 7.5m | ・ 900mm×900mm : 113.5m |

(2) 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

○応援協力体制整備事業

地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき、十分な応急措置ができない場合に備えて相互の応援・協力が円滑かつ迅速に行えるようにすることを目的として、他市町村及び民間企業等と応援協定を締結しています。

平成 29 年度は、高崎市医師会、群馬郡医師会、藤岡多野医師会、日本防災士会群馬県支部、新島学園短期大学、群馬パース大学など、14 団体と新たに協定を締結しました。

(3) 市民等の防災活動の促進

○自主防災組織等支援事業

自分たちの町は自分たちで守るという考えのもと、地震などの災害が発生したときに、地域が連携して災害に対応し、初動体制の確保や適切な情報伝達、救援物資の配布などをスムーズに行うための住民による防災組織の設立を目的に、出前講座等を実施しています。

平成 29 年度は、自主防災組織を 40 団体が新たに設立し、29 年度末現在 348 団体が結成されています。また、出前講座を 9 回実施し、242 人が参加しました。

第5節 環境まちづくりの推進

1 環境教育・環境学習の推進

【目標】

市民一人ひとりが主体となって環境保全活動に取り組むことができるよう、環境教育・環境学習を推進します。

指標名	現状 (※ ₁)	実績	目標
環境ポスター展 応募作品数	363 点 (平成 22 年度)	400 点 (平成 29 年度)	(※ ₂) 315 点 (平成 30 年度)
たかさき学校 ISO 参加校数	18 校 (平成 22 年度)	41 校 (平成 29 年度)	35 校 (平成 30 年度)
地区研修会開催数	60 回 (平成 22 年度)	33 回 (平成 29 年度)	34 回 (平成 30 年度)

(※₁) 現状の値は、高崎市第3次環境基本計画後期計画策定時の値です。

(※₂) 目標の値(315点)は、少子化に伴う児童数減少を考慮の上、設定しています。

【目標達成に向けた取組】

(1) 環境教育・学習機会の提供

① 市民や事業者等に対する環境啓発の推進

○ こどもエコクラブの活動

こどもエコクラブは、幼児(3歳)から高校生までなら誰でも参加できる全国組織の環境活動のクラブです。子どもたちが人と環境の関わりについて理解を深めることで、地域に根ざした環境保全活動の環が広がることを目的としています。本市でも事務局を設置し、活動しています。

本市では、平成29年度末日現在で、9クラブ162人が登録しています。



○環境月間のイベント

環境省では、環境基本法に定められた6月5日の「環境の日」を中心とする6月の1か月間を「環境月間」として定めています。

本市では、毎年この日を中心に、市民一人ひとりが日常生活の中での生活環境や地球環境に対して関心と理解を深め、環境にやさしい生活の実践を促すことを目的として、環境フェアを中心に環境に関するさまざまなイベントを開催しています。

6月11日にもてなし広場で開催した「環境フェア2017」では、高崎市水道局及び下水道局、高崎市環境保健協議会、たかさき環境パートナーシップ会議が共催し、「水道週間イベント」と合同でイベントを実施しました。市民や市内企業等による環境活動実演紹介や環境クイズ大会をはじめ、新たな催しとしてフリーマーケット等様々な市民参加型の催しを実施しました。



〔表〕 環境月間イベント実施状況（平成29年度）

開催日	イベント内容
6月11日	・環境フェア2017（水道局、下水道局、高崎市環境保健協議会、たかさき環境パートナーシップ会議と共催） リサイクルバザー、クリーンアップキャンペーン、使用済小型家電の無料回収、環境クイズ大会等
6月12～18日	・古着、古本の無料回収
6月17日	・使用済小型家電の無料回収
6月18日	・廃タイヤ・廃バッテリー等の有料回収
6月17～18日	・粗大ごみのリユース品の公開展示 ・古着、古本無料交換会

○たかさき環境賞の表彰

たかさき環境賞は、高崎市内で環境保全活動に積極的に取り組む個人、団体及び企業などを称えるものです。

平成29年度は、スターテング工業株式会社、高崎市立新町第二小学校の2団体が受賞し、6月11日に開催した環境フェア2017の中で表彰しました。

○クリーンアップキャンペーンの実施

平成29年6月11日の環境フェア2017の行事として民間団体の参加協力を得て、ポイ捨て防止啓発の活動として、もてなし広場から高崎駅までクリーンアップキャンペーンを行っています。

平成29年度は可燃ごみ、不燃ごみ併せて60.0kgのごみが回収されました。

○食品ロス^{ゼロ}料理教室の開催

食品ロスの現状や課題等の状況を分かりやすく伝え、市民が食材を無駄にしないために食品ロス協力店及び消費者団体の方に講師を務めていただき、「普段は何気なく捨てている野菜の皮」などを活用した献立や調理方法を講習しました。

家庭における食品ロスの取り組みについてもアンケートを行いました。

平成 29 年度は 10 回実施し、参加者は 170 人でした。

○高崎市みんなの消費生活展の開催

みんなの消費生活展は、私たちの暮らしに直結する身近な生活環境に積極的に取り組んでいる高崎市消費者団体連絡協議会（6 団体）に委託し、11 月 11 日に高崎市役所 1 階・中 2 階ロビーで開催しました。

リフォームファッションショー及び古着リメイクや掃除の仕方の実演、身近なダンボールコンポストの展示などを通じて、消費者がくらしに必要な知識を身につけ、自立した賢い消費者になり、安全・安心で快適な消費生活をおくるための提案を行いました。

また、協賛企業・団体の協力を得て電気・ガス等の暮らしの中の省エネルギー対策と上手な使い方等についても啓発活動していただきました。

平成 29 年度は来場者 516 人に、食品ロスやごみ問題等のアンケートも行いました。

○出前講座による環境学習機会の提供

出前講座では、市の職員などを講師として市民の皆さんの学習会や地域の集まりに派遣しています。環境の分野についても市民の要請に基づき、専門的知識を持つ職員が環境学習の支援を行っています。

[表] 平成 29 年度 出前講座実施状況（環境関連）

講座名	実施回数	参加人数
ごみの出し方、減らし方、活かし方	7 回	195 人

②学校等における環境教育・環境学習の充実

○水生生物調査学習会の開催

市内小学生（4～6 年生）を対象に、身近な川の上流と下流に棲む生物を採取し、比較することで、川の水質の状況を知るとともに、自然の大切さや環境への関心を高められる機会となるよう、平成 5 年度より開催しています。

平成 29 年度は、佐野小学校、六郷小学校、八幡小学校、南八幡小学校、城山小学校の 5 校に加え、新たに一般向けの親子学習会を開催し、参加人数は延べ 102 人でした。



○環境ポスター展の開催

次世代を担う子どもたちが環境をテーマに描いたポスター作品を集め、環境ポスター展を開催しています。環境ポスター展は、地球温暖化対策や自然環境の保全など、私たちが暮らす環境の大切さを知り、家族みんなで環境への関心を高めてもらえる機会となるよう、平成 7 年度より開催しております。



平成 29 年度は、市内小学校 47 校から 400 点の力作が寄せられ、11 月 10～14 日の間、高崎シティギャラリーにて全作品の展示を行い、来場者数は 752 人でした。

○たかさき学校 ISO の実施

たかさき学校 ISO とは、児童が学校生活の中で環境に配慮する実践を学習することにより、環境への関心を高め、正しい知識と習慣を身に付けてもらうことを目的として、平成 17 年度より市内小学校を対象に実施しています。

平成 29 年度は、市内 41 校の小学校が取り組みました。

○学校・幼稚園の暑さ対策推進事業

震災後の電力不足や昨今の猛暑に対応するため、各学校・園では電気を使わない教室の暑さ対策に取り組んでいます。教育委員会では平成 23 年度に「暑さ対策検討委員会」を設置し、専門家の方々から意見をもらい、各学校・園はその提案の中で実施可能な方策を検討し、実施してきました。

平成 29 年度についても、各学校・園で工夫をこらした暑さ対策に積極的に取り組み、環境への配慮や熱中症対策に努めました。

[表] 各校での取組内容 (平成 29 年度)

取組内容	実施校数
グリーンカーテン	32 校
ミストシャワー	20 校
ベランダなどへの遮光ネット	21 校
すだれやよしずの設置	18 校

○副読本「地球とともに」作成・改訂事務

本市の実態に即した環境教育を推進するため、市内の環境教育に関する写真や絵・図などを掲載した副読本「地球とともに」(小学校 4～6 学年用)を編集・作成し、小学校 4 年生全員に配付しています。本副読本は、中学年以上(4～6 年生)の各教科・領域で環境に関する学習に活用されています。

平成 29 年度は編集委員会を 2 回開催し、平成 30 年度用に低学年用 3,700 部の副読本を作成しました。

○榛名林間学校における自然体験学習の開催

本市の自然環境に着目し、自然体験や地域の歴史や文化に触れる体験などを通して、自然の大切さや地域の伝統の素晴らしさに気づき、喜びや感動を味わう自然体験活動を実施しています。市内全小学校5年生が榛名湖荘を拠点とした2泊3日あるいは1泊2日の日程で、榛名山麓の自然の中で、豊かな体験活動を実施しました。



[表] 活動内容（平成29年度）

実施校	内 容
市内全58小学校	<p>【共通プログラム】</p> <p>①登山（関東ふれあいの道）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・榛名神社～榛名湖荘まで約4kmのコース。途中、榛名神社の見学や世界灌漑遺産の長野堰の取水口の見学など、榛名の歴史を学ぶのに大変適した登山道。 <p>②キャンプファイア</p> <ul style="list-style-type: none"> ・敷地内のキャンプファイア場で、歌やゲームを楽しみながら、自然に親しむ心や連帯感、協調性や団結心を養う。 <p>③野外炊飯</p> <ul style="list-style-type: none"> ・敷地内の「かまど棟」と「調理場棟」の野外炊飯設備で、焚き木で米を炊きカレーを作る。 <p>【プログラム】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・火起こし体験 ・スプーン作り ・名札づくり ・ウォークラリー ・野焼きパン

○森林環境教育の実施

市内の小学生とその保護者を対象としたホテルの観察会や林業体験及び木工クラフト体験を通じて、森林の多面的な機能やその大切さなどを喚起し、自然環境への関心を高めることを目的として、倉淵地区において、「倉淵親子自然体験ツアー」を実施しました。平成29年度は、延べ2回実施し、計94名の参加がありました。

○学校環境活動展の実施

「学校環境活動展」は日頃学校生活の中で行われている環境活動をパネル等に取りまとめた作品展であり、平成 29 年度は 12 月 20～28 日まで、高崎市役所 1 階ロビーで開催しました。市内の小・中・特別支援学校 84 校全ての学校の作品が展示され、多くの来場者がありました。



展示の内容は、リサイクル活動、緑化整備活動、環境美化活動が多く見られ、暑さ対策のためのグリーンカーテンやペットボトルキャップ回収、廃食油回収など、各学校の特徴ある環境活動の様子が、見やすく展示されていました。

○グリーンツーリズム事業

子どもや消費者に食の安全等、農業に対する理解を深めるため、収穫体験等の農業体験の機会を提供しています。

[表] グリーンツーリズム事業実施状況（平成 29 年度）

事業内容	参加者数
田んぼの生き物調査と野菜収穫、ブルーベリー狩り	24 人
農業体験バス遠足	290 人
国分人参収穫応援	31 人
合計	345 人

○初心者親子キャンプの開催

子どもの野外活動の推進と家族のふれあいの機会の提供を目的として、観音山キャンプパーク・ジョイナスにおいて、夏休みに市内小学校 1 年生から 3 年生の児童と保護者を対象とした初心者親子キャンプを実施しています。1 泊 2 日の野外活動体験や環境学習を通じて、自然の大切さを知り、環境保全に対する理解を深めています。

平成 29 年度は、7 月 29～30 日の日程で開催し、28 組 56 名が参加しました。



(2) 人材の育成

○新任環境保健委員事務連絡会議の開催

本市では、市民と行政との事務連絡を円滑にするため、各町内会に1人の環境保健委員を置き、保健衛生の向上増進や生活環境の保全に努めています。年度当初には、新たに選任された環境保健委員を対象に新任環境保健委員事務連絡会議を開き、委嘱する業務内容についての研修を行っています。

平成29年度は、4月25日に開催し、新任環境保健委員約150人が参加しました。

○環境美化協力員及び廃棄物減量等推進員の新任研修会の開催

環境美化協力員は、市民の公衆衛生に対する関心と清掃事業に理解を深めることを目的として、各小学校区に3名であった清掃協力員制度（昭和52年7月施行）を充実させ、昭和63年度から各町内会に1名委嘱（任期1年）しています。一方、廃棄物減量等推進員は、「高崎市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」に基づき、市が行う減量化施策等について排出者への指導啓発や再生利用の促進などの協力活動を行うことを目的として、平成5年度から各町内会に1名委嘱（任期2年）しています。（なお、倉淵地域、榛名地域、吉井地域は合併協議により未配備）

本市では例年、環境美化協力員及び廃棄物減量等推進員の新任役員を対象に、ごみの知識を深める目的で研修会を開催しており、平成29年度は高浜クリーンセンターやリユースセンターの視察研修を11月13日、21日、22日に実施しました。

2 市民・市民団体・事業者への支援

【目標】

市民や事業者等が環境保全に向けた活動を自発的に取り組むことができるよう支援を行うとともに、各主体間の連携の強化を図ります。

【目標達成に向けた取組】

(1) 各主体への支援

①市民への支援

○市民等に対する環境関連補助制度

本市では、環境保全に資する製品や機器などの利用・導入を促進するため、購入費用の一部補助などの支援を行っています。

[表] 主な補助・制度（平成 29 年度）

	補助内容（対象・金額等）	担当課名
住宅用太陽光発電システム導入補助制度	住宅用（10kW 未満）太陽光発電システムを新たに設置（システム付の住宅を購入）した市民に対し、1kW あたり 1 万 2 千円を補助（補助限度額：6 万円）	環境政策課
街路灯設置補助	町内会で LED 街路灯を設置する場合（従来型街路灯から LED への交換含む）、1 灯につき工事費の 4 分の 3 の額を補助（補助限度額：2 万 3 千円）	企画調整課
生ごみ処理機器購入費補助	生ごみ処理機器（コンポスト容器・EM ボカシ容器・電動式生ごみ処理機）を購入した市民に対し、購入価格（税抜）の 2 分の 1 の額（100 円未満は切り捨て）を補助（補助限度額：コンポスト容器は 4 千円、EM ボカシ容器は 2 千円、電動式生ごみ処理機は 3 万円）	一般廃棄物対策課
浄化槽設置事業費補助	家庭雑排水とし尿と一緒に浄化する家庭用浄化槽（環境配慮型浄化槽）の設置者に対し、以下の額を補助 新設 <高崎・群馬・新町・吉井地域> 5 人槽：15 万円、7 人槽：19 万円、 10 人槽：25 万円 <倉渕・箕郷・榛名地域> 5 人槽：16 万円、7 人槽：21 万円、 10 人槽：28 万円 転換 <高崎・群馬・新町・吉井地域> 5 人槽：33 万円、7 人槽：41 万円、 10 人槽：54 万円 <倉渕・箕郷・榛名地域> 5 人槽：35 万円、7 人槽：44 万円、 10 人槽：58 万円	一般廃棄物対策課

	補助内容（対象・金額等）	担当課名
生垣奨励補助	奨励基準を満たした生垣を設置する申請者に対し、以下の額を補助 ・生垣の延長 1m につき 2 千円（補助限度額：5 万円）を補助 ・さらに、ブロック塀等を延長 5m 以上取り壊して生垣をつくる場合、別に一律 2 万円を補助	公園緑地課

(※)「街路灯設置補助」については、平成 26 年度より企画調整課へ移管

②事業者への支援

○事業者に対する環境関連補助制度

本市では、環境保全に資する設備等の導入に対し、融資及び一部助成などの支援を行っています。

[表] 主な補助・制度（平成 29 年度）

	補助内容（対象・金額等）	担当課名
事業者用太陽光発電設備導入支援助成金	市内の事業所に 10kW 以上の太陽光発電を設置する事業者等に対し、設計費・設備費・工事費の合計額の 3 分の 1 以内の額を助成（助成限度額：500 万円）	商工振興課
省エネルギー型街路灯整備事業	商店街で LED 街路灯を設置する場合、1 基につき工事費の 4 分の 3 以内の額を補助（補助限度額：28 万円、照明部分のみの整備は 23 万円）	商工振興課
ISO 等認証取得補助金制度	市内に事業所を有し、市税を滞納していない中小企業者に対し、認証取得にかかる必要経費の 3 分の 1 以内の額を補助（補助限度額：70 万円）	産業政策課

○ISO（国際標準化機構）等認証取得支援事業

市内中小企業の競争力強化と地域社会の環境保護対策への貢献を求めるには、ISO14001 やエコアクション 21 等の環境マネジメントの認証取得が有効であるため、本市は市内の中小企業が ISO やエコアクションの認証取得を行った場合に、審査登録料や認証に係るコンサルタント料の一部を補助しています。

平成 29 年度の補助金交付件数は 2 件で、うち環境関連は 0 件でした。

[表] 補助金交付件数（平成 25～29 年度）

(単位：件)

	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
ISO14001	1	2	1	3	0
エコアクション	1	1	0	0	0
合計	2	3	1	3	0

○融資制度事業

中小企業者や中小企業団体が環境保全対策に必要な資金を調達できるよう、融資制度（環境改善資金融資）を設けています。対象となる使いみちは、公害を防止するための施設整備、新エネルギーを利用した施設の整備、事業用LED照明等の導入、ISO9000シリーズ・14001の認証取得、エコマーク商品の開発などです。

平成29年度は、2件12,140,000円を融資しました。

(2) 情報提供の推進

○広報高崎や市ホームページによる環境関連の情報発信

環境に関するイベント情報や支援事業などを広く周知するため、広報高崎や市ホームページを活用し、環境関連情報を発信しています。

平成29年度には、環境フェアの開催や太陽光発電システム導入補助制度などの記事を掲載しました。その他、市ホームページでは、廃棄物に関する情報、環境基準、放射性物質に関する測定結果などの各種データを掲載しました。

(3) 各主体との連携

○たかさき環境パートナーシップ会議の運営

たかさき環境パートナーシップ会議は、高崎市環境基本計画に基づき、市民団体、事業者及び市が協働し、良好な環境の保全及び創造に関する施策の推進を図ることを目的として、平成25年度に設置され活動しています。平成29年度末現在では、市民団体23、事業者47、計70の会員から成っています。

平成29年度は、実践活動として自転車利用促進イベント、清掃活動、鷹匠によるバードショー、ネイチャーゲーム、さらに施設見学会を実施しました。また、環境フェアにおいて、ブース出展や中心市街地の清掃活動を行うクリーンアップキャンペーンへの参加など、相互に連携を図りました。



[表] 平成29年度活動内容

活動内容	参加会員数	参加者数
榛名ヒルクライムタイムトライアルレース後の清掃活動	7	47
バードショー&ネイチャーゲーム	4	21
国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構量子ビーム科学研究部門高崎量子応用研究所施設見学会	21	23
定例会議（2回）	50	—

[表] 環境フェア 2017 活動内容

	参加会員数
イベントブース出展	14
クリーンアップキャンペーン	14

○高崎地区産業環境保全連絡協議会の活動

高崎地区産業環境保全連絡協議会は、企業における環境保全活動の推進及び産業公害の防止を目的とし、本市及び安中市に工場・事業場等を設ける 65 企業の参加により組織されています。

会員を対象に講演会、事例発表会、先進事業場等の視察見学会を開催するほか、環境保全・公害防止技術に係る情報提供等を行い、連携を図っています。

<平成 29 年度 活動内容>

- ・ 特別講演会（5 月） ・ 45 周年記念講演会（8 月）
- ・ 優良事業所見学会（11 月）：レンゴー株式会社 八潮工場
グリコピア・イースト
- ・ 環境対策事例及び
行政施策研修会（12 月）：日本化薬(株)高崎工場
スターテング工業(株)高崎工場
高崎市産業廃棄物対策課

○高崎市環境保健協議会との連携

高崎市環境保健協議会は、市民の健康増進や生活環境向上のため、自主的な地域活動を推進するとともに、相互の連携による取り組みや意識の啓発を通じ、豊かな自然と調和した美しく健全な郷土高崎を未来へ継承していくことを目的とし、市内 529 の町内より選出された環境保健支部長により組織されています。

本市は、廃棄物の排出方法や資源物の分別排出の指導、廃棄物減量化や環境美化の推進、畜犬登録や狂犬病予防注射の周知などの環境衛生行政の推進のため、地域で活躍する当協議会と密接な連携を図っています。

<平成 29 年度の活動>

- ・ 夏期研修会の開催（ごみ分別アプリの活用、ごみと水の関係、がんを防ぐ）
- ・ 環境フェアの共催、クリーンアップキャンペーンへの参加
- ・ 環境パトロールの協力 ・ 協議会だよりの発行

第1節 測定データ

1 大気

①一般環境大気／自動車排出ガスの測定

<調査の目的（法根拠等）>

大気汚染に係る経年変化等を把握し、大気汚染防止対策の基礎資料とすることを目的に測定局を設置しています。測定局は、一般的な地域の代表地点を調べる一般環境大気測定局（以下「一般局」という。）と幹線道路を通る自動車の排出ガスの影響を調べる自動車排出ガス測定局（以下「自排局」という。）があり、得られた結果は、次のとおり活用しています。

- ・市内の環境基準の達成状況を継続的に把握する。
- ・大気汚染により人の健康及び生活環境に係る被害の発生を未然に防止するための緊急時の措置を円滑に進めるための資料を得る。
- ・大気汚染の防止対策の策定とその効果の評価のための資料を得る。
- ・都道府県公安委員会に対して道路交通法の規定による措置をとるべきことを要請する際、当該道路の部分の構造等に関して道路管理者または関係行政機関の長に意見を述べる際に、その根拠となる資料を得る。

また、測定局で得られたデータは、大気汚染常時監視システムによってオンラインで中央監視局（高崎市環境部環境政策課）に伝送され、収録・処理されます。この常時監視システムは、大気汚染状況をリアルタイムで把握することができます。

■関係法令

<大気汚染防止法>

（自動車排出ガスの濃度の測定）

第20条 都道府県知事は、交差点等があるため自動車の交通が渋滞することにより自動車排出ガスによる大気の著しい汚染が生じ、又は生ずるおそれがある道路の部分及びその周辺の区域について、大気中の自動車排出ガスの濃度の測定を行うものとする。

（常時監視）

第22条 都道府県知事は、環境省令で定めるところにより、大気の汚染（放射性物質によるものを除く。第24条第1項において同じ。）の状況を常時監視しなければならない。

2 都道府県知事は、環境省令で定めるところにより、前項の常時監視の結果を環境大臣に報告しなければならない。

(※) 本市は、平成7年4月1日に大気汚染防止法施行令第13条に規定する政令市となったことから、都道府県と同様に上記の法定受託事務を行っています。

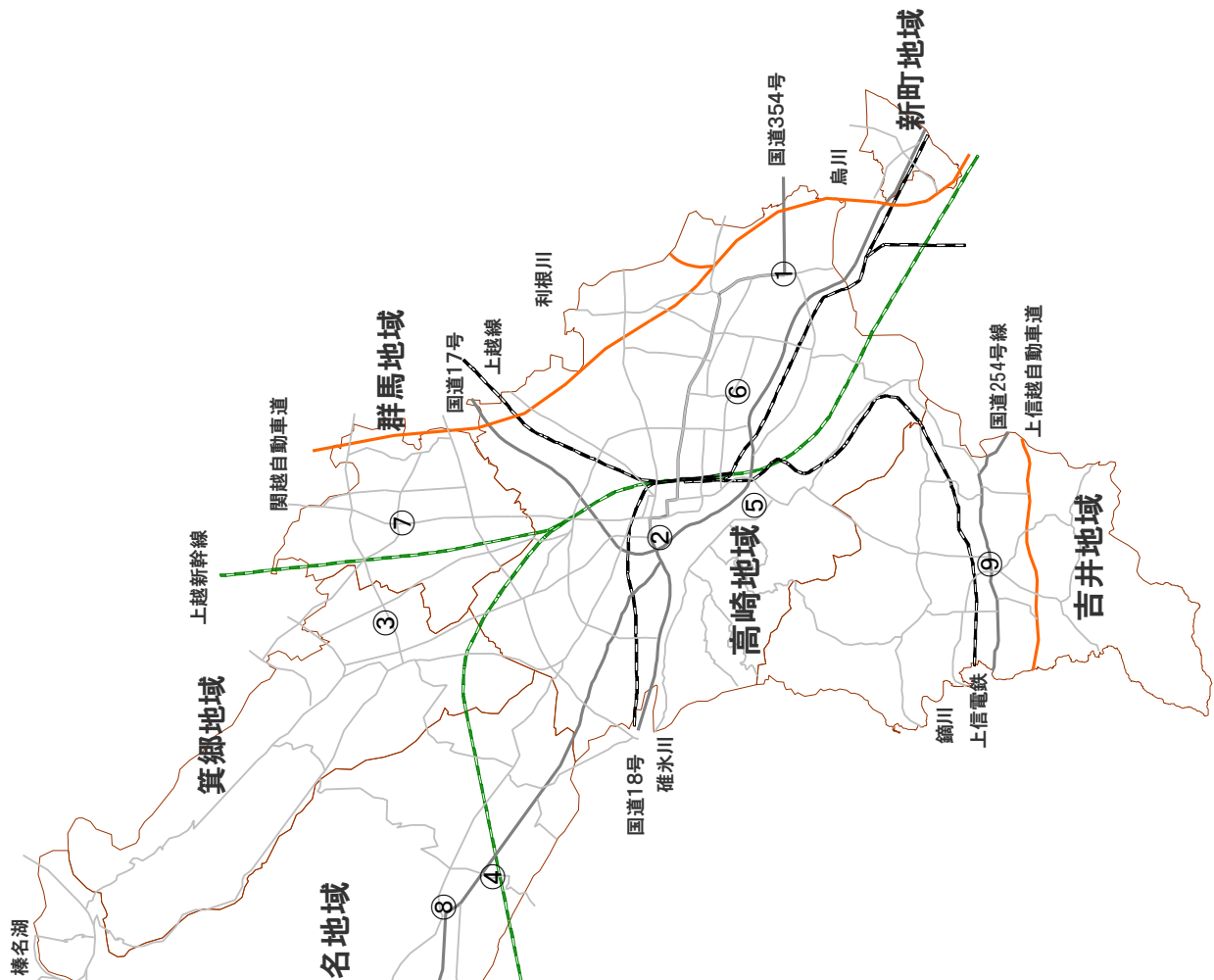
<測定地点>

本市では、以下のとおり 5 地点の測定局（一般局 4 局、自排局 1 局）において、常時監視を行っています。

[表] 市内の測定地点及び測定項目（平成 29 年度）

測定地点 (所在地)	測定局 区分	測定項目						
		SO ₂	NO ₂	CO	Ox	SPM	PM2.5	風向・ 風速
並榎測定局 (並榎町)	一般局	○	—	—	—	○	○	○
台新田測定局 (台新田町)	一般局	○	○	—	○	○	—	○
箕郷測定局 (箕郷町生原)	一般局	—	—	—	○	○	—	○
榛名測定局 (上里見町)	一般局	—	—	—	—	○	○	○
城南自排局 (下和田町)	自排局	—	○	○	—	—	—	○

(※) 「○」: 測定機を設置している地点 「—」: 測定機を設置していない地点



測定項目	ダイオキシン類	石綿(ラbestos)	酸性雨	降下ばいじん	有害大気汚染物質	風向・風速	微小粒子状物質	浮遊粒子状物質	光化学オキシダント	一酸化炭素	二酸化窒素	二酸化硫黄
測定地点												
① 七瀬田測定点						○	○	○	○		○	○
② 並木測定点			○			○	○	○				
③ 勤労青少年ホーム				○								
④ 榊郷測定点						○	○	○	○			
⑤ 榊名測定点						○	○	○		○	○	
⑥ 城南測定点						○	○	○				
⑦ 中居公園										○	○	○
⑧ 群馬支所												
⑨ 榊名支所												
⑩ 吉井支所												

[図] 大気環境測定地点

<環境基準>

人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として環境基準が定められています。

大気汚染の常時監視における環境基準及び達成状況は、以下のとおりです。

[表] 大気の常時監視における環境基準

物質名	環境上の条件
二酸化硫黄 (SO ₂)	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ 1 時間値が 0.1ppm 以下であること。
二酸化窒素 (NO ₂)	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。
一酸化炭素 (CO)	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ 1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。
光化学オキシダント (Ox)	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。
浮遊粒子状物質 (SPM)	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること。
微小粒子状物質 (PM2.5)	1 年平均値が 15 μg/m ³ 以下であり、かつ、1 日平均値が 35 μg/m ³ 以下であること。

<測定結果 (項目物質別) >

■二酸化硫黄 (SO₂)

[人の健康や環境に及ぼす影響]

石油、石炭等を燃焼したときに含有される硫黄が酸化されて発生するもので、高濃度で呼吸器に影響を及ぼすほか、森林や湖沼などに影響を与える酸性雨の原因物質になると言われています。

[環境基準]

1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。

(短期的評価)

1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。

(長期的評価)

1 日平均値の 2%除外値が 0.04ppm 以下であること。ただし、1 日平均値が 0.04ppm を超えた日が 2 日以上連続しないこと。

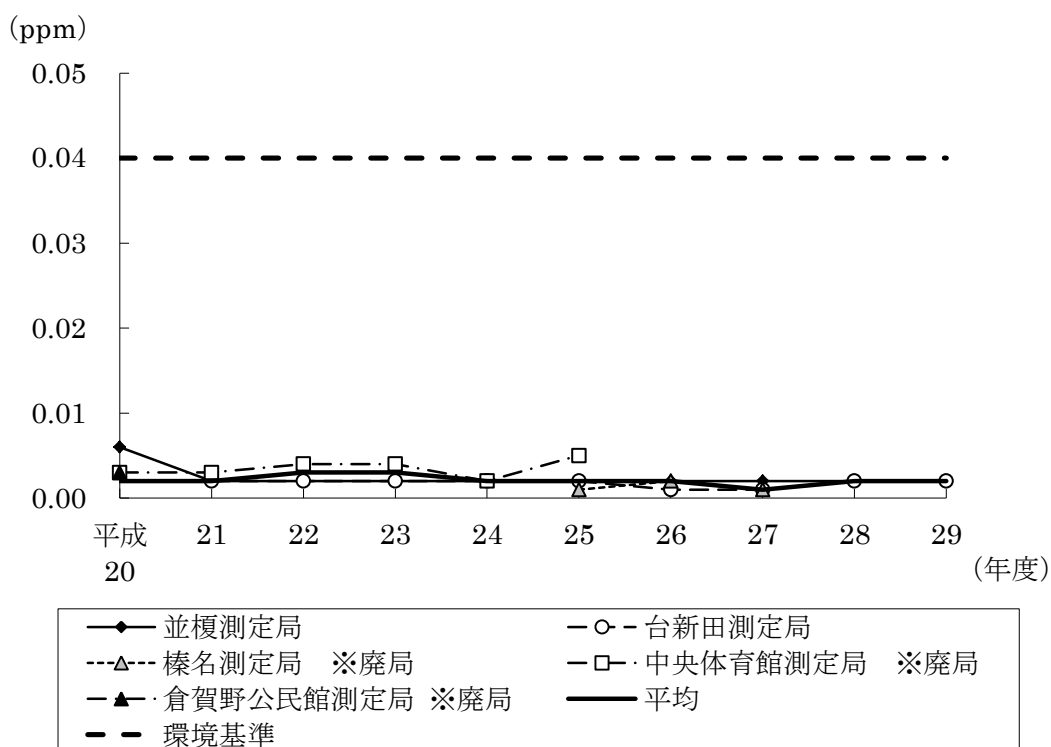
[表] 二酸化硫黄 (SO₂) の測定結果 (平成 29 年度)

[並履測定局]

区分 年月	有効 測定 日数	測定 時間	平均値	1 時間 値の 最高値	日平均 値の 最高値	日平均 値の 最低値	1 時間値が 0.1ppm を超えた時間数と その割合		日平均値が 0.04ppm を超え た日数とその割合		日平均値が 0.04ppm を超えた日が 2 日以上 連続したことの有無
	日	時間	Ppm	ppm	ppm	ppm	時間	%	日	%	有×、無○
平成 29 年 4 月	30	714	0.001	0.006	0.002	0.000	0	0.0	0	0.0	○
5 月	31	738	0.001	0.005	0.001	0.000	0	0.0	0	0.0	○
6 月	30	713	0.001	0.004	0.001	0.000	0	0.0	0	0.0	○
7 月	31	738	0.001	0.005	0.001	0.000	0	0.0	0	0.0	○
8 月	31	736	0.001	0.002	0.001	0.000	0	0.0	0	0.0	○
9 月	30	713	0.001	0.003	0.001	0.001	0	0.0	0	0.0	○
10 月	31	737	0.001	0.004	0.002	0.000	0	0.0	0	0.0	○
11 月	30	713	0.001	0.007	0.002	0.001	0	0.0	0	0.0	○
12 月	31	734	0.001	0.006	0.001	0.000	0	0.0	0	0.0	○
平成 30 年 1 月	31	737	0.001	0.004	0.002	0.000	0	0.0	0	0.0	○
2 月	28	664	0.001	0.004	0.002	0.000	0	0.0	0	0.0	○
3 月	31	736	0.001	0.005	0.002	0.000	0	0.0	0	0.0	○
通年	365	8673	0.001	0.007	0.002	0.000	0	0.0	0	0.0	○
日平均値の 2% 除外値 (ppm)											
0.002											

〔台新田測定局〕

区分 年月	有効 測定 日数	測定 時間	平均値	1時間 値の 最高値	日平均 値の 最高値	日平均 値の 最低値	1時間値が0.1ppm を超えた時間数と その割合		日平均値が 0.04ppmを超え た日数とその割合		日平均値が0.04ppm を超えた日が2日以上 連続したことの有無
	日	時間	Ppm	ppm	ppm	ppm	時間	%	日	%	有×、無○
平成29年4月	30	714	0.001	0.006	0.002	0.000	0	0.0	0	0.0	○
5月	31	738	0.001	0.005	0.001	0.000	0	0.0	0	0.0	○
6月	30	713	0.001	0.004	0.001	0.000	0	0.0	0	0.0	○
7月	31	738	0.001	0.005	0.001	0.000	0	0.0	0	0.0	○
8月	31	736	0.001	0.002	0.001	0.000	0	0.0	0	0.0	○
9月	30	713	0.001	0.003	0.001	0.001	0	0.0	0	0.0	○
10月	31	737	0.001	0.004	0.002	0.000	0	0.0	0	0.0	○
11月	30	713	0.001	0.007	0.002	0.001	0	0.0	0	0.0	○
12月	31	734	0.001	0.006	0.001	0.000	0	0.0	0	0.0	○
平成30年1月	31	737	0.001	0.004	0.002	0.000	0	0.0	0	0.0	○
2月	28	664	0.001	0.004	0.002	0.000	0	0.0	0	0.0	○
3月	31	736	0.001	0.005	0.002	0.000	0	0.0	0	0.0	○
通年	365	8673	0.001	0.007	0.002	0.000	0	0.0	0	0.0	○
日平均値の2% 除外値 (ppm)	0.002										



[図] 二酸化硫黄 (SO₂) 濃度の推移 (年間日平均値 2%除外値) (平成 20~29 年度)

■二酸化窒素 (NO₂)

[人の健康や環境に及ぼす影響]

二酸化窒素 (窒素酸化物) は、ものの燃焼や化学反応によって生じる窒素と酸素の化合物です。発生源は、工場・事業場、自動車、家庭等多種多様です。二酸化窒素は、高濃度で呼吸器に影響を及ぼすほか、酸性雨及び光化学オキシダントの原因物質になると言われています。

[環境基準]

1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。

(長期的評価)

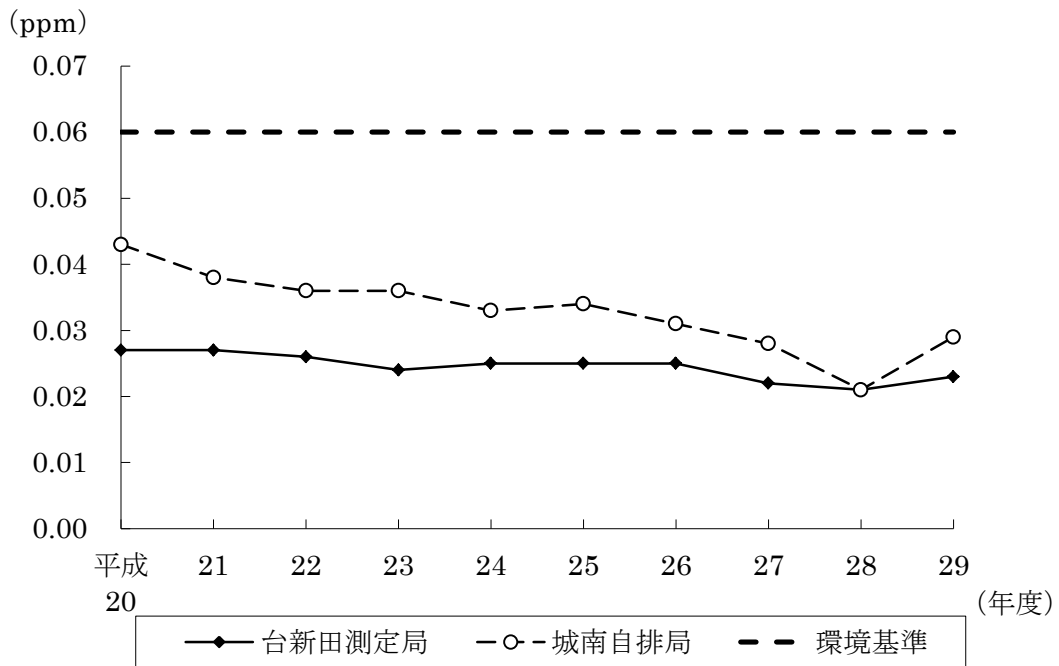
1日平均値の年間98%値が0.06ppmを超えないこと。

[表] 二酸化窒素 (NO₂) の測定結果 (平成 29 年度)

[台新田測定局]

区分 年月	有効 測定 日数	測定 時間	平均値 ppm	1 時間 値の 最高値 ppm	日平均 値の 最高値 ppm	日平均 値の 最低値 ppm	1 時間値が 0.1ppm を超 えた時間数 とその割合		日平均値が 0.04ppm を 超えた日数 とその割合		日平均値が 0.06ppm を 超えた日数 とその割合		日平均値が 0.04ppm 以上 0.06ppm 以下の 日数とその割合	
							時間	%	日	%	日	%	日	%
平成 29 年 4 月	30	718	0.009	0.036	0.016	0.003	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
5 月	31	742	0.009	0.027	0.013	0.004	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
6 月	30	715	0.007	0.021	0.013	0.002	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
7 月	31	741	0.008	0.018	0.012	0.004	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
8 月	31	740	0.007	0.021	0.011	0.003	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
9 月	30	718	0.007	0.024	0.012	0.003	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
10 月	31	741	0.009	0.041	0.015	0.004	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
11 月	30	717	0.013	0.053	0.023	0.004	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
12 月	31	742	0.013	0.048	0.023	0.004	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
平成 30 年 1 月	31	736	0.011	0.050	0.026	0.003	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
2 月	28	669	0.012	0.047	0.027	0.002	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
3 月	31	741	0.011	0.054	0.024	0.004	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
通年	365	8720	0.010	0.054	0.027	0.002	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
日平均値の 2% 除外値 (ppm)														
0.023														

年月	区分	有効測定日数	測定時間	平均値	1時間値の最高値	日平均値の最高値	日平均値の最低値	1時間値が0.1ppmを超えた時間数とその割合		日平均値が0.04ppmを超えた日数とその割合		日平均値が0.06ppmを超えた日数とその割合		日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数とその割合	
								時間	%	日	%	日	%	日	%
平成29年	4月	30	718	0.016	0.048	0.026	0.004	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	5月	31	742	0.016	0.045	0.025	0.004	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	6月	30	717	0.015	0.041	0.024	0.002	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	7月	31	741	0.015	0.039	0.021	0.007	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	8月	31	740	0.014	0.054	0.024	0.007	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	9月	30	718	0.015	0.047	0.022	0.005	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	10月	31	741	0.015	0.051	0.024	0.006	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	11月	30	717	0.017	0.046	0.027	0.006	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	12月	31	742	0.017	0.047	0.028	0.005	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
平成30年	1月	31	736	0.015	0.041	0.030	0.003	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	2月	28	670	0.017	0.048	0.033	0.004	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	3月	31	741	0.017	0.054	0.034	0.005	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	通年	365	8723	0.016	0.054	0.034	0.002	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
日平均値の2%除外値 (ppm)															
0.029															



[表] 二酸化窒素 (NO₂) 濃度の推移 (年間日平均値 98%値) (平成 20～29 年度)

■一酸化炭素 (CO)

[人の健康や環境に及ぼす影響]

炭素化合物の不完全燃焼等により発生し、血液中のヘモグロビンと結合して、酸素を運搬する機能を阻害するなどの影響を及ぼすほか、温室効果ガスである大気中のメタンの寿命を長くすることが知られています。

[環境基準]

1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間値平均値が 20ppm 以下であること。

(短期的評価)

1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間値平均値が 20ppm 以下であること。

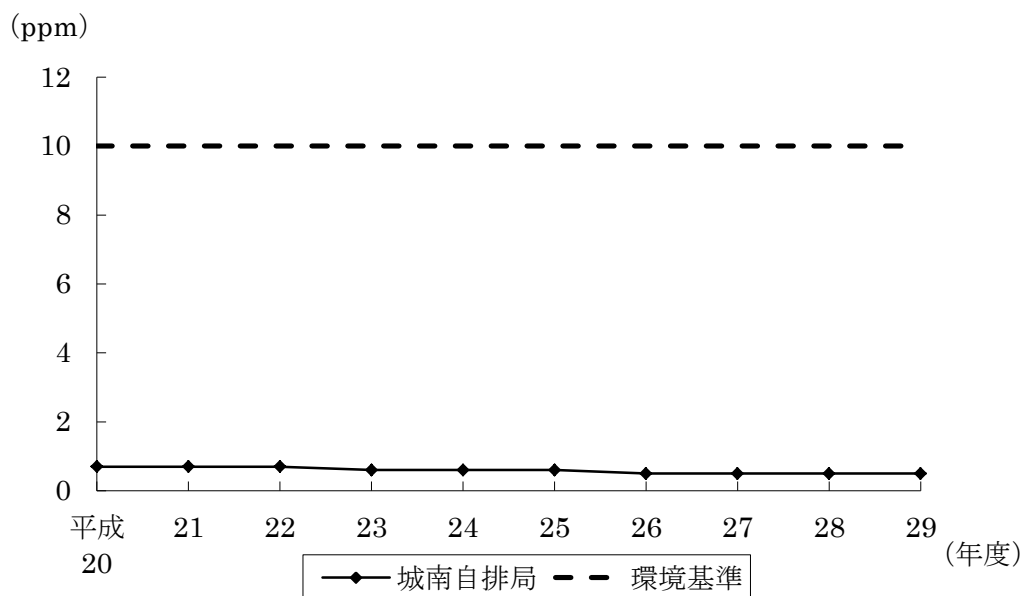
(長期的評価)

1 日平均値の 2%除外値が 10ppm 以下であること。ただし、1 日平均値が 10ppm を超えた日が 2 日以上連続しないこと。

[表] 一酸化炭素 (CO) の測定結果 (平成 29 年度)

[城南自排局]

区分 年月	有効 測定 日数	測定 時間	平均値 ppm	1 時間 値の 最高値 ppm	日平均 値の 最高値 ppm	8 時間値が 20ppm を 超えた回数 とその割合		日平均値が 10ppm を超 えた日数と その割合		1 時間値が 30ppm 以上と なったことが ある日数とそ の割合		日平均値が 10ppm を超え た日数が2日以 上連続したこ との有無	環境基準値の 長期的評価に よる日平均値 が 10ppm を超 えた日数
						回	%	日	%	日	%		
平成 29 年 4 月	30	714	0.3	0.6	0.4	0	0.0	0	0.0	0	0.0	○	0
5 月	31	738	0.4	0.6	0.4	0	0.0	0	0.0	0	0.0	○	0
6 月	30	713	0.3	0.7	0.5	0	0.0	0	0.0	0	0.0	○	0
7 月	31	738	0.3	0.7	0.5	0	0.0	0	0.0	0	0.0	○	0
8 月	31	737	0.3	1.7	0.4	0	0.0	0	0.0	0	0.0	○	0
9 月	30	713	0.3	0.6	0.5	0	0.0	0	0.0	0	0.0	○	0
10 月	31	738	0.3	1.3	0.5	0	0.0	0	0.0	0	0.0	○	0
11 月	30	714	0.4	1.2	0.5	0	0.0	0	0.0	0	0.0	○	0
12 月	31	737	0.4	1.3	0.6	0	0.0	0	0.0	0	0.0	○	0
平成 30 年 1 月	31	737	0.4	2.2	0.5	0	0.0	0	0.0	0	0.0	○	0
2 月	28	666	0.4	1.4	0.6	0	0.0	0	0.0	0	0.0	○	0
3 月	31	737	0.3	1.0	0.5	0	0.0	0	0.0	0	0.0	○	0
通年	365	8682	0.4	2.2	0.6	0	0.0	0	0.0	0	0.0	○	0
日平均値の 2% 除外値 (ppm)	0.5												



[図] 一酸化炭素 (CO) 濃度の推移 (年間日平均値 2%除外値) (平成 20~29 年度)

■光化学オキシダント (Ox)

[人の健康や環境に及ぼす影響]

大気中の窒素酸化物や炭化水素が太陽の紫外線を受けて化学反応を起こし発生する汚染物質で、光化学スモッグの原因となり、高濃度では、粘膜を刺激し、呼吸器への影響を及ぼすほか、農作物など植物への影響も観察されています。

[環境基準]

1 時間値が 0.06ppm 以下であること。

(短期的評価)

昼間 (5 時から 20 時まで) の 1 時間値が 0.06ppm 以下であること。

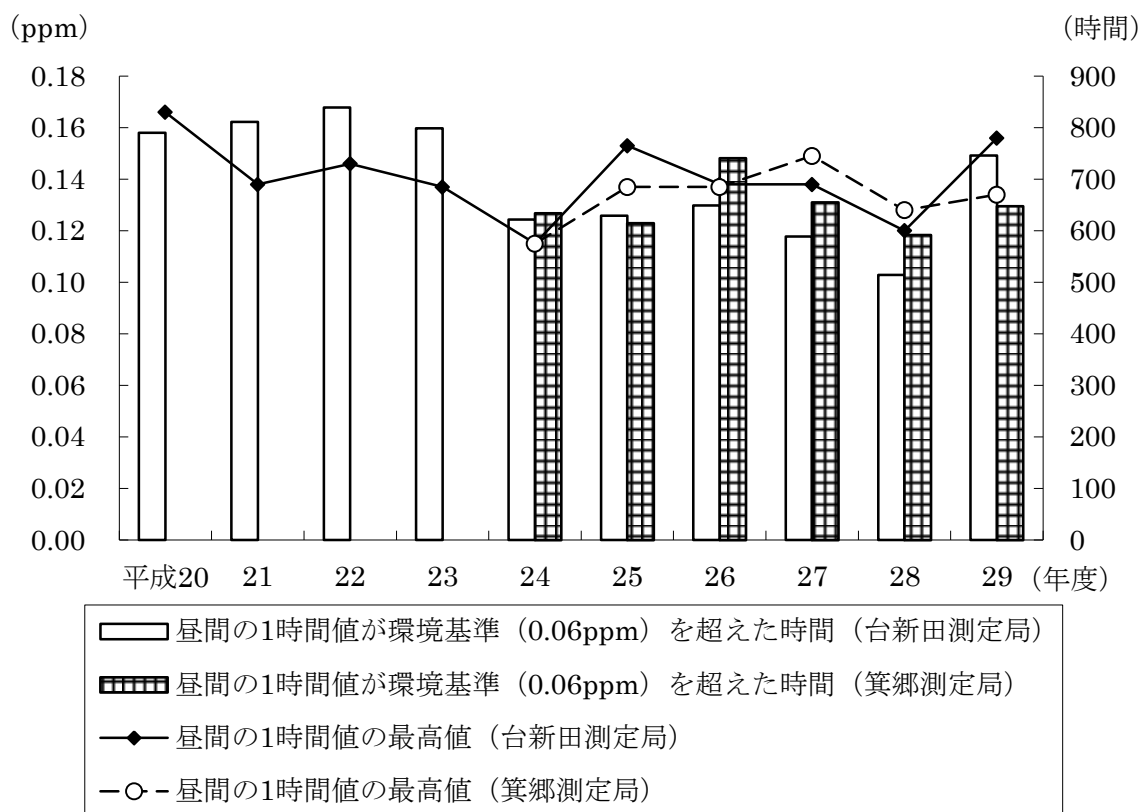
[表] 光化学オキシダント (Ox) の測定結果 (平成 29 年度)

[台新田測定局]

区分 年月	昼間 測定 日数	昼間 測定 時間	昼間の 1 時間値の 最高値	昼間の 日最高 1 時間値の 平均値	昼間の 平均値	昼間の 日平均値の 最高値	昼間の 日平均値の 最低値	昼間の 1 時間値 が 0.06ppm を 超えた日数と 時間数		昼間の 1 時間値 が 0.12ppm 以上の日数と 時間数	
	日	時間	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	日	時間	日	時間
平成 29 年 4 月	30	448	0.077	0.064	0.050	0.058	0.024	21	124	0	0
5 月	31	463	0.122	0.076	0.056	0.083	0.031	22	170	3	5
6 月	30	445	0.148	0.076	0.053	0.079	0.030	21	147	3	6
7 月	31	462	0.156	0.077	0.047	0.080	0.015	22	146	2	4
8 月	31	461	0.113	0.059	0.037	0.065	0.018	13	67	0	0
9 月	30	448	0.087	0.054	0.035	0.058	0.011	10	41	0	0
10 月	31	463	0.074	0.041	0.028	0.049	0.009	4	17	0	0
11 月	24	354	0.056	0.037	0.023	0.036	0.007	0	0	0	0
12 月	31	442	0.043	0.035	0.023	0.036	0.001	0	0	0	0
平成 30 年 1 月	31	458	0.041	0.035	0.026	0.035	0.012	0	0	0	0
2 月	28	417	0.054	0.041	0.030	0.043	0.010	0	0	0	0
3 月	31	457	0.087	0.053	0.040	0.062	0.023	7	34	0	0
通年	359	5318	0.156	0.054	0.037	0.083	0.001	120	746	8	15

〔箕郷測定局〕

区分 年月	昼間測定日数		昼間測定時間		昼間の1時間値の最高値 ppm	昼間の1時間値の最低値 ppm	昼間の平均値 ppm	昼間の日平均値の最高値 ppm	昼間の日平均値の最低値 ppm	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数と時間数		昼間の1時間値が0.12ppm以上の日数と時間数	
	日	時間	日	時間						日	時間	日	時間
平成29年4月	30	448	0.077	0.061	0.048	0.058	0.019	16	86	0	0	0	0
5月	31	463	0.123	0.072	0.054	0.081	0.030	19	151	1	1	1	1
6月	30	448	0.134	0.071	0.050	0.077	0.031	19	116	2	5	2	5
7月	26	365	0.127	0.075	0.049	0.080	0.015	20	140	1	2	1	2
8月	31	460	0.106	0.054	0.035	0.065	0.014	12	55	0	0	0	0
9月	26	389	0.084	0.055	0.039	0.054	0.021	9	39	0	0	0	0
10月	30	441	0.073	0.041	0.029	0.042	0.015	3	8	0	0	0	0
11月	30	448	0.059	0.041	0.030	0.042	0.016	0	0	0	0	0	0
12月	31	459	0.045	0.038	0.030	0.038	0.018	0	0	0	0	0	0
平成30年1月	31	462	0.047	0.039	0.032	0.039	0.019	0	0	0	0	0	0
2月	28	418	0.054	0.045	0.037	0.051	0.021	0	0	0	0	0	0
3月	31	457	0.092	0.055	0.043	0.071	0.029	9	53	0	0	0	0
通年	355	5258	0.134	0.054	0.040	0.081	0.014	107	648	4	8	4	8



[図] 光化学オキシダント (Ox) 濃度の推移 (昼間1時間値の最高値/環境基準の超過時間)
(平成20~29年度)

■浮遊粒子状物質 (SPM)

[人の健康や環境に及ぼす影響]

浮遊粉じんのうち、粒径が10 μ m以下の粒子状物質のことをいい、ボイラーや自動車の排出ガス等から発生するもので、大気中に長時間滞留し、高濃度で肺や気管などに沈着して呼吸器に影響を及ぼします。

[環境基準]

1時間値の1日平均値が0.10mg/m³以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m³以下であること。

(短期的評価)

1時間値の1日平均値が0.10mg/m³以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m³以下であること。

(長期的評価)

1日平均値の2%除外値が0.10mg/m³以下であること。ただし、1日平均値が0.10mg/m³を超えた日が2日以上連続しないこと。

[表] 浮遊粒子状物質 (SPM) の測定結果 (平成 29 年度)

[並榎測定局]

年月	区分	有効測定日数	測定時間	平均値	1 時間値の最高値	日平均値の最高値	日平均値の最低値	1 時間値が 0.20mg/m ³ を超えた回数とその割合		日平均値が 0.10mg/m ³ を超えた回数とその割合		日平均値が 0.10mg/m ³ を超えた日が 2 日以上連続したことの有無
		日	時間	mg/m ³	mg/m ³	mg/m ³	mg/m ³	時間	%	日	%	有×、無○
平成 29 年 4 月		30	718	0.018	0.061	0.032	0.008	0	0.0	0	0.0	○
5 月		31	743	0.016	0.078	0.047	0.007	0	0.0	0	0.0	○
6 月		30	718	0.022	0.109	0.052	0.007	0	0.0	0	0.0	○
7 月		29	705	0.028	0.088	0.050	0.013	0	0.0	0	0.0	○
8 月		28	677	0.023	0.074	0.050	0.009	0	0.0	0	0.0	○
9 月		30	720	0.017	0.071	0.043	0.010	0	0.0	0	0.0	○
10 月		31	742	0.016	0.101	0.045	0.008	0	0.0	0	0.0	○
11 月		30	718	0.018	0.075	0.036	0.010	0	0.0	0	0.0	○
12 月		31	744	0.014	0.055	0.030	0.008	0	0.0	0	0.0	○
平成 30 年 1 月		31	741	0.013	0.044	0.033	0.007	0	0.0	0	0.0	○
2 月		28	669	0.017	0.050	0.034	0.007	0	0.0	0	0.0	○
3 月		31	741	0.020	0.065	0.040	0.007	0	0.0	0	0.0	○
通年		360	8636	0.019	0.109	0.052	0.007	0	0.0	0	0.0	○
日平均値の 2% 除外値 (ppm)		0.043										

〔台新田測定局〕

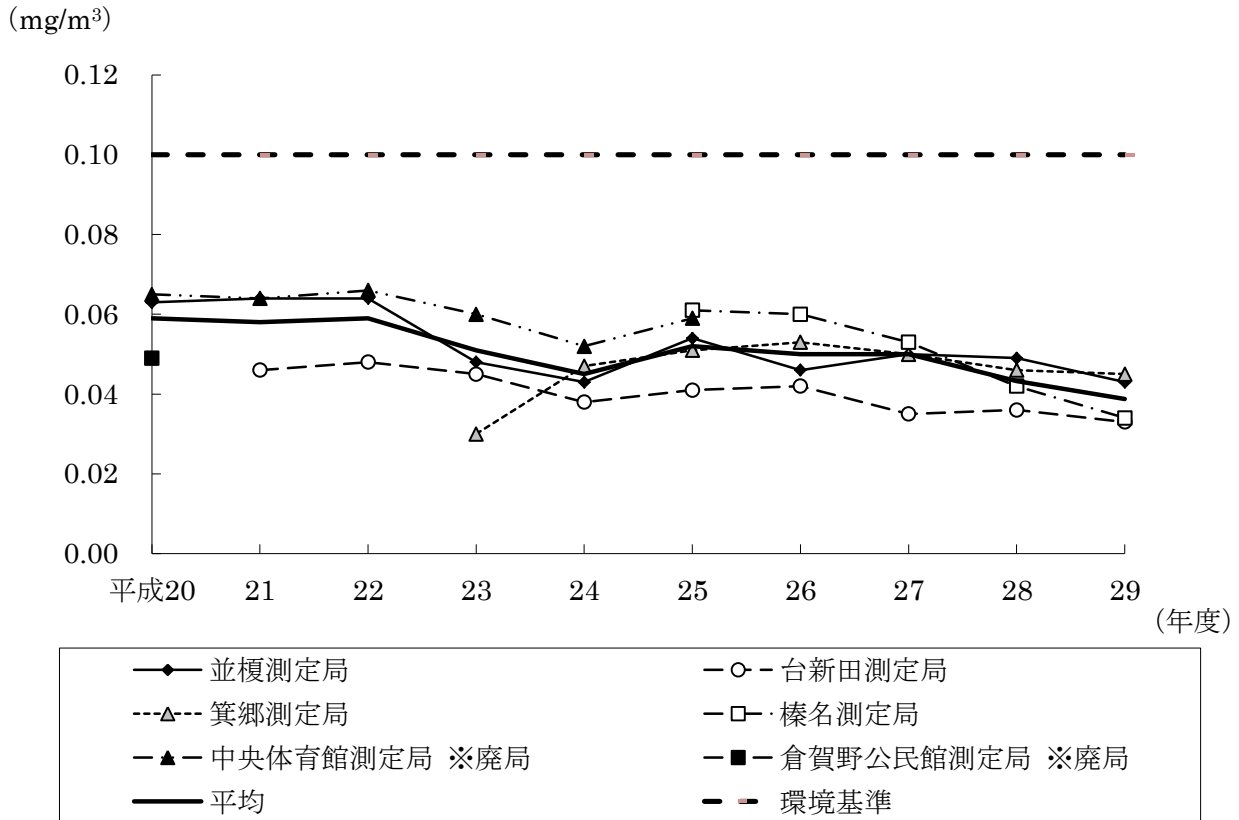
区分 年月	有効 測定 日数	測定 時間	平均値	1時間 値の 最高値	日平均 値の 最高値	日平均 値の 最低値	1時間値が 0.20mg/m ³ を超えた 時間数とその割合		日平均値が 0.10mg/m ³ を超え た日数とその割合		日平均値が 0.10mg/m ³ を超えた 日が2日以上連続し たことの有無
	日	時間	mg/m ³	mg/m ³	mg/m ³	mg/m ³	時間	%	日	%	有×、無○
平成29年4月	30	719	0.015	0.043	0.026	0.006	0	0.0	0	0.0	○
5月	31	742	0.018	0.070	0.041	0.005	0	0.0	0	0.0	○
6月	30	717	0.017	0.077	0.038	0.005	0	0.0	0	0.0	○
7月	31	743	0.020	0.068	0.040	0.009	0	0.0	0	0.0	○
8月	31	743	0.017	0.075	0.034	0.004	0	0.0	0	0.0	○
9月	30	719	0.013	0.069	0.028	0.004	0	0.0	0	0.0	○
10月	31	743	0.011	0.061	0.030	0.002	0	0.0	0	0.0	○
11月	30	718	0.013	0.060	0.028	0.003	0	0.0	0	0.0	○
12月	31	743	0.011	0.150	0.032	0.002	0	0.0	0	0.0	○
平成30年1月	31	743	0.008	0.035	0.021	0.003	0	0.0	0	0.0	○
2月	26	638	0.014	0.054	0.035	0.005	0	0.0	0	0.0	○
3月	31	742	0.016	0.050	0.036	0.002	0	0.0	0	0.0	○
通年	363	8710	0.014	0.150	0.041	0.002	0	0.0	0	0.0	○
日平均値の2% 除外値 (ppm)	0.033										

[箕郷測定局]

年月	区分	有効測定日数	測定時間	平均値	1時間値の最高値	日平均値の最高値	日平均値の最低値	1時間値が0.20mg/m ³ を超えた時間数とその割合		日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数とその割合		日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日が2日以上連続したことの有無
		日	時間	mg/m ³	mg/m ³	mg/m ³	mg/m ³	時間	%	日	%	有×、無○
平成29年4月		30	719	0.017	0.062	0.032	0.004	0	0.0	0	0.0	○
5月		31	742	0.023	0.143	0.046	0.003	0	0.0	0	0.0	○
6月		30	718	0.021	0.079	0.051	0.004	0	0.0	0	0.0	○
7月		29	716	0.025	0.086	0.058	0.008	0	0.0	0	0.0	○
8月		31	743	0.022	0.068	0.048	0.003	0	0.0	0	0.0	○
9月		30	719	0.017	0.084	0.053	0.005	0	0.0	0	0.0	○
10月		31	743	0.012	0.075	0.041	0.002	0	0.0	0	0.0	○
11月		30	720	0.014	0.113	0.045	0.002	0	0.0	0	0.0	○
12月		31	742	0.008	0.066	0.024	0.001	0	0.0	0	0.0	○
平成30年1月		31	743	0.006	0.050	0.025	0.001	0	0.0	0	0.0	○
2月		26	641	0.011	0.045	0.031	0.001	0	0.0	0	0.0	○
3月		31	742	0.015	0.064	0.036	0.001	0	0.0	0	0.0	○
通年		361	8688	0.016	0.143	0.058	0.001	0	0.0	0	0.0	○
日平均値の2%除外値 (ppm)		0.045										

[榛名測定局]

年月	区分	有効測定日数	測定時間	平均値	1時間値の最高値	日平均値の最高値	日平均値の最低値	1時間値が0.20mg/m ³ を超えた時間数とその割合		日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数とその割合		日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日が2日以上連続したことの有無
		日	時間	mg/m ³	mg/m ³	mg/m ³	mg/m ³	時間	%	日	%	
平成29年4月		30	720	0.016	0.042	0.028	0.008	0	0.0	0	0.0	○
5月		31	741	0.022	0.066	0.043	0.007	0	0.0	0	0.0	○
6月		30	720	0.019	0.061	0.042	0.007	0	0.0	0	0.0	○
7月		31	743	0.023	0.108	0.050	0.009	0	0.0	0	0.0	○
8月		31	744	0.017	0.065	0.041	0.005	0	0.0	0	0.0	○
9月		30	719	0.012	0.044	0.025	0.005	0	0.0	0	0.0	○
10月		31	742	0.010	0.069	0.034	0.002	0	0.0	0	0.0	○
11月		30	720	0.012	0.076	0.029	0.004	0	0.0	0	0.0	○
12月		31	743	0.008	0.070	0.020	0.002	0	0.0	0	0.0	○
平成30年1月		31	744	0.008	0.087	0.023	0.003	0	0.0	0	0.0	○
2月		26	642	0.012	0.036	0.027	0.004	0	0.0	0	0.0	○
3月		31	744	0.015	0.041	0.032	0.003	0	0.0	0	0.0	○
通年		363	8722	0.015	0.108	0.050	0.002	0	0.0	0	0.0	○
日平均値の2%除外値 (ppm)		0.034										



[図] 浮遊粒子状物質 (SPM) 濃度推移 (年間日平均値 2%除外値) (平成 20~29 年度)

■微小粒子状物質 (PM2.5)

[人の健康や環境に及ぼす影響]

呼吸器疾患、循環器疾患及び肺がんの疾患に関して総体として人々の健康に一定の影響を与えていると言われています。

[環境基準]

1年平均値が $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。

(長期的評価)

- ① 長期基準に関する評価は、測定結果の1年平均値を長期基準(1年平均値)と比較する。
- ② 短期基準に関する評価は、測定結果の1日平均値のうち年間98パーセンタイル値を代表値として選択して、これを短期基準(1日平均値)と比較する。

[表] 微小粒子状物質 (PM2.5) の測定結果 (平成 29 年度)

[並榎測定局]

年月	区分	有効測定 日数	平均値	日平均値 の最高値	日平均値が 35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を 超えた日数とその割合	
		日	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	日	%
平成 29 年 4 月		30	13.7	22.9	0	0.0
5 月		31	16.4	33.5	0	0.0
6 月		28	13.3	24.5	0	0.0
7 月		31	14.5	26.8	0	0.0
8 月		31	13.3	24.8	0	0.0
9 月		30	11.0	20.5	0	0.0
10 月		31	9.7	24.0	0	0.0
11 月		30	11.7	24.9	0	0.0
12 月		31	9.8	22.4	0	0.0
平成 30 年 1 月		31	8.1	18.8	0	0.0
2 月		25	10.7	20.0	0	0.0
3 月		31	11.7	24.4	0	0.0
通年		360	12.0	33.5	0	0.0
日平均値の年間 98 パーセンタイル値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)				24.8		

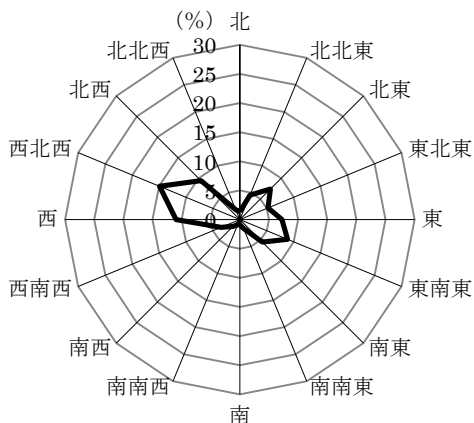
[榛名測定局]

年月	区分	有効測定 日数	平均値	日平均値 の最高値	日平均値が 35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を 超えた日数とその割合	
		日	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	日	%
平成 29 年 4 月		30	15.0	26.2	0	0.0
5 月		31	18.6	33.4	0	0.0
6 月		30	14.3	29.1	0	0.0
7 月		31	17.3	32.2	0	0.0
8 月		31	13.6	28.5	0	0.0
9 月		30	11.6	23.4	0	0.0
10 月		31	9.8	28.8	0	0.0
11 月		30	10.8	22.7	0	0.0
12 月		31	7.6	19.8	0	0.0
平成 30 年 1 月		31	7.9	22.5	0	0.0
2 月		25	10.5	23.2	0	0.0
3 月		31	14.8	35.8	1	3.2
通年		362	12.7	35.8	1	0.3
日平均値の年間 98 パーセンタイル値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)				29.1		

■ 風向・風速

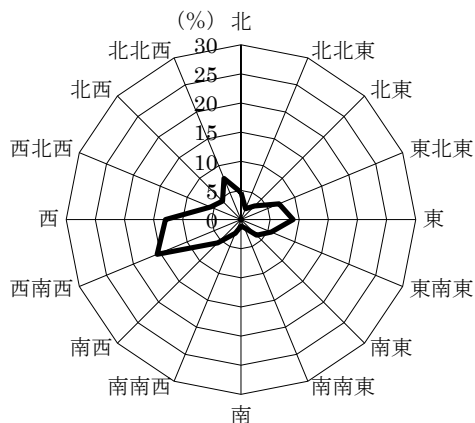
風は、大気運動の指標として重要な気象要素です。風向きを調べることで、どちらの方向から大気汚染物質が運ばれているのか分かるため、汚染物質の発生源の方向を知ることができます。平成 29 年度の各測定局の風向出現率は、以下のとおりです。

並榎測定局



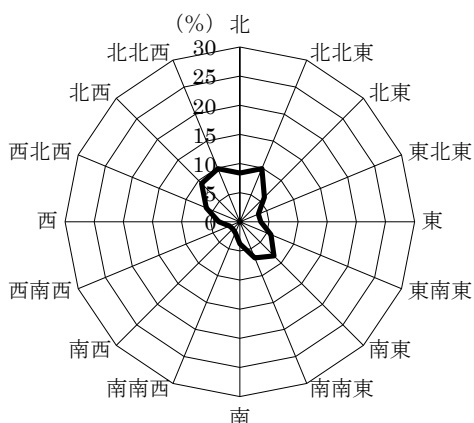
静穏率 14.2% (風速 0.4m/s 未満)

台新田測定局



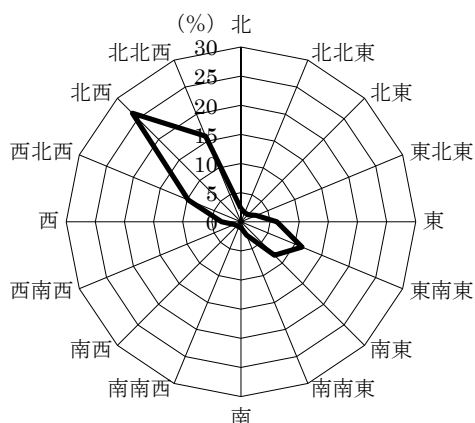
静穏率 : 7.5% (風速 0.4m/s 未満)

箕郷測定局



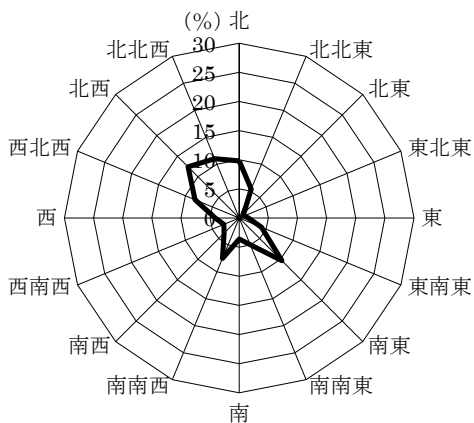
静穏率 9.6% (風速 0.4m/s 未満)

榛名測定局



静穏率 : 3.9% (風速 0.4m/s 未満)

城南自排局



静穏率 : 8.4% (風速 0.4m/s 未満)

<測定結果>

[表] 有害大気汚染物質のうち優先取組物質の測定結果（平成 29 年度）

区分	No.	物質名（単位）	測定値（年平均値）		環境基準又は指針値
			中居公民館	群馬支所	
環境基準 設定物質	1	ベンゼン（ $\mu\text{g}/\text{m}^3$ ）	0.75	0.67	3 以下
	2	トリクロロエチレン（ $\mu\text{g}/\text{m}^3$ ）	0.63	0.54	200 以下
	3	テトラクロロエチレン（ $\mu\text{g}/\text{m}^3$ ）	0.08	0.11	200 以下
	4	ジクロロメタン（ $\mu\text{g}/\text{m}^3$ ）	1.9	1.3	150 以下
指針値 設定物質	5	アクリロニトリル（ $\mu\text{g}/\text{m}^3$ ）	0.038	0.031	2 以下
	6	塩化ビニルモノマー（ $\mu\text{g}/\text{m}^3$ ）	0.02	0.02	10 以下
	7	クロロホルム（ $\mu\text{g}/\text{m}^3$ ）	0.20	0.18	18 以下
	8	1,2-ジクロロエタン（ $\mu\text{g}/\text{m}^3$ ）	0.12	0.10	1.6 以下
	9	水銀及びその化合物（ ngHg/m^3 ）	2.6	1.9	40 以下
	10	ニッケル化合物（ Ni/m^3 ）	2.3	2.6	25 以下
	11	ヒ素及びその化合物（ ngAs/m^3 ）	0.9	0.7	6 以下
	12	1,3-ブタジエン（ $\mu\text{g}/\text{m}^3$ ）	0.056	0.034	2.5 以下
	13	マンガン及びその化合物（ ngMn/m^3 ）	23	15	140 以下
その他	14	アセトアルデヒド（ $\mu\text{g}/\text{m}^3$ ）	2.2	1.9	—
	15	塩化メチル（ $\mu\text{g}/\text{m}^3$ ）	2.5	1.7	—
	16	クロム及びその化合物（ ngCr/m^3 ）	3.4	3.5	—
	17	酸化エチレン（ $\mu\text{g}/\text{m}^3$ ）	0.096	0.085	—
	18	トルエン（ $\mu\text{g}/\text{m}^3$ ）	6.0	4.9	—
	19	ベリリウム及びその化合物（ ngBe/m^3 ）	0.079	0.069	—
	20	ベンゾ [a] ピレン（ ng/m^3 ）	0.06	0.08	—
	21	ホルムアルデヒド（ $\mu\text{g}/\text{m}^3$ ）	3.4	2.8	—

③大気環境に関するその他の調査

[降下ばいじん]

大気中に排出された「ばいじん」や風により地表から舞い上がった土壌粒子などのうちで、粒子が比較的大きく重いため、大気中に浮かんでいられずに地上に落下（降下）するもの、あるいは雨や雪などに取り込まれて地上に降下するものを指します。

<調査方法>

降下ばいじんの測定は、デポジットゲージを用いて2か月ごとに試料を採取し、重量を測定します。

(※) 平成28年度以前は1か月ごとに資料採取をしていましたが、平成29年度より2か月ごとの採取としました。

<測定地点>

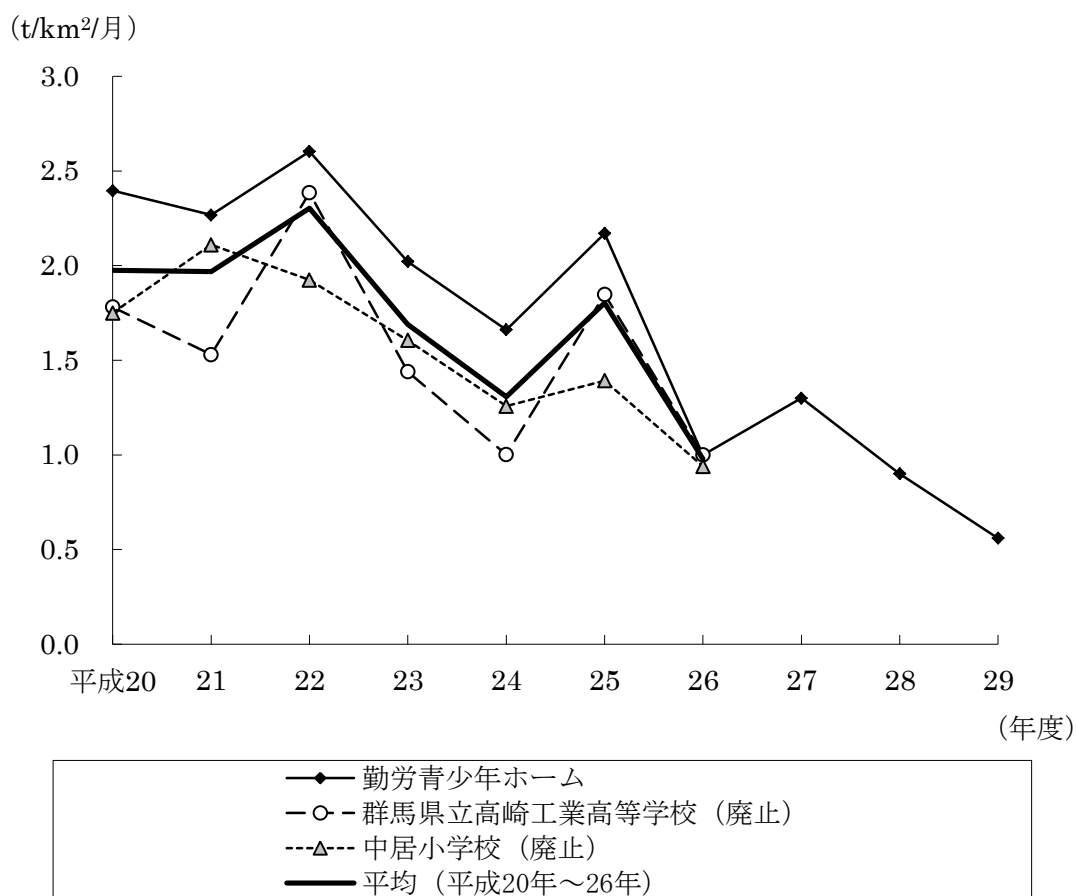
・勤労青少年ホーム（並榎町）

(※) 測定地点は、77ページの図をご参照ください。

<測定結果>

[表] 降下ばいじん量の測定結果（平成29年度）（単位：t/km²/2ヶ月）

年月	測定値
平成29年4-5月	1.70
6-7月	1.97
8-9月	0.31
10-11月	0.41
12月-平成30年1月	1.34
2-3月	0.99
2ヶ月平均 (1ヶ月平均)	1.1 (0.56)



[図] 降下ばいじん量の推移 (平成 20～29 年度)

[酸性雨]

酸性雨は国内的な問題であると共に国境を越えた地球環境問題の1つであり、その解決には国際的な共同の取り組みが必要とされています。酸性雨問題の解決への取り組みは、まずその実態を把握することとされています。

<調査方法>

降水の pH 測定及び雨に溶け込んでいる硫酸や硝酸などのイオンの測定は、1 か月間の降水を回収し、分析しています。

<測定地点>

[表] 測定地点及び測定項目

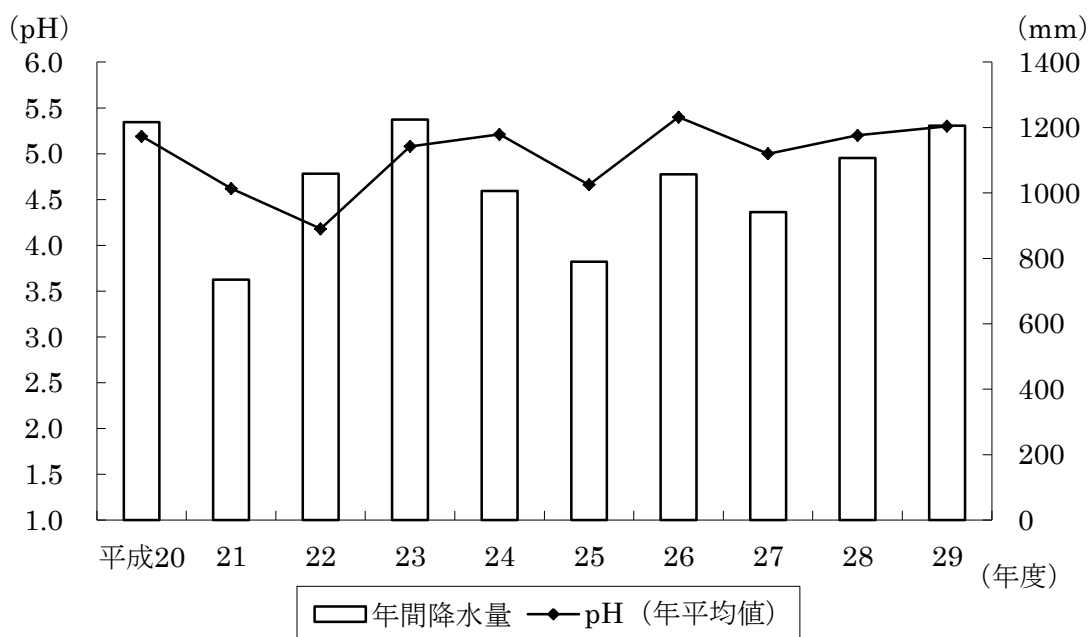
測定地点名	測定項目
並榎測定局 (並榎町)	降水量、降水の pH、導電率、降水中のイオン濃度

<測定結果>

[表] 酸性雨（湿性沈着）の測定結果（平成 29 年度）

年月	降水量 (mm)	pH (-)	電気伝 導率 ($\mu\text{S/m}$)	硫酸 イオン ($\mu\text{mol/L}$)	硝酸 イオン ($\mu\text{mol/L}$)	塩素 イオン ($\mu\text{mol/L}$)	アンモニ ウム イオン ($\mu\text{mol/L}$)
平成 29 年 4 月	47	6.5	1600	21	38	22	47
5 月	86.5	4.7	2600	32	68	22	66
6 月	50.5	6.2	1200	17	34	14	39
7 月	232	5.1	1300	16	25	11	41
8 月	217	5.2	1400	16	31	22	54
9 月	80	5.6	1100	13	33	15	38
10 月	373	5.7	1000	5.2	8.3	7.7	8.9
11 月	4	6.9	3400	37	51	45	76
12 月	0	***	***	***	***	***	***
平成 30 年 1 月	13	7.5	14000	140	260	260	220
2 月	14	6.6	1600	15	36	18	33
3 月	89	6.2	1400	11	20	13	33
通年	100.5	5.3	2782	29	55	41	60

(※) 検出下限値未満では、検出下限値の 1/2 の値を用い算術平均しています。



[図] 酸性雨の推移（平成 20～29 年度）

2 水質

①公共用水域及び地下水の水質概要

<調査の目的（法根拠等）>

市内の公共用水域及び地下水の汚濁状況を把握するために、本市では、群馬県の水質測定計画等に基づき河川や湖沼、地下水の水質調査を実施しています。

調査結果は、市内の公共用水域の環境基準達成状況の継続的な把握や、水質汚濁に係る被害の未然防止のために活用しています。

■関係法令

<水質汚濁防止法>

（常時監視）

第 15 条 都道府県知事は、環境省令に定めるところにより、公共用水域及び地下水の水質の汚濁（放射性物質によるものを除く。第 17 条第 1 項において同じ。）の状況を常時監視しなければならない。

2 都道府県知事は、環境省令に定めるところにより、前項の常時監視の結果を環境大臣に報告しなければならない。

（測定計画）

第 16 条 都道府県知事は、毎年、国の地方行政機関の長と協議して、当該都道府県の区域に属する公共用水域及び当該区域にある地下水の水質の測定に関する計画（以下「測定計画」という。）を作成するものとする。

2 測定計画には、国及び地方公共団体の行う当該公共用水域及び地下水の水質の測定について、測定すべき事項、測定の地点及び方法その他必要な事項を定めるものとする。

3 環境大臣は、指定水域ごとに、当該指定水域に流入する水の汚濁負荷量の総量を把握するため、測定計画の作成上都道府県知事が準拠すべき事項を指示することができる。

4 国及び地方公共団体は、測定計画に従って当該公共用水域及び地下水の水質の測定を行い、その結果を都道府県知事に送付するものとする。

（※）本市は、平成 4 年 4 月 1 日に水質汚濁防止法施行令第 10 条に基づく政令市となったことから、都道府県と同様に公共用水域及び地下水の常時監視に係る事務を行っています。

<測定地点>

〔公共用水域（河川・湖沼）〕

平成 29 年度は、群馬県の水質測定計画に基づく調査として 8 河川 22 地点 1 湖沼 1 地点、市独自の調査として 40 河川 48 地点、合わせて 45 河川 70 地点 1 湖沼 1 地点の調査を実施しました。

[表] 公共用水域調査地点及び調査回数（平成 29 年度）

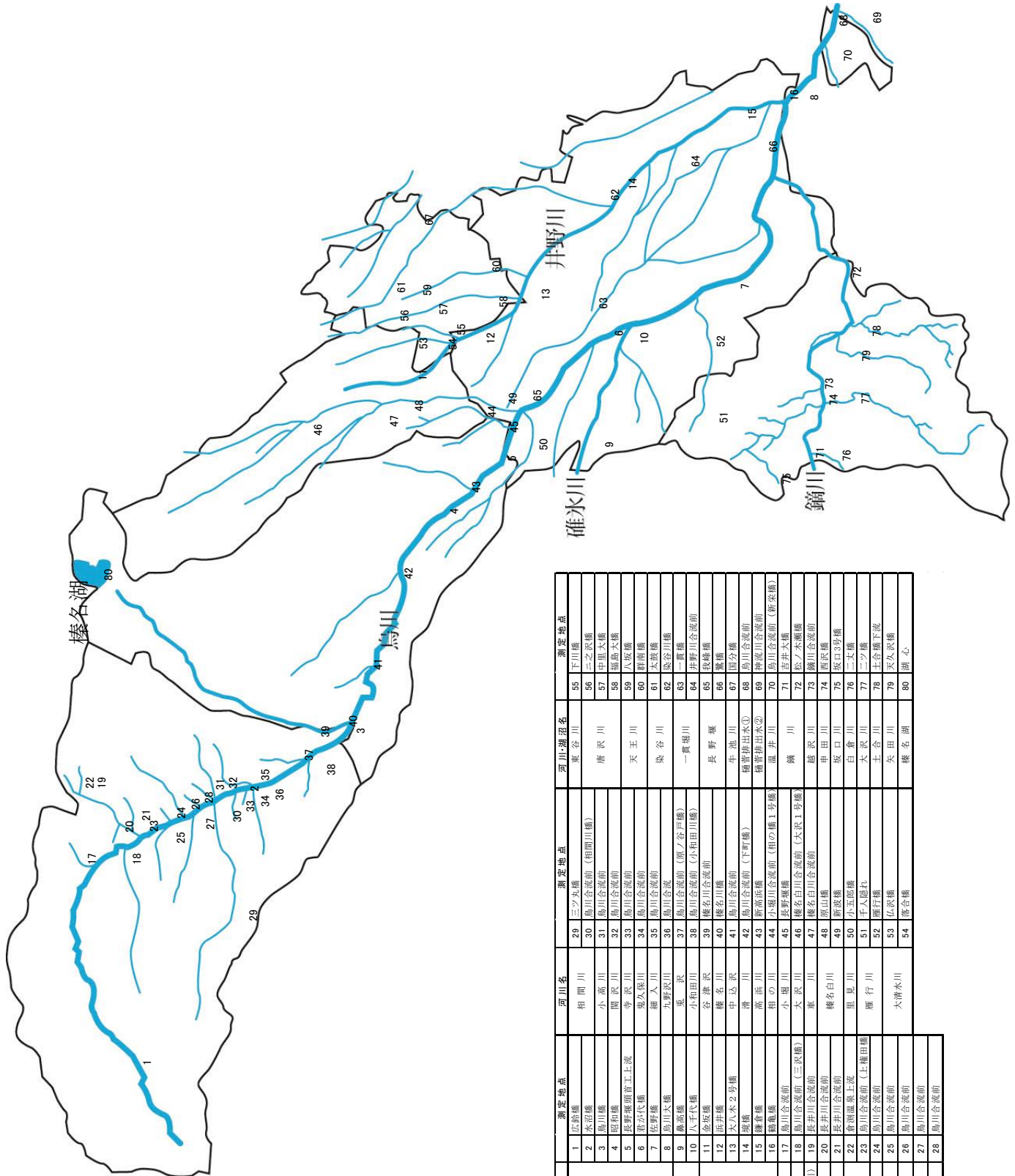
河川名	調査地点名	調査頻度
烏川	広鈴橋・水沼橋・烏川橋・昭和橋・長野堰頭首工上流・君が代橋・佐野橋・烏川大橋	毎月
碓氷川	鼻高橋・八千代橋	〃
井野川	金坂橋・浜井橋・大八木 2 号橋・境橋・鎌倉橋・鶴亀橋	〃

河川名	調査地点名	調査頻度
樋管排水①	烏川合流前	毎月
鐮川	吉井大橋・松ノ木瀬橋	〃
榛名川	榛名川橋	年4回
榛名白川	原山橋・新波橋	〃
雁行川	千人隠れ・雁行橋	〃
染谷川	太鼓橋・染谷川橋	〃
一貫堀川	一貫橋・井野川合流前	〃
亀沢川	烏川合流前	年2回
三沢川	烏川合流前（三沢橋）	〃
百六沢川（相満川）	長井川合流前	〃
熊久保川	長井川合流前	〃
上ノ久保川	長井川合流前	〃
長井川	倉渕温泉上流・烏川合流前（上権田橋）	〃
浄土川	烏川合流前	〃
内手川	烏川合流前	〃
至沢川	烏川合流前	〃
相間川	三ツ丸橋・烏川合流前（相間川橋）	〃
細入川	烏川合流前	〃
兎沢	烏川合流前（原ノ谷戸橋）	〃
谷津沢	榛名川合流前	〃
中込沢	烏川合流前	〃
滑川	烏川合流前（下町橋）	〃
高浜川	新高浜橋	〃
相の川	小堀川合流前（相の橋1号橋）	〃
小堀川	長野堰橋	〃
大沢川	榛名白川合流前（大沢1号橋）	〃
車川	榛名白川合流前	〃
里見川	小五郎橋	〃
大清水川	仏沢橋・落合橋	〃
東谷川	下川橋	〃
唐沢川	二之沢橋・中里大橋・福島大橋	〃
天王川	八坂橋・群南橋	〃
長野堰	我峰橋・鷺橋	〃
牛池川	国分橋	〃
温井川	烏川合流前（新栄橋）	〃
越沢川	鐮川合流前	〃
申田川	西沢橋	〃

河川・湖沼名	調査地点名	調査頻度
坂口川	坂口3号橋	年2回
白倉川	二丈橋	〃
大沢川	二ツ橋	〃
土合川	土合橋下流	〃
矢田川	天久沢橋	〃
榛名湖	湖心	年6回

(※) 網掛け箇所は群馬県の水質測定計画に基づく調査

[図] 高崎市公共用水域水質測定地点図



河川名	測定地点	河川名	測定地点	河川湖沼名	測定地点
鳥川	1 込納橋	相間川	29 三ツ水橋	東谷川	55 下川橋
	2 水沼橋	小高川	30 鳥川合流前(相間川橋)	唐沢川	56 二之沢橋
	3 鳥川橋	間沢川	31 鳥川合流前	碓氷川	57 中里大橋
	4 沼和橋	碓氷川	32 鳥川合流前	天王川	58 福島大橋
	5 長野橋頭菅王上流	碓氷川	33 鳥川合流前	碓谷川	59 小坂橋
	6 長代橋	現久保川	34 鳥川合流前	一貫堀川	60 群橋橋
	7 笹野橋	細入川	35 鳥川合流前	長野川	61 太波橋
碓氷川	8 鳥川大橋	九野沢川	36 鳥川合流	一貫堀	62 碓谷川橋
	9 轟高橋	重沢	37 鳥川合流前(原ノ谷戸橋)	我孫橋	63 一貫橋
	10 八千代橋	小和田川	38 鳥川合流前(小和田川橋)	長野川	64 井野川合流前
	11 金坂橋	谷津沢	39 碓氷川合流前	牛瀨川	65 我孫橋
井野川	12 坂井橋	碓氷川	40 碓氷川橋	碓氷川	66 群橋
	13 大久木2号橋	中込沢	41 鳥川合流前	通管排水本①	67 碓氷川合流前
	14 渡部橋	清沢川	42 鳥川合流前(宇野橋)	通管排水本②	68 鳥川合流前
	15 藤野橋	高沢川	43 小堀川合流前(相の橋1号橋)	碓氷川合流前(新築橋)	69 碓氷川合流前
	16 鶴橋	高沢川	44 新築橋	碓氷川	70 鳥川合流前(新築橋)
	17 鳥川合流前	小堀川	45 長野橋	碓氷川	71 吾井大橋
	18 鳥川合流前(三沢橋)	大沢川	46 碓氷川合流前(大沢1号橋)	碓氷川	72 松ノ木橋
	19 長井川合流前	車川	47 碓氷川合流前	碓氷川	73 碓氷川合流前
	20 長井川合流前	碓氷川	48 原山橋	甲田川	74 坂波橋
	利根川	21 長井川合流前	碓氷川	49 新築橋	坂口川
22 倉深温泉上流		里見川	50 小玉部橋	白倉川	76 二ツ橋
23 鳥川合流前(上藤田橋)		雁行川	51 千太郎橋	大沢川	77 二ツ橋
24 鳥川合流前		雁行川	52 雁行橋	土合川	78 土合橋下流
25 鳥川合流前		大清水川	53 弘波橋	矢田川	79 矢田久沢橋
26 鳥川合流前		大清水川	54 高谷橋	碓氷湖	80 湖心
27 鳥川合流前					
28 鳥川合流前					

〔地下水〕

本市が実施している地下水の水質調査は以下のとおりです。

概況調査

群馬県の地下水質測定計画に基づき、県内を 4km×4km の区画に区切り、地下水の水質調査を実施しています。平成 29 年度は、本市では 17 区画が該当し調査を行いました。

継続監視調査

平成 3 年度概況調査により片岡地区でテトラクロロエチレンによる地下水汚染が、平成 6 年度概況調査により豊岡地区でトリクロロエチレンによる地下水汚染が、平成 6 年度と平成 17 年度の概況調査により倉賀野町で砒素による地下水汚染が確認されました。3 地区とも汚染源の特定ができなかったため、周辺の井戸（片岡地区 1 箇所、豊岡地区 5 箇所、倉賀野地区 3 箇所）で毎年調査を実施しています。

また、平成 22 年度概況調査の柳川町、平成 23 年度概況調査の鼻高町において確認された硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素による地下水汚染についても、11 月に両地点で継続監視調査を実施し、状況の把握を行っています。

<環境基準>

人の健康の保護や、生活環境を保全する上で達成・維持することが望ましい基準として環境基準が定められており、国や地方公共団体は、これを目標として水質汚濁防止法を中心に水質保全対策を進めています。

水質に係る環境基準は、人の健康の保護に関する項目（健康項目）、生活環境の保全に関する項目（生活環境項目）及び地下水の汚濁に係る環境基準の 3 つからなっています。

健康項目は、カドミウム、全シアン、六価クロム等 27 項目について定められており、公共用水域の全てに一律に適用されます。

生活環境項目は、河川では pH、BOD、SS、DO、大腸菌群数、全亜鉛、ノニルフェノール及び LAS の 8 項目について、湖沼では pH、COD、SS、DO、大腸菌群数、全亜鉛、ノニルフェノール、LAS、全窒素及び全燐の 10 項目について定められており、利水目的に応じて水域類型が指定され、類型ごとに適用されます。本市内の河川については、烏川上流（AA、生物 A）、烏川下流（B、生物 B）、碓氷川下流（B、生物 B）、井野川上流（B、生物 B）、井野川下流（C、生物 B）及び鐺川下流（A、生物 B）について、湖沼については、榛名湖（A、II、生物 A）について、類型指定されており、環境基準が適用されます。

地下水の汚濁に係る環境基準は、カドミウム、全シアン、六価クロム等 28 項目について定められており、地下水の全てに一律に適用されます。

[表] 人の健康の保護に関する環境基準（健康項目）

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003 mg/L 以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下
全シアン	検出されないこと	トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
鉛	0.01 mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
六価クロム	0.05 mg/L 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下
砒素	0.01 mg/L 以下	チウラム	0.006 mg/L 以下
総水銀	0.0005 mg/L 以下	シマジン	0.003 mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下
ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと	ベンゼン	0.01 mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下	セレン	0.01 mg/L 以下
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下	ふっ素	0.8 mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下	ほう素	1 mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下		

[表] 生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目）

[河川（湖沼を除く。）]

ア

項目 類型	水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	高崎市 該当水域
AA	6.5 以上 8.5 以下	1 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	50 MPN/100mL 以下	烏川（上流）
A	6.5 以上 8.5 以下	2 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	1,000 MPN/100mL 以下	鐺川
B	6.5 以上 8.5 以下	3 mg/L 以下	25 mg/L 以下	5 mg/L 以上	5,000 MPN/100mL 以下	烏川（下流） 碓氷川（下流） 井野川（上流）
C	6.5 以上 8.5 以下	5 mg/L 以下	50 mg/L 以下	5 mg/L 以上	—	井野川（下流）

イ

項目 類型	水生生物の生息状況の 適応性	基準値			高崎市 該当水域
		全亜鉛	ノニル フェノール (※ ₁)	LAS (※ ₂)	
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.001 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下	烏川（上流）
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.0006 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下	—
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下	烏川（下流） 碓氷川（下流） 鏑川（下流） 井野川
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.04 mg/L 以下	—

(※₁) 平成 24 年 8 月 22 日に「水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件」（平成 24 年 8 月環境省告示第 127 号）が告示され、生活環境の保全に関する環境基準として、新たに公共用水域における水生生物及びその生息又は生育環境を保全する観点からノニルフェノールを追加するとともに、これについて基準値が設定されました。

(※₂) 平成 25 年 3 月 27 日に「水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件」（平成 25 年 3 月環境省告示第 30 号）が告示され、生活環境の保全に関する環境基準として、新たに公共用水域における水生生物及びその生息又は生育環境を保全する観点から直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩（LAS）を追加するとともに、これについて基準値が設定されました。

[湖沼(天然湖沼及び貯水量 1000 万 m³以上であり、かつ、水の滞留時間が 4 日間以上である人工湖)]

ア

項目 類型	水素イオン 濃度 (pH)	化学的酸素 要求量 (COD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素 量 (DO)	大腸菌群数	高崎市 該当水域
AA	6.5 以上 8.5 以下	1 mg/L 以下	1 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	50 MPN/100mL 以下	—
A	6.5 以上 8.5 以下	3 mg/L 以下	5 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	1,000 MPN/100mL 以下	榛名湖
B	6.5 以上 8.5 以下	5 mg/L 以下	15 mg/L 以下	5 mg/L 以上	—	—
C	6.0 以上 8.5 以下	8 mg/L 以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこと	2 mg/L 以上	—	—

イ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		高崎市 該当水域
		全窒素	全磷	
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの	0.1 mg/L 以下	0.005 mg/L 以下	—
Ⅱ	水道 1、2、3 級（特殊なものを除く。） 水産 1 種、水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの	0.2 mg/L 以下	0.01 mg/L 以下	榛名湖
Ⅲ	水道 3 級（特殊なもの）及びⅣ以下の欄 に掲げるもの	0.4 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下	—
Ⅳ	水産 2 種及びⅤの欄に掲げるもの	0.6 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下	—
Ⅴ	水産 3 種、工業用水、農業用水、環境保 全	1 mg/L 以下	0.1 mg/L 以下	—

(※) 全窒素については、当分の間適用しない。

(※) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

〃 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

〃 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3 水産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域（貧栄養湖型の水域）の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用

〃 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域（貧栄養湖型の水域）の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用

〃 3 級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域（腐栄養湖型の水域）の水産生物用

- 水産 1 種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産 2 種及び水産 3 種の水産生物用
- 〃 2 種：ワカサギ等の水産生物用及び水産 3 種の水産生物用
- 〃 3 種：コイ、フナ等の水産生物用
- 4 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
- 〃 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
- 〃 3 級：特殊な浄水操作を行うもの
- 5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

ウ

項目 種類	水生生物の生息状況の適応性	基準値			高崎市 該当水域
		全亜鉛	ノニル フェノール (※ ₁)	LAS (※ ₂)	
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.001 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下	榛名湖
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.0006 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下	—
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下	—
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.04 mg/L 以下	—

(※₁) 平成 24 年 8 月 22 日に「水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件」（平成 24 年 8 月環境省告示第 127 号）が告示され、生活環境の保全に関する環境基準として、新たに公共用水域における水生生物及びその生息又は生育環境を保全する観点からノニルフェノールを追加するとともに、これについて基準値が設定されました。

(※₂) 平成 25 年 3 月 27 日に「水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件」（平成 25 年 3 月環境省告示第 30 号）が告示され、生活環境の保全に関する環境基準として、新たに公共用水域における水生生物及びその生息又は生育環境を保全する観点から直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩（LAS）を追加するとともに、これについて基準値が設定されました。

〔地下水〕

〔表〕 地下水の汚濁に係る環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003 mg/L 以下	1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下
全シアン	検出されないこと	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下
鉛	0.01 mg/L 以下	トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
六価クロム	0.05 mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
砒素	0.01 mg/L 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下
総水銀	0.0005 mg/L 以下	チウラム	0.006 mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと	シマジン	0.003 mg/L 以下
ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下	ベンゼン	0.01 mg/L 以下
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下	セレン	0.01 mg/L 以下
クロロエチレン	0.002 mg/L 以下	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	ふっ素	0.8 mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下	ほう素	1 mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下

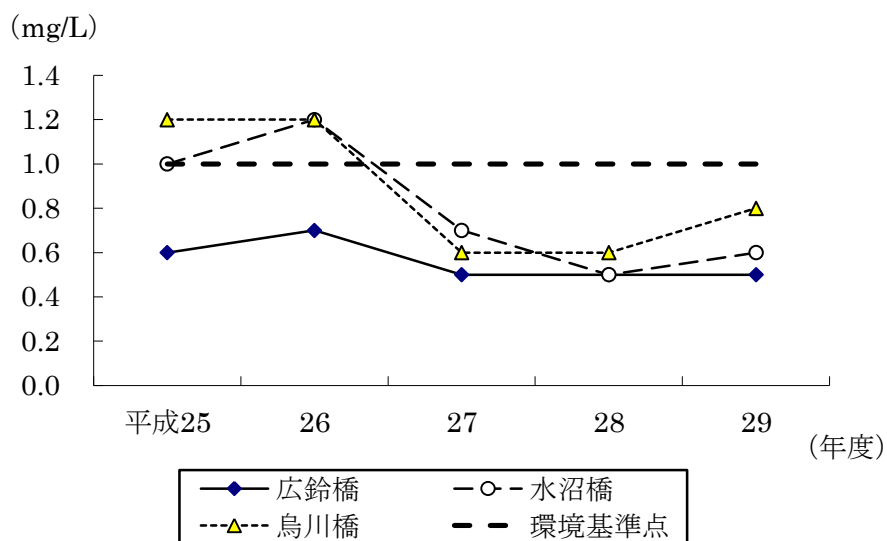
<測定結果（項目物質別）>

〔公共用水域（河川・湖沼）〕

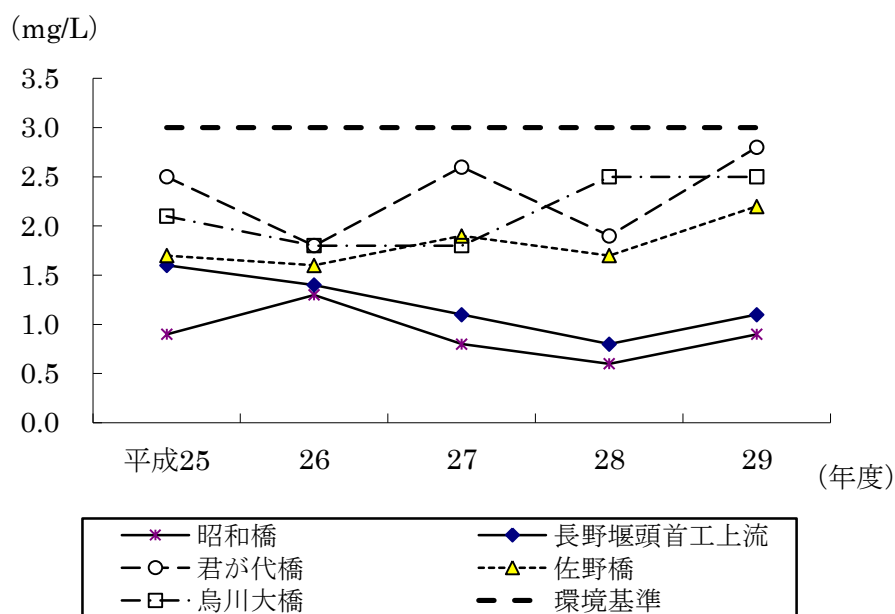
・烏川

烏川は、群馬県西部の県境に位置する鼻曲山にその源を発し、榛名山の南西麓を流下して高崎地域の北西部から南部へ縦貫しながら榛名白川、碓氷川、鐺川、井野川など市内を流れている中小河川の全てを合流して利根川に流入する河川で、森下橋より上流はAA 類型・生物A 類型、下流はB 類型・生物B 類型に指定されています。

烏川の水質調査は、広鈴橋、水沼橋、烏川橋、昭和橋、長野堰頭首工上流前、君が代橋、佐野橋及び烏川大橋の8 地点で行っており、河川の代表的な水質指標であるBOD（75% 値）をみると全ての地点で環境基準を達成していました。



[図] 鳥川上流の BOD (75%値) の推移 (平成 25~29 年度)

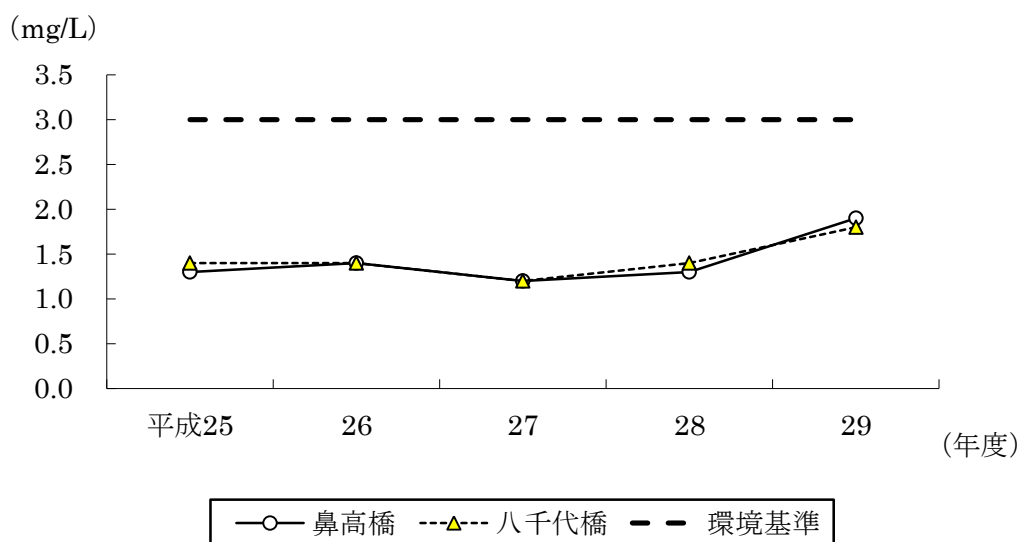


[図] 鳥川下流の BOD (75%値) の推移 (平成 25~29 年度)

・碓氷川

碓氷川は、群馬県西部の県境の山間部にその源を発し、国道 18 号線に沿って安中市を流下した後、本市の西部を流れて和田橋の上流で鳥川に流入する河川で、下流部は B 類型・生物 B 類型に指定されています。

碓氷川の水質調査は、鼻高橋及び八千代橋の 2 地点で行っており、河川の代表的な水質指標である BOD (75%値) をみると、両地点共に環境基準を達成していました。

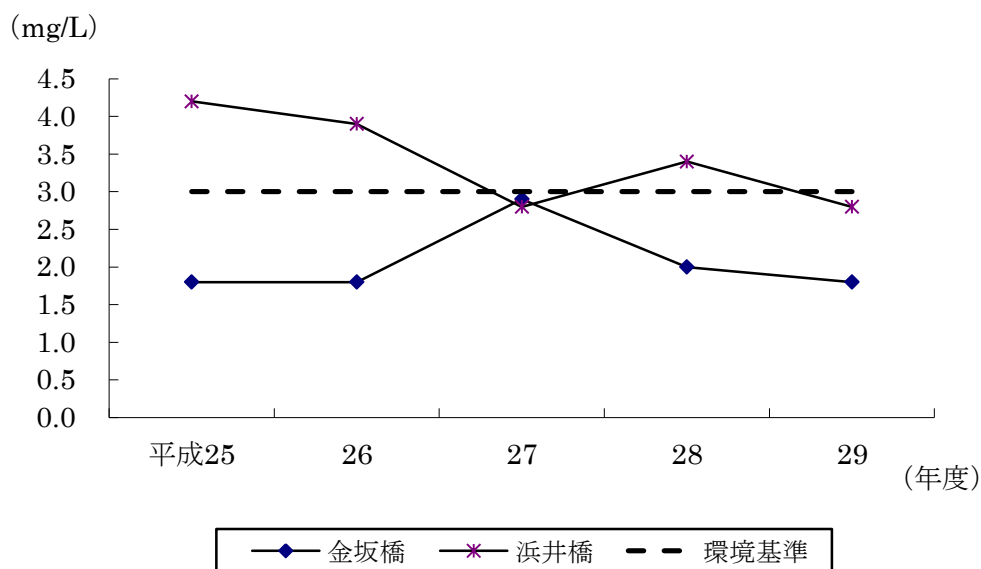


[図] 碓氷川の BOD (75%値) の推移 (平成 25~29 年度)

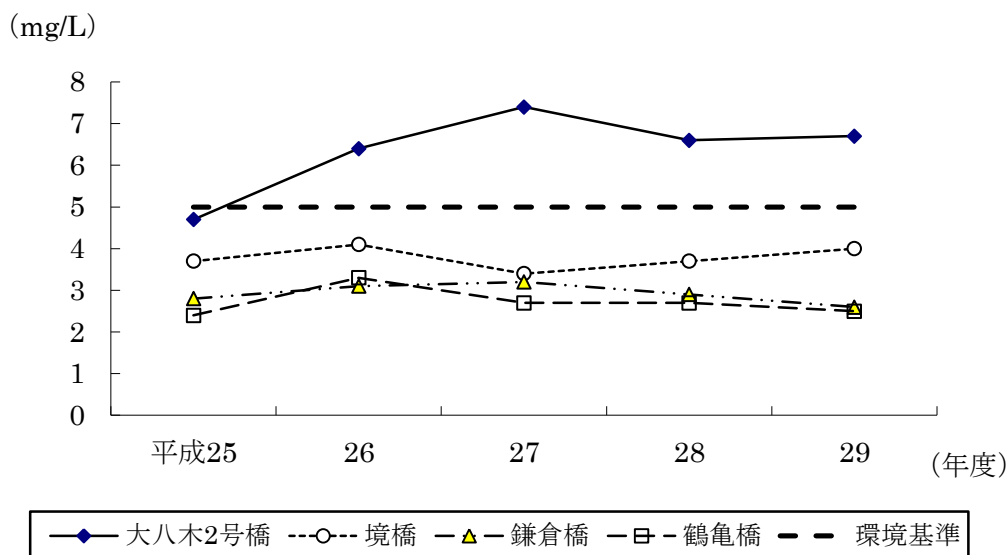
・井野川

井野川は、箕郷町にその源を発し、高崎地域の北部を北西から南東に流下しながら大清水川、唐沢川、正観寺川、染谷川、一貫堀川等の支川を合わせて岩鼻町で烏川に流入する河川で、早瀬川合流点より上流は B 類型・生物 B 類型に、下流は C 類型・生物 B 類型に指定されています。

井野川の水質調査は、金坂橋、浜井橋、大八木 2 号橋、境橋、鎌倉橋及び鶴亀橋の 6 地点で行っており、河川の代表的な水質指標である BOD (75%値) をみると大八木 2 号橋を除く全ての地点で環境基準を達成していました。



[図] 井野川上流の BOD (75%値) の推移 (平成 25~29 年度)

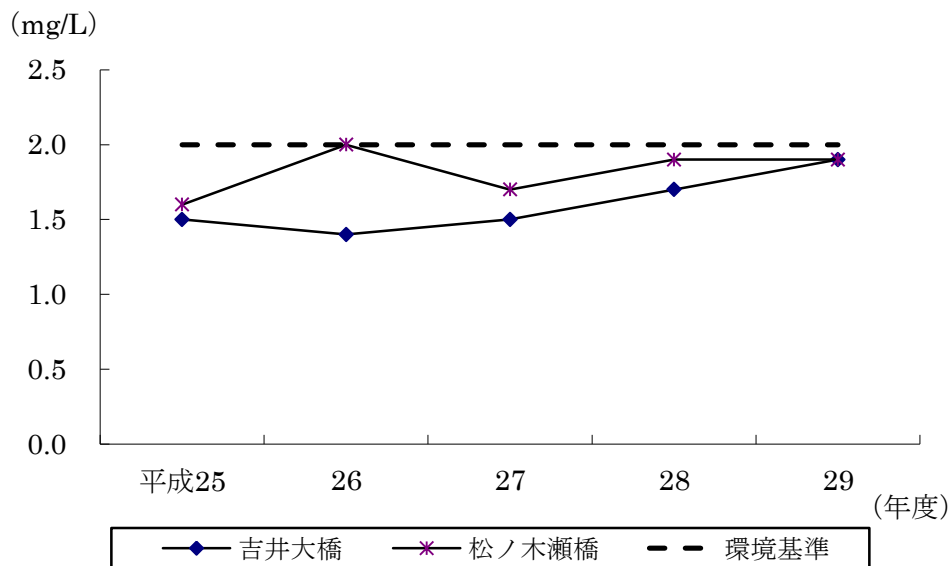


[図] 井野川下流の BOD (75%値) の推移 (平成 25~29 年度)

・ 鐺川

群馬県と長野県の県境に位置する物見山付近に源を発して南東へと流下し、市野萱川、南牧川を合流しながら妙義山麓を下り東に進路を変え、雄川、高田川を合わせて富岡市街地を流下し、さらに鮎川を合流して鳥川へと流れ込む河川で、A 類型・生物 B 類型に指定されています。

鐺川の水質調査は、吉井大橋及び松ノ木瀬橋の 2 地点で行っており、河川の代表的な水質指標である BOD (75%値) をみると、両地点共に環境基準を達成していました。

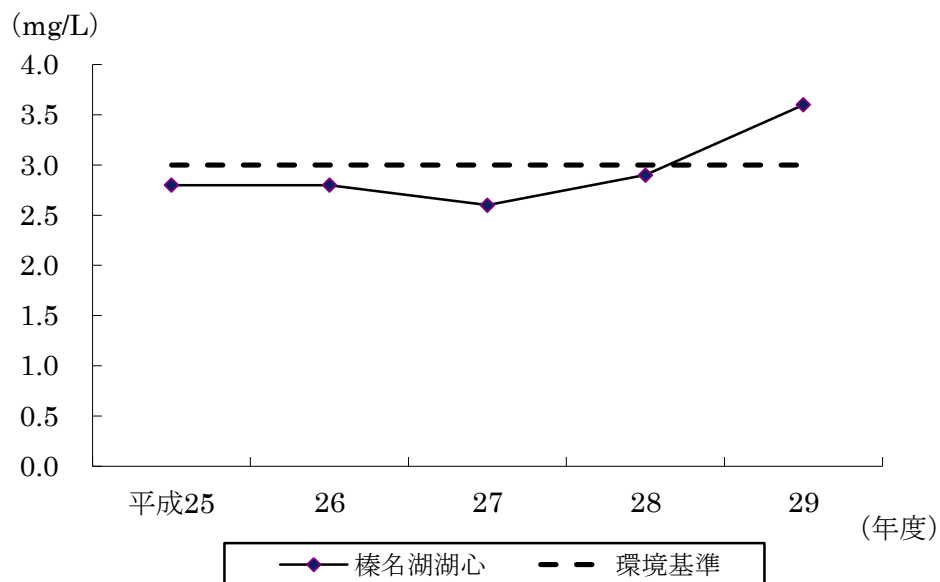


[図] 鐺川の BOD (75%値) の推移 (平成 25~29 年度)

・ 榛名湖

榛名湖は、群馬県中部に位置する榛名山のカルデラ湖であり、湖の水は北端から沼尾川が流出して吾妻川へ注いでいて、A 類型・II 類型・生物 A 類型に指定されています。

榛名湖の水質調査は、湖心で行っており、平成 28 年度からは上層・下層による多層採水を行っています。湖沼の代表的な水質指標である COD (75%値) をみると、環境基準を達成していませんでした。



[図] 榛名湖の COD (75%値) の推移 (平成 25~29 年度)

河川名	中込沢	清川	高浜川	相の川	小堀川	大沢川	車川	鎌名白川	鎌名白川	里見川	雁行川	大清水種	大清水種	東谷川	唐沢川
河川名	中込沢	清川	高浜川	相の川	小堀川	大沢川	車川	鎌名白川	鎌名白川	里見川	雁行川	大清水種	大清水種	東谷川	唐沢川
類型	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
測定地点	鳥川合流前	鳥川合流前 (下町橋)	新高浜橋	小堀川合流前 (相の橋一号橋)	長野堰橋	鎌名白川 合流前 (大沢一号橋)	鎌名白川 合流前	原山橋	新波橋	小五郎橋	千人隠れ	雁行橋	落合橋	下川橋	二之沢橋
試験項目															
pH	7.8	7.7	7.8	7.8	7.7	7.8	7.9	7.9	7.7	7.7	7.9	7.7	7.9	7.8	7.9
DO	10	11	11	9.7	9.6	11	11	10	9.8	10	9.9	10	11	10	10
BOD	2.3	1.0	0.5	2.9	3.3	0.6	0.7	0.7	1.0	1.1	1.2	2.8	2.4	3.3	1.3
COD	3.9	2.2	2.7	3.5	4.7	2.4	2.3	2.0	2.1	2.6	5.3	4.8	4.0	4.7	2.8
SS	2	11	5	20.5	21	5	5	5	7	2	1	4	4	2.5	3
大腸菌群数	9200	10000	12000	75000	87000	5400	8500	3600	5100	25000	5200	21000	16000	20000	48000
全窒素	4.3	3.1	8.1	6.9	8.0	1.9	2.1	2.3	3.1	5.5	6.9	6.7	5.8	5.9	5.2
全リン	0.025	0.085	0.12	0.14	0.2	0.017	0.033	0.027	0.03	0.13	0.032	0.11	0.22	0.31	0.092
全亜鉛	—	—	—	—	—	—	—	0.005	0.005	—	0.005	—	—	—	—
ノニルフェノール	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
LAS	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
カドミウム	—	—	—	—	—	—	—	<0.0003	<0.0003	—	<0.0003	—	—	—	—
全シアン	—	—	—	—	—	—	—	ND	ND	—	ND	—	—	—	—
鉛	—	—	—	—	—	—	—	<0.005	<0.005	—	<0.005	—	—	—	—
六価クロム	—	—	—	—	—	—	—	<0.02	<0.02	—	<0.02	—	—	—	—
砒素	—	—	—	—	—	—	—	<0.005	<0.005	—	<0.005	—	—	—	—
総水銀	—	—	—	—	—	—	—	<0.0005	<0.0005	—	<0.0005	—	—	—	—
アルキル水銀	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
β)揮化ビフェニル	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ジクロロメタン	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
四塩化炭素	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1,2-ジクロロエタン	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1,1-ジクロロエチレン	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
シス-1,2-ジクロロエチレン	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1,1,1-トリクロロエタン	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1,1,2-トリクロロエタン	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
トリクロロエチレン	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
トリクロロエチレン	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1,3-ジクロロプロパン	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1,4-ジオキサン	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
チオアム	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
シマジン	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
チオベンカルブ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ベンゼン	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
セレン	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ヒ素	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
有機リン	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
亜硝酸性窒素	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.07	0.04	—	—	—
硝酸性窒素	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	6.0	1.4	—	—	—
クロム	—	—	—	—	—	—	—	0.02	0.02	—	0.02	—	—	—	—
フェノール類	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
銅	—	—	—	—	—	—	—	0.01	0.01	—	0.01	—	—	—	—
リン酸イオン	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
電気伝導率	1300	135	220	230	240	110	100	100	110	230	1500	240	240	280	220
塩素イオン	320	3.7	9.1	9.9	10	2.9	2.1	3.3	4.2	12.6	410	54	12	13	6.9
陰イオン界面活性剤	<0.02	<0.02	<0.02	0.03	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	0.02	<0.02
アンモニア性窒素	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.578	—	—	—	—
BPN	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ホルムアルデヒド	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
4-セオクサチルフェノール	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
アニリン	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2,4-ジクロロフェノール	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
大腸菌数	—	—	—	—	—	—	—	228.75	147	—	—	—	—	—	—

(単位: pH:なし, 大腸菌群数・大腸菌数:MPN/100mL, 電気伝導率: $\mu S/cm$, その他:mg/L)
※数値は年平均値, BODのみ75%値

河川名	申田川	坂口川	白倉川	大沢川	土合川	矢田川
湖沼名 類型	測定地点	測定地点	測定地点	測定地点	測定地点	測定地点
生活環境項目	pH	8.1	7.9	7.9	8.0	7.9
	DO	11	9.4	11	11	11
	BOD	2.1	1.2	1.3	1.1	1.5
	COD	—	—	—	—	—
	SS	3	5	3	2	3
	大腸菌群数	18000	20000	24000	19000	39000
	全窒素	2.3	2.0	2.9	3.3	4.3
	全リン	0.11	0.068	0.059	0.064	0.084
	全亜鉛	—	—	—	—	—
	ノニルフェノール	—	—	—	—	—
	I.A.S	—	—	—	—	—
	カドミウム	—	—	—	—	—
	全シアン	—	—	—	—	—
	鉛	—	—	—	—	—
	六価クロム	—	—	—	—	—
砒素	—	—	—	—	—	
総水銀	—	—	—	—	—	
アルキル水銀	—	—	—	—	—	
対り塩化ビフェニル	—	—	—	—	—	
ジクロロメタン	—	—	—	—	—	
四塩化炭素	—	—	—	—	—	
1,2-ジクロロエタン	—	—	—	—	—	
1,1-ジクロロエチレン	—	—	—	—	—	
シス-1,2-ジクロロエチレン	—	—	—	—	—	
1,1,1-トリクロロエタン	—	—	—	—	—	
1,1,2-トリクロロエタン	—	—	—	—	—	
トリクロロエチレン	—	—	—	—	—	
テトラクロロエチレン	—	—	—	—	—	
1,3-ジクロロプロパン	—	—	—	—	—	
1,4-ジオキササン	—	—	—	—	—	
チカラム	—	—	—	—	—	
シマジン	—	—	—	—	—	
チオベンカルブ	—	—	—	—	—	
ベンゼン	—	—	—	—	—	
セレン	—	—	—	—	—	
ふっ素	—	—	—	—	—	
ほう素	—	—	—	—	—	
亜硝酸性窒素	—	—	—	—	—	
硝酸性窒素	—	—	—	—	—	
クロム	—	—	—	—	—	
フェノール類	—	—	—	—	—	
銅	—	—	—	—	—	
リン酸イオン	—	—	—	—	—	
電気伝導率	—	—	—	—	—	
塩素イオン	—	—	—	—	—	
陰イオン界面活性剤	—	—	—	—	—	
アンモニウム性窒素	—	—	—	—	—	
EPN	—	—	—	—	—	
ホルムアルデヒド	—	—	—	—	—	
4-ネオオクタフルフェノール	—	—	—	—	—	
アニリン	—	—	—	—	—	
2,4-ジクロロフェノール	—	—	—	—	—	
大腸菌数	—	—	—	—	—	

(単位:pH:なし、大腸菌群数:大腸菌数:MPN/100ml、電気伝導率:μS/cm、その他:mg/L)
※数値は年平均値、BODのみ75%値

湖沼名 類型	測定地点	湖沼名 A、II、生物A	湖沼名 A、II、生物A
生活環境項目	pH	8.2	7.0
	DO	8.4	—
	BOD	1.5	3.2
	COD	0.0	3.4
	SS	1	2
	大腸菌群数	720	220
	全窒素	0.28	1.2
	全リン	0.0062	0.023
	全亜鉛	0.002	—
	ノニルフェノール	0.00006	—
	I.A.S	0.001	—
	カドミウム	<0.0003	—
	全シアン	ND	—
	鉛	<0.005	—
	六価クロム	<0.02	—
砒素	<0.006	—	
総水銀	<0.0005	—	
アルキル水銀	—	—	
対り塩化ビフェニル	ND	—	
ジクロロメタン	<0.002	—	
四塩化炭素	<0.0005	—	
1,2-ジクロロエタン	<0.0004	—	
1,1-ジクロロエチレン	<0.002	—	
シス-1,2-ジクロロエチレン	<0.004	—	
1,1,1-トリクロロエタン	<0.0005	—	
1,1,2-トリクロロエタン	<0.0006	—	
トリクロロエチレン	<0.0006	—	
テトラクロロエチレン	<0.0005	—	
1,3-ジクロロプロパン	<0.0005	—	
1,4-ジオキササン	<0.0005	—	
チカラム	<0.0006	—	
シマジン	<0.0005	—	
チオベンカルブ	<0.002	—	
ベンゼン	<0.001	—	
セレン	<0.005	—	
ふっ素	0.02	—	
ほう素	<0.02	—	
亜硝酸性窒素	<0.01	—	
硝酸性窒素	0.05	—	
クロム	0.02	—	
フェノール類	—	—	
銅	0.01	—	
リン酸イオン	—	—	
クロロフィルa	4.0	—	
TOC	1.6	—	
電気伝導率	—	—	
塩素イオン	—	—	
陰イオン界面活性剤	—	—	
アンモニウム性窒素	—	—	
EPN	0.30	—	
ホルムアルデヒド	—	—	
4-ネオオクタフルフェノール	<0.0001	—	
アニリン	<0.002	—	
2,4-ジクロロフェノール	<0.002	—	
大腸菌数	1.7	—	
下層DO	—	2.4	

※数値は年平均値、CODのみ75%値

地区名		石原町	下佐野町	吉井町馬庭	新町	吉井町吉井川	吉井町神保
井戸の 諸元	井戸深さ	不明	8	不明	8~10	不明	9
	井戸の種類	浅井戸	浅井戸	浅井戸	浅井戸	浅井戸	浅井戸
	用途	生活用水	生活用水	生活用水	生活用水	生活用水	生活用水
採水年月日	H29.11.7	H29.11.7	H29.11.7	H29.11.7	H29.11.7	H29.11.7	H29.11.7
天気	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴
気温	℃	19.5	22.0	25.0	26.0	20.5	19.5
水温	℃	14.0	18.0	19.5	18.5	19.0	17.5
透明度	cm	50以上	50以上	50以上	50以上	50以上	50以上
色相		無	無	無	無	無	無
臭気		無	無	無	無	無	無
調	カドミウム	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満
	全シアン	検出されず	検出されず	検出されず	検出されず	検出されず	検出されず
	鉛	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満
	六価クロム	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.02未満
	砒素	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満
	総水銀	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満
	ポリ塩化ビフェニル(PCB)	検出されず	検出されず	検出されず	検出されず	検出されず	検出されず
	ジクロロメタン	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満
	四塩化炭素	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満
	クロロエチレン	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満
	1,2-ジクロロエタン	0.0004未満	0.0004未満	0.0004未満	0.0004未満	0.0004未満	0.0004未満
	1,1-ジクロロエチレン	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満
トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	
1,1,1-トリクロロエタン	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	
1,1,2-トリクロロエタン	0.0006未満	0.0006未満	0.0006未満	0.0006未満	0.0006未満	0.0006未満	
トリクロロエチレン	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	
テトラクロロエチレン	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	
1,3-ジクロロプロパン	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	
チカラム	0.0006未満	0.0006未満	0.0006未満	0.0006未満	0.0006未満	0.0006未満	
シマジン	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	
チオベンカルブ	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	
ベンゼン	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	
セレン	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	
硝酸性窒素	mg/L	1.4	12	9.8	5.1	1.8	21
亜硝酸性窒素	mg/L	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満
ふっ素	mg/L	0.13	0.03	0.1	0.11	0.02	0.02
ほう素	mg/L	0.03	0.02未満	0.04	0.09	0.02未満	0.03
1,4-ジオキサン	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満

[表] 地下水継続監視調査結果 (平成 29 年度)

地区名	片岡町	片岡町	上豊岡町	上豊岡町	八幡町	上豊岡町	上豊岡町	中豊岡町
井戸の諸元	井戸深度 (m)	8	8	36	15	80	6	不明
	井戸の種類	浅井戸	浅井戸	深井戸	浅井戸	深井戸	浅井戸	浅井戸
	用途	生活用水	生活用水	工業用水	工業用水	工業用水	工業用水	一般飲用
採水年月日	H29.4.19	H29.10.5	H29.10.5	H29.10.5	H29.10.5	H29.10.5	H29.10.5	H29.10.5
天気	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴
気温	15.8	18	16	16.5	17.5	17.5	17	16.5
水温	17.5	19	21	19.5	26	50以上	22	19
透視度	50以上	50以上	50以上	50以上	50以上	50以上	50以上	50以上
色相	無	無	無	無	無	無	無	無
臭気	無	無	無	無	無	無	無	無
調査項目	1,1-ジクロロエチレン	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満
	トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満
	トリクロロエチレン	0.0005未満	0.0005未満	0.0006	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満
	テトラクロロエチレン	0.01	0.014	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	—	—	—	—	—	—	—

地区名	柳川町	鼻高町	
井戸の諸元	井戸深度 (m)	7~8	4
	井戸の種類	浅井戸	浅井戸
	用途	生活用水	生活用水
採水年月日	H29.11.7	H29.11.7	
天気	晴	晴	
気温	9.0	12.0	
水温	16.0	15.0	
透視度	50以上	50以上	
色相	無	無	
臭気	無	無	
調査項目	1,1-ジクロロエチレン	—	—
	シス-1,2-ジクロロエチレン	—	—
	トランス-1,2-ジクロロエチレン	—	—
	トリクロロエチレン	—	—
	テトラクロロエチレン	—	—
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	2.9	29
	0.01未満	0.01未満	

地区名		倉賀野町	倉賀野町	倉賀野町
井戸の諸元	井戸深度(m)	150	140	206
	井戸の種類	深井戸	深井戸	深井戸
	用途	工業用水	工業用水	生活用水
採水年月日		H29.10.5	H29.10.5	H29.10.5
天気		晴	晴	晴
気温	℃	23.0	19.5	19.5
水温	℃	17.5	18.0	18.0
透視度	cm	50以上	50以上	50以上
色相		無	無	無
臭気		無	無	無
調査項目	全シアン	検出されず	検出されず	検出されず
	六価クロム	0.02未満	0.02未満	0.02未満
	砒素	0.005未満	0.032	0.005未満
	ジクロロメタン	0.002未満	0.002未満	0.002未満
	四塩化炭素	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満
	1,2-ジクロロエタン	0.0004未満	0.0004未満	0.0004未満
	1,1-ジクロロエチレン	0.002未満	0.002未満	0.002未満
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.002未満	0.002未満	0.002未満
		0.002未満	0.002未満	0.002未満
	トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.002未満	0.002未満	0.002未満
	1,1,1-トリクロロエタン	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満
	1,1,2-トリクロロエタン	0.0006未満	0.0006未満	0.0006未満
	トリクロロエチレン	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満
	テトラクロロエチレン	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満
	1,3-ジクロロプロペン	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満
	硝酸性窒素及び	0.03	1.2	0.32
亜硝酸性窒素	2.7	3.3	0.48	

3 騒音・振動

①環境騒音調査

<調査の目的（法根拠等）>

本市では、市内の一般地域や道路に面する地域の環境基準達成状況の継続的把握や、環境基準達成に向けた施策を進めるために環境騒音調査を実施しています。

■関係法令

<騒音規制法>

（常時監視）

第 18 条 都道府県知事（市の区域に係る自動車騒音の状況については、市長。次項において同じ。）は、自動車騒音の状況を常時監視しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の常時監視の結果を環境大臣に報告しなければならない。

（騒音の測定）

第 21 条の 2 市町村長は、指定地域について、騒音の大きさを測定するものとする。

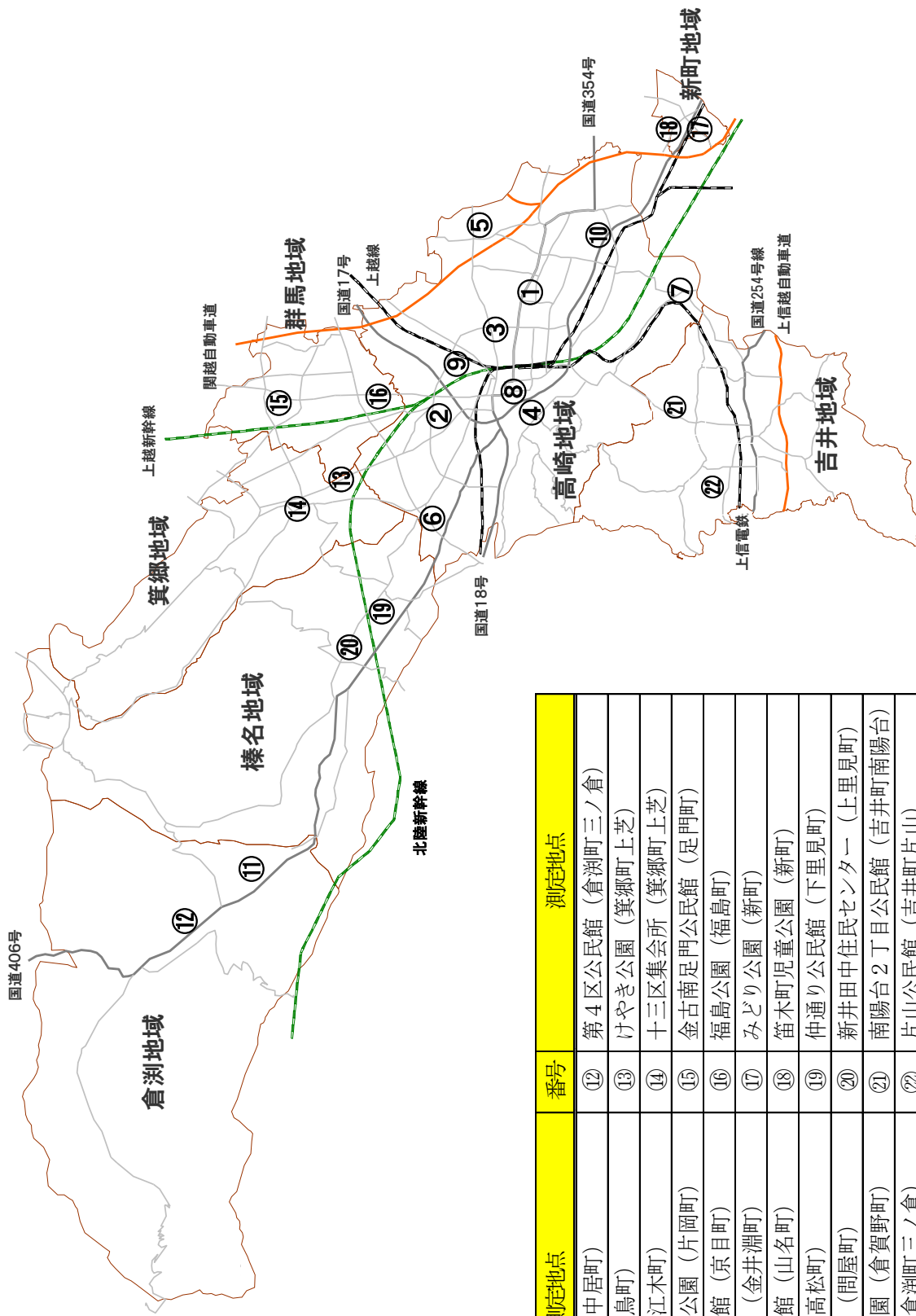
<測定地点>

用途地域や、騒音規制の区域区分等を考慮し、市内のさまざまな状況を把握できるように測定場所を選定しています。

一般地域では、データに継続性を持たせるため同一測定地点において測定を実施しています。平成 29 年度は、22 地点で測定を行いました。

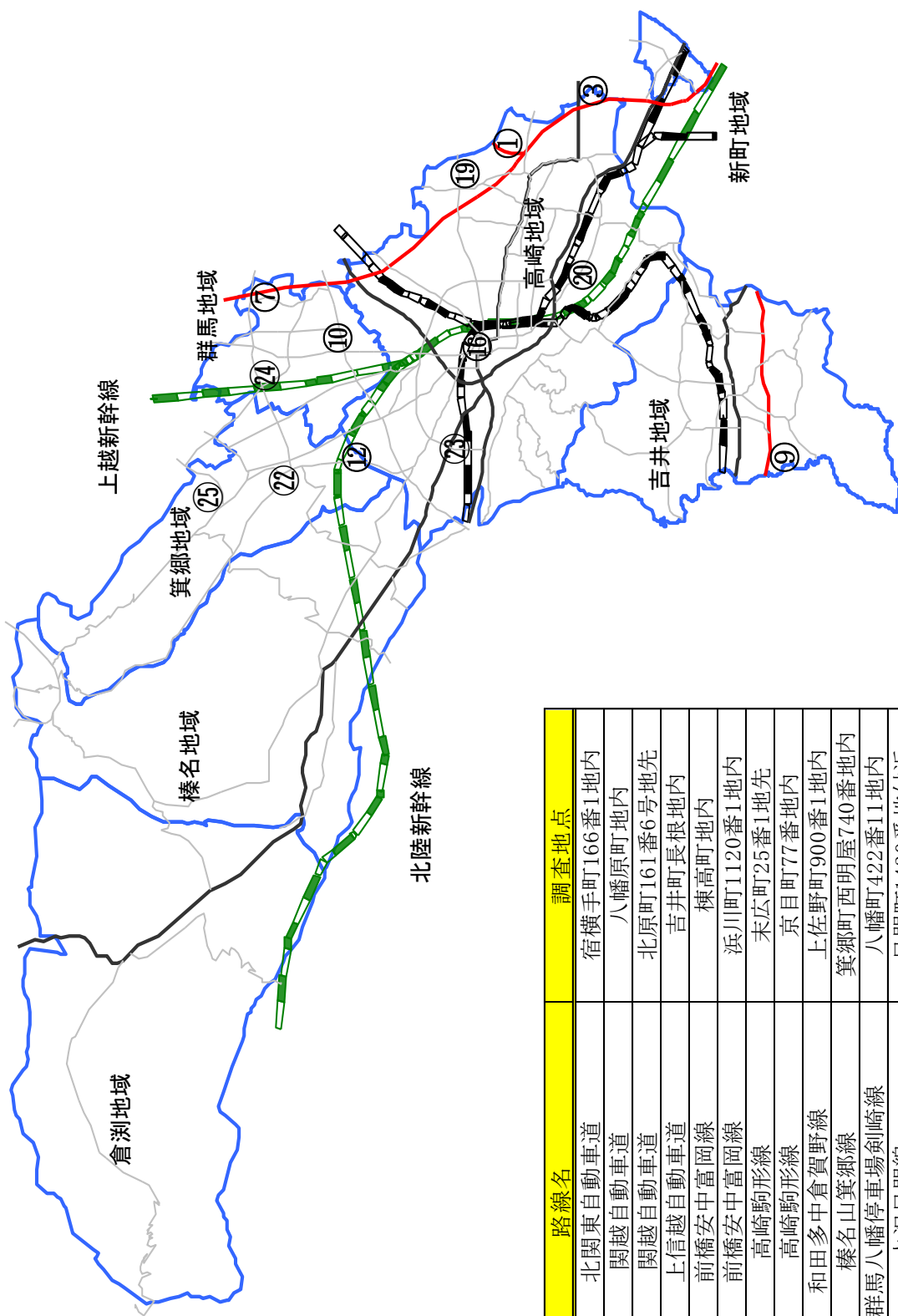
道路に面する地域では、地点測定をもとに自動車騒音の面的評価（道路端から 50m の範囲の環境基準達成状況）を実施しています。平成 29 年度は 13 地点で測定を行い、11 路線 26 区間の面的評価を行いました。

測定地点につきましては、126～127 ページの図をご参照ください。



番号	測定地点	番号	測定地点
①	道林児童公園 (中居町)	⑫	第4区公民館 (倉淵町三ノ倉)
②	六郷公園 (下小島町)	⑬	けやき公園 (箕郷町上芝)
③	土井児童公園 (江木町)	⑭	十三区集会所 (箕郷町上芝)
④	片岡第1号児童公園 (片岡町)	⑮	金古南足門公民館 (足門町)
⑤	市立京ヶ島公民館 (京目町)	⑯	福島公園 (福島町)
⑥	市立西部公民館 (金井淵町)	⑰	みどり公園 (新町)
⑦	市立南八幡公民館 (山名町)	⑱	笹木町児童公園 (新町)
⑧	姉妹都市公園 (高松町)	⑲	仲通り公民館 (下里見町)
⑨	問屋町中央公園 (問屋町)	⑳	新井田中住民センター (上里見町)
⑩	倉賀野東児童公園 (倉賀野町)	㉑	南陽台2丁目公民館 (吉井町南陽台)
⑪	第1区公民館 (倉淵町三ノ倉)	㉒	片山公民館 (吉井町片山)

[図] 平成29年度 環境騒音調査 (一般地域) 測定地点



地点番号	路線名	調査地点
①	北関東自動車道	宿横手町166番1地内
③	関越自動車道	八幡原町地内
⑦	関越自動車道	北原町161番6号地先
⑨	上信越自動車道	吉井町長根地内
⑩	前橋安中富岡線	棟高町地内
⑫	前橋安中富岡線	浜川町1120番1地内
⑯	高崎駒形線	末広町25番1地先
⑲	高崎駒形線	京目町77番地内
⑳	和田多中倉賀野線	上佐野町900番1地内
㉒	榛名山箕郷線	箕郷町西明屋740番地内
㉓	群馬八幡停車場剣崎線	八幡町422番11地内
㉔	水沢足門線	足門町1430番地付近
㉕	新井下室田線	箕郷町矢原地内

[図] 平成 29 年度 環境騒音調査 (道路に面する地域) 測定地点

<環境基準>

騒音については、生活環境を保全し、人の健康の保護に資するうえで望ましい基準として環境基準が定められています。

[表] 騒音に係る環境基準

地域の類型	地域の区分	昼間 (6時～22時)	夜間 (22時～6時)
A	専ら住居の用に供される地域	55dB以下	45dB以下
B	主として住居の用に供される地域		
C	相当数の住居と併せて商業、工業の用に供される地域	60dB以下	50dB以下

(※) ただし、次表に掲げる地域に該当する地域（以下「道路に面する地域」という。）については、上表によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

[表] 道路に面する地域の環境基準

地域の区分	昼間 (6時～22時)	夜間 (22時～6時)
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60dB以下	55dB以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65dB以下	60dB以下

(※) この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

昼間 (6時～22時)	夜間 (22時～6時)
70dB以下	65dB以下
備考：個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては 45dB 以下、夜間にあっては 40dB 以下）によることができる。	

(※) 「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車道、国道、県道及び 4 車線以上の市町村道という。

(※) 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離により、その範囲を特定する。

- ① 2 車線以下の車線を有する幹線道路を担う道路 15 m
- ② 2 車線を超える車線を有する幹線道路を担う道路 20 m

<測定結果>

[表] 騒音に係る環境基準達成状況（平成 29 年度）

区分	類型	測定 地点数	昼(6時～22時)		夜(22時～6時)		全時間帯 環境基準 達成率 (%)
			環境基準達成		環境基準達成		
			地点数	比率 (%)	地点数	比率 (%)	
一般地域	A	6	6	100.0	6	100.0	100.0
	B	11	11	100.0	9	81.8	81.8
	C	5	5	100.0	4	80.0	80.0
	小計	22	22	100.0	19	86.4	86.4
道路に面する地域		13	13	100.0	11	84.6	84.6
全地点計		35	35	100.0	30	85.7	85.7

[表] 環境騒音測定結果（一般地域）

A 類型(第 1 種・第 2 種低層住居専用地域、第 1 種・第 2 種中高層住居専用地域)

<特定工場等の騒音規制基準の第 1 種区域に属する地域>

測定場所 (所在地)	昼間 (6:00～22:00)			夜間 (22:00～翌 6:00)		
	基準値	測定値	基準値 比	基準値	測定値	基準値 比
道林児童公園（中居町）	55	51	-4	45	40	-5
六郷公園（下小鳥町）	55	51	-4	45	41	-4
土井児童公園（江木町）	55	50	-5	45	44	-1
けやき公園（箕郷町上芝）	55	43	-12	45	34	-11
仲通り公民館（下里見町）	55	42	-13	45	39	-6
南陽台 2 丁目公民館(吉井町南陽台)	55	43	-12	45	39	-6

B 類型（第 1 種・第 2 種住居地域、準住居地域）

< 特定工場等の騒音規制基準の第 2 種区域に属する地域 >

測定場所 (所在地)	昼間 (6:00~22:00)			夜間 (22:00~翌 6:00)		
	基準値	測定値	基準値 比	基準値	測定値	基準値 比
片岡第 1 号児童公園 (片岡町)	55	49	-6	45	43	-2
市立京ヶ島公民館 (京目町)	55	54	-1	45	49	4
市立西部公民館 (金井淵町)	55	50	-5	45	45	0
市立南八幡公民館 (山名町)	55	44	-11	45	38	-7
第 1 区公民館 (倉渕町三ノ倉)	55	50	-5	45	47	2
十三区集会所 (箕郷町上芝)	55	43	-12	45	36	-9
金古南足門公民館 (足門町)	55	50	-5	45	44	-1
みどり公園 (新町)	55	49	-6	45	45	0
笛木町児童公園 (新町)	55	48	-7	45	44	-1
新井田中住民センター (上里見町)	55	47	-8	45	43	-2
片山公民館 (吉井町片山)	55	45	-10	45	43	-2

(※) 測定値の網掛け部分は、「騒音に係る環境基準」の超過を表す。

C 類型（商業地域、近隣商業地域、工業専用地域、工業地域、準工業地域）

< 特定工場等の騒音規制基準の第 3 種・第 4 種区域に属する地域 >

測定場所 (所在地)	昼間 (6:00~22:00)			夜間 (22:00~翌 6:00)		
	基準値	測定値	基準値 比	基準値	測定値	基準値 比
姉妹都市公園 (高松町)	60	52	-8	50	45	-5
問屋町中央公園 (問屋町)	60	52	-8	50	42	-8
倉賀野東児童公園 (倉賀野町)	60	57	-3	50	52	2
第 4 区公民館 (倉渕町三ノ倉)	60	53	-7	50	49	-1
福島公園 (福島町)	60	47	-13	50	41	-9

(※) 測定値の網掛け部分は、「騒音に係る環境基準」の超過を表す。

[表] 環境騒音測定結果（道路に面する地域）

自動車騒音測定結果（13 地点）

道路名称	測定地点	昼間（6:00～22:00）			夜間（22:00～翌 6:00）		
		基準値 (dB)	測定値 (dB)	基準値 比	基準値 (dB)	測定値 (dB)	基準値 比
北関東自動車道	宿横手町 166 番 1 地内 宿横手浄水場	70	58	-12	65	52	-13
関越自動車道	八幡原町地内 太陽誘電八幡原工場	70	65	-5	65	59	-6
関越自動車道	北原町 161 番 6 号地先 関越中央病院	70	59	-11	65	56	-9
上信越自動車道	吉井町長根地内	70	64	-6	65	62	-3
前橋安中富岡線	棟高町地内 穂高橋	70	67	-3	65	63	-2
前橋安中富岡線	浜川町 1120 番 1 地内 榛名神社	70	69	-1	65	65	0
高崎駒形線	末広町 25 番 1 地先 高崎市文化会館	70	69	-1	65	68	3
高崎駒形線	京目町 77 番地内 下京目文化財倉庫	70	70	0	65	67	2
和田多中倉賀野線	上佐野町 900 番 1 地内 高崎粕沢郵便局駐車場	70	65	-5	65	58	-7
榛名山箕郷線	箕郷町西明屋 740 番地内 箕郷中央公園	70	58	-12	65	50	-15
群馬八幡停車場 剣崎線	八幡町 422 番 11 地内 八幡公民館	70	67	-3	65	60	-5
水沢足門線	足門町 1430 番地付近 群馬総合運動公園	70	67	-3	65	60	-5
新井下室田線	箕郷町矢原地内 陸上自衛隊相馬ヶ原練習場	70	68	-2	65	59	-6

(※) 測定値の網掛け部分は、「幹線交通を担う道路に近接する空間の環境基準」の超過を表す。

自動車騒音の面的評価結果（11 路線、26 区間）

番号	区 間 番 号 位	道路名称	評価区間		車 線 数	幹線交通を担う道路に面する地域における 環境基準の達成状況評価						基準点 測定値 (dB)		測定地点		
			評価区間の起点	評価区間の終点		評価区 間内住 居等全 戸数	昼夜とも 達成		昼のみ 達成		夜のみ 達成		昼		夜	
							戸数 (戸)	率 (%)	戸数 (戸)	率 (%)	戸数 (戸)	率 (%)				戸数 (戸)
1	40	北関東自動車道	関越自動車道 高崎・前橋市境	関越自動車道 高崎・前橋市境	4	10	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	58	52	宿横手町166番 1地内
2	110	関越自動車道	藤岡市・高崎市境 高崎市・前橋市境	藤岡市・高崎市境 高崎市・前橋市境	6	144	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0			
3	120	関越自動車道	玉村町・高崎市境 一般国道354号	玉村町・高崎市境 一般国道354号	6	15	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	65	59	八幡原町地内 太陽誘電八幡
4	130	関越自動車道	一般国道354号 北関東自動車道	一般国道354号 北関東自動車道	6	14	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0			
5	140	関越自動車道	北関東自動車道 高崎駒形線	北関東自動車道 高崎駒形線	6	143	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0			
6	150	関越自動車道	高崎駒形線 一般国道17号	高崎駒形線 一般国道17号	6	201	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0			
7	160	関越自動車道	一般国道17号 高崎市・前橋市境	一般国道17号 高崎市・前橋市境	4	172	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	59	56	北原町161番6 号地先
8	250	上信越自動車道	藤岡市・高崎市境 神田吉井停車場線	藤岡市・高崎市境 神田吉井停車場線	4	32	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0			
9	260	上信越自動車道	神田吉井停車場線 高崎市・甘楽町境	神田吉井停車場線 高崎市・甘楽町境	2	41	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	64	62	吉井町長根地 内
10	40380	前橋安中富岡線	前橋市・高崎市境 高崎渡川線	前橋市・高崎市境 高崎渡川線	2	247	99.6	1	0.4	0	0.0	0	0.0	67	63	棟高町地内 穂高橋
11	40390	前橋安中富岡線	高崎渡川線 柏木沢大八木線	高崎渡川線 柏木沢大八木線	2	110	99.1	0	0.0	0	0.0	0	0.0			
12	40400	前橋安中富岡線	柏木沢大八木線 前橋安中富岡線	柏木沢大八木線 前橋安中富岡線	2	386	94.3	20	5.2	0	0.0	0	0.0	69	65	浜川町1120番1 地内

(※) 面的評価は、幹線交通を担う道路の道路端から50 m範囲で、近接空間（2車線以下の道路：道路端から15 m、2車線を超える道路：道路端から20 m）及び非近接空間（近接空間以外の場所）を対象範囲とする。

幹線交通を担う道路の近接空間の環境基準は、昼間70 dB、夜間65 dB。

(※) 測定値の網掛け部分は、「幹線交通を担う道路に近接する空間の環境基準」の超過を表す。

(※) 騒音測定地点は、自動車騒音常時監視に係る実施計画により本年度実施対象となっていた評価区間26区間のうち、13区間各1地点である。（番号網掛けの区間）

区調査番号	道路名称	評価区間		車線数	幹線交通を担う道路に面する地域における環境基準の達成状況評価						基準点測定値(dB)		測定地点		
		評価区間の起点	評価区間の終点		評価区間内住居等全戸数(戸)	昼夜とも達成率(%)	昼のみ達成率(%)	夜のみ達成率(%)	昼夜とも超過率(%)	昼	夜				
13	40410 前橋安中富岡線	前橋安中富岡線	あら町下室田線	2	40	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0			
14	40420 前橋安中富岡線	あら町下室田線	高崎市・安中市境	2	166	91.6	12	7.2	0	0.0	2	1.2			
15	61710 安中榛名湖線	安中市・高崎市境	あら町下室田線	2	132	96.2	0	0.0	3	2.3	2	1.5			
16	41190 -1 高崎駒形線	一般国道354号		2									69	68	末広町25番1地先 高崎市文化会館
		飯玉本町線		4	652	90.8	58	8.9	0	0.0	2	0.3			
17	41200 高崎駒形線	前橋高崎線		4	355	87.3	45	12.7	0	0.0	0	0.0			
		高崎環状線		4	325	89.8	33	10.2	0	0.0	0	0.0			
18	41210 高崎駒形線	前橋長瀬線		4											
		前橋長瀬線		4	91	86.8	12	13.2	0	0.0	0	0.0	70	67	京目町77番地内 下京目文化財倉庫
19	41220 高崎駒形線	高崎市・前橋市境		4											
		一般国道17号		2	943	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	65	58	上佐野町900番1地内 高崎粕沢郵便局駐車
20	60250 和田多中倉賀野線	一般国道17号		2											
		高崎東吾妻線		2	23	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0			
21	60400 榛名山箕郷線	新井下室田線		2											
		新井下室田線		2	181	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	58	50	箕郷町西明屋740番 地内 箕郷中央公園
22	60410 榛名山箕郷線	高崎安中渋川線		2											
		群馬八幡停車場藤塚線		2	182	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	67	60	八幡町422番11地内 八幡公民館
23	60650 群馬八幡停車場 剣崎線	群馬八幡停車場藤塚線	一般国道406号	2	182	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0			

(※) 面的評価は、幹線交通を担う道路の道路端から50m範囲で、近接空間(2車線以下の道路：道路端から15m、2車線を超える道路：道路端から20m)及び非近接空間(近接空間以外の場所)を対象範囲とする。

(※) 測定値の網掛け部分は、「幹線交通を担う道路に近接する空間の環境基準」の超過を表す。

(※) 騒音測定地点は、自動車騒音常時監視に係る実施計画により本年度実施対象となっていた評価区間26区間のうち、13区間各1地点である。(番号網掛けの区間)

番号	区調査番号	道路名称	評価区間		車線数	幹線交通を担う道路に面する地域における環境基準の達成状況評価						基準点測定値(dB)		測定地点			
			評価区間の起点	評価区間の終点		評価区間内住居等全戸数(戸)	昼夜とも達成	昼夜とも達成率(%)	昼のみ達成	昼のみ達成率(%)	夜のみ達成	夜のみ達成率(%)	昼		夜		
24	60870	水沢足門線	榎東村・高崎市境	高崎渋川線	2	284	284	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	67	60	足門町1430番地付近 群馬総合運動公園
25	60890	新井下室田線	榎東村・高崎市境	高崎吾妻線	2	56	56	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	68	59	箕郷町矢原地内 陸上自衛隊相馬ヶ原練習場
26	60900	新井下室田線	安中市・高崎市境	あら町下室田線	2	186	186	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0			
合計						5,131	4,938	96.2	181.0	3.5	3	0.1	9	0.2	幹線交通を担う道路の近接空間の環境基準: 昼間:70 dB, 夜間:65 dB		

(※) 面的評価は、幹線交通を担う道路の道路端から50 m範囲で、近接空間(2車線以下の道路：道路端から15 m、2車線を超える道路：道路端から20 m)及び非近接空間(近接空間以外の場所)を対象範囲とする。

幹線交通を担う道路の近接空間の環境基準は、昼間70 dB、夜間65 dB。

(※) 測定値の網掛け部分は、「幹線交通を担う道路に近接する空間の環境基準」の超過を表す。

(※) 騒音測定地点は、自動車騒音常時監視に係る実施計画により本年度実施対象となっていた評価区間26区間のうち、13区間各1地点である。(番号網掛けの区間)

②新幹線鉄道・振動調査

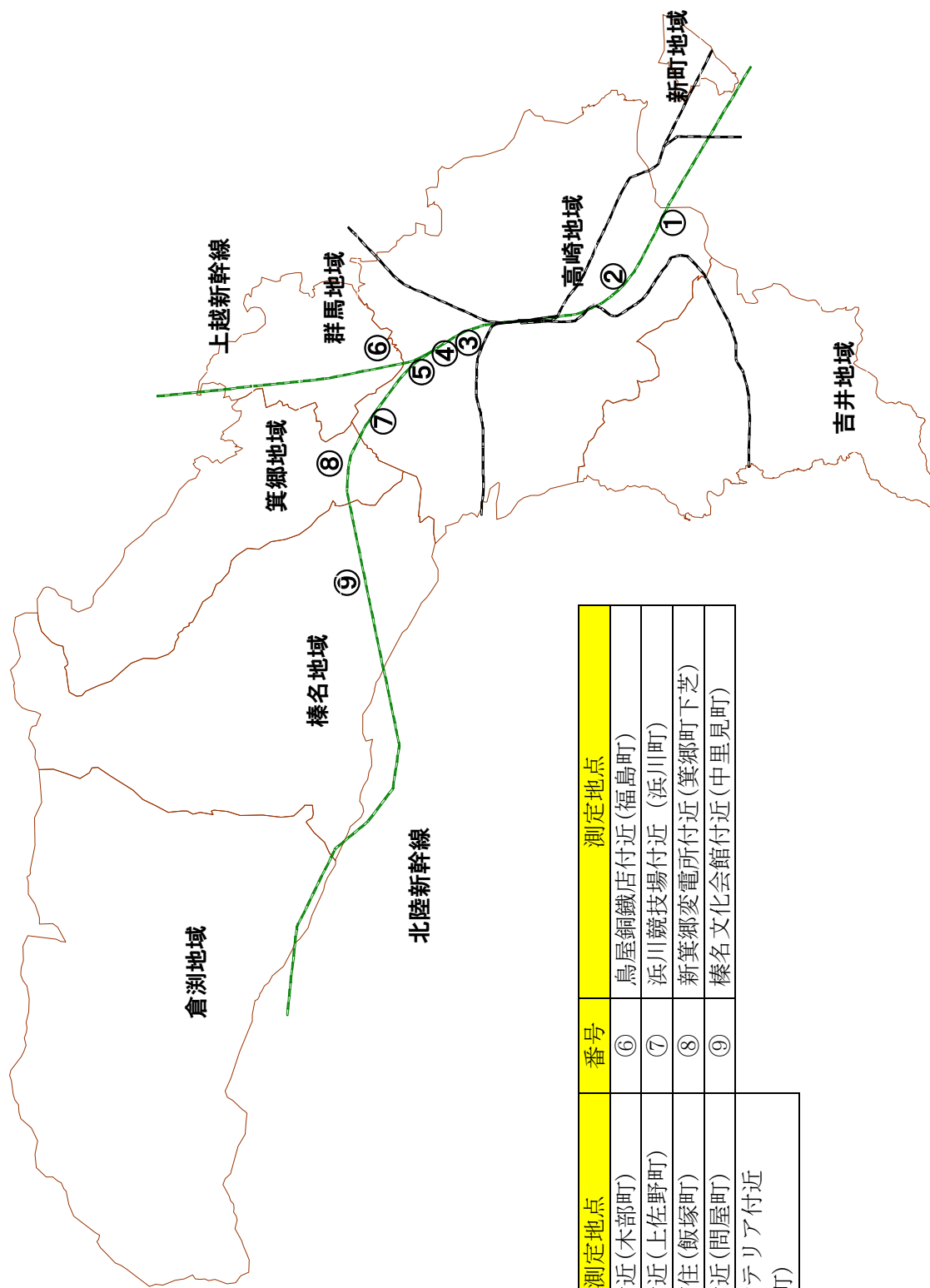
<調査の目的>

上越新幹線は昭和 57 年に、北陸新幹線は平成 9 年に営業を開始しました。

本調査は、新幹線の列車通過時に発生する騒音及び振動の状況を把握し、新幹線公害対策の資料とすることを目的として、上越・北陸新幹線の沿線 9 箇所において定点測定を継続して実施しています。

<測定地点>

上越・北陸新幹線の騒音・振動測定地点は次ページの図をご参照ください。



番号	測定地点	番号	測定地点
①	心洞寺付近(木部町)	⑥	鳥屋銅鐵店付近(福島町)
②	天満宮付近(上佐野町)	⑦	浜川競技場付近(浜川町)
③	東金井市住(飯塚町)	⑧	新箕郷変電所付近(箕郷町下芝)
④	貝沢堀付近(問屋町)	⑨	榛名文化会館付近(中里見町)
⑤	東京インテリア付近 (下小島町)		

[図] 平成 29 年度 新幹線鉄道騒音振動測定地点

<環境基準>

[表] 新幹線鉄道騒音に係る環境基準

地域の 類型	基準値	指定地域		指定から 除外する 区域
		区域の範囲	都市計画地域	
I	70dB 以下	軌道中心線から左右両側それぞれ 300m 以内の区域 ただし次の区間は 400m 以内の区域 ・神流川、鑓川、烏川、吾妻川及び赤谷川の橋梁に係る部分については、橋梁の両側に 400m を加えた区間	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 用途地域の定めがない地域については、騒音規制法に基づく指定地域のうち第1種区域及び第2種区域に指定された区域	工業専用地域 河川の地域 トンネル出入口からトンネル中央部方向 150m (トンネルと橋梁が連続する部分については、トンネル中央部方向 400m) を超える区域
II	75dB 以下	・トンネルの出入口については、トンネル出入口からトンネル中央部方向へ 150m、反対方向へ 400m の区間	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域 用途地域の定めがない地域については、騒音規制法に基づく指定地域のうち第3種区域及び第4種区域に指定された区域	

[新幹線鉄道振動に係る指針]

- ア 新幹線鉄道の補正加速度レベルが、70dB を越える地域について緊急に振動源及び障害防止対策等を講ずること。
- イ 病院、学校その他特に静穏の保持を要する施設の存する地域については、特段の配慮をするとともに、可及的速やかに措置すること。

<測定結果（地点別）>

[表] 平成29年度 新幹線鉄道騒音・振動測定結果

地点 番号	路線 名	測定場所（住所）	地域 類型	騒音 環境 基準 (dB)	騒音評価値 $L_{A,Smax}$ (dB)			平均 列車 速度 (km/h)	振動 指針値 (dB)	振動評価値 (dB)		平均列 車速 度 (km/h)	
					25 m	12.5 m	50 m			25 m	50 m		
1	上 越 新 幹 線	木部町 222-2 付近 (心洞寺付近)	I	70	72	74	67	214	70	56	53	218	
2		上佐野町 8 付近 (天満宮付近)	I	70	70	71	62	160	70	46	43	163	
3		飯塚町 1188-2 付近 (東金井市営住宅)	I	70	71	72	—	142	70	40	—	137	
4		間屋町西 2 丁目 1-9 付近 (貝沢堀付近)	II	75	70	72	66	156	70	53	47	155	
5		下小鳥町 457-1 付近 (東京インテリア付近)	I	70	69	70	71	173	70	53	49	160	
6		福島町 17-1 付近 (鳥屋銅鉄店付近)	I	70	73	76	68	189	70	53	48	195	
7		北 陸 新 幹 線	浜川町 1448-1 付近 (浜川競技場付近)	I	70	68	70	65	195	70	56	56	201
8			箕郷町下芝 707-1 付近 (新箕郷変電所付近)	I	70	73	73	68	228	70	55	50	227
9			中里見 1200-1 付近 (榛名文化会館(エコール) 付近)	II	75	72	73	69	242	70	48	44	247

(※) 測定値の網掛け部分は、「新幹線鉄道騒音に係る環境基準」の超過を表す。

4 化学物質

①ダイオキシン類による汚染状況の調査

<調査の目的（法根拠等）>

ダイオキシン類は、人の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある物質であることから、ダイオキシン類による汚染の状況や、環境基準の達成状況を把握し市民の健康への被害を未然に防止することを目的としています。

■関係法令

<ダイオキシン類対策特別措置法>

（常時監視）

第 26 条 都道府県知事は、当該都道府県の区域に係る大気、水質（水底の底質含む。以下同じ。）及び土壌のダイオキシン類による汚染の状況を常時監視しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の常時監視の結果を環境大臣に報告しなければならない。

（都道府県知事等による調査測定）

第 27 条 都道府県知事は、国の地方行政機関の長及び地方公共団体の長と協議して、当該都道府県の区域に係る大気、水質及び土壌のダイオキシン類による汚染の状況について調査測定をするものとする。

（※）ダイオキシン類対策特別措置法施行令第 8 条の規定により、中核市も都道府県と同様に上記の事務を行っています。

<項目別の測定地点、測定結果及び環境基準>

平成 29 年度のダイオキシン類による汚染状況の調査は、大気について 4 地点、河川水及び河川の底質について 3 河川 3 地点、土壌について 4 地点で測定を実施しました。

なお、測定回数は、大気については年 2 回、河川水・河川の底質・土壌について年 1 回の測定を実施しました。

項目別の測定地点、測定結果及び環境基準は、以下のとおりです。

[表] 大気

(単位：pg-TEQ/m³)

測定地点（所在地）	測定結果	環境基準
中居公民館（中居町）	0.011	0.6 以下
群馬支所（足門町）	0.0069	
榛名支所（下室田町）	0.0066	
吉井支所（吉井町吉井川）	0.011	

（※）測定結果は、年平均値

[表] 河川水 (単位：pg-TEQ/L)

測定地点 (河川名)	測定結果	環境基準
烏川大橋 (烏川)	0.059	1 以下
二之沢橋 (唐沢川)	0.053	
国分橋 (牛池川)	0.074	

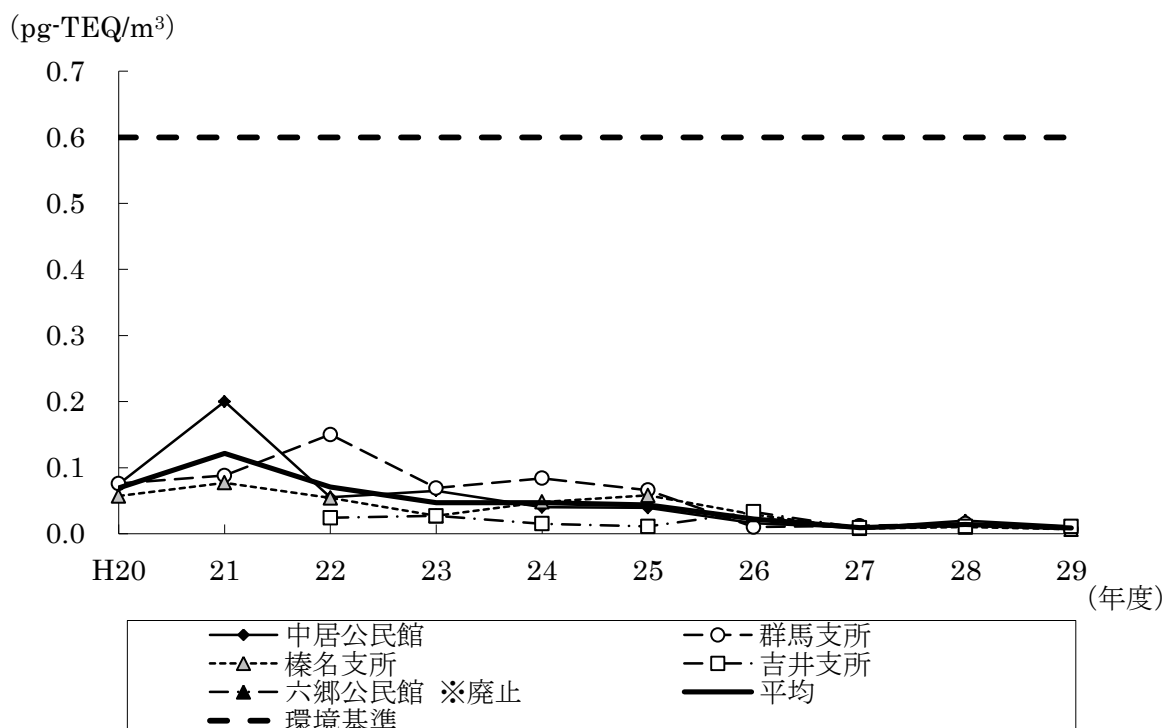
(※) 測定結果は、年平均値

[表] 河川の底質 (単位：pg-TEQ/g)

測定地点 (河川名)	測定結果	環境基準
烏川大橋 (烏川)	0.37	150 以下
二之沢橋 (唐沢川)	1.1	
国分橋 (牛池川)	0.71	

[表] 土壌 (単位：pg-TEQ/g)

測定地点 (所在地)	測定結果	環境基準
倉渕せせらぎ公園 (倉渕町)	0.021	1,000 以下
烏川公園 (榛名町)	0.10	
城山中央公園 (城山町)	15	
けやき公園 (箕郷町)	12	



[図] ダイオキシン類濃度の推移 (大気環境) (平成 20~29 年度)

②石綿（アスベスト）による汚染状況の調査

<調査の目的>

石綿（アスベスト）は、天然にできた鉱物繊維で、熱に強く切れにくい等の特性を持っており、ビルの高層化や鉄骨構造化に伴い、鉄骨造建築物などの軽量耐火被覆材として昭和 40 年代の高度成長期に多く使用されました。石綿（アスベスト）は、丈夫で変化しにくいため、人が吸入すると体内に長く滞留し、15～40 年の潜伏期間を経て、肺がん、悪性中皮腫などの病気を引き起こすおそれがあります。

本市では、一般環境中のアスベスト濃度について住居環境や道路沿線などで調査を実施しています。

<測定地点及び測定結果>

[表] 石綿（アスベスト）の測定結果（平成 29 年度）

（単位：本/L）

測定地点（所在地）	地域の種類	測定結果
城南自排局（下和田町）	道路沿線	<0.05
中居公民館（中居町）	住居地域	<0.05

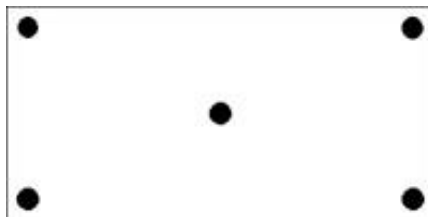
5 放射性物質

①空間放射線量の定点測定

本市では、日常生活における放射線管理の参考としていただくため、学校の校庭、幼稚園や保育園の園庭、公共施設の駐車場など市内 120 箇所において毎月 2 回、身の回りの空間放射線量を測定し、その結果を公表します。

<測定方法>

測定場所の平均的な空間放射線量を測定するため、各測定箇所についてサイコロの 5 の目の形状で 5 点を測定し、その平均を測定値とします。測定高は地表 50cm、地表 1m の 2 段階です。



<測定結果>

これまで国の除染基準（地表 1m の高さ、面的測定で毎時 0.23 マイクロシーベルト以上）に該当する結果は出ていません。

詳細データについては、143～151 ページの表をご参照ください。

No	施設名	住所	測定高	4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月			
				第2週	第4週	第2週	第4週	第2週	第4週	第2週	第4週	第2週	第4週	第2週	第4週	第2週	第4週	第2週	第4週	第2週	第4週	第2週	第4週	第2週	第4週	第2週	第4週	第2週	第4週
39	新高尾北部保育所	中尾町 925-1	50cm	0.04	0.04	0.05	0.04	0.04	0.03	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.03	
			1m	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	
40	新高尾南部保育所	新保町 855-2	50cm	0.05	0.04	0.05	0.04	0.05	0.05	0.04	0.04	0.04	0.04	0.05	0.04	0.04	0.05	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.05	
			1m	0.05	0.04	0.05	0.04	0.05	0.05	0.04	0.04	0.04	0.04	0.05	0.04	0.04	0.05	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.05
41	京ヶ島保育所	島野町 543-1	50cm	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.05	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	
			1m	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04
42	群南南部保育所	綿貫町 130-1	50cm	0.03	0.04	0.04	0.04	0.04	0.02	0.04	0.03	0.03	0.03	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.03	0.03	0.04	0.03	0.03	0.04	0.04	0.04	0.04	
			1m	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.03	0.03	0.03	0.03	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.03	0.03	0.04	0.03	0.03	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04
43	滝川保育所	下滝町 744-2	50cm	0.05	0.06	0.06	0.04	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.06	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.04	0.05	0.05	0.05	0.06	0.06	0.06	0.05	
			1m	0.05	0.05	0.06	0.04	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.04	0.05	0.06	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.04	0.05	0.05	0.05	0.06	0.06	0.06	0.05	0.05
44	八幡北部保育所	下大島町 213	50cm	0.04	0.05	0.04	0.04	0.04	0.03	0.04	0.05	0.05	0.04	0.04	0.05	0.05	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	
			1m	0.04	0.05	0.04	0.04	0.04	0.05	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04
45	高崎幼稚園	末広町 88-1	50cm	0.05	0.02	0.05	0.04	0.05	0.04	0.05	0.04	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.06	0.05	0.05	0.05	0.06	0.05	0.05	0.06	
			1m	0.05	0.03	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.04	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.06	0.05	0.05	0.05	0.06	0.05	0.05	0.06
46	南八幡幼稚園	山名町 140-1	50cm	0.05	0.06	0.06	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.04	0.05	0.05	0.06	0.05	0.05	0.05	0.05	0.04	0.05	0.06	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.06	
			1m	0.05	0.06	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.04	0.05	0.05	0.05	0.06	0.05	0.05	0.05	0.05	0.04	0.05	0.06	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.06	0.05
47	倉賀野幼稚園	倉賀野町 4298-5	50cm	0.05	0.06	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.04	0.04	0.04	0.04	0.06	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.06	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.06	
			1m	0.05	0.06	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.04	0.04	0.04	0.04	0.06	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.06	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.06	0.05
48	塚沢幼稚園	塚沢町 1721	50cm	0.04	0.02	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.05	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	
			1m	0.05	0.02	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.05	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04
49	観音山公園	石原町 栗原町	50cm	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.06	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.06	0.06	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	
			1m	0.06	0.05	0.05	0.04	0.05	0.06	0.06	0.05	0.06	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.06	0.06	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05
50	高崎公園	富元町 127	50cm	0.04	0.05	0.05	0.04	0.06	0.06	0.06	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.05	0.06	0.06	0.05	0.05	0.05	0.05	
			1m	0.04	0.05	0.04	0.04	0.06	0.06	0.06	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.05	0.06	0.06	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05
51	和田橋公園	八千代町 1丁目7	50cm	0.05	0.05	0.05	0.05	0.04	0.06	0.06	0.05	0.04	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	
			1m	0.05	0.05	0.05	0.04	0.04	0.05	0.05	0.04	0.04	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05
52	北三公園	綿町 1丁目21	50cm	0.05	0.04	0.04	0.03	0.04	0.04	0.03	0.04	0.03	0.04	0.03	0.03	0.03	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	
			1m	0.04	0.03	0.04	0.03	0.04	0.04	0.03	0.04	0.03	0.04	0.03	0.03	0.03	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04
53	若宮公園	上大瀬町地内	50cm	0.04	0.03	0.04	0.04	0.05	0.04	0.04	0.05	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	
			1m	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04

(※1)：積雪により欠測

〔倉淵地域〕 11 地点

No	施設名	住所	測定高	4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月	
				第2週	第4週	第2週	第4週	第2週	第4週	第2週	第4週	第2週	第4週	第2週	第4週	第2週	第4週	第2週	第4週	第2週	第4週	第2週	第4週	第2週	第4週	第2週	第4週
1	倉淵支所	倉淵町三ノ倉 306	50cm	0.05	0.06	0.05	0.05	0.06	0.05	0.05	0.05	0.05	0.06	0.06	0.05	0.05	0.05	0.06	0.06	0.05	0.05	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.05
		倉淵町権田 314-1	1m	0.06	0.06	0.05	0.05	0.06	0.06	0.06	0.06	0.05	0.05	0.06	0.06	0.06	0.06	0.07	0.07	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06
2	倉淵小学校	倉淵町権田 314-1	50cm	0.06	0.06	0.06	0.07	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.05	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.05
		倉淵町岩水 724-2	1m	0.07	0.06	0.07	0.07	0.07	0.07	0.07	0.06	0.07	0.07	0.07	0.07	0.07	0.07	0.07	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.07
3	くらぶらこども園	倉淵町岩水 724-2	50cm	0.07	0.06	0.07	0.07	0.07	0.07	0.07	0.06	0.07	0.07	0.07	0.07	0.07	0.07	0.07	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.05
4	倉淵せせらぎ公園	倉淵町岩水 27-1	50cm	0.08	0.09	0.09	0.10	0.09	0.09	0.09	0.09	0.09	0.09	0.09	0.08	0.09	0.08	0.08	0.09	0.09	0.09	0.09	0.09	0.08	0.08	0.08	0.07
		倉淵町権田 27-1	1m	0.09	0.09	0.09	0.10	0.09	0.09	0.09	0.09	0.09	0.09	0.09	0.09	0.09	0.08	0.09	0.09	0.09	0.09	0.08	0.10	0.08	0.08	0.08	0.08
5	わらび平森林公園	倉淵町川浦 27-9	50cm	0.05	0.05	0.05	0.06	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.04	0.05	0.06	0.05	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04
		倉淵町川浦 27-80	1m	0.05	0.05	0.06	0.06	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05
6	はまゆう山荘	倉淵町川浦 27-80	50cm	0.06	0.06	0.06	0.07	0.05	0.06	0.06	0.06	0.05	0.06	0.05	0.06	0.06	0.05	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.05
		倉淵町川浦 1414-1	1m	0.06	0.06	0.06	0.07	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06
7	旧川浦小学校	倉淵町川浦 1414-1	50cm	0.08	0.06	0.06	0.07	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.07	0.07	0.07	0.05	0.05	0.06
		倉淵町権田 5445	1m	0.07	0.06	0.06	0.07	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06
8	第8区ちびっこ広場	倉淵町権田 5445	50cm	0.07	0.06	0.07	0.07	0.07	0.07	0.07	0.06	0.07	0.07	0.07	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.05
		倉淵町三ノ倉 4550	1m	0.07	0.06	0.07	0.07	0.07	0.07	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.05
9	らんず花の里前広場	倉淵町三ノ倉 4550	50cm	0.06	0.06	0.07	0.07	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.05
		倉淵町川浦 2932-171	1m	0.06	0.06	0.07	0.07	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.05
10	元三次公民館	倉淵町川浦 2932-171	50cm	0.08	0.08	0.08	0.08	0.08	0.08	0.08	0.08	0.08	0.08	0.08	0.08	0.08	0.08	0.08	0.08	0.08	0.08	0.08	0.08	0.08	0.08	0.08	0.07
		倉淵町川浦 1575-1	1m	0.08	0.08	0.08	0.09	0.09	0.08	0.08	0.08	0.07	0.07	0.07	0.08	0.08	0.08	0.08	0.08	0.08	0.08	0.08	0.08	0.08	0.08	0.08	0.07
11	川浦第1班公会堂	倉淵町川浦 1575-1	50cm	0.07	0.07	0.08	0.07	0.07	0.07	0.07	0.07	0.07	0.07	0.07	0.07	0.07	0.07	0.07	0.07	0.07	0.07	0.07	0.07	0.07	0.07	0.07	0.06
			1m	0.07	0.07	0.08	0.07	0.07	0.07	0.07	0.07	0.07	0.07	0.07	0.07	0.07	0.07	0.07	0.07	0.07	0.07	0.07	0.07	0.07	0.07	0.07	0.06

No5 わらび平森林公園の、平成29年11月「第4週」～平成30年3月「第4週」は冬季閉鎖中のため欠測

(※1)：積雪により欠測

〔箕郷地域〕12地点

No	施設名	住所	測定高	4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月	
				第2週	第4週	第2週	第4週	第2週	第4週	第2週	第4週	第2週	第4週	第2週	第4週	第2週	第4週	第2週	第4週	第2週	第4週	第2週	第4週	第2週	第4週	第2週	第4週
1	箕郷支所	箕郷町西明屋 702-4	50cm	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05
2	箕輪小学校	箕郷町西明屋 196-1	1m	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.03	0.03	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04
3	車郷小学校	箕郷町善間 255-1	50cm	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04
4	箕郷東小学校	箕郷町生原 922-2	50cm	0.05	0.05	0.05	0.05	0.06	0.06	0.06	0.06	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.06	0.06	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05
5	箕郷第一保育園	箕郷町上芝 1063-1	50cm	0.08	0.08	0.09	0.09	0.09	0.10	0.09	0.09	0.09	0.09	0.09	0.10	0.09	0.09	0.09	0.09	0.09	0.09	0.09	0.10	0.10	0.09	0.09	0.09
6	箕郷第二保育園	箕郷町柏木沢 209-1	50cm	0.04	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05
7	箕郷第三保育園	箕郷町善間 281	50cm	0.07	0.07	0.08	0.08	0.08	0.08	0.08	0.08	0.08	0.08	0.08	0.08	0.08	0.08	0.08	0.08	0.08	0.08	0.08	0.08	0.08	0.07	0.08	0.08
8	箕郷第五保育園	箕郷町上芝 66-1	50cm	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.03	0.03	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04
9	ふれあいの公園	箕郷町西明屋 740	50cm	0.04	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.04	0.04	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.06	0.05	0.04	0.04
10	みさと芝桜公園	箕郷町松之沢 12-1	50cm	0.05	0.04	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.06	0.06	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.06	0.05
11	駒寄集会所	箕郷町善地 1994-1	50cm	0.07	0.07	0.07	0.08	0.07	0.08	0.07	0.07	0.07	0.08	0.07	0.07	0.07	0.07	0.07	0.07	0.07	0.07	0.07	0.07	0.07	0.07	0.07	0.07
12	中善地集会所	箕郷町善地 820-1	50cm	0.05	0.05	0.06	0.05	0.06	0.06	0.06	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.06	0.06	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.06	0.06	0.05	0.05

〔群馬地域〕12地点

No	施設名	住所	測定高	4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月		
				第2週	第4週	第2週	第4週	第2週	第4週	第2週	第4週	第2週	第4週	第2週	第4週	第2週	第4週	第2週	第4週	第2週	第4週	第2週	第4週	第2週	第4週	第2週	第4週	第2週
1	群馬支所	足門町 1668	50cm	0.05	0.04	0.05	0.04	0.05	0.04	0.05	0.04	0.05	0.04	0.05	0.04	0.05	0.04	0.05	0.04	0.05	0.04	0.05	0.04	0.05	0.04	0.05	0.04	0.04
2	金古小学校	金古町 1271-1	50cm	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.03	0.04	0.04	0.04	0.03	0.04	0.04	0.04	0.03	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.03	0.03	0.04
3	国府小学校	後足間町 184-1	50cm	0.04	0.04	0.04	0.03	0.03	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.03	0.04	0.04	0.04	0.03	0.03	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.03	0.03	0.04
4	堤ヶ岡小学校	榎高町 2227-1	50cm	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04
5	松山小学校	榎高町 2489-1	50cm	0.07	0.07	0.07	0.06	0.07	0.07	0.07	0.06	0.06	0.08	0.06	0.07	0.07	0.07	0.07	0.07	0.07	0.07	0.07	0.08	0.07	0.07	0.07	0.07	0.07
6	上郷小学校	保渡田町 2107-1	50cm	0.04	0.04	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.04	0.03	0.03	0.04	0.03	0.03	0.03	0.04	0.04	0.03	0.04	0.04	0.03	0.04	0.03	0.04
7	金古南小学校	金古町 658	50cm	0.04	0.03	0.04	0.04	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.04	0.03	0.04	0.04	0.03	0.03	0.03	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04
8	群馬北保青園	金古町 707-1	50cm	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.05	0.04	0.05	0.05	0.05	0.05	0.04	0.04	0.04	0.05	0.05	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.05	0.05	0.04	0.05
9	国府保青園	引間町 310	50cm	0.06	0.06	0.05	0.06	0.06	0.05	0.05	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.05	0.05	0.06
10	群馬南保青園	三ツ寺町 846-1	50cm	0.07	0.07	0.06	0.07	0.07	0.06	0.06	0.06	0.06	0.07	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06
11	上郷保青園	保渡田町 2102-1	50cm	0.07	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.07	0.06	0.06	0.06	0.07	0.07	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.07	0.07	0.07	0.07	0.06
12	三ツ寺公園	三ツ寺町 221	50cm	0.05	0.04	0.04	0.04	0.04	0.05	0.04	0.04	0.04	0.05	0.04	0.05	0.04	0.05	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.04
			1m	0.05	0.05	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.05	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.05	0.04	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.04

〔榛名地域〕14地点

No	施設名	住所	測定 高さ	4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月				
				第2週	第4週	第2週	第4週	第2週	第4週	第2週	第4週	第2週	第4週	第2週	第4週	第2週	第4週	第2週	第4週	第2週	第4週	第2週	第4週	第2週	第4週	第2週	第4週	第2週	第4週	
1	榛名支所	下室田町 900-1	50cm	0.06	0.07	0.07	0.07	0.05	0.07	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.07	0.07	0.06	0.06	0.07	0.07	0.06	0.06	0.06	0.06		
				0.07	0.06	0.06	0.06	0.05	0.07	0.07	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.07	0.07	0.06	0.06	0.07	0.07	0.06	0.06	0.06	0.06
2	下室田小学校	下室田町 1206	50cm	0.07	0.08	0.07	0.08	0.06	0.08	0.07	0.06	0.08	0.08	0.08	0.08	0.08	0.08	0.08	0.08	0.07	0.08	0.08	0.08	0.08	0.07	0.07	0.07	0.08	0.07	
				0.08	0.08	0.07	0.08	0.06	0.08	0.07	0.06	0.08	0.08	0.08	0.08	0.08	0.08	0.08	0.08	0.08	0.07	0.08	0.08	0.08	0.08	0.07	0.07	0.07	0.08	0.07
3	中室田小学校	中室田町 1561-1	50cm	0.10	0.09	0.09	0.10	0.09	0.08	0.08	0.08	0.09	0.09	0.09	0.08	0.08	0.09	0.09	0.09	0.09	0.09	0.09	0.09	0.09	0.09	0.09	0.09	0.08	0.08	
				0.11	0.08	0.08	0.09	0.09	0.08	0.07	0.08	0.08	0.08	0.08	0.08	0.08	0.08	0.08	0.08	0.08	0.07	0.08	0.08	0.08	0.08	0.08	0.08	0.08	0.08	0.08
4	上室田小学校	上室田町 4210	50cm	0.11	0.10	0.11	0.11	0.09	0.09	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.11	0.11	0.10	0.10	0.11	(※1)	(※1)	0.09	0.10	0.10	
				0.11	0.11	0.10	0.11	0.09	0.09	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.11	0.11	0.10	0.10	0.11	(※1)	(※1)	0.09	0.10
5	里見小学校	上里見町 42-2	50cm	0.09	0.08	0.09	0.09	0.07	0.10	0.08	0.09	0.08	0.08	0.08	0.08	0.08	0.07	0.09	0.09	0.09	0.09	0.09	0.09	0.09	0.09	0.09	0.09	0.08	0.09	
				0.10	0.07	0.09	0.09	0.07	0.10	0.08	0.09	0.08	0.08	0.08	0.08	0.08	0.08	0.07	0.09	0.09	0.09	0.09	0.09	0.09	0.09	0.09	0.09	0.09	0.08	0.09
6	久留馬小学校	高浪町 2321-1	50cm	0.09	0.08	0.07	0.08	0.07	0.07	0.08	0.07	0.08	0.08	0.08	0.08	0.07	0.07	0.08	0.08	0.08	0.09	0.08	0.08	0.08	0.08	0.08	0.08	0.08	0.09	0.08
				0.09	0.08	0.07	0.08	0.07	0.07	0.08	0.07	0.07	0.08	0.08	0.08	0.08	0.07	0.07	0.08	0.08	0.08	0.09	0.08	0.08	0.08	0.08	0.08	0.08	0.09	0.08
7	下里見小学校	下里見町 380	50cm	0.10	0.11	0.10	0.10	0.09	0.10	0.09	0.09	0.09	0.08	0.08	0.08	0.08	0.09	0.10	0.10	0.11	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.09	0.09	
				0.09	0.10	0.09	0.09	0.08	0.10	0.09	0.08	0.08	0.08	0.08	0.08	0.08	0.08	0.08	0.09	0.10	0.10	0.11	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.09	0.09
8	宮沢小学校	宮沢町 1100-1	50cm	0.10	0.10	0.10	0.11	0.08	0.11	0.09	0.09	0.09	0.09	0.09	0.09	0.09	0.09	0.10	0.10	0.11	0.09	0.10	0.11	0.10	0.10	0.10	0.09	0.09	0.10	
				0.11	0.09	0.10	0.10	0.08	0.10	0.08	0.10	0.09	0.09	0.09	0.09	0.09	0.09	0.09	0.10	0.10	0.11	0.09	0.10	0.11	0.10	0.10	0.10	0.09	0.09	0.10
9	榛名公園	榛名湖町	50cm	0.06	0.06	0.06	0.06	0.05	0.06	0.06	0.08	0.05	0.06	0.06	0.06	0.07	0.05	0.07	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	
				0.07	0.06	0.06	0.06	0.05	0.06	0.07	0.07	0.07	0.07	0.07	0.06	0.06	0.07	0.05	0.07	0.07	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06
10	榛名ポケットパーク	上室田町 2587-2	50cm	0.05	0.06	0.06	0.06	0.05	0.06	0.05	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	
				0.06	0.05	0.06	0.06	0.05	0.06	0.05	0.06	0.05	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06
11	烏川公園	下室田町 1072-2 ほか	50cm	0.06	0.08	0.07	0.07	0.07	0.07	0.07	0.08	0.06	0.06	0.06	0.06	0.07	0.05	0.06	0.06	0.06	0.06	0.08	0.08	0.07	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	
				0.06	0.07	0.07	0.07	0.07	0.07	0.07	0.07	0.07	0.07	0.07	0.07	0.07	0.07	0.07	0.07	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06
12	榛名湖温泉 ゆうすげ	榛名湖町 846-3	50cm	0.06	0.06	0.07	0.07	0.05	0.06	0.06	0.08	0.05	0.06	0.06	0.06	0.06	0.04	0.07	0.05	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.05	0.06	
				0.06	0.07	0.06	0.07	0.05	0.06	0.07	0.05	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.04	0.07	0.05	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.05	0.06
13	榛名歴史民俗 資料館	榛名山町 138-1	50cm	0.06	0.06	0.07	0.06	0.05	0.06	0.05	0.07	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.05	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.05	
				0.06	0.06	0.06	0.06	0.05	0.06	0.05	0.06	0.05	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.05	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.05
14	榛名湖西側 市営駐車場	榛名湖町 847-2	50cm	0.06	0.07	0.06	0.07	0.06	0.07	0.06	0.08	0.07	0.06	0.06	0.06	0.07	0.06	0.07	0.06	0.06	0.08	0.08	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.07	0.07	
				0.06	0.07	0.06	0.07	0.06	0.07	0.06	0.07	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.07	0.06	0.07	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.07	0.07

(※1)：積雪により欠測

〔吉井地域〕14 地点

No	施設名	住所	測定高	4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月		
				第2週	第4週	第2週	第4週	第2週	第4週	第2週	第4週	第2週	第4週	第2週	第4週	第2週	第4週	第2週	第4週	第2週	第4週	第2週	第4週	第2週	第4週	第2週	第4週	第2週
1	吉井支所	吉井町吉井川 371	50cm	0.06	0.06	0.07	0.06	0.06	0.06	0.06	0.07	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06
2	吉井小学校	吉井町吉井 2935-1	50cm	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.04	0.05	0.04	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.04	0.04	0.04	0.05	0.05	0.04	0.05	0.05	0.05	0.05
3	吉井西小学校	吉井町長根 1930-1	50cm	0.08	0.08	0.08	0.08	0.08	0.08	0.08	0.08	0.08	0.07	0.08	0.08	0.07	0.07	0.07	0.08	0.08	0.08	0.08	0.08	0.08	0.07	0.07	0.09	0.08
4	多胡小学校	吉井町塩 24-3	50cm	0.07	0.07	0.07	0.07	0.07	0.07	0.06	0.08	0.07	0.06	0.07	0.06	0.06	0.07	0.07	0.07	0.06	0.06	0.07	0.07	0.08	0.06	0.07	0.07	0.07
5	入野小学校	吉井町小串 130	50cm	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.04	0.05	0.04	0.04	0.04	0.04	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.04
6	高庭小学校	吉井町高庭 1033-1	50cm	0.08	0.08	0.09	0.09	0.08	0.08	0.08	0.09	0.09	0.08	0.09	0.08	0.08	0.09	0.09	0.08	0.08	0.08	0.09	0.09	0.08	0.08	0.08	0.09	0.09
7	南陽台小学校	吉井町南陽台 3丁目16-1	50cm	0.03	0.03	0.03	0.04	0.04	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.04	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03
8	岩平小学校	吉井町下義平 205-1	50cm	0.08	0.08	0.09	0.08	0.08	0.08	0.08	0.08	0.08	0.07	0.08	0.08	0.07	0.07	0.07	0.08	0.08	0.08	0.08	0.09	0.09	0.09	0.07	0.08	0.08
9	吉井保育所	吉井町吉井 甲322	50cm	0.10	0.09	0.09	0.10	0.09	0.09	0.10	0.10	0.09	0.10	0.09	0.10	0.09	0.10	0.09	0.09	0.09	0.09	0.09	0.09	0.09	0.09	0.09	0.10	0.10
10	吉井幼稚園	吉井町吉井 338-1	50cm	0.05	0.05	0.06	0.05	0.05	0.05	0.05	0.06	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.06	0.05	0.06	0.06	0.06	0.05	0.05
11	吉井西幼稚園	吉井町長根 1923-1	50cm	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.03	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04
12	かぶら幼稚園	吉井町小串 119-1	50cm	0.05	0.06	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.04	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.04	0.05	0.05	0.05	0.05
13	吉井運動公園	吉井町池 1660	50cm	0.04	0.04	0.04	0.04	0.05	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04
14	牛伏山展望台 駐車場	吉井町多比良 4458-1	50cm	0.06	0.06	0.07	0.07	0.06	0.07	0.07	0.07	0.06	0.06	0.06	0.07	0.06	0.07	0.07	0.07	0.07	0.06	0.06	0.07	0.06	0.06	0.07	0.08	
			1m	0.07	0.06	0.07	0.06	0.06	0.06	0.06	0.07	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.07	0.06

(**1) : 積雪により欠測

(**2) : 道路閉鎖により欠測

②各施設における放射性物質の測定

<焼却施設等における放射性物質の測定>

本市では「平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（放射性物質汚染対処特措法）」に基づき、市内の焼却施設（高浜クリーンセンター、吉井クリーンセンター）から排出される焼却灰について、放射性物質の測定を行っています。

測定の結果、以下の表（153～154 ページ）のとおり、埋立て処分の基準値（8,000Bq/kg）を大きく下回っていることから、本市の焼却施設から排出される焼却灰については、これまでどおりの埋立て処理が継続できることとなります。

[表] 焼却灰の測定結果（平成 29 年度）

[高浜クリーンセンター]

(単位：Bq/kg)

種別	採取日	放射性 セシウム 134	放射性 セシウム 137	合計
主灰	H29.4.26	検出せず	32	32
	H29.5.1	検出せず	21	21
	H29.6.27	検出せず	32	32
	H29.7.21	6.3	25	31.3
	H29.8.18	検出せず	34	34
	H29.9.15	検出せず	20	20
	H29.10.20	検出せず	13	13
	H29.11.17	検出せず	21	21
	H29.12.12	検出せず	16	16
	H30.1.5	検出せず	12	12
	H30.2.26	検出せず	12	12
	H30.3.2	検出せず	検出せず	検出せず
飛灰	H29.4.26	28	170	198
	H29.5.1	19	120	139
	H29.6.27	21	130	151
	H29.7.21	18	140	158
	H29.8.18	18	100	118
	H29.9.15	24	140	164
	H29.10.20	10	75	85
	H29.11.17	17	120	137
	H29.12.12	18	110	128
	H30.1.5	11	66	77
	H30.2.26	検出せず	80	80
	H30.3.2	検出せず	68	68

(※) 主灰とは、ごみを燃やした際の燃えがらのことで焼却炉から排出される灰です。

(※) 飛灰とは、ろ過式集じん機などで捕集した排ガスに含まれるダスト（ばいじん）です。

(※) 「廃棄物関係ガイドライン（事故由来放射性物質により汚染された廃棄物の処理等に関するガイドライン）平成 23 年 12 月第 1 版 環境省」に記載されている測定方法により測定しました。

種別	採取日	放射性 セシウム 134	放射性 セシウム 137	合計
主灰	H29.4.5	検出せず	14	14
	H29.5.10	検出せず	23	23
	H29.6.21	検出せず	14	14
	H29.7.5	検出せず	16	16
	H29.8.2	検出せず	16	16
	H29.9.6	検出せず	23	23
	H29.10.25	検出せず	11	11
	H29.11.1	検出せず	16	16
	H29.12.7	検出せず	11	11
	H30.1.11	検出せず	検出せず	検出せず
	H30.2.7	検出せず	検出せず	検出せず
	H30.3.1	検出せず	検出せず	検出せず
	飛灰	H29.4.5	14	160
H29.5.10		14	110	124
H29.6.21		14	100	114
H29.7.5		12	70	82
H29.8.2		検出せず	85	85
H29.9.6		16	88	104
H29.10.25		検出せず	43	43
H29.11.1		検出せず	39	39
H29.12.7		検出せず	64	64
H30.1.11		11	64	75
H30.2.7		11	53	64
H30.3.1		検出せず	64	64

(※) 主灰とは、ごみを燃やした際の燃えがらのことで焼却炉から排出される灰です。

(※) 飛灰とは、ろ過式集じん機などで捕集した排ガスに含まれるダスト（ばいじん）です。

(※) 「廃棄物関係ガイドライン（事故由来放射性物質により汚染された廃棄物の処理等に関するガイドライン）平成23年12月第1版 環境省」に記載されている測定方法により測定しました。

<水道水中における放射性物質の測定>

本市では、水道水の安全性を確保することを目的として、水道水中に含まれる放射能濃度が指標値（10 Bq/kg）を超過しているか否かの確認をしています。

測定方法は、「水道水等の放射能測定マニュアル」「水道水中の放射性物質のモニタリング実施計画」に基づき、ゲルマニウム半導体検出器を用いて、セシウム 134 及びセシウム 137 それぞれについて、検出限界値 1Bq/kg (=Bq/L) 以下を確保することを目標として測定しています。

[表] 測定結果（平成 29 年度）

採水日	採水地点	測定値 (Bq/kg)	
		放射性セシウム	
		セシウム 134	セシウム 137
H29.4.4	若田浄水場(高崎地域)	不検出(0.7 未満)	不検出(0.8 未満)
	唐松浄水場(箕郷地域)	不検出(0.7 未満)	不検出(0.6 未満)
	岩崎浄水場(吉井地域)	不検出(0.7 未満)	不検出(0.7 未満)
	倉渕地域簡易水道(中部)	不検出(0.6 未満)	不検出(0.7 未満)
	箕郷地域簡易水道(中善地)	不検出(0.9 未満)	不検出(0.7 未満)
	榛名地域簡易水道(中室田)	不検出(0.9 未満)	不検出(0.7 未満)
H29.4.17	中島浄水場(高崎地域)	不検出(0.6 未満)	不検出(0.7 未満)
	新町浄水場(新町地域)	不検出(0.7 未満)	不検出(0.8 未満)
H29.5.9	若田浄水場(高崎地域)	不検出(0.7 未満)	不検出(0.7 未満)
	唐松浄水場(箕郷地域)	不検出(0.6 未満)	不検出(0.7 未満)
	岩崎浄水場(吉井地域)	不検出(0.5 未満)	不検出(0.7 未満)
	矢原浄水場(箕郷地域)	不検出(0.6 未満)	不検出(0.7 未満)
H29.5.22	上里見浄水場(榛名地域)	不検出(0.6 未満)	不検出(0.8 未満)
	金古浄水場(群馬地域)	不検出(0.8 未満)	不検出(0.6 未満)
H29.6.6	若田浄水場(高崎地域)	不検出(0.9 未満)	不検出(0.6 未満)
	唐松浄水場(箕郷地域)	不検出(0.8 未満)	不検出(0.8 未満)
	岩崎浄水場(吉井地域)	不検出(0.8 未満)	不検出(0.7 未満)
H29.6.19	白岩浄水場(榛名地域)	不検出(0.6 未満)	不検出(0.7 未満)
	高浜浄水場(榛名地域)	不検出(0.7 未満)	不検出(0.6 未満)
H29.7.4	若田浄水場(高崎地域)	不検出(0.8 未満)	不検出(0.7 未満)
	唐松浄水場(箕郷地域)	不検出(0.8 未満)	不検出(0.7 未満)
	岩崎浄水場(吉井地域)	不検出(0.7 未満)	不検出(0.7 未満)

採水日	採水地点	測定値 (Bq/kg)	
		放射性セシウム	
		セシウム 134	セシウム 137
H29.7.4	矢原浄水場(箕郷地域)	不検出(0.9 未満)	不検出(0.7 未満)
	倉渕地域簡易水道(中部)	不検出(1.0 未満)	不検出(0.6 未満)
	箕郷地域簡易水道(中善地)	不検出(0.8 未満)	不検出(0.6 未満)
	榛名地域簡易水道(中室田)	不検出(0.7 未満)	不検出(0.9 未満)
H29.7.18	中島浄水場(高崎地域)	不検出(0.6 未満)	不検出(0.7 未満)
	新町浄水場(新町地域)	不検出(0.7 未満)	不検出(0.8 未満)
H29.8.8	若田浄水場(高崎地域)	不検出(0.8 未満)	不検出(0.6 未満)
	唐松浄水場(箕郷地域)	不検出(0.9 未満)	不検出(0.8 未満)
	岩崎浄水場(吉井地域)	不検出(0.8 未満)	不検出(0.7 未満)
H29.8.21	上里見浄水場(榛名地域)	不検出(0.7 未満)	不検出(0.5 未満)
	金古浄水場(群馬地域)	不検出(0.7 未満)	不検出(0.5 未満)
H29.9.5	若田浄水場(高崎地域)	不検出(0.8 未満)	不検出(0.6 未満)
	唐松浄水場(箕郷地域)	不検出(0.8 未満)	不検出(0.7 未満)
	岩崎浄水場(吉井地域)	不検出(0.8 未満)	不検出(0.7 未満)
	矢原浄水場(箕郷地域)	不検出(0.6 未満)	不検出(0.6 未満)
H29.9.19	白岩浄水場(榛名地域)	不検出(0.8 未満)	不検出(0.7 未満)
	高浜浄水場(榛名地域)	不検出(0.8 未満)	不検出(0.7 未満)
H29.10.3	若田浄水場(高崎地域)	不検出(0.8 未満)	不検出(0.7 未満)
	唐松浄水場(箕郷地域)	不検出(0.7 未満)	不検出(0.6 未満)
	岩崎浄水場(吉井地域)	不検出(0.8 未満)	不検出(0.7 未満)
	倉渕地域簡易水道(中部)	不検出(0.7 未満)	不検出(0.7 未満)
	箕郷地域簡易水道(中善地)	不検出(0.7 未満)	不検出(0.5 未満)
	榛名地域簡易水道(中室田)	不検出(0.7 未満)	不検出(0.8 未満)
H29.10.16	中島浄水場(高崎地域)	不検出(0.6 未満)	不検出(0.5 未満)
	新町浄水場(新町地域)	不検出(0.7 未満)	不検出(0.8 未満)
H29.11.7	若田浄水場(高崎地域)	不検出(0.8 未満)	不検出(0.5 未満)
	唐松浄水場(箕郷地域)	不検出(0.8 未満)	不検出(0.6 未満)
	岩崎浄水場(吉井地域)	不検出(0.8 未満)	不検出(0.7 未満)
	矢原浄水場(箕郷地域)	不検出(0.7 未満)	不検出(0.6 未満)
H29.11.13	上里見浄水場(榛名地域)	不検出(0.6 未満)	不検出(0.8 未満)
	金古浄水場(群馬地域)	不検出(0.7 未満)	不検出(0.8 未満)

採水日	採水地点	測定値 (Bq/kg)	
		放射性セシウム	
		セシウム 134	セシウム 137
H29.12.5	若田浄水場(高崎地域)	不検出(0.6 未満)	不検出(0.7 未満)
	唐松浄水場(箕郷地域)	不検出(0.8 未満)	不検出(0.7 未満)
	岩崎浄水場(吉井地域)	不検出(0.7 未満)	不検出(0.7 未満)
H29.12.18	白岩浄水場(榛名地域)	不検出(0.6 未満)	不検出(0.7 未満)
	高浜浄水場(榛名地域)	不検出(0.5 未満)	不検出(0.6 未満)
H30.1.9	若田浄水場(高崎地域)	不検出(0.7 未満)	不検出(0.6 未満)
	唐松浄水場(箕郷地域)	不検出(0.6 未満)	不検出(0.6 未満)
	岩崎浄水場(吉井地域)	不検出(0.8 未満)	不検出(0.7 未満)
	矢原浄水場(箕郷地域)	不検出(0.7 未満)	不検出(0.6 未満)
	倉渕地域簡易水道(中部)	不検出(0.6 未満)	不検出(0.8 未満)
	箕郷地域簡易水道(中善地)	不検出(0.9 未満)	不検出(0.7 未満)
	榛名地域簡易水道(中室田)	不検出(0.8 未満)	不検出(0.8 未満)
H30.1.22	中島浄水場(高崎地域)	不検出(0.5 未満)	不検出(0.5 未満)
	新町浄水場(新町地域)	不検出(0.6 未満)	不検出(0.7 未満)
H30.2.6	若田浄水場(高崎地域)	不検出(0.8 未満)	不検出(0.6 未満)
	唐松浄水場(箕郷地域)	不検出(0.8 未満)	不検出(0.7 未満)
	岩崎浄水場(吉井地域)	不検出(0.8 未満)	不検出(0.7 未満)
H30.2.19	上里見浄水場(榛名地域)	不検出(0.6 未満)	不検出(0.7 未満)
	金古浄水場(群馬地域)	不検出(0.7 未満)	不検出(0.6 未満)
H30.3.6	若田浄水場(高崎地域)	不検出(0.6 未満)	不検出(0.6 未満)
	唐松浄水場(箕郷地域)	不検出(0.7 未満)	不検出(0.7 未満)
	岩崎浄水場(吉井地域)	不検出(0.7 未満)	不検出(0.7 未満)
	矢原浄水場(箕郷地域)	不検出(0.9 未満)	不検出(0.6 未満)
H30.3.19	白岩浄水場(榛名地域)	不検出(0.5 未満)	不検出(0.8 未満)
	高浜浄水場(榛名地域)	不検出(0.7 未満)	不検出(0.6 未満)

<下水汚泥における放射性物質の測定>

阿久津水処理センターでは、下水道汚泥に関する放射性物質の測定を行っています。

[表] 下水汚泥の測定（平成 29 年度）

（単位：Bq/kg）

採取日	放射性 ヨウ素 131	放射性 セシウム 134	放射性 セシウム 137	放射性 セシウム 136
H29.4.6	—	検出下限値未満	1.7	—
H29.5.11	—	検出下限値未満	2.3	—
H29.6.1	—	検出下限値未満	8.5	—
H29.7.6	—	検出下限値未満	3.5	—
H29.8.3	—	検出下限値未満	5.8	—
H29.9.7	—	検出下限値未満	2.1	—
H29.10.5	—	検出下限値未満	3.3	—
H29.11.2	—	検出下限値未満	2.8	—
H29.12.1	—	検出下限値未満	検出下限値未満	—
H30.1.5	—	検出下限値未満	1.3	—
H30.2.1	—	検出下限値未満	検出下限値未満	—
H30.3.1	—	検出下限値未満	0.9	—

<学校のプール水における放射性物質の検査>

本市では、市内小中学校のプール水の放射性物質の測定を行っています。

平成 29 年度は、片岡小学校、上郊小学校、大類中学校を抽出校として、プール指導開始の 6 月 16 日にプール水を採取し測定しました。

[表] 下水汚泥の測定（平成 29 年度）

（単位：Bq/kg）

回数	採水日	片岡小学校		上郊小学校		大類中学校	
		セシウム	セシウム	セシウム	セシウム	セシウム	セシウム
		134	137	134	137	134	137
1	H29.6.16	不検出		不検出		不検出	

<学校・保育所(園)等の給食における放射性物質検査>

本市では、公立保育所(園)・幼稚園、小・中学校、特別支援学校、学校給食センターの給食施設を対象に、給食における放射性物質の検査を実施しています。

検査の対象は、保育所(園)については月曜日から土曜日までの間の保存食、幼稚園、小・中学校、特別支援学校、学校給食センターについては月曜日から金曜日までの間の保存食としています。

[表] 給食の放射性物質検査結果（平成 29 年度）

（単位：Bq/kg ※検出下限値は 10Bq/kg）

検査日	調理期間	地域	調理施設	検査結果		
				ヨウ素 131	セシウム 134	セシウム 137
4月24日	平成29年4月17日～4月21日	第1地域	高松中学校	不検出	不検出	不検出
	平成29年4月17日～4月21日	第2地域	寺尾中学校	不検出	不検出	不検出
	平成29年4月17日～4月22日	第3地域	八幡中央保育所	不検出	不検出	不検出
5月2日	平成29年4月24日～4月28日	第1地域	六郷小学校	不検出	不検出	不検出
	平成29年4月24日～4月28日	第2地域	新高尾小学校	不検出	不検出	不検出
	平成29年4月24日～4月28日	第3地域	京ヶ島保育所	不検出	不検出	不検出
5月16日	平成29年5月8日～5月12日	第1地域	群南南部保育所	不検出	不検出	不検出
	平成29年5月8日～5月12日	第2地域	城東小学校	不検出	不検出	不検出
	平成29年5月8日～5月12日	第3地域	南八幡幼稚園	不検出	不検出	不検出
5月23日	平成29年5月15日～5月19日	第1地域	箕郷第一保育園	不検出	不検出	不検出
	平成29年5月15日～5月19日	第2地域	新町第二小学校	不検出	不検出	不検出
	平成29年5月15日～5月19日	第3地域	下室田小学校	不検出	不検出	不検出
5月30日	平成29年5月22日～5月26日	第1地域	高崎幼稚園	不検出	不検出	不検出
	平成29年5月22日～5月26日	第2地域	片岡中学校	不検出	不検出	不検出
	平成29年5月22日～5月26日	第3地域	八幡小学校	不検出	不検出	不検出
6月5日	平成29年5月29日～6月2日	第4地域	西小学校	不検出	不検出	不検出
	平成29年5月29日～6月2日	第5地域	中川保育所	不検出	不検出	不検出
	平成29年5月29日～6月2日	第6地域	滝川小学校	不検出	不検出	不検出
6月13日	平成29年6月5日～6月9日	第7地域	岩鼻小学校	不検出	不検出	不検出
	平成29年6月5日～6月9日	第8地域	佐野中学校	不検出	不検出	不検出
	平成29年6月5日～6月9日	第9地域	倉賀野小学校	不検出	不検出	不検出

検査日	調理期間	地域	調理施設	検査結果		
				ヨウ素 131	セシウム 134	セシウム 137
6月20日	平成29年6月12日～6月16日	第10地域	桜山小学校	不検出	不検出	不検出
	平成29年6月12日～6月16日	第11地域	吉井保育所	不検出	不検出	不検出
	平成29年6月12日～6月16日	第12地域	榛名中学校	不検出	不検出	不検出
6月27日	平成29年6月19日～6月24日	第1地域	箕郷第三保育所	不検出	不検出	不検出
	平成29年6月19日～6月23日	第2地域	乗附小学校	不検出	不検出	不検出
	平成29年6月19日～6月23日	第3地域	鼻高小学校	不検出	不検出	不検出
7月4日	平成29年6月26日～7月1日	第5地域	新高尾南部保育所	不検出	不検出	不検出
	平成29年6月26日～6月30日	第6地域	特別支援学校	不検出	不検出	不検出
	平成29年7月4日～7月7日	第4地域	北部小学校	不検出	不検出	不検出
7月11日	平成29年7月3日～7月7日	第7地域	塚沢中学校	不検出	不検出	不検出
	平成29年7月3日～7月7日	第8地域	中居小学校	不検出	不検出	不検出
	平成29年7月3日～7月8日	第9地域	倉賀野保育所	不検出	不検出	不検出
7月19日	平成29年7月10日～7月14日	第10地域	群馬学校給食センター	不検出	不検出	不検出
	平成29年7月10日～7月14日	第11地域	新町中学校	不検出	不検出	不検出
	平成29年7月10日～7月15日	第12地域	くらぶちこども園	不検出	不検出	不検出
9月12日	平成29年9月4日～9月8日	第1地域	第一中学校	不検出	不検出	不検出
	平成29年9月4日～9月8日	第2地域	寺尾小学校	不検出	不検出	不検出
	平成29年9月4日～9月9日	第3地域	八幡北部保育所	不検出	不検出	不検出
9月20日	平成29年9月11日～9月16日	第4地域	箕郷第二保育園	不検出	不検出	不検出
	平成29年9月11日～9月15日	第5地域	中尾中学校	不検出	不検出	不検出
	平成29年9月11日～9月15日	第6地域	大類中学校	不検出	不検出	不検出

検査日	調理期間	地域	調理施設	検査結果		
				ヨウ素 131	セシウム 134	セシウム 137
9月27日	平成29年9月19日～9月25日	第7地域	矢中小学校	不検出	不検出	不検出
	平成29年9月19日～9月25日	第8地域	城南小学校	不検出	不検出	不検出
	平成29年9月19日～9月25日	第9地域	倉賀野中学校	不検出	不検出	不検出
10月3日	平成29年9月25日～9月30日	第10地域	上郊保育園	不検出	不検出	不検出
	平成29年10月2日～10月6日	第11地域	吉井給食センター	不検出	不検出	不検出
10月11日	平成29年10月3日～10月6日	第1地域	中央小学校	不検出	不検出	不検出
	平成29年10月3日～10月6日	第2地域	片岡小学校	不検出	不検出	不検出
	平成29年10月3日～10月6日	第3地域	西部小学校	不検出	不検出	不検出
10月18日	平成29年10月10日～10月16日	第12地域	久留馬小学校	不検出	不検出	不検出
	平成29年10月10日～10月16日	第4地域	長野小学校	不検出	不検出	不検出
	平成29年10月10日～10月16日	第5地域	新高尾北部保育所	不検出	不検出	不検出
	平成29年10月10日～10月16日	第6地域	大類小学校	不検出	不検出	不検出
10月24日	平成29年10月16日～10月21日	第7地域	岩鼻保育所	不検出	不検出	不検出
	平成29年10月16日～10月20日	第8地域	東小学校	不検出	不検出	不検出
	平成29年10月16日～10月20日	第9地域	倉賀野幼稚園	不検出	不検出	不検出
10月31日	平成29年10月23日～10月28日	第10地域	群馬北保育園	不検出	不検出	不検出
	平成29年10月24日～10月27日	第11地域	新町第一小学校	不検出	不検出	不検出
	平成29年10月24日～10月27日	第12地域	倉渕中学校	不検出	不検出	不検出
11月8日	平成29年10月30日～11月6日	第1地域	北小学校	不検出	不検出	不検出
	平成29年10月30日～11月6日	第2地域	城山小学校	不検出	不検出	不検出
	平成29年10月30日～11月6日	第3地域	豊岡中学校	不検出	不検出	不検出
11月14日	平成29年11月6日～11月10日	第4地域	並榎中学校	不検出	不検出	不検出
	平成29年11月6日～11月10日	第5地域	浜尻小学校	不検出	不検出	不検出
	平成29年11月6日～11月11日	第6地域	滝川保育所	不検出	不検出	不検出

検査日	調理期間	地域	調理施設	検査結果		
				ヨウ素 131	セシウム 134	セシウム 137
11月21日	平成29年11月13日～11月17日	第7地域	塚沢小学校	不検出	不検出	不検出
	平成29年11月13日～11月18日	第8地域	群馬南保育園	不検出	不検出	不検出
	平成29年11月13日～11月17日	第9地域	南八幡中学校	不検出	不検出	不検出
11月29日	平成29年11月20日～11月27日	第10地域	箕郷中学校	不検出	不検出	不検出
	平成29年11月20日～11月27日	第11地域	吉井保育所	不検出	不検出	不検出
	平成29年11月20日～11月27日	第12地域	下里見小学校	不検出	不検出	不検出
12月5日	平成29年11月27日～12月1日	第1地域	南小学校	不検出	不検出	不検出
	平成29年11月27日～12月1日	第3地域	八幡中学校	不検出	不検出	不検出
	平成29年12月4日～12月8日	第2地域	箕郷給食センター	不検出	不検出	不検出
12月12日	平成29年12月4日～12月8日	第4地域	長野郷中学校	不検出	不検出	不検出
	平成29年12月5日～12月8日	第5地域	東部小学校	不検出	不検出	不検出
	平成29年12月11日～12月15日	第6地域	京ヶ島小学校	不検出	不検出	不検出
12月19日	平成29年12月11日～12月15日	第7地域	矢中学校	不検出	不検出	不検出
	平成29年12月11日～12月15日	第8地域	佐野小学校	不検出	不検出	不検出
	平成29年12月11日～12月16日	第9地域	倉賀野保育所	不検出	不検出	不検出
1月17日	平成30年1月9日～1月15日	第10地域	群馬中央中学校	不検出	不検出	不検出
	平成30年1月9日～1月15日	第11地域	大類保育所	不検出	不検出	不検出
	平成30年1月9日～1月15日	第12地域	下室田小学校	不検出	不検出	不検出
1月23日	平成30年1月15日～1月19日	第1地域	高松中学校	不検出	不検出	不検出
	平成30年1月15日～1月19日	第2地域	寺尾中学校	不検出	不検出	不検出
	平成30年1月15日～1月20日	第3地域	八幡中央保育所	不検出	不検出	不検出

検査日	調理期間	地域	調理施設	検査結果		
				ヨウ素 131	セシウム 134	セシウム 137
1月30日	平成30年1月22日～1月26日	第4地域	六郷小学校	不検出	不検出	不検出
	平成30年1月22日～1月26日	第5地域	中川小学校	不検出	不検出	不検出
	平成30年1月22日～1月26日	第6地域	高南中学校	不検出	不検出	不検出
2月6日	平成30年1月29日～2月3日	第7地域	岩鼻保育所	不検出	不検出	不検出
	平成30年1月29日～2月2日	第9地域	南八幡小学校	不検出	不検出	不検出
2月14日	平成30年2月5日～2月9日	第8地域	城南小学校	不検出	不検出	不検出
	平成30年2月5日～2月10日	第10地域	箕郷第五保育園	不検出	不検出	不検出
	平成30年2月5日～2月9日	第11地域	新町第二小学校	不検出	不検出	不検出
	平成30年2月5日～2月9日	第12地域	久留馬小学校	不検出	不検出	不検出
	平成30年2月13日～2月19日	第1地域	滝川保育所	不検出	不検出	不検出
2月21日	平成30年2月13日～2月19日	第2地域	片岡中学校	不検出	不検出	不検出
	平成30年2月13日～2月19日	第3地域	豊岡小学校	不検出	不検出	不検出
2月27日	平成30年2月19日～2月23日	第4地域	長野郷中学校	不検出	不検出	不検出
	平成30年2月20日～2月23日	第5地域	新高尾小学校	不検出	不検出	不検出
	平成30年2月19日～2月24日	第6地域	京ヶ島保育所	不検出	不検出	不検出
	平成30年2月26日～3月2日	第7地域	塚沢幼稚園	不検出	不検出	不検出
3月5日	平成30年2月26日～3月2日	第8地域	城東小学校	不検出	不検出	不検出
	平成30年2月26日～3月2日	第9地域	倉賀野小学校	不検出	不検出	不検出
3月12日	平成30年3月5日～3月10日	第10地域	国府保育園	不検出	不検出	不検出
	平成30年3月5日～3月9日	第11地域	新町中学校	不検出	不検出	不検出
	平成30年3月5日～3月10日	第12地域	くらぶちこども園	不検出	不検出	不検出

<市内を流通する食品等の放射性物質検査>

本市では、市内に流通する食品の安全性を確認するため、小売店に流通している食品のうち、市内で生産・製造された食品を中心に放射性物質の検査を実施しています。

[表] 市内を流通する食品等の放射性物質検査結果（平成 29 年度）（単位：Bq/kg）

No.	食品の品目	採取先 区分	放射性 セシウム 134	放射性 セシウム 137	合計
1	清涼飲料水 A	販売所	検出せず(<8.4)	検出せず(<7.7)	検出せず
2	清涼飲料水 B	販売所	検出せず(<7.7)	検出せず(<6.6)	検出せず
3	梅加工品 A	販売所	検出せず(<7.7)	検出せず(<7.8)	検出せず
4	梅加工品 B	販売所	検出せず(<6.6)	検出せず(<6.1)	検出せず
5	菓子	販売所	検出せず(<9.8)	検出せず(<8.6)	検出せず
6	弁当	販売所	検出せず(<7.8)	検出せず(<7.2)	検出せず
7	こんにゃく A	販売所	検出せず(<9.2)	検出せず(<8.5)	検出せず
8	こんにゃく B	販売所	検出せず(<9.7)	検出せず(<6.1)	検出せず
9	漬物 A	販売所	検出せず(<8.1)	検出せず(<6.9)	検出せず
10	漬物 B	販売所	検出せず(<7.5)	検出せず(<7.4)	検出せず

(※) 検査結果の「検出せず」とは、検出限界値未満のことで、検出限界値を下回ったことを示しています。

第2節 工場・事業場等に対する規制

1 大気・悪臭

(1) 大気

①ばい煙発生施設等の規制

大気汚染防止法では、硫黄酸化物、窒素酸化物、ばいじんなどを発生するばい煙発生施設、有機化合物の気体を発生する揮発性有機化合物排出施設、石綿などの粉じんを発生する特定粉じん発生施設及び特定粉じん以外の粉じんを発生する一般粉じん発生施設が規制の対象となっています。ばい煙発生施設及び揮発性有機化合物排出施設は施設ごとに排出基準が、特定粉じん発生施設は敷地境界での規制基準が定められています。また、一般粉じん発生施設については構造、使用及び管理の基準が定められています。これらの施設は設置または変更に際して事前に届出を行う義務があります。

また、群馬県的生活環境を保全する条例（以下「県条例」という。）では、大気汚染防止法では規制されていない施設ですが、大気環境に影響を及ぼす可能性がある施設をばい煙特定施設及び粉じん特定施設として規制を行っています。

大気汚染防止法の事務は都道府県知事の権限とされていますが、政令で指定する市の長に事務の一部を委任することができ、本市もこの指定を受け、平成7年4月1日から事業場に係る事務を行っています。また、平成23年度からは中核市への移行に伴い工場に係る事務についても行っています。

<ばい煙発生施設等の届出状況>

市内の工場・事業場に設置されているばい煙発生施設等の内訳は以下のとおりです。

[表] 大気汚染防止法に基づく届出施設の種類及び施設数（平成29年度末現在）

[ばい煙発生施設]

施行令別表第一の 項番号	施設種類	施設数
1	ボイラー	393
5	金属溶解炉	8
6	金属鍛造・圧延加熱・熱処理炉	5
9	窯業焼成炉・溶融炉	17
11	乾燥炉	11
12	電気炉	1
13	廃棄物焼却炉	12
29	ガスタービン	18
30	ディーゼル機関	122
31	ガス機関	7
合 計		594

[揮発性有機化合物排出施設]

施行令別表第一の 二の項番号	施設種類	施設数
2	塗装施設	2
8	工業の用に供する揮発性有機化合物による洗淨施設	1
合 計		3

[一般粉じん発生施設]

施行令別表第一の 項番号	施設種類	施設数
2	堆積場	4
3	コンベア	22
4	破砕機・摩砕機	6
5	ふるい	3
合 計		35

[表] 県条例に基づく届出施設の種類及び施設数（平成 29 年度末現在）

[ばい煙特定施設]

施行令別表第一の 項番号	施設種類	施設数
1	溶解炉	7
9	酸洗い施設・メッキ施設	165
合 計		172

[粉じん特定施設]

施行令別表第二の 項番号	施設種類	施設数
1	帯のこ盤・丸のこ盤・かんな盤	87
3	塗装被膜施設	66
合 計		153

[表] 大気汚染防止法及び県条例に基づく届出施設を保有している工場・事業場数

(平成 29 年度末現在)

[大気汚染防止法]

対象区分	工場・事業場数
ばい煙発生施設を保有している工場・事業場	221
揮発性有機化合物排出施設を保有している工場・事業場	2
一般粉じん発生施設を保有している工場・事業場	11

[県条例]

対象区分	工場・事業場数
ばい煙特定施設を保有している工場・事業場	22
粉じん特定施設を保有している工場・事業場	63

<立入検査の状況>

大気汚染の防止を図るため、工場・事業場に対し立入検査を実施しています。

平成 29 年度は以下のとおり立入検査を実施しました。

[表] 立入検査を実施した工場・事業場数及び施設数（平成 29 年度）

[大気汚染防止法]

対象区分	工場・事業場数	施設数
ばい煙発生施設を保有している工場・事業場	44	98
揮発性有機化合物排出施設を保有している 工場・事業場	0	0
一般粉じん発生施設を保有している工場・事業場	2	6

[県条例]

対象区分	工場・事業場数	施設数
ばい煙特定施設を保有している工場・事業場	8	27
粉じん特定施設を保有している工場・事業場	7	9

(2) 悪臭

①悪臭の規制

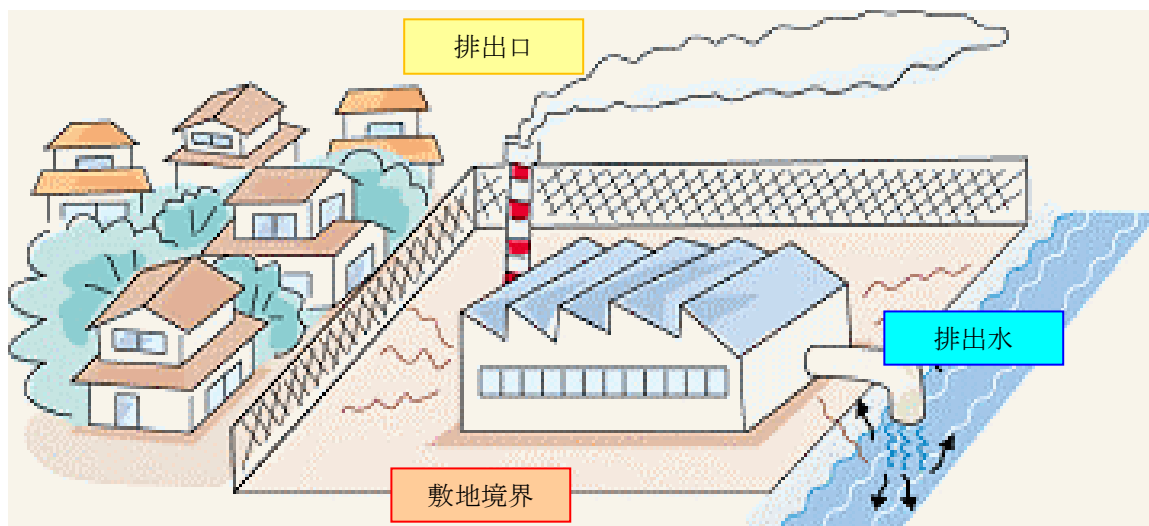
悪臭防止法は、工場・事業場における事業活動で発生する悪臭について必要な規制を行い、生活環境の保全や、人の健康の保護を目的としています。

同法に基づく規制は、アンモニア、メチルメルカプタンその他の不快なおい原因となる特定悪臭物質について規制をする「物質濃度規制」と人間の嗅覚を用いておいの程度を規制する「臭気指数規制」があります。本市では、複合臭に対する苦情に的確に対応でき、未規制物質にも対応できる利点を持つ臭気指数規制を平成 16 年度に導入しました。

臭気指数の算出方法は、「臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法（平成 7 年 9 月環境庁告示第 63 号）」によって定められています。

②悪臭防止法に基づく規制対象

規制の対象になる物は、工場・事業場における敷地境界、排出口及び排水から漏洩する悪臭が対象になります。



③規制地域の区分及び規制基準

本市は、平成 23 年 3 月末まで高崎、吉井地域を規制地域に指定していましたが、平成 23 年 4 月に未指定の地域にも規制を拡大し、以下のとおり本市全域が規制地域になりました。

[表] 規制地域の区分と区域名

区域の区分	区域名
A 区域	倉渕支所、箕郷支所、群馬支所、新町支所、榛名支所及び吉井支所が所管する区域以外の第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域の区域
B 区域	近隣商業地域及び商業地域の区域並びに倉渕支所、箕郷支所、群馬支所、新町支所、榛名支所及び吉井支所が所管する区域以外の準工業地域の区域並びに倉渕支所、箕郷支所、群馬支所、新町支所、榛名支所及び吉井支所が所管する区域の第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域の区域
C 区域	1 倉渕支所、箕郷支所、群馬支所、新町支所、榛名支所及び吉井支所が所管する区域以外の工業地域及び工業専用地域の区域 2 群南工業団地の区域 3 宿大類工業団地の区域 4 阿久津工業団地の区域 5 行力工業団地の区域 6 浜川工業団地の区域 7 八幡原工業団地の区域 8 八幡原第二工業団地の区域
D 区域	A 区域、B 区域及び C 区域以外の区域

[表] 規制基準

区域の区分	規制基準		
	敷地境界	排出口	排出水
A 区域	臭気指数 12	排出口から排出された臭気が地表に着地したときに、左記敷地境界の規制基準に適合するよう大気拡散式等を用いて算定します。(施行規則第 6 条の 2)	臭気指数 28
B 区域	臭気指数 15		臭気指数 31
C 区域	臭気指数 18		臭気指数 34
D 区域	臭気指数 21		臭気指数 37

④立入検査

悪臭被害の防止を図るため、苦情が寄せられた工場・事業場に対しては立入検査を実施し、必要に応じて臭気測定を行っています。基準を超えた工場・事業場に対しては、文書により改善の指導を行っています。

平成 29 年度については、13 件の苦情があり、立入検査を実施しました。

2 水質・土壌

(1) 水質

①特定施設の規制

水質汚濁防止法では、100余りの施設が特定施設として定められており、特定施設を設置・変更する場合は届出を行う義務があり、排出基準の遵守も義務づけられています。

また、群馬県的生活環境を保全する条例においては、水質汚濁防止法で規制されていない施設で、ホルムアルデヒドを使用する施設などを水質特定施設として規制しています。

本市は、平成4年4月1日に水質汚濁防止法施行令第10条に基づく政令市となったことから、都道府県と同様に工場・事業場に係る事務を行っています。

<特定施設等の届出状況>

水質汚濁防止法に基づき届出された事業場は、平成29年度末現在459事業場あり、ガソリンスタンド等の自動式車両洗浄施設が113事業場(24.6%)と最も多く、次いで洗濯業と旅館業がそれぞれ57事業場(12.4%)となっており、全体の約半数を占めています。

また、規制対象事業場は132事業場で全体の28.8%を占めており、これらの規制対象事業場のうち有害物質を取り扱う事業場は57事業場で全体の12.4%となっています。

[表] 特定施設別届出事業場（平成 29 年度末現在）

特定施設番号	特定施設名	排水量 50m ³ /日 以上		排水量 30 m ³ /日 以上 50 m ³ /日 未満		排水量 10 m ³ /日 以上 30 m ³ /日 未満		排水量 10 m ³ /日 未満		合計
			うち有 害物質 を使用		うち有 害物質 を使用		うち有 害物質 を使用		うち有 害物質 を使用	
1-2	畜産農業			1		3		42		46
2	畜産食料品製造業	7	1					5	3	12
4	保存食料品製造業	1				1		5		7
5	みそ、しょう油製造業							1		1
10	飲料製造業	3						2		5
11	動物系飼料、 有機質肥料製造業							1		1
12	植物油脂製造業							1		1
15	ぶどう糖又は水あめ製造業	1	1							1
16	めん類製造業							1		1
17	豆腐又は煮豆製造業	1						14		15
18-2	冷凍調理食品製造業							3		3
23-2	新聞業、出版業、印刷業							1		1
27	無機化学工業製品製造業							1		1
36	合成洗剤製造業							1	1	1
47	医薬品製造業	2	1					1		3
49	農薬製造業							2	2	2
54	セメント製品製造業			1		1		3		5
55	生コンクリート製造業							8		8
60	砂利採取業							1		1
61	鉄鋼業	1	1							1
63	金属製品製造業又は 機械機具製造業	1	1	1		1		3	2	6
64-2	水道施設、工業用水道施設	1						3		4
65	表面処理施設	6	3	1	1	1	1	9	4	17
66	電気めっき施設	3	3	1	1	3	3	11	11	18
66-3	旅館業	11		1				45		57
66-4	共同調理場	1						1		2

特定施設番号	特定施設名	排水量 50m ³ /日 以上		排水量 30 m ³ /日 以上 50m ³ /日 未満		排水量 10 m ³ /日 以上 30 m ³ /日 未満		排水量 10 m ³ /日 未満		合計
		うち有 害物質 を使用		うち有 害物質 を使用		うち有 害物質 を使用		うち有 害物質 を使用		
66-5	弁当仕出屋又は弁当製造業	4		1		1				6
66-6	飲食店	2				2		7		11
67	洗濯業	2				1		54	3	57
68	自動式フィルム現像洗浄施設							1		1
68-2	病院							1		1
69	と畜業の用に供する解体施設	1								1
69-3	地方卸売市場	1								1
70-2	自動車分解整備事業の用に供する洗車施設							4		4
71	自動式車両洗浄施設							113		113
71-2	試験研究機関	2	1			2	2	7	4	11
71-3	一般廃棄物処理施設							2		2
71-4	産業廃棄物処理施設							1		1
71-5	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設					1	1	1	1	2
72	し尿処理施設	13		2		1		2		18
73	下水道終末処理施設	3								3
74	共同処理施設	4	2							4
小 計		71	14	9	2	18	7	358	31	456
有害物質使用特定事業場（法第5条第3項関係）										1
有害物質貯蔵指定施設のみを所有する事業場										2
事業場数合計										459

(※) 分類は水質汚濁防止法施行令別表第一の号別とした。

(※) 一つの事業場に異なった分類の特定施設が設置されている場合は、主たる施設で計上した。

(※) 「うち有害物質を使用」は、当該特定事業場のうち有害物質を使用する事業場の数である。

<排水基準>

排水基準は排水量にかかわらず全ての特定事業場に適用される有害物質と、1日の排水量が10 m³以上の特定事業場に適用される生活環境項目について定められています。

[表] 有害物質

有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	0.03mg/L
シアン化合物	1 mg/L
有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN に限る。）	1 mg/L
鉛及びその化合物	0.1 mg/L
六価クロム化合物	0.5 mg/L
砒素及びその化合物	0.1 mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005 mg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル（PCB）	0.003 mg/L
トリクロロエチレン	0.1 mg/L
テトラクロロエチレン	0.1 mg/L
ジクロロメタン	0.2 mg/L
四塩化炭素	0.02 mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/L
1,1-ジクロロエチレン	1 mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/L
1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/L
チウラム	0.06 mg/L
シマジン	0.03 mg/L
チオベンカルブ	0.2 mg/L
ベンゼン	0.1 mg/L
セレン及びその化合物	0.1 mg/L
ほう素及びその化合物	10 mg/L
ふっ素及びその化合物	8 mg/L
アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	（アンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量） 100 mg/L
1,4-ジオキサン	0.5 mg/L
備考	
1 「検出されないこと。」とは、排水基準を定める省令第 2 条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。	
2 ほう素及びふっ素の排水基準は海域以外の公共用水域に排出されるものに限る。	

[表] 生活環境項目

項 目	許 容 限 度		
	豚房施設、牛房施設及び馬房施設以外の特定施設		豚房施設、牛房施設及び馬房施設
	日平均排水量が30 m ³ 以上	日平均排水量が30 m ³ 未満	
水素イオン濃度	5.8 以上 8.6 以下		
生物化学的酸素要求量	25 mg/L	60 mg/L	80 mg/L
化学的酸素要求量	25 mg/L	60 mg/L	80 mg/L
浮遊物質	50 mg/L	70 mg/L	120 mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質（鉱油類）	5mg/L		
ノルマルヘキサン抽出物質（動植物油脂類）	30 mg/L		
フェノール類含有量	1 mg/L		
銅含有量	3 mg/L		
亜鉛含有量	2 mg/L		
溶解性鉄含有量	10 mg/L		
溶解性マンガン含有量	10 mg/L		
クロム含有量	2 mg/L		
大腸菌群数	日間平均 3,000 個/cm ³		
窒素含有量	120 mg/L（日間平均 60 mg/L）		
リン含有量	16 mg/L（日間平均 8 mg/L）		
ホルムアルデヒド	10 mg/L		
備考	<p>1 「日間平均」による許容限度は、1 日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。</p> <p>2 この表に掲げる排水基準は、1 日当りの平均的な排出水の量が 10 m³以上である工場又は事業場に係る排水について適用する。</p> <p>3 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水に限って適用する。</p> <p>4 ホルムアルデヒドについての排水規制基準は、群馬県の生活環境を保全する条例第 2 条第 7 項に規定する水質特定施設を設置している事業場に係る排水に限って適用する。</p> <p>5 特定事業場が異なる種類の特定施設を併せて設置する場合において、異なる許容限度の排水基準が定められているときは、それらの排水基準のうち最小の許容限度のものを当該特定事業場に係る排水について適用する。</p>		

<立入検査の状況>

特定事業場の排水基準の遵守状況を調査するため、基準が適用される事業場に対し立入検査を実施しています。

平成 29 年度の立入検査は、延べ 147 事業場に対し実施し、排水基準に違反していた事業場は 5 件でした。違反の原因は、排水処理施設の維持管理の不徹底によるものがほとんどで、全ての違反事業場に対し、文書による改善の指導を行っています。

[表] 立入検査状況（平成 29 年度）

業種	区分	延べ実施 事業場数	延べ違反 事業場数	違反率 (%)	違反項目 () 内は件数
畜産業		4	0	0	
食料品製造業		16	0	0	
医薬品製造業		4	0	0	
農薬製造業		2	0	0	
セメント製品製造業		3	0	0	
鉄鋼業及び非鉄金属製造業		2	0	0	
金属製品・機械機具製造業		5	1	20.0	窒素含有量 (1) ふっ素及びその化合物 (1)
水道施設		1	0	0	
表面処理施設		14	1	7.1	浮遊物質 (1)
電気めっき業		22	0	0	
旅館業		11	0	0	
飲食店等		10	0	0	
洗たく業		3	0	0	
と畜業及び死亡獣畜取扱業		1	0	0	
卸売市場		1	0	0	
自動式車両洗浄施設		0	0	0	
試験研究機関		14	0	0	
一般廃棄物処理施設		1	0	0	
し尿処理施設		18	2	11.1	水素イオン濃度 (2)
下水道終末処理施設		5	1	20.0	生物化学的酸素要求量 (1)
共同処理施設		6	0	0	
その他		4	0	0	
合 計		147	5	3.4	

(2) 土壌

①土壌汚染対策法の概要

土壌汚染対策法は、特定有害物質による土壌汚染の状況の把握、土壌汚染による人の健康被害の防止に関する措置等の土壌汚染対策を図ることにより、国民の健康を保護することを目的として、平成 15 年 2 月 15 日に施行されましたが、法に基づかない自主調査による土壌汚染の判明や、その浄化措置としての掘削除去の増加による土地の所有者等の過剰な負担、汚染土壌の不適正な処理による汚染の拡散などの課題が出てきたため、平成 22 年 4 月 1 日に改正土壌汚染対策法が施行されました。

平成 22 年度の改正では、一定の規模 (3,000m²) 以上の土地の形質変更を行う際の都道府県知事 (政令で定める市においては市長。以下同じ。) への届出が義務づけられました。都道府県知事は、届出のあった土地が特定有害物質に汚染されているおそれがあると判断したときは、当該土地の所有者等に対して、土壌汚染状況を調査し、その結果を報告することを命じることができます。

調査により基準値を超過する土壌汚染が判明した場合、当該土地は健康被害のおそれがあるか否かにより「要措置区域」または「形質変更時要届出区域」として指定されます。区域指定された土地では、土地の所有者等に対し、人が特定有害物質を摂取しないようにするための措置や、土地の形質を変更する際の届出義務など、一定の制限を受けることになります。

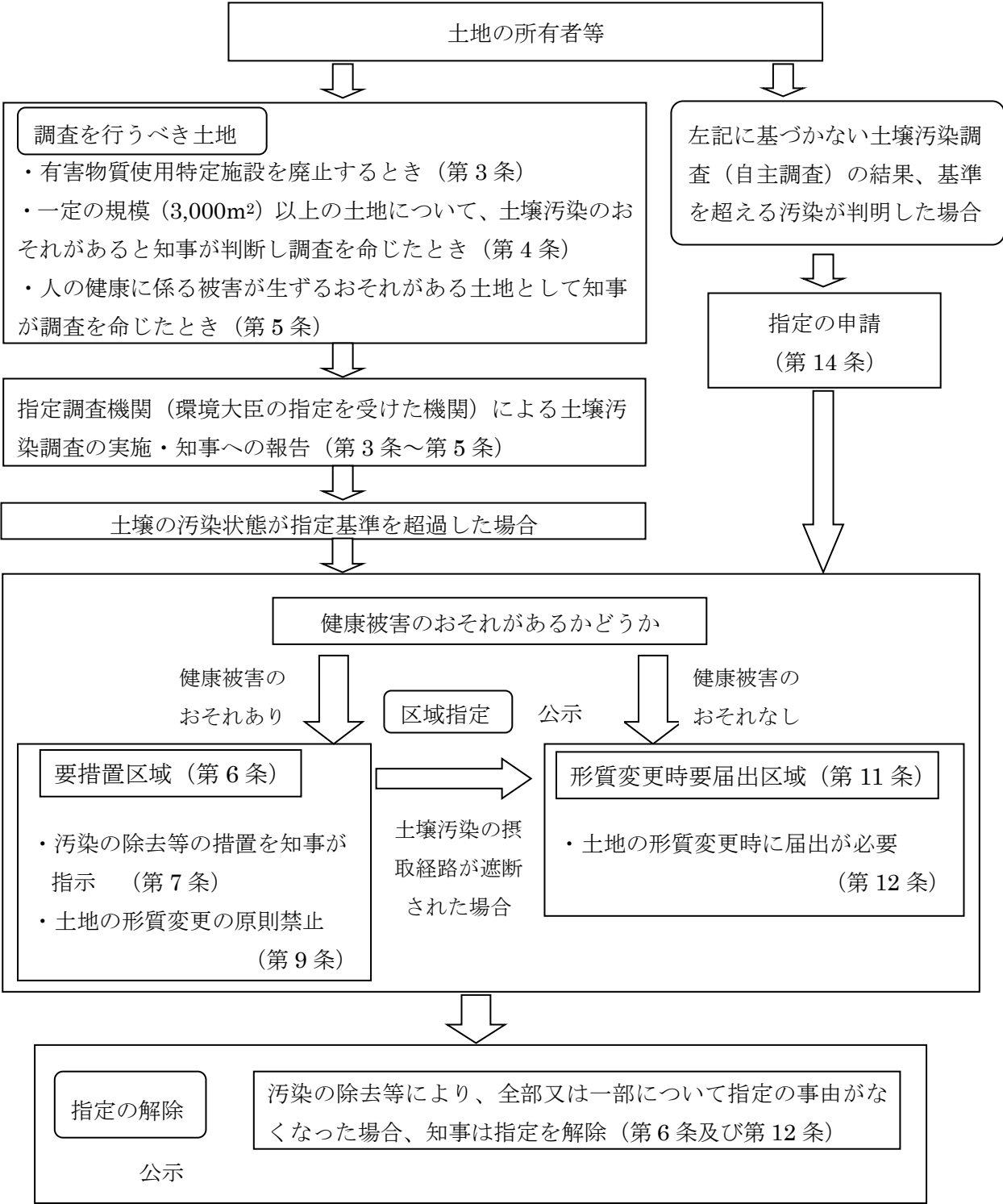
自主調査において土壌汚染が判明した場合には、土地の所有者等は都道府県知事に区域指定の申請をすることができます。都道府県知事は、申請に係る調査が適正に行われたものと認めるときは、申請のあった土地について、区域指定をすることができます。

このほか、要措置区域等から汚染土壌を搬出する場合にも、都道府県知事への届出義務が生じ、汚染土壌の運搬・処理についても一定の基準が定められています。都道府県知事は、汚染土壌の特定有害物質による汚染の拡散の防止のために必要と認めるときは、汚染土壌の適正な運搬・処理のための必要な措置を命じることができます。

なお、汚染土壌の処理業を行うには、都道府県知事の許可が必要となります。

土 壌 汚 染 対 策 法 の 概 要

土壌汚染対策法は土壌の汚染の状況を把握し、土壌の汚染による人の健康の被害の防止に関する措置等の汚染対策を実施することにより、国民の健康の保護を図ることを目的としています。



(※) 本市の場合、知事を市長と読み替える。

②環境基準及び指定基準

人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として、土壌汚染に係る環境基準が定められています。また、区域指定の基準として、土壌溶出量基準（第二溶出量基準）と土壌含有量基準が定められています。環境基準及び指定基準は以下の表のとおりです。

[表] 土壌の環境基準

項目	環境基準
カドミウム	検液 1L につき 0.01mg 以下かつ農用地においては、米 1kg につき 0.4mg 以下
全シアン	検液中に検出されないこと
有機燐	検液中に検出されないこと
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下
砒素	検液 1L につき 0.01mg 以下かつ農用地（田に限る）においては、土壌 1kg につき 15mg 未満
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下
アルキル水銀	検液中に検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル (PCB)	検液中に検出されないこと
銅	農用地（田に限る）においては、土壌 1kg につき 125mg 未満
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下
クロロエチレン	検液 1L につき 0.002mg 以下
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.03mg 以下
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下
セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下
ふっ素	検液 1L につき 0.8mg 以下
ほう素	検液 1L につき 1mg 以下
1,4-ジオキサン	検液 1L につき 0.05mg 以下

[表] 土壤汚染対策法に基づく特定有害物質及び指定基準

項 目		指 定 基 準		
		溶出量基準	第二溶出量基準	含有量基準
第一種特定有害物質 (揮発性有機化合物)	クロロエチレン	0.002 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下	
	四塩化炭素	0.002mg/L 以下	0.02mg/L 以下	
	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	0.04mg/L 以下	
	1,1-ジクロロエチレン	0.02mg/L 以下	0.2mg/L 以下	
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	0.4mg/L 以下	
	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下	0.02mg/L 以下	
	ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	0.2mg/L 以下	
	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下	0.1mg/L 以下	
	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下	3mg/L 以下	
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下	0.06mg/L 以下	
	トリクロロエチレン	0.03mg/L 以下	0.3mg/L 以下	
	ベンゼン	0.01mg/L 以下	0.1mg/L 以下	
第二種特定有害物質 (重金属等)	カドミウム及びその化合物	0.01mg/L 以下	0.3mg/L 以下	150mg/kg 以下
	六価クロム化合物	0.05mg/L 以下	1.5mg/L 以下	250mg/kg 以下
	シアン化合物	検出されないこと	1mg/L 以下	50mg/kg 以下 (遊離シアン)
	水銀及びその化合物	0.0005mg/L 以下 かつ、アルキル水銀 が検出されないこと	0.005mg/L 以下 かつ、アルキル水銀 が検出されないこと	15mg/kg 以下
	セレン及びその化合物	0.01mg/L 以下	0.3mg/L 以下	150mg/kg 以下
	鉛及びその化合物	0.01mg/L 以下	0.3mg/L 以下	150mg/kg 以下
	砒素及びその化合物	0.01mg/L 以下	0.3mg/L 以下	150mg/kg 以下
	ふっ素及びその化合物	0.8mg/L 以下	24mg/L 以下	4,000mg/kg 以下
	ほう素及びその化合物	1mg/L 以下	30mg/L 以下	4,000mg/kg 以下
(農薬等／農薬＋PCB) 第三種特定有害物質	シマジン	0.003mg/L 以下	0.03mg/L 以下	
	チオベンカルブ	0.02mg/L 以下	0.2mg/L 以下	
	チウラム	0.006mg/L 以下	0.06mg/L 以下	
	ポリ塩化ビフェニル (PCB)	検出されないこと	0.003mg/L 以下	
	有機燐化合物	検出されないこと	1mg/L 以下	

③市内の指定区域

平成 29 年度末現在、小八木町、宮原町、綿貫町及び新町の一部が形質変更時要届出区域に指定されています。

3 騒音・振動

①特定施設の規制

工場・事業場等の事業活動によって発生する騒音や振動は、住民の日々の生活において身近な問題であり、騒音や振動の苦情件数に占める割合も高く、生活環境に与える影響も大きいものです。

このような問題に対応するために、騒音規制法、振動規制法及び群馬県的生活環境を保全する条例（以下「騒音規制法等」という。）において、著しく騒音や振動を発生する施設（金属加工機械、圧縮機械、木材加工機械等）を「特定施設」と定め、発生する騒音や振動の規制を行っています。

<特定施設等の届出状況>

騒音規制法等で届出が義務づけられている施設の届出状況は次ページ以後（181～182 ページ）の表のとおりです。

[表] 騒音特定施設届出状況（騒音規制法・県条例騒音）（平成 29 年度末現在）

法令	施設番号	特 定 施 設 名		事業場数
騒音	1	金属加工機械	イ 圧延機械	2
			ロ 製管機械	5
			ハ ベンディングマシン	17
			ニ 液圧プレス	69
			ホ 機械プレス	138
			ヘ せん断機	66
			ト 鍛造機	5
			チ ワイヤフォーミングマシン	2
			リ プラスト	2
			ヌ タンブラー	6
			ル 切断機（といしを用いるものに限る。）	8
規制法	2	空気圧縮機及び送風機		377
	3	土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機		20
	4	織機		2
	5	建設用資材製造機械	イ コンクリートプラント	14
			ロ アスファルトプラント	0
	6	穀物用製粉機		2
	7	木材加工機械	イ ドラムバーカー	0
			ロ チッパー	4
			ハ 碎木機	1
			ニ 帯のご盤	20
			ホ 丸のご盤	21
ヘ かな盤	22			
8	抄紙機		1	
9	印刷機械		36	
10	合成樹脂用射出成形機		44	
11	鋳型造形機		3	
県条例	1	コンクリートブロックマシン		6
	2	製びん機		0
	3	ダイカストマシン		8

[表] 振動特定施設届出状況（振動規制法・県条例振動）（平成 29 年度末現在）

法令	施設番号	特 定 施 設 名		事業場数
振動規制法	1	金属加工機械	イ 液圧プレス	68
			ロ 機械プレス	146
			ハ せん断機	104
			ニ 鍛造機	5
			ホ ワイヤーフォーミングマシン	0
	2	圧縮機		266
	3	土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機		20
	4	織機		2
	5	コンクリートブロックマシン並びにコンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械		9
	6	木材加工機械	イ ドラムバーカー	0
ロ チッパー			4	
7	印刷機械		22	
8	ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機		2	
9	合成樹脂用射出成形機		43	
10	鋳型造形機		3	
県条例	1	圧延機械		0
	2	送風機		203
	3	シェイクアウトマシン		2
	4	オシレイティングコンベア		3
	5	ダイカストマシン		7

<規制地域及び規制基準>

本市では、市内の一部地域を除くほぼ全域を騒音規制地域として指定しています。
指定地域の区分及び規制基準は以下のとおりです。

[表] 騒音規制法に基づく指定地域

区域の区分	区 域 名
第1種区域	<p>1 倉渕支所、箕郷支所、群馬支所、新町支所及び榛名支所が所管する区域以外の都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の規定により定められた用途地域（以下「用途地域」という。）のうち第一種低層住居専用地域の区域</p> <p>2 東吉井団地の区域</p> <p>3 神保住宅団地の区域</p>
第2種区域	<p>1 倉渕支所、箕郷支所、群馬支所、新町支所、榛名支所及び吉井支所が所管する区域以外の用途地域のうち第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域の区域</p> <p>2 倉渕支所、箕郷支所、群馬支所、新町支所、榛名支所及び吉井支所が所管する区域以外の都市計画法第7条第1項の規定により定められた市街化調整区域（以下「市街化調整区域」という。）の区域（第3種区域及び第4種区域を除く。）</p> <p>3 倉渕町三ノ倉堀谷戸、同広表、同栗崎、同殿村、同中村、同八ツ長、同町西裏、同下村、同森下、同梅ノ木谷戸、同北高野谷戸、同南高野谷戸、同甲綱取、同乙綱取、同落ヶ沢、同上ノ谷戸、同原ノ谷戸、同土城谷戸、同小谷戸、同石上、同田畑、同池端、同上久保、同下久保、同腰巻、同東山、同上原、同井戸山、同明神、同下原、同落合河原、同落合、同庭床、同川久保、同猿谷戸、同猿谷、同上野山、同前土風谷戸、同吉原、同藤井、同細入、同大遠見、同築地、同遠見、同蘭津及び同蛇沢の区域</p> <p>4 倉渕町権田小倉、同熊久保、同甲亀沢、同乙亀沢、同丙亀沢、同丁亀沢、同戊亀沢、同乙大反、同丙大反、同甲陣田、同乙陣田、同丙陣田、同上大沢、同大島、同甲上ノ久保、同乙上ノ久保、同丙上ノ久保、同丁上ノ久保、同花輪、同鉄火、同高座、同観音山、同水有、同押平、同水出、同大番道、同甲山田、同乙山田、同甲小高、同乙小高、同関沢、同三ツ塚原及び同八幡峯の区域</p> <p>5 倉渕町川浦神堀、同北大峯、同鷹ノ巣、同内手、同宮原、同桑本、同木ノ下、同榎ノ木、同梨子本、同中原、同堀之沢、同月並、同細尾、同矢陸、同赤竹、同西ヶ渕、同上ノ山及び同坊峯の区域</p> <p>6 倉渕町川浦高尾、同東高尾、同梨子林、同後沢、同猪毛、同唐堀、同三沢入、同富士山、同石津、同下夕村、同稲荷木、同中井戸、同中川原、同小橋、同広町、同三本木、同桑木原、同久根ノ内、同四ツ目町、同湯ヶ沢、同諏訪平、同下道及び同西原の区域</p>

区域の区分	区 域 名
第 2 種区域 (続き)	<p>7 倉渚町岩氷上野、同相間川、同本丸、同岩氷、同柳田、同下道久保、同下モ下道、同北原、同新屋敷、同栃ノ木、同上ミ下道、同下道平、同原谷戸及び同下田の区域</p> <p>8 倉渚町水沼上相間、同相間、同落合、同森、同大谷戸、同旭ヶ丘、同中尾、同十二平、同新井、同中郷、同沼田、同島山、同相吉及び同細尾の区域</p> <p>9 箕郷支所管内のうち第 3 種区域の項 18 に定める区域を除く区域</p> <p>10 群馬支所管内のうち第 3 種区域の項 19 に定める区域及び第 4 種区域の項 11 に定める区域を除く区域</p> <p>11 市道新町 - 2047 号線、同昭和通線、同 2043 号線、同 2041 号線、同 2035 号線、同 2031 号線、同 4029 号線、同岩倉橋下戸塚線、同 3047 号線、神流川堤防、烏川堤防及び温井川堤防に囲まれた区域</p> <p>12 県道藤岡大胡線、市道新町 - 8058 号線、同 8063 号線、同 8036 号線、同 205 号線、同 8030 号線、同 8013 号線、同 8011 号線、同 8015 号線、同インターチェンジ北口線、同岩倉橋下戸塚線、同 206 号線、同 7027 号線、同 7032 号線、同 206 号線、同 7034 号線、神流川堤防、市道新町 - 7012 号線、同 7006 号線、同 7007 号線、同 7011 号線、同 7008 号線、同岩倉橋下戸塚線、同 6019 号線、同 6012 号線、同 6005 号線、同 6007 号線及び同 6006 号線に囲まれた区域並びに新町 1308 番地 2、同番地 3、同番地 19、同番地 21 及び同番地 22 の区域</p> <p>13 榛名支所管内のうち第 3 種区域の項 24 から 26 までに定める区域を除く区域</p> <p>14 吉井支所管内のうち第 1 種区域、第 3 種区域及び第 4 種区域を除く区域</p>
第 3 種区域	<p>1 倉渚支所、箕郷支所、群馬支所、新町支所及び榛名支所が所管する区域以外の用途地域のうち近隣商業地域、商業地域及び準工業地域の区域</p> <p>2 市道環状線、同 H71 号線、同 H71 号線の終点と同 H300 号線の起点とを結ぶ直線、同 H300 号線、同 H300 号線の終点と同 H316 号線の起点とを結ぶ直線、同 H316 号線、同 H316 号線の終点と同 H321 号線の起点とを結ぶ直線、同 H321 号線、同 H321 号線の終点と同 H449 号線の終点とを結ぶ直線、市道 H328 号線、同 H328 号線の起点と同 F497 号線の起点とを結ぶ直線、同 F497 号線、同 F491 号線、同大類中通り線、同 F389 号線、同 F386 号線、同 F386 号線の起点と同 F372 号線の終点とを結ぶ直線、同 F372 号線、同 F384 号線、同 F373 号線、同 F381 号線及び一貫堀川に囲まれた区域のうち市街化調整区域の区域</p> <p>3 井野川、主要地方道高崎駒形線北側 50m の線、市道 F216 号線、同 F216 号線の起点と同 F421 号線の起点とを結ぶ直線、同 F421 号線、同 F450 号線、同大類中通り線、同 F781 号線、同 F452 号線、同 F784 号線、同 F455 号線、同 F782 号線及び同 F783 号線に囲まれた区域</p> <p>4 滝川、市道 G146 号線、同 G98 号線、同 G153 号線、主要地方道前橋長瀬線、市道 G158 号線、同 G146 号線、同 G165 号線、同 G158 号線、同 G189 号線、同 G198 号線及び同滝川中通り線に囲まれた区域のうち市街化調整区域の区域</p>

区域の区分	区	域	名
第3種区域 (続き)	5	井野川以北の国道17号両側50mの範囲の区域のうち市街化調整区域の区域	
	6	烏川緑地の区域	
	7	烏川2号緑地の区域	
	8	烏川の区域	
	9	碓氷川の区域	
	10	利根川の区域	
	11	八幡霊園の区域	
	12	高崎市総合卸売市場の区域	
	13	阿久津水処理センターの区域	
	14	浜川運動公園の区域	
	15	観音山ファミリーパークの区域	
	16	倉渕町三ノ倉石津、同七ツ石、同鍛冶屋、同糶屋、同窪谷戸、同潜堂、同森前、同暖井及び同町の区域	
	17	倉渕町権田岩下、同滝ノ沢、同広町、同下平、同元村、同上宿、同田子塚、同権田谷戸、同関谷、同塚越、同糶谷、同長井、同堂ノ下、同中林及び同石津の区域	
	18	箕郷支所管内の用途地域のうち第一種住居地域、準住居地域、近隣商業地域及び工業地域の区域	
	19	群馬支所管内の用途地域のうち準工業地域の区域	
	20	市道新町-201号線、同1038号線、同1016号線、同1007号線、国道17号、高崎市及び藤岡市の境界、県道藤岡大胡線、市道新町-6006号線、同6007号線、同6005号線、同6012号線、同6019号線、同岩倉橋下戸塚線、同7008号線、同7011号線、同7007号線、同7006号線、同7012号線、神流川堤防、自衛隊駐屯地界、市道新町-4029号線、同2031号線、同2035号線、同2041号線、同2043号線、同昭和通線及び同2047号線に囲まれた区域並びに新町2330番地61から同番地64までの区域	
	21	市道新町-岩倉橋下戸塚線、同7032号線、同7027号線、同206号線、同7036号線、神流川堤防、市道新町-7034号線、同206号線、同7032号線、同7027号線及び同206号線に囲まれた区域	
	22	市道新町-8011号線、同8013号線、同8030号線、同205号線、同8033号線、同岩倉橋下戸塚線、同8024号線及び同8014号線に囲まれた区域	
	23	県道藤岡大胡線、高崎市及び藤岡市の境界、市道新町-8071号線、同8069号線、同8053号線、同8063号線及び同8058号線に囲まれた区域	
	24	下室田町字高権、同清水、同町及び同下村の区域	
	25	上里見町字天水、同上河原、同河岸、同町通及び同田中の区域	
	26	中里見町、下里見町、上大島町、本郷町、高浜町及び神戸町の区域	
	27	吉井町馬庭字上川原、同間々下、同上西久保及び同浜屋敷の区域	

区域の区分	区 域 名
第 4 種区域	<p>1 倉渕支所、箕郷支所、群馬支所、新町支所及び榛名支所が所管する区域以外の用途地域のうち工業地域及び工業専用地域の区域</p> <p>2 行力工業団地の区域</p> <p>3 浜川工業団地の区域</p> <p>4 群南工業団地の区域</p> <p>5 八幡原工業団地の区域</p> <p>6 八幡原第二工業団地の区域</p> <p>7 宿大類工業団地の区域（用途地域を除く。）</p> <p>8 阿久津工業団地の区域</p> <p>9 市道 F415 号線、一貫堀川、一貫堀放水路、市道 F398 号線、同大類中通り線、同江木元島名線、同 F790 号線、同 F789 号線、同 F787 号線、同 F788 号線、同 F786 号線、同 F784 号線、同 F452 号線、同 F781 号線、同大類中通り線及び同 F450 号線に囲まれた区域</p> <p>10 市道 H818 号線、同 H849 号線、同 H844 号線、同 H846 号線、同 H845 号線、同 H926 号線、同 H734 号線及び同 H939 号線に囲まれた区域のうち市街化調整区域の区域</p> <p>11 群馬支所管内の用途地域のうち工業地域</p> <p>12 県道中島新町線、高崎市及び藤岡市の境界、国道 17 号、市道新町 - 1007 号線、同 1016 号線、同 1038 号線及び同 201 号線に囲まれた区域のうち新町 2330 番地 61 から同番地 64 までを除く区域</p> <p>13 市道新町 - インターチェンジ北口線、同 8015 号線、同 8014 号線、同 8024 号線、同岩倉橋下戸塚線、同 8033 号線、同 205 号線、同 8036 号線、同 8053 号線、同 8069 号線、同 8071 号線、高崎市及び藤岡市の境界、神流川堤防、市道新町 - 7036 号線、同 206 号線、同 7027 号線、同 7032 号線及び同岩倉橋下戸塚線に囲まれた区域のうち新町 1308 番地 2、同番地 3、同番地 19、同番地 21 及び同番地 22 を除く区域</p> <p>14 池工業団地の区域</p> <p>15 多比良工業団地の区域</p> <p>16 岩井工業団地の区域</p> <p>17 吉井町坂口のうち字原 102 番地、同向平 109 番地から 119 番地まで、141 番地から 143 番地まで、152 番地、159 番地から 160 番地まで及び同上川原 995 番地から 997 番地までの区域</p>

[表] 振動規制法に基づく指定地域

区域の区分	区 域 名
第 1 種区域	騒音規制法に基づく第 1 種区域及び第 2 種区域
第 2 種区域	騒音規制法に基づく第 3 種区域及び第 4 種区域

[表] 特定工場等騒音規制基準

時間の区分 区域の区分	昼 間	朝 ・ 夕	夜 間
第 1 種区域	45dB	40dB	40dB
第 2 種区域	55dB	50dB	45dB
第 3 種区域	65dB	60dB	50dB
第 4 種区域	70dB	65dB	55dB

学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 7 条第 1 項に規定する保育所、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する図書館、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね 50 m の区域内における当該基準は、時間の区分及び区域の区分に応じて定める値（第 2 種区域、第 3 種区域及び第 4 種区域に係るものに限る。）からそれぞれ 5dB を減じた値とする。

(※) 昼間とは、午前 8 時から午後 6 時までとし、朝とは、午前 6 時から午前 8 時までとし、夕とは、午後 6 時から午後 9 時までとし、夜間とは、午後 9 時から翌日の午前 6 時までとする。

[表] 特定工場等振動規制基準

時間の区分 区域の区分	昼 間	夜 間
第 1 種区域	65dB	55dB
第 2 種区域	70dB	65dB

学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 7 条第 1 項に規定する保育所、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する図書館、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね 50 m の区域内における当該基準は、時間の区分及び区域の区分に応じて定める値からそれぞれ 5dB を減じた値とする。

(※) 昼間とは、午前 8 時から午後 7 時までとし、夜間とは、午後 7 時から翌日の午前 8 時までとする。

<立入検査の状況>

届出の内容や法令の遵守状況を確認する必要がある場合に、その都度立入を実施しています。その他、特定工場等に起因する騒音・振動の苦情が申し立てられた場合にも立入を実施し、状況に応じて敷地境界の騒音・振動測定を行っています。

[表] 平成 29 年度 特定工場等立入検査結果

業種	事業場数
非鉄金属製造業	1
鉄鋼業	1
金属製品製造業	3
機械器具製造業	6
電子部品デバイス製造業	2
土石製品製造業	1
食料品製造業	4
木材・木製品製造業	1
印刷業	1
小売業	1
水道業	1
自動車整備業	1
廃棄物処理業	1
研究機関	1
学校教育	1
合 計	26

②特定建設作業

重機等を使用する作業は、作業時に大きな騒音や振動を発生させ、近隣の生活環境に大きな影響を与えます。このような作業は、騒音規制法等において「特定建設作業」として規定されています。

特定建設作業を実施する際には、法令に基づく事前の届出と規制基準の遵守が義務づけられています。

<特定建設作業の届出状況>

法令により定められている特定建設作業の種類及び平成 29 年度の届出状況は次ページの表のとおりです。

[表] 特定建設作業届出状況（平成 29 年度）

法令	作業の種類	件数
騒音 規制法	・ さく岩機を使用する作業	36
	・ くい打ちくい抜き機を使用する作業 ・ びょう打ち機を使用する作業 ・ 空気圧縮機を使用する作業 ・ バックホウ等を使用する作業 ・ コンクリートプラントまたはアスファルトを使用する作業 等	9
振動 規制法	・ ブレーカーを使用する作業	32
	・ くい打ちくい抜き機を使用する作業 ・ 鋼球を使用する作業 ・ 舗装版破碎機を使用する作業 等	6
県条例	・ 空気圧縮機を使用する作業	11
合 計		94

<規制基準>

[表] 特定建設作業の規制基準

特定建設 作業の場 所の敷地 境界にお ける基準	夜間作業		1日の作業時間		作業時間	日曜日その他の 休日の作業
	第 1～3 種 区域	左記以外 の区域	第 1～3 種 区域	左記以外 の区域		
騒音 85dB 振動 75dB	午後 7 時か ら午前 7 時 までは行わ ないこと	午後 10 時 から午前 6 時まで は行わな いこと	10 時間を越 えて行わな いこと	14 時間を 越えて行 わないこ と	連続して 6 日を越 えて行わ ないこと	行わないこと
	災害、危険防止、鉄道等 の運行並びに道路法、道 路交通法に基づき夜間 作業を行うこととなっ ている場合を除く。		その作業を開始した日 に終わる場合、災害等に より緊急を要する場合 及び危険防止のため行 う場合を除く。		災害時に より緊急 を要す る場 合及び 危険防 止のた め行 う場 合を 除く。	災害、危険防止、 鉄道等の運行、変 電所の工事並び に道路法、道路交 通法に基づき休 日に行うことと なっている場合 を除く。

(※) 第 4 種区域のうち学校、保育所、病院及び診療所のうち患者の入院施設を有するもの、図書館、特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲概 80m の区域内

③飲食店営業等騒音規制基準

深夜営業を営む飲食店等から発生する騒音は、周辺住民の睡眠を妨げる原因となり、健康及び生活環境を著しく損なわせる等の問題を引き起こす可能性があります。

このような問題に対応するために、高崎市公害防止条例及び群馬県的生活環境を保全する条例において、深夜の飲食店営業等における騒音の規制基準を定め、また、カラオケ等の音響機器の使用制限を規定しています。

<規制基準及び音響機器の使用制限>

高崎市公害防止条例及び群馬県的生活環境を保全する条例で規定されている飲食店営業等の規制基準及び音響機器の使用制限の詳細については、以下の表のとおりです。

[表] 飲食店営業等騒音規制基準

区域の区分	許容限度 (午後10時から翌午前6時まで)	対 象 営 業
第1種区域	40db	・飲食店営業 ・喫茶店営業
第2種区域	45db	・ボーリング場営業 ・ゴルフ練習場営業
第3種区域	50db	・テニス練習場営業 ・バッティング練習場営業
第4種区域	55db	・ガソリンスタンド営業 ・液化石油ガススタンド営業 ・スイミングプール営業

[表] 音響機器の使用制限

制限の内容	音響機器	対象営業
午後11時から翌日の午前6時まで使用禁止。ただし、外に漏れない場合はこの限りではない。	カラオケ装置 拡声装置 楽器 ステレオセットその他の音声機器 録音・再生装置(カラオケ装置を除く) 有線ラジオ放送装置(受信装置に限る)	飲食店営業

4 化学物質

①特定施設、特定事業場の規制

ダイオキシン類対策特別措置法では、大気の汚染または公共用水域の水質汚濁の防止のため、ダイオキシン類を大気に排出、またはこれを含む汚水もしくは廃液を排出する施設については、種類及び構造に応じて排出基準が定められています。

ダイオキシン類対策特別措置法の事務は都道府県知事の権限とされていますが、政令で指定する市の長に事務の一部を委任することができ、本市もこの指定を受け、平成23年4月1日から工場・事業場に係る事務を行っています。

<特定建設の届出状況>

ダイオキシン類対策特別措置法で届出を義務づけられている施設の届出状況は、以下のとおりです。

[表] ダイオキシン類特定施設届出状況（平成29年度末現在）

[大気基準適用施設]

施行令別表第一の項番号	施設種類	燃焼能力	施設数	
			新設施設	既設施設
5	廃棄物焼却炉	4t/h 以上	0	3
		2t/h 以上～4t/h 未満	1	1
		2t/h 未満	10	7
合 計			22	

(※) 新設施設：法施行後（平成12年1月15日以降）に設置された施設

既設施設：法施行前に設置された施設

[水質基準適用施設]

施行令別表第二の項番号	施設種類	施設数
15	廃棄物焼却炉に係る灰の貯留施設	2
15-イ	廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設	3
18	下水道終末処理施設	1
合 計		6

<立入検査の状況>

ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設を設置している工場・事業場に対して、次ページのとおりに立入検査を実施しました。

[表] 立入検査を実施した工場・事業場数及び施設数（平成 29 年度）

法対象区分	工場・事業場数	施設数
大気基準適用施設	3	3
水質基準適用施設	0	0

<自主測定結果の報告>

ダイオキシン類対策特別措置法で規定された特定施設を設置している事業者は、毎年 1 回以上、排出ガスまたは排出水について、ダイオキシン類による汚染状況の測定を行い、その結果を報告しなければなりません。

平成 29 年度は、15 件の報告を受け付けましたが、排出基準に適合しない施設・事業場はありませんでした。

[表] 自主測定結果の報告値及び排出基準

[大気基準適用施設]

(単位: ng-TEQ/m³)

施設種類	燃焼能力	新設施設		既設施設	
		報告値	排出基準	報告値	排出基準
廃棄物焼却炉	4t/h 以上	—	0.1 以下	0.00009 ~0.0010	1 以下
	2t/h 以上~4t/h 未満	0.00063	1 以下	0.38	5 以下
	2t/h 未満	0.0003 ~3.0	5 以下	0.013 ~1.6	10 以下

(※) 新設施設：法施行後に設置された施設 既設施設：法施行前に設置された施設
 なお、既設施設で、大気汚染防止法において指定物質抑制基準が既に適用されている施設については、新設施設の排出基準を適用

[水質基準対象施設]

(単位: pg-TEQ/L)

施設種類	報告値	排出基準
廃棄物焼却炉に係る灰の貯留施設	0.068	10 以下
廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設	0.0013	
下水道終末処理施設	0.00057	

②PRTR 制度（化学物質排出移動量届出制度）

PRTR とは、Pollutant Release and Transfer Register の略称で、有害性のある多種多様な化学物質が、どのような発生源から、どのくらい環境中に排出されたか、あるいは廃棄物に含まれて事業所の外に運び出されたかというデータを把握し、集計し、公表する制度です。

対象となる化学物質は、有害性についての国際的な評価や物質の生産量などを踏まえ、環境中に広く存在すると認められる物質として 462 物質（第一種指定化学物質）が指定されています。届出要件を満たす事業者は、前年度における第一種指定化学物質の排出量・移動量を届け出なければなりません。

PRTR 制度に関する事務は、特定指定物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善に関する法律に基づき都道府県知事の権限とされていますが、群馬県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき、指定する市の長に事務の一部を委任することができ、本市はこの指定を受け、平成 23 年 4 月 1 日から事務を行っています。

<排出先・移動先>

平成 28 年度に市内の事業者が取り扱った指定化学物質の排出先・移動先は、主に廃棄物としての移動であり、次いで大気への排出でした。また、市内の排出量・移動量は県内の約 9.7% を占めています。（表 1、図 1 参照）

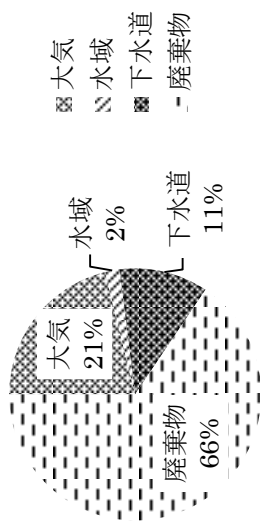
<排出量・移動量の合計が多い業種>

排出量・移動量の合計が多い業者は、化学工業、金属製品製造業となっています。化学工業は、化学的処理を主な製造過程で行う業種、金属製品製造業は、各種金属製品を製造する業種です。

また、届け出された 120 事業所のうち約半数の 66 事業所が燃料小売業となっています。燃料小売業は、自動車その他の燃料用ガソリン、軽油及び LPG を小売りする業種です。（表 2 参照）

[表1] 事業所外への移排出量・移動量 (排出・移動年度：平成28年度)

自治体名	届出数	排出量 (kg)				移動量 (kg)			排出量・移動量 合計 (kg)
		大気	水域	土壌	埋立	下水道	廃棄物	合計	
高崎市	120	187,336	16,447	0	0	101,112	580,632	681,744	885,527
群馬県	782	4,195,899	66,115	0	0	101,839	4,770,409	4,872,248	9,134,262
割合 (%) (高崎市/群馬県)	15.3	4.5	24.9	0	0	4.8	12.2	14.0	9.7



[図1] 高崎市における排出量・移動量の割合

[表2] 排出量・移動量の合計が多い上位10業種 (排出・移動年度：平成28年度)

業種名	排出量 (kg)				移動量 (kg)			排出量・移動量 合計 (kg)
	大気	水域	土壌	埋立	下水道	廃棄物	合計	
化学工業	2,354	209	0	0	99,900	147,644	247,544	250,107
金属製品製造業	8,986	271	0	0	0	79,934	79,934	89,191
倉庫業	76,675	0	0	0	0	0	0	76,675
電気機械器具製造業	14,995	13,205	0	0	1	29,657	29,658	57,858
一般機械器具製造業	34,943	400	0	0	240	6,804	7,044	42,387
鉄鋼業	16,651	83	0	0	0	6,350	6,350	23,084
医薬品製造業	621	0	0	0	0	15,940	15,940	16,561
燃料小売業	11,870	0	0	0	0	0	0	11,870
輸送用機械器具製造業	9,100	0	0	0	0	0	0	9,100
石油卸売業	9,079	0	0	0	0	0	0	9,079

5 その他項目（公害苦情・あき地の環境管理）

（1）公害苦情

公害苦情の処理については、環境政策課が主体となり、関係機関等と連携、協力して解決に努めています。

しかしながら、近年においては商工農業地域と住宅地との混在化や、近隣住民関係の希薄化等が苦情の解決を困難なものにしています。

平成 29 年度の公害苦情の新規受付件数は 75 でした（一過性等の軽微な苦情については計上していません）。

[表] 公害苦情受付状況（平成 25～29 年度）

（単位：件）

種類 \ 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
大気汚染	2	3	0	1	14
水質汚濁	1	0	0	0	1
騒音	6	4	5	3	35
振動	0	0	0	0	3
悪臭	3	6	3	1	13
廃棄物投棄	5	5	2	10	7
その他	0	0	1	3	2
合 計	17	18	11	18	75

[表] 平成 29 年度 発生源別苦情件数

（単位：件）

種類 \ 発生源	農業	建設業	製造業	熱供給・水道業	電気・ガス	運輸業	卸売・小売業	医療・福祉	飲食店・宿泊業	教育・学習支援業	複合サービス業	サービス業	家庭生活	河川	その他	不明	合 計
大気汚染	0	8	4	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	14
水質汚濁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
騒音	1	10	8	1	0	0	0	0	10	0	0	4	0	0	0	1	35
振動	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
悪臭	1	1	5	0	0	0	0	0	3	0	0	1	0	0	0	2	13
廃棄物投棄	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	4	0	0	2	7
その他	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	2
合 計	2	22	17	2	0	0	0	1	14	1	0	7	4	0	0	5	75

[表] 平成 29 年度 公害苦情解決状況

(単位：件)

	苦情件数	解決件数
平成 28 年度以前からの継続苦情	21	2
平成 29 年度受付苦情	75	63
合 計	96	65

平成 29 年度中に解決できなかった苦情に対しても、継続して調査、指導を行い、早期に解決するよう努めています。

(2) あき地の環境管理

あき地の環境管理は、土地の所有者又は管理者の努めであり、管理不善な状況が継続した場合、周辺地域の住民に大変な迷惑をかけることとなります。

そのようなあき地に対しては、「高崎市あき地の環境管理に関する条例」に基づいて指導しています。

[表] あき地の管理指導状況（平成 25～29 年度）

	除草指導したあき地		指導後改善されたあき地	
	筆数	面積 (m ²)	筆数	面積 (m ²)
平成 25 年度	204	71,125	146	48,670
平成 26 年度	250	84,487	164	57,525
平成 27 年度	349	118,804	218	72,219
平成 28 年度	328	136,875	247	105,467
平成 29 年度	333	121,328	220	80,689

(※) 平成 27 年度より各支所が所管する地域の指導実績を含む。

第3節 廃棄物処理関係

1 ごみ・資源物の収集運搬体制

昭和 62 年度から民間業者への収集の委託化を計画的に実施し、現在では高崎地域の燃やせるごみの集積所数の約 2%（平成 29 年 4 月 1 日現在）を直営で収集し、そのほかの燃やせるごみ、燃やせないごみ、粗大ごみ、資源物については民間委託による収集を行っています。

(1) 指定袋制度

平成 10 年 4 月から中身の確認できる透明・半透明の袋をごみの排出袋に指定しています。ごみ排出者の責任と自覚を促し、排出マナーを向上させ、分別がより一層徹底されることで、資源物の増加やごみの減量が図られました。また収集及び処理作業の安全性も確保されました。

なお、指定袋は無地の透明又は白色系の半透明の袋とし、サイズは 20L・30L・45L で、材質は非塩ビ系のもので形態は U 字袋か角袋としています。

(2) 燃やせるごみ・燃やせないごみ

燃やせるごみは月・木曜日と火・金曜日の週 2 回収集、燃やせないごみは、小学校区を原則とした地区割により、月 2 回（倉渕地域のみ月 1 回）収集しています。

なお、ステーションの数は全市で燃やせるごみ約 7,364 箇所、燃やせないごみ約 2,722 箇所（平成 29 年度末現在）となっています。ステーションの新設、変更及び廃止については各町内の環境保健委員が市に申請する方式をとっています。

(3) 資源物

25～28 ページの『第 3 章第 2 節 1 ごみの減量化と資源化の推進 (2) リサイクルの推進 ①資源物の分別収集』をご参照ください。

(4) 粗大ごみ

大型家庭ごみについては、受益者負担の原則から平成 10 年 4 月より戸別有料収集を実施しています。収集は委託業者が行い、平成 14 年度から受付業務も委託化しています。合併後、平成 20 年度には収集地域を全市域に拡大しました。

粗大ごみは 1 辺の長さが 60cm 以上（概ね 180cm 以下）、もしくは重さが 10kg 以上のもので収集には 1 点について 510 円の手数料（粗大ごみ処理券を購入する）が必要です。

粗大ごみの中で、まだ使用できるものや、簡易な修繕により使用できるものは、高崎市リユースセンターで公開し、希望者に抽選でお渡ししています。

[表] 粗大ごみ処理券販売実績及び収集品数（平成 25～29 年度）

	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
収集品数	18,498	18,084	17,748	19,211	19,319
販売枚数	20,290	19,006	18,783	20,273	20,741
売上金額（円）	10,145,000	9,693,060	9,579,330	10,339,230	10,577,910

(5) 臨時ごみ

引越し等により一時的に排出される多量ごみは、市民からの依頼により市が有料で戸別収集を行っています。

また、犬・猫等動物の死体は、飼い主からの依頼により市が有料で収集しています。飼い主不明の場合は、平日は直営あるいは燃やせるごみの収集委託業者が収集し、休日は委託業者が収集しています。

[表] 有料戸別収集料金表（平成 29 年度）

区 分		金 額	
使用車両	最大積載量 0.5t のもの	1 台 1 回につき	3,240 円
	〃 1.0t のもの	〃	6,480 円
	〃 2.0t のもの	〃	11,600 円
犬猫等の死体		1 頭につき	1,020 円

[表] 臨時ごみ収集件数（平成 25～29 年度）

		25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
引越しごみ等（件）		102	120	108	95	117
引越しごみ等総重量（t）		170	189	131	137	158
犬猫等の死体	飼主有	280	265	253	194	202
	飼主不明	1,837	1,986	2,203	1,938	1,954
	合計	2,117	2,251	2,456	2,132	2,156

2 廃棄物処理施設

(1) 高浜クリーンセンター

①ごみ処理施設

ごみ処理については、昭和 41 年に高崎市和田多中町に処理能力 300t/日の連続焼却炉を建設し処理にあたってきましたが、増大するごみ量と設備の老朽化により処理が難しくなったことから、当時の榛名町大字高浜に焼却施設を昭和 60 年に、粗大ごみ処理施設を昭和 62 年にそれぞれ着工し、昭和 63 年 11 月に施設が完成しました。



[表] 施設概要 (高浜クリーンセンター：ごみ処理施設)

所在地	高崎市高浜町 248 番地 1
処理能力	(ごみ焼却能力) 450t/日 (150t×3 炉) (不燃・粗大ごみ処理能力) 55t/5 時間
処理料金	1kg につき 15 円+消費税相当額 (100kg まで無料。100kg を超えると総量に対して手数料がかかります。)

②リサイクルセンター

ごみの排出量は、住民の生活様式の変化に伴って年々増加の一途をたどっています。また、地球環境の保全と限りある資源の有効利用を図る目的で容器包装リサイクル法なども施行されたこともあり、増加するごみを分別処理することによりごみを減量し、合わせて従来の焼却施設、粗大ごみ処理施設の負荷軽減ならびに埋立処分場の延命のために、平成 8、9 年度に資源化施設として高浜クリーンセンター内にリサイクルセンターを建設しました。

[表] 施設概要 (高浜クリーンセンター：リサイクルセンター)

所在地	高崎市高浜町 248 番地 1
処理能力	68.5t/5 時間 【内訳】(空き缶処理) 14t/5 時間、(空き瓶処理) 16t/5 時間 (古紙類圧縮梱包処理) 37t/5 時間、(ペットボトル圧縮処理) 1.5t/5 時間
処理料金	1kg に付き 15 円+消費税相当額 (100kg まで無料。100kg を超えると総量に対して手数料がかかります。)

(2) 城南クリーンセンター（し尿処理施設）

昭和44年12月から総合衛生センター科学工場において、し尿処理の業務を開始しました。しかし、生活環境の変化に伴い水洗化が進み、浄化槽汚泥量が増加したこと、また、施設全体の老朽化により、し尿処理が難しくなってきました。

そこで、平成2年7月より3か年かけて、旧清掃工場跡地に科学的知見による環境の保全や処理負荷の削減を基本方針として、城南クリーンセンターを建設しました。



[表] 施設概要（城南クリーンセンター）

所在地	高崎市和田多中町 610 番地
処理能力	174kL/日 (し尿) 46kL/日、(浄化槽汚泥) 128kL/日
処理方式	高負荷脱窒素処理方式+高度処理

(3) エコパーク榛名（一般廃棄物榛名最終処分場）

エコパーク榛名は、本市の一般廃棄物最終処分場で、高浜クリーンセンター等の焼却残渣、不燃残渣、資源物残渣及びし尿汚泥残渣を埋立る施設として平成13年4月に供用開始しました。平成24年3月には第二期の拡張工事も完了し、同年4月から供用開始しています。焼却残渣等を安心・安全かつ清潔に処理し、周辺環境の保全に配慮した施設です。

[表] 施設概要（エコパーク榛名）

所在地		高崎市上室田町 1850 番地
①埋立処分地	埋立面積	37,500m ²
	埋立容量	438,000m ³
	埋立方法	サンドイッチ+セル工法
②浸出水処理施設	処理能力	80m ³ /日
	処理方式	カルシウム除去+接触ばっ気（硝化・脱窒）+凝集膜ろ過+活性炭吸着+膜処理（脱塩）+消毒+放流
	処理水質	pH6.5~8.5、BOD10mg/L、COD10mg/L、SS10mg/L、T-N10mg/L、Ca ²⁺ 100mg/L、Cl ⁻ 500mg/L、大腸菌群数 3,000 個/cm ³ その他排水基準値以下

[表] 埋立実績（平成 25～29 年度）

（単位：m³）

	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
埋立量	15,891	14,828	14,185	14,005	13,398
焼却残渣	13,502	12,739	12,421	12,282	11,696
不燃・資源物残渣	2,263	1,967	1,640	1,603	1,579
し尿汚泥残渣	126	122	124	120	123
埋立残余量	210,729	195,901	181,716	167,711	154,313

（※）搬入量は重量で計測しているが、残余量積算のため焼却残渣及びし尿汚泥残渣は重量に 0.85 を、不燃残渣及び資源物残渣は重量に 0.85 を乗じて埋立量を算出しています。

（※）埋立残余量は、平成 24 年度から第 2 期施設を含む値です。

（４）一般廃棄物最終処分場

昭和 50 年からセル方式で埋め立てを開始し、平成 13 年 4 月の一般廃棄物最終処分場エコパーク様名の稼働まで高浜クリーンセンターから出る焼却灰及び不燃残渣などを埋め立てていました。

現在は、一般家庭から直接搬入される石、コンクリート、タイル、素焼きの植木鉢等の埋め立てのみを行っています。処理料金は 1kg に付き 12 円＋消費税相当額（40kg まで無料、40kg を超えると総量に対して手数料がかかります）です。

[表] 施設概要（一般廃棄物最終処分場）

所在地		高崎市吉井町上奥平 2109 番地
①埋立処分地	埋立面積	100,000m ²
	埋立容量	940,000m ³
②浸出水処理施設	処理能力	130m ³ /日
	処理方式	回転円板生物処理 — 凝集沈殿 — 砂ろ過 — 活性炭処理 — 滅菌 — 放流

[表] 埋立面積及び容量

工 区	埋立面積（m ² ）	埋立容量（m ³ ）	備 考
第 1 工区	22,460	217,000	埋 立 完 了
第 2 工区	8,540	62,000	〃
第 3 工区	20,000	146,000	〃
第 4 工区	49,000	515,000	埋 立 中
合計	100,000	940,000	

(※) 最終処分場全体を見直し延命を図るため、第2次整備計画を実施し昭和60、61年に第4工区を造成するとともに新たな浸出水処理施設を整備しました。平成9年度には遮水工事を行い、平成11年度には浸出水処理調整槽(800m³)の築造を実施しました。平成12年度に測量調査を実施したところ、計画より約60,000m³の余裕があることが確認されたため、埋立容量を940,000m³に変更し埋立終了期間を平成16年3月まで延長しました。平成13年度以降は高浜クリーンセンターからの搬入がなくなり埋立量が大幅に減少したため、終了期間を搬入量の推移を見ながら5年ごとに期間の延長を実施し、現在は平成31年3月までとしています。

浸出水処理施設では前段で生物処理を行い、凝集沈殿、砂ろ過及び活性炭処理の4段階で処理した後、滅菌して放流しています。

[表] 埋立実績(平成25~29年度)

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
埋立量(m ³) (覆土量(m ³))	2,035 (339)	5,155 (859)	2,237 (373)	1,423 (237)	1,167 (194)
残余量(m ³)	47,315	40,816	39,696	38,658	38,088

(5) 新町クリーンステーション

本施設は、平成14年から休止されていた新町清掃センターを解体した跡地に、自己搬入による一般廃棄物の受入及び高浜クリーンセンターへの収集運搬効率を考慮した、一時積替保管施設として平成25年3月に竣工しました。

[表] 施設概要(新町クリーンステーション)

所在地	高崎市新町893番地1
機能	自己搬入ごみ及び収集ごみの一時積替保管、事務所
延床面積	鉄骨造平屋建 652m ²

(6) 吉井クリーンセンター

本施設は、ごみ焼却施設及び不燃・粗大ごみ処理施設として平成4年より処理にあたっています。また、ごみの焼却により発生するダイオキシン対策として、平成14年度にごみ焼却炉の改修工事を行いました。



[表] 施設概要(吉井クリーンセンター)

所在地	高崎市吉井町多比良4374
処理能力	(ごみ焼却能力) 30t/日(15t×2炉) (不燃・粗大ごみ処理能力) 6t/5時間
処理料金	1kgにつき15円+消費税相当額 (100kgまで無料。100kgを超えると最初の1kgから有料)

3 し尿処理（浄化槽・汲取りによる）

浄化槽は、し尿と生活排水の処理の過程で汚泥が発生しますが、浄化槽清掃（汚泥の引き抜き）は、市で許可した業者により実施しています。し尿の汲取りは、市で許可した業者が地域を定めて実施し、浄化槽の汚泥及びし尿は、吉井を除く地域は城南クリーンセンター、吉井地域は岡之郷クリーンセンターで処理しています。

（1）浄化槽関係

浄化槽は法律により保守点検、法定検査（浄化槽法に基づく検査）及び清掃が義務づけられています。

このうち浄化槽の保守点検は、浄化槽が正しく機能しているか点検し、装置の調整や清掃時期の判定、消毒液の補充等を行うもので、定期的な実施が義務づけられています。

保守点検は浄化槽法に基づき、市の登録を受けた業者が行い、市では公害（悪臭・水質汚濁等）のない完全な維持管理が実施されるよう指導に努めています。

また、清掃は、年1回以上実施することが義務づけられています。

[表] 浄化槽処理人口等及び汚泥処理量（平成25～29年度）

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
世帯数	39,404	39,464	40,018	40,173	40,659
人口	106,253	105,266	104,817	103,182	102,857
処理量（kL）	52,451.4	52,407.3	53,429.8	54,346.9	52,128.9

（2）汲取り関係

[表] 汲取り処理人口等及び処理量（平成25～29年度）

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
世帯数	4,755	4,442	4,016	3,754	3,439
人口	11,584	10,519	9,670	8,861	7,947
処理量（kL）	4,730.2 (4,439.5)	4,742.7 (4,506.0)	4,562.9 (4,340.4)	4,238.4 (4,030.8)	3,737.9 (3,568.1)

（※）括弧内は城南クリーンセンターの実績であり、岡之郷クリーンセンターでの処理実績を含まない。

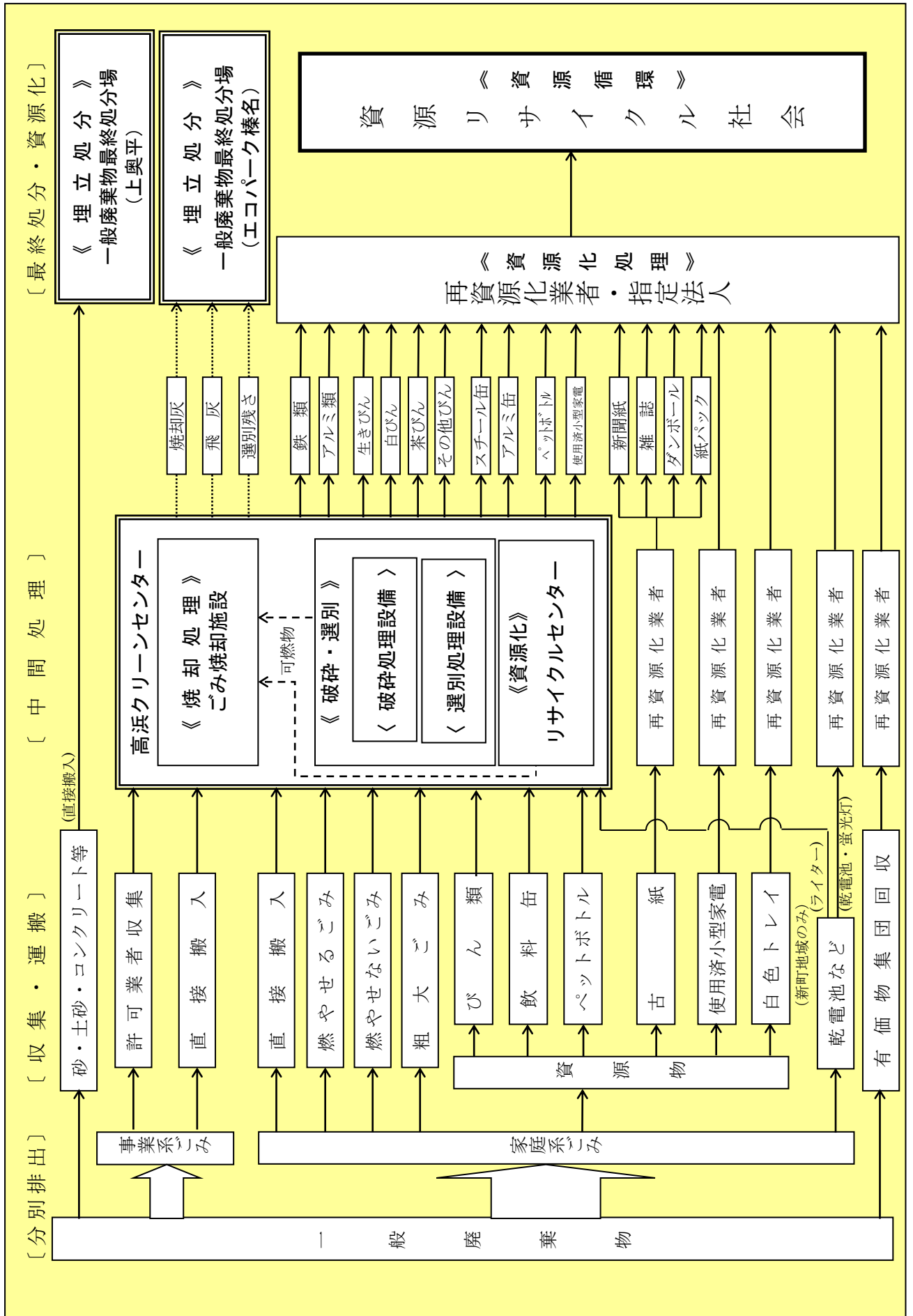
[表] 汲取り料金表（平成 29 年度）

作業対策		料金	
高崎	定額日数制によるもの（一般家庭）	1 人 1 日 12 円	
	従量制によるもの（事業所等）	36L につき 360 円	
	特別 加算	無 臭 ト イ レ	1 回につき 400 円
		月 2 回以上汲取りする場合	2 回目より 1 回につき 200 円
引越等臨時に汲取る場合		1 回につき 200 円	
倉渕	委託業者による従量制	36L につき 250 円（汲取り券方式）	
箕郷	許可業者による従量制	36L につき 300 円	
群馬	委託業者による従量制	36L につき 300 円（汲取り券方式）	
新町	許可業者による従量制	36L につき 260 円	
榛名	委託業者による従量制	36L につき 300 円（汲取り券方式）	
吉井	許可業者による定額制	ア) 世帯割（基本料金）100 円 水洗清掃料 イ) 月 1 回収集する場合は 230 円 ウ) 月 2 回以上収集する場合は 2 回目から 36 L につき 230 円をイ) に加算	
	許可業者による従量制	36L につき 230 円	

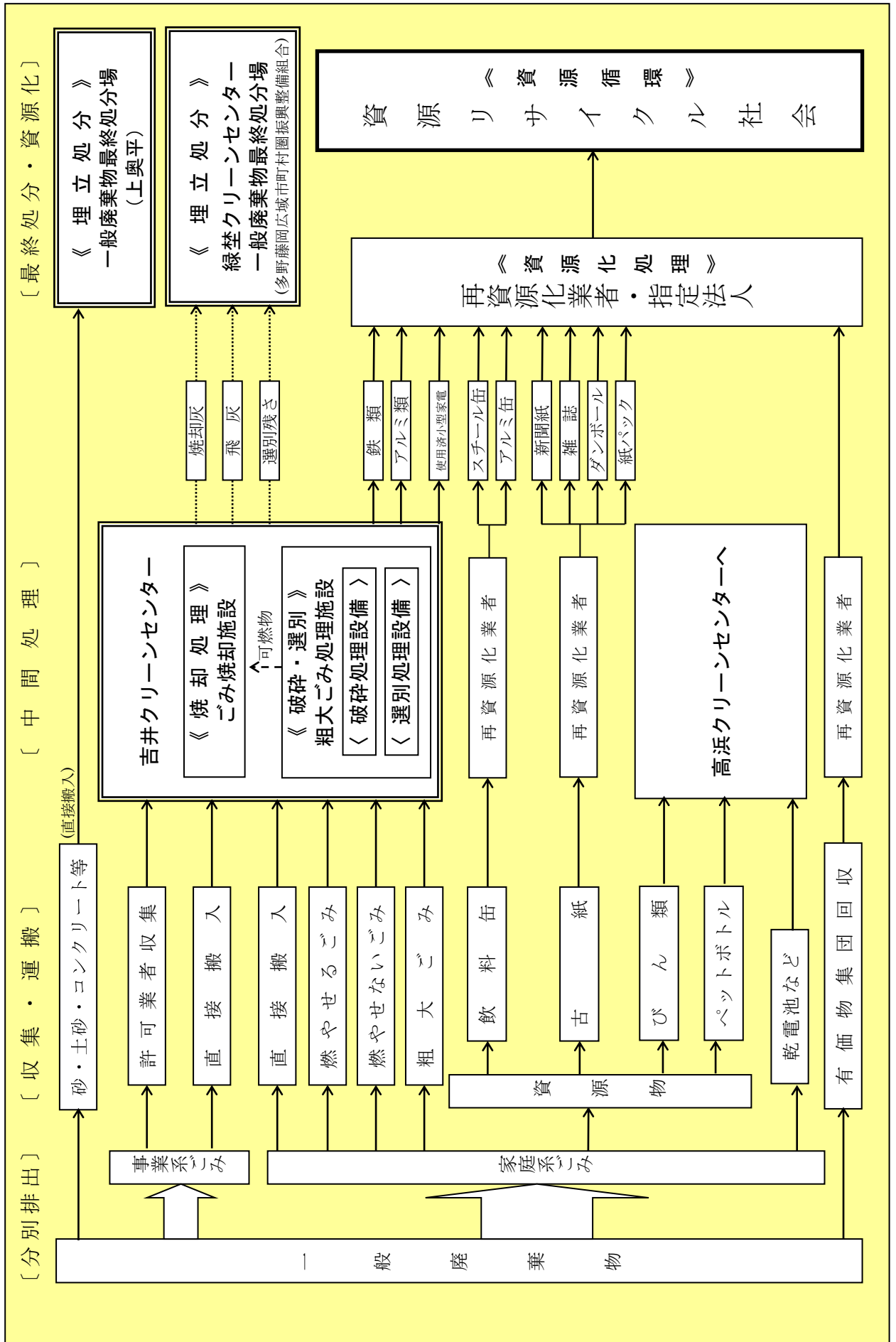
4 ごみ処理フロー図

本市のごみ処理の流れを、206～207 ページへ示しています。

(1) 吉井地域を除くごみ処理フロー図



(2) 吉井地域のごみ処理フロー図



第4節 環境行政年表

1 条例・計画等

年度	主な事項
昭和 46	・「公害防止条例」制定
昭和 47	・「公害防止条例施行規則」制定
昭和 48	・「廃棄物の処理及び清掃に関する条例」制定 ・「あき地の環境管理に関する条例」制定 ・「公害防止条例」の一部改正（拡声機による商業宣伝放送を規制）
昭和 50	・「公害防止条例」の一部改正（事故時の措置：事故報告と改善命令を追加）
平成 4	・「ごみ処理基本計画」策定
平成 5	・「ごみ処理短期実施計画」策定
平成 7	・「環境基本条例」制定
平成 8	・公害対策審議会の環境審議会への移行について報告 ・「環境審議会規則」及び「環境調整会議規則」制定
平成 10	・「高崎市環境基本計画」を策定
平成 12	・附属機関等の改革実施に伴い「高崎市廃棄物減量等推進審議会」を統合 ・「高崎市緑の基本計画」策定 ・環境基本計画に定める環境調査指針について審議 ・「地球温暖化対策の推進に関する法律」の実行計画を策定 ・ISO14001 認証取得（対象範囲：高崎市庁舎）
平成 13	・「グリーン購入調達方針」を策定
平成 14	・「高崎市環境基本計画」を改定 ・「高崎市一般廃棄物処理基本計画」策定
平成 15	・ISO14001 の対象範囲に『清掃管理事務所、図書館、中央公民館、若田浄水場、阿久津水処理センター、城南水処理センター』を新たに追加
平成 17	・ISO14001 自己宣言 ・「高崎市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」の一部改正 （市に資源物の所有権が帰属すること、条例で定めた者以外の資源物の収集、運搬を禁止することを明記） ・「高崎市地域省エネルギービジョン」策定
平成 19	・ISO14001 の対象組織に『各支所庁舎』を新たに追加
平成 20	・「高崎市第3次環境基本計画」策定 ・ISO14001 の対象組織に『高浜クリーンセンター、エコパーク榛名、城南クリーンセンター』を新たに追加 ・「高崎市循環型社会形成推進地域計画」策定
平成 22	・ISO14001 の対象組織に『吉井支所、吉井クリーンセンター』を新たに追加 ・「高崎市地球温暖化対策実行計画」を策定 ・「高崎市地域新エネルギービジョン」策定

年度	主な事項
平成 24	・「高崎市一般廃棄物処理基本計画」（平成 24～33 年度）策定
平成 25	<ul style="list-style-type: none"> ・「高崎市第 3 次環境基本計画後期計画（2013-2017）」策定 ・「高崎市循環型社会形成推進地域計画（第 2 次計画）」策定
平成 27	・「高崎市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」策定

2 公害対策関係

年度	主な事項
昭和 43	<ul style="list-style-type: none"> 厚生省（現在 厚生労働省）が神通川流域のイタイイタイ病の原因とされるカドミウム汚染について政府見解を発表。これにより碓氷川流域を要観察区域として指定
昭和 45	<ul style="list-style-type: none"> 石原町の葎田地区の水田玄米に基準（1ppm）以上のカドミウムが含まれていることが判明し、2.3ha が汚染田の指定を受け、関係農家 22 戸の保有米を凍結する。 東京都、千葉県等の利根川から取水している水道で発生した「臭い水」事件があり、フェノールを排出している大八木町内の事業所で除去装置を整備する。
昭和 46	<ul style="list-style-type: none"> 安中市内の事業所の一連の公害防止対策が完成したことにより、通産産業省（現 経済産業省）、群馬県、高崎市及び安中市で発生源の環境調査を実施する。 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律によるカドミウム汚染田として鼻高地区及び乗附地区の一部が指定され、石原町の葎田地区とあわせて 22.3 ha になる。 大気汚染防止法の硫黄酸化物の排出基準に係る K 値改定 11.7（14.0）……八幡町、鼻高町、藤塚町、剣崎町 22.3（26.3）……上記以外の地区（ ）内は改定前 騒音規制法の地域指定、規制基準決まる。 水質汚濁防止法第 3 条第 3 項の規定による排水基準（上乘せ基準）決まる。
昭和 47	<ul style="list-style-type: none"> 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律による公害防止管理者等からなる「高崎市公害防止管理者等連絡協議会」が発足 烏川・井野川などの河川の環境基準が決まる。 烏川・碓氷川（B 類型）、井野川（D 類型）
昭和 48	<ul style="list-style-type: none"> 市立中央体育館（栄町）に二酸化硫黄・粉じんの自動測定機、風向風速計を設置。（市立中央体育館（栄町）で二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、風向風速の測定を開始） 高崎地区に群馬県内で初めて光化学スモッグ予報（現 光化学オキシダント注意報）が発令される。 オキシダント自動測定機、風向風速計を青年センター（現 台新田測定局）に設置（青年センター（現 台新田測定局）で光化学オキシダント、風向風速の測定を開始） 悪臭防止法の規制区域と規制基準が決まる。 連雀町の第一勧業銀行（現 みずほ銀行）に一酸化炭素自動測定機を設置 大気汚染防止法の硫黄酸化物の排出基準に係る K 値改定 8.76（11.7）……八幡町、鼻高町、藤塚町、剣崎町 14.6（22.3）……上記以外の地区（ ）内は改定前
昭和 49	<ul style="list-style-type: none"> 高崎市公害防止管理者等連絡協議会の名称を「高崎地区公害防止管理者等連絡協議会」に変更 乗附町のカドミウム汚染田の土壌改良事業完了 窒素酸化物自動測定機を青年センターに、オキシダント自動測定機を南八幡公民館（昭和 52 年度まで）に設置

年度	主な事項
昭和 50	<ul style="list-style-type: none"> ・大気汚染防止法の K 値改定 6.42 (8.76)八幡町、鼻高町、藤塚町、剣崎町 11.7 (14.6)上記以外の地区 () 内は改定前 ・新幹線鉄道騒音に係る環境基準制定 ・二酸化硫黄・粉じん自動測定機を倉賀野農協に設置
昭和 51	<ul style="list-style-type: none"> ・二酸化硫黄・粉じん自動測定機を勤労青少年ホームに設置 ・大気汚染防止法の K 値改定 6.0 (6.42)八幡町、鼻高町、藤塚町、剣崎町 9.0 (11.7)上記以外の地区 () 内は改定前 ・染谷川にシアンを排出する事故が 4 月に発生
昭和 53	<ul style="list-style-type: none"> ・新幹線鉄道騒音に係る環境基準の地域指定 ・工場の新・増築について建築確認申請前の事前協議を実施
昭和 54	<ul style="list-style-type: none"> ・「家庭雑排水等処理対策規程」を制定 ・「高崎市異常水質汚濁通報連絡及び調査実施要領」を制定
昭和 55	<ul style="list-style-type: none"> ・一酸化炭素自動測定機を江木町に移設
昭和 58	<ul style="list-style-type: none"> ・一酸化炭素自動測定機を塚沢農協へ移設 ・二酸化硫黄・粉じん自動測定機（倉賀野農協）を倉賀野公民館へ移設
昭和 63	<ul style="list-style-type: none"> ・大気汚染測定データ処理システム導入
平成 2	<ul style="list-style-type: none"> ・雨水自動計測装置を市庁舎屋上に設置
平成 4	<ul style="list-style-type: none"> ・水質汚濁防止法の政令市となる。 ・下和田町（下水道局下和田中継ポンプ場協）に自動車排出ガス測定局を設置
平成 7	<ul style="list-style-type: none"> ・大気汚染防止法の政令市となる。 ・青年センターに一般環境大気測定局を設置 ・井野川の環境基準が D 類型から C 類型へ変更 ・倉賀野公民館に風向風速を設置
平成 8	<ul style="list-style-type: none"> ・勤労青少年ホームに風向風速計を設置
平成 9	<ul style="list-style-type: none"> ・高崎地区公害防止管理者等連絡協議会の名称を高崎地区産業環境保全連絡協議会に変更 ・元 勤労青少年ホーム駐車場に一般環境大気測定局を設置
平成 10	<ul style="list-style-type: none"> ・雨水自動計測装置を元 勤労青少年ホーム駐車場に移設
平成 11	<ul style="list-style-type: none"> ・大気常時監視テレメータシステム導入
平成 13	<ul style="list-style-type: none"> ・特例市移行に伴う、騒音・振動、悪臭の規制基準及び規制地域を告示
平成 16	<ul style="list-style-type: none"> ・悪臭規制方法を物質濃度から臭気指数による規制に変更する告示
平成 17	<ul style="list-style-type: none"> ・合併に伴う、騒音規制法の指定地域を告示（倉淵・箕郷・群馬・新町）
平成 18	<ul style="list-style-type: none"> ・合併に伴う、騒音規制法の指定地域を告示（榛名）

年度	主な事項
平成 21	<ul style="list-style-type: none"> ・合併に伴う、騒音規制法の指定地域を告示（吉井） ・烏川（森下橋）から上流を環境基準 AA 類型に格上げ指定 ・二酸化硫黄・粉じん自動測定機を倉賀野公民館から青年センターへ移設
平成 22	<ul style="list-style-type: none"> ・小八木町の一部を土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域に指定
平成 23	<ul style="list-style-type: none"> ・中核市移行に伴い、大気汚染防止法に基づく、ばい煙発生施設、揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設を設置している工場についての事務を県から移譲 ・中核市移行に伴い、ダイオキシン類対策特別措置法の政令市となる。 ・悪臭防止法に基づく規制地域を高崎市全域に拡大 ・群馬県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の規定に基づき PRTR 制度（化管法）の届出に関する事務委任を受ける。 ・第 2 次地域主権改革推進一括法の改正による県知事権限の市への一部移譲に伴い、騒音規制法の騒音に係る環境基準の類型の地域指定及び幹線交通を担う道路の指定を告示
平成 24	<ul style="list-style-type: none"> ・群馬県から箕郷測定局を譲り受け浮遊粒子状物質と光化学オキシダントの測定を開始 ・利根川水系の浄水場で水道水質基準を超えるホルムアルデヒドが検出され、約 35 万世帯が断水。関係自治体による合同調査の結果、市内事業者がヘキサメチレンテトラミンを烏川へ排出したことによるものと推定された。 ・宮原町の一部を土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域に指定
平成 25	<ul style="list-style-type: none"> ・勤労青少年ホーム測定局及び榛名測定局で微小粒子状物質（PM2.5）の測定を開始
平成 26	<ul style="list-style-type: none"> ・綿貫町の一部を土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域に指定
平成 27	<ul style="list-style-type: none"> ・「勤労青少年ホーム測定局」を「並榎一般環境大気測定局」に名称変更し、並榎一般環境大気測定局で酸性雨の測定（降水捕集装置及び雨量計を設置）を開始 ・「青年センター局舎」を「台新田一般環境大気測定局」に名称変更 ・「箕郷測定局」を「箕郷一般環境大気測定局」に名称変更 ・「榛名一般環境大気測定所 局舎」を「榛名一般環境大気測定局」に名称変更 ・「城南自排局舎」を「城南自動車排出ガス測定局」に名称変更
平成 28	<ul style="list-style-type: none"> ・「並榎一般環境大気測定局」における雨量計設置および降水採取開始に伴い、高崎市役所 本庁 2 階デッキテラスでの降水採取を廃止 ・「榛名一般環境大気測定局」の二酸化硫黄自動測定機を撤去 ・群馬県的生活環境を保全する条例に基づく騒音及び振動に係る規制地域を指定する権限を県から移譲 ・新町の一部を土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域に指定

3 廃棄物関係

年度	主な事項
明治 33	・常盤町烏川地先に焼棄場設置
明治 42	・箱車で収集搬出
昭和 2	・乗附町にごみ焼却場設置
昭和 39	・倉賀野町に総工費 870 万円を投じ 10t/8h (回転炉) 完成
昭和 41	・高崎市和田多中町に総工費 2 億 3,300 万円を投じ 45t/8h×2 基清掃工場完成 ・旧市街地収集
昭和 43	・収集地域一部 2 回収集となる (可燃ごみ)
昭和 47	・総工費 4 億 4,000 万円を投じ 150t/24h×2 基の清掃工場完成 (組合)
昭和 48	・全市週 2 回収集となる (可燃ごみ) ・(昭和 41 年に完成した) 清掃工場解体
昭和 49	・総工費 1 億 8,000 万円を投じ 150t/5h 破砕機工場完成 (組合) ・粗大、不燃ごみ 学校区ごと月 1 回収集
昭和 50	・不燃・粗大ごみ 学校区ごと月 2 回収集 ・ごみ処理手数料有料となる (キロ 2 円)
昭和 51	・ごみ処理手数料改定 (キロ 3 円)
昭和 52	・有価物集団回収事業開始
昭和 55	・不燃粗大ごみ収集の 2 分の 1 の地区を業者委託 ・高層住宅団地を中心にコンテナ収集を始める (可燃ごみ) ・ごみ処理手数料改定 (キロ 6 円)
昭和 59	・廃乾電池収集開始 ・有価物集団回収事業奨励金 2 円/kg に改定
昭和 60	・不燃粗大ごみの残り 2 分の 1 の地区の業者委託 ・ごみ処理手数料改定 (キロ 7 円)
昭和 61	・有価物集団回収事業奨励金 5 円/kg に改定
昭和 62	・可燃ごみの収集市内全域の約 34%を業者委託 ・榛名町高浜に総工費 72 億 9,000 万円を投じ 150t×24h×3 基の清掃工場完成 (組合) ・有価物集団回収事業奨励金 8 円/kg に改定
昭和 63	・榛名町高浜に総工費 10 億 6,900 万円を投じ 55t/5h 破砕機工場完成 (組合)
平成元	・ごみゼロ記念大会開催 ・ごみ処理手数料改定 (キロ 10 円)
平成 2	・牛乳パック回収事業実施 ・本庁舎古紙回収実施 ・可燃ごみの収集市内全域の 11%を追加委託し全体の 45%を業者委託 ・雑びん分別回収開始 (若松町・5 町内)
平成 3	・高浜クリーンセンター施設見学会開始 ・雑びん分別回収開始 (南地区)
平成 4	・雑びん分別回収開始 (城南地区)

年度	主な事項
平成 5	<ul style="list-style-type: none"> ・生ごみ堆肥化容器補助金制度発足 ・有価物集団回収事業奨励金 10 円/kg に改定 ・有価物集団回収事業回収業者奨励金 2 円/kg 開始 ・雑びん分別回収開始（中央地区） ・ごみの投げ捨て防止街頭キャンペーン開始 ・一般廃棄物処分業許可証等交付手数料の徴収を開始
平成 6	<ul style="list-style-type: none"> ・廃食用油石けんづくり講習会開始 ・ごみ処理手数料改定（キロ 13 円） ・廃冷蔵庫（フロンガス回収）分別回収開始雑びん分別回収開始（北・東地区）
平成 7	<ul style="list-style-type: none"> ・有価物集団回収事業回収業者奨励金 3 円/kg に改定 ・雑びん処理業者に雑びん処理奨励金 3 円/kg 開始 ・雑びん分別回収開始（西・塚沢地区）
平成 8	<ul style="list-style-type: none"> ・雑びん分別回収開始（城東・片岡・佐野・倉賀野地区） ・ペットボトル分別回収開始（各市立公民館）
平成 9	<ul style="list-style-type: none"> ・雑びん分別回収開始（六郷、豊岡、大類、南八幡、中居、矢中、東部地区） ・ペットボトル分別回収開始（店頭回収協力店舗） ・廃乾電池収集終了
平成 10	<ul style="list-style-type: none"> ・粗大ごみ戸別有料収集開始 ・指定袋制度開始 ・ごみの分別回収（缶、びん、古紙）開始 ・リサイクルセンター稼動
平成 12	<ul style="list-style-type: none"> ・倉賀野町に高崎市リユースセンターを開場
平成 13	<ul style="list-style-type: none"> ・最終処分場「エコパーク榛名」稼動 ・生ごみ堆肥化容器補助金の対象に EM ボカシ、電動式を追加 ・可燃ごみ収集の業者委託を約 68% に拡大 ・廃冷蔵庫（フロンガス回収）分別回収終了 ・ごみ処理手数料改定（キロ 13 円）
平成 14	<ul style="list-style-type: none"> ・廃乾電池資源回収開始
平成 15	<ul style="list-style-type: none"> ・ペットボトルのごみステーションでの回収を開始 ・廃蛍光灯資源回収開始 ・市内全域でごみ減量市民説明会を実施 ・市内ごみコンテナ一部廃止（市営上大類団地、高砂団地、シティギャラリー、上並榎団地、斎場、原郷団地、鼻高団地、北久保団地）
平成 16	<ul style="list-style-type: none"> ・祝日、振替休日のごみ収集を開始 ・リユースセンターの開催に合わせて廃タイヤ・廃バッテリーの有料回収を実施 ・市内ごみコンテナ一部廃止（県営上佐野団地、市営佐野団地、県営中尾団地、市営井野団地）

年度	主な事項
平成 17	<ul style="list-style-type: none"> ・コンテナ収集（城山地区 11 基）を廃止し、コンテナ収集終了 ・生ごみ処理機器購入費補助金のうち電動式の補助率を 1/3 から 1/2 に引き上げる
平成 18	<ul style="list-style-type: none"> ・使い捨てライターの分別回収を開始
平成 19	<ul style="list-style-type: none"> ・燃やせるごみの収集業者委託を拡大 ・学校給食残渣堆肥化事業を支所管内を含む 73 校園に拡大
平成 20	<ul style="list-style-type: none"> ・燃やせるごみ収集の業者委託を拡大 ・粗大ごみ収集及び休日犬猫収集を市全域に拡大 ・市立公民館等にて植物性廃油の回収を開始（廃食用油リサイクル）
平成 21	<ul style="list-style-type: none"> ・燃やせるごみ収集の業者委託を拡大 ・在宅医療廃棄物の回収を開始（10 月 1 日より） ・家電リサイクル対象品目の追加（液晶・プラズマテレビ、衣類乾燥機） ・化粧品びんの分別回収開始
平成 22	<ul style="list-style-type: none"> ・アルミ付紙パックの分別回収開始
平成 23	<ul style="list-style-type: none"> ・燃やせるごみ収集の業者委託を拡大
平成 24	<ul style="list-style-type: none"> ・最終処分場「エコパーク榛名」第二期造成分、稼動 ・新町クリーンステーション改修
平成 25	<ul style="list-style-type: none"> ・「古着・古布」を有価物集団回収の品目に追加（11 月実施分から） ・使用済小型家電のボックス回収を開始（平成 26 年 1 月から）
平成 26	<ul style="list-style-type: none"> ・使用済小型家電のピックアップ回収を開始 ・雑がみりサイクルモデルステーション事業を開始 ・危険物（スプレー缶等）の分別回収を開始
平成 27	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみステーション見守りカメラを設置（63 台）
平成 28	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみステーション見守りカメラを設置（251 台） ・資源・ごみ分別アプリ「さんあーる」配信を開始
平成 29	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみステーション見守りカメラを設置（149 台）

第5節 用語集

【あ行】

○ISO14001

国際標準化機構（ISO:International Organization for Standardization）が規定する環境マネジメントシステムの国際規格のこと。ISO14001に基づき、企業等は環境方針を定め、環境に配慮した経営を行う。

○アスベスト

石綿（せきめん・いしわた）とも呼ばれる繊維状の鉱物。耐火性、吸音性、施工性などに優れることから建築材料、自動車部品、水道管など様々な分野で使われていたが、危険性が高い吹き付けアスベストは昭和 50 年に原則使用禁止となった。潜伏期間が長く、吸入後 15～40 年後に肺がんや悪性中皮腫などの病気を引き起こすおそれがある。

○一酸化炭素

一酸化炭素は、炭素またはその化合物が不完全燃焼した際に発生し、自動車の排出ガスや石炭等を燃焼させる工場などが主な発生源となっている。刺激作用がなく、血液中のヘモグロビンと結合して酸素運搬機能を阻害する。

○一般地域／道路に面する地域

道路に面する地域とは、自動車騒音の影響を受ける地域のことをいい、道路端から 50m の範囲内にある住居等のうち騒音レベルが環境基準を超過する戸数及び超過割合により評価することとされている。一方、一般地域は道路に面する地域以外の地域を指す。

○一般廃棄物

産業廃棄物以外のすべての廃棄物であると定義されている。具体的には主に家庭から排出される生ごみや粗大ごみ、オフィスから排出される紙くずなどである。

○OLED

電気を通すと発光する性質を持つ半導体の総称。Light Emitting Diode の略で、発光ダイオードと呼ばれている。長寿命で消費電力も少ないため、日本全国で節電意識の高まる中、近年急速に普及しており、照明器具をはじめテレビや信号灯などで、幅広く使用されている。

○温室効果ガス

大気を構成する気体であって、太陽エネルギーにより温められた地表面から放出される赤外線を吸収し、再放出する気体の総称。地球温暖化対策の推進に関する法律では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン（HFC）、パーフルオロカーボン（PFC）、六ふつ化硫黄の 6 物質を定めている。

【か行】

○化学的酸素要求量（COD）

水中の有機物を酸化剤によって酸化するのに消費される酸素の量。数値が大きくなるほど汚濁していることを示す。湖沼の水質の代表的な指標として用いられる。

○環境基準

大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されていることが望ましい基準。

○空間放射線量

放射線には、物質を通り抜ける性質や原子を電離する性質を持っており、その性質の違いにより、アルファ線（ヘリウム原子核）、ベータ線（電子）、ガンマ線（電磁波）等の種類にわかれている。市や各自治体等で測定している空間放射線量は、地面などから放出されているガンマ線を計測している。

○グリーン購入

製品やサービスを購入する際に、その必要性を十分に考慮し、購入が必要な場合には、できる限り環境に与える影響が少ないものを優先的に購入すること。

○光化学オキシダント

オキシダントは、大気中の窒素酸化物や炭化水素が、紫外線により光化学反応を起こして生成されるもので、オゾン、アルデヒド、パーオキシアセチルナイトレート（PAN）等の酸化力の強い物質の総称。主成分はオゾンで、オキシダントが原因で起こる光化学オキシダント（スモッグ）は、日ざしの強い夏季に多く発生する。粘膜への刺激、呼吸への影響といった健康影響のほか、農作物など植物へも影響を与える。

○降下ばいじん

降下ばいじんとは、ものの燃焼や破砕等に伴って発生するばいじんや粉じん（「すす」や「ちり」の状態で大気中に漂っている）などの粒子状物質のうち、比較的粒径が大きく、自己の重量または雨によって降下するもののことを指す。

○公共用水域

河川、湖沼、港湾、沿岸海域、その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路、その他公共の用に供される水路（終末処理場を有する公共下水道及び流域下水道を除く）のことをいう。

【さ行】

○災害時要援護者

高齢者、障害者、乳幼児など災害時に支援が必要な人。

○再生可能エネルギー

定常的に供給される、あるいは比較的短期間に再生される自然現象から取り出されるエネルギーを指し、化石燃料の代替エネルギーとして用いられる。

○産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類等の 20 種類と定めている。事業活動とは製造業や建設業等に限定されるものではなく、農林業や商店等の商業活動、水道事業、学校等の公共事業も含まれる。

○酸性雨

化石燃料の燃焼などで生じた硫黄酸化物や窒素酸化物を取り込んだ酸性の雨のこと。通常の雨は大気中の二酸化炭素により若干の酸性（pH5.6 程度）を示し、これより酸性の強い雨が酸性雨と呼ばれる。

○自主防災組織

災害対策基本法第 5 条第 2 項により定められている、住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織のこと。

○次世代自動車

ガソリンなどの化石燃料の使用をゼロまたは大幅に減らして環境負荷を和らげる自動車。

ハイブリッド自動車（HV）やプラグインハイブリッド車（PHV）、電気自動車（EV）、水素と酸素の化学反応で発電して走る燃料電池自動車、クリーンディーゼル車、CNG 自動車がある。

○浄化槽（合併処理浄化槽）

し尿だけでなく台所や風呂などからの生活雑排水も一緒に処理する浄化槽のこと。平成 12 年 5 月、浄化槽法が改正され、合併処理浄化槽の義務づけが決まった。これにより新設の場合は合併処理浄化槽を設置しなければならず、単独処理浄化槽（し尿のみで生活雑排水は処理できない）を設置している場合は取り替えることが努力義務とされている。

○小水力発電

比較的小規模な水力発電の総称。小規模なため比較的初期投資が少なく、生態系に大規模な影響を与えない利点がある。近年、技術開発により発電機の効率化、低コスト化が進んだことや、農業用水路など既存の施設を利用し設置費用が安価に済むことから、注目されている。

○生物化学的酸素要求量（BOD）

微生物が水中の有機物を生物化学的に分解するために必要な酸素の量。数値が大きくなるほど汚濁していることを示す。河川の水質の代表的な指標として用いられる。

【た行】

○ダイオキシン類

ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン（PCDD）とポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）、コプラナーポリ塩化ビフェニル（コプラナーPCB）の総称。炭素・水素・塩素を含むものが燃焼する工程などで生成される。主な発生源としては、廃棄物焼却炉などがある。

○代替フロン

オゾン層を破壊するフロンガスの代わりとして半導体の製造過程や冷蔵庫、エアコンなどに利用されている物質で、ハイドロフルオロカーボン（HFC）、パーフルオロカーボン（PFC）等の総称。二酸化炭素の数千倍から数万倍もの温室効果があるため、1997年（平成9年）12月の地球温暖化防止京都会議により削減の対象となっている。

○太陽光発電

再生可能な地産地消エネルギーとしての豊富な太陽エネルギー利用を促進する有望な技術のひとつ。本市の公共施設では、平成15年から太陽光発電設備の導入を進めている。

○高崎市環境調査指針

道路、鉄道、河川などの整備事業や公園、緑地などの拠点整備事業など、市が実施する事業（施策）を立案段階から適切に環境に配慮し、良好な環境の保全及び創造を図るための指針。

○厨芥（ちゅうかい）

調理くずや食べ残し等のこと。

○特定建設作業

作業時に大きな騒音や振動を発生させ、近隣に影響を与える重機等を使用する作業で、騒音規制法及び振動規制法において政令で規定されているもの。特定建設作業を実施する際には、法令に基づく事前の届出と規制基準の遵守が義務づけられている。

○都市公園

都市公園法に基づき、地方公共団体又は国が都市計画区域内に設置する公園又は緑地のこと。
なお、都市計画区域とは、都市計画法に基づき、一体の都市として総合的に整備、開発、保全する必要がある区域であり、県知事が指定する。

【な行】

○二酸化硫黄

二酸化硫黄は亜硫酸ガスとも呼ばれ、無色で刺激臭のあるガスで、高濃度の場合には植物が枯れたり、人の呼吸機能に影響を及ぼす。

重油や石炭など硫黄分を含有する燃料の燃焼で発生し、酸性雨や湖沼の酸性化の原因の一つとなっている。主な発生源としては、工場のボイラーや加熱炉の重油燃焼施設などの固定発生源であり、自然界では火山ガスなどに含まれている。

○二酸化炭素吸収源

森林を構成する 1 本 1 本の木は大気中の二酸化炭素を吸収して光合成を行い、炭素を有機物として幹や枝などに蓄えるため、二酸化炭素の吸収源として大きな役割を果たしている。

○二酸化窒素（窒素酸化物）

二酸化窒素は窒素酸化物は一酸化窒素と二酸化窒素の総称。赤褐色で刺激性のある気体で、一酸化窒素と比べて毒性が強く、吸入すると肺深部及び毛細血管まで進入し、肺気腫を起こすことがある。また、光化学オキシダントの原因物質としても作用する。

ボイラーや金属加熱炉などの固定発生源や、自動車などの移動発生源のほかに、一般家庭の暖房などからも発生する。

○農業集落排水

農業用水の水質を保全するとともに、農村生活環境の改善を図ることなどを目的として、農業集落におけるし尿や生活雑排水等を処理する施設。

【は行】

○浮遊粒子状物質

大気中に浮遊している粒子状物質のうち、粒径が 10 マイクロメートル以下のものを浮遊粒子状物質（SPM）といい、呼吸により、気管や肺に入りやすいことから、咳、たん、呼吸困難などを引き起こす原因物質のひとつといわれている。

燃焼施設を持つ工場等の固定発生源からのばいじんや粉じん、自動車の排出ガス（特にディーゼル車の排出ガス）が主な発生源になる。

○放射性物質

放射線を出す能力（放射能）を持つ物質のこと。

○ポリ塩化ビフェニル（PCB）

耐熱性、電気絶縁性に優れた化学物質として、トランス油、コンデンサーなどの電気絶縁油、熱媒体、ノーカーボン複写紙などに用いられていたが、環境中で難分解性であり、生物に蓄積しやすくかつ慢性毒性がある物質であることが明らかになり、生産・使用の中止等の行政指導を経て、昭和 49 年に化学物質審査規制法に基づき製造及び輸入が原則禁止された。

【や行】

○有害大気汚染物質

有害大気汚染物質とは、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれのある物質で大気の汚染の原因となる。有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質として 248 種類、その中でも有害性の程度や大気環境の状況等に鑑み健康リスクがある程度高いと考えられている優先取組み物質として 23 種類が指定されている。

○要請限度

市町村長は、自動車騒音又は道路交通振動が環境省令で定める限度（「要請限度」という。）を超えることにより、騒音については、道路の周辺的生活環境が著しく損なわれると認めるときは、都道府県公安委員会に対し道路交通法の規定による措置を執ることを要請することができ、また、必要があると認めるときは、道路管理者又は関係行政機関の長に意見を述べることができる。



平成 30 年版（2018 年版） たかさき環境白書

平成 31 年（2019 年）3 月発行

発行 高崎市

編集 高崎市 環境部 環境政策課

〒370 - 8501

群馬県高崎市高松町 35 番地 1

T E L : 027 - 321 - 1251

E-Mail : kankyous@city.takasaki.gunma.jp